

09

平成21年度

# 学生便覧

履修・学生生活の手引き

佐賀大学

佐賀大学

2009  
平成21年度

# 学生便覧

履修・学生生活の手引き



## 授業時間

8:40	↓	I 校時
10:10	↓	II 校時
10:20	↓	III 校時
11:50	↓	IV 校時
Lunch Time		
12:50	↓	V 校時
14:20	↓	VI 校時
14:30	↓	VII 校時
16:00	↓	
16:10	↓	
17:40	↓	
18:00	↓	
19:30	↓	
19:40	↓	
21:10	↓	



学部 研究科 学科 課程 専攻

学籍番号 09

氏名

部局等所在地及び電話番号

部局等	所在地	電話番号	備考	
法人本部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿164	教務課	
		095㉿ 28 ㉿113	総務課	
095㉿ 28 ㉿400		研究協力課		
095㉿ 28 ㉿177				
095㉿ 28 ㉿497				
095㉿ 28 ㉿181				
保健管理センター(鍋島キャンパス)分室		〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095㉿ 34 ㉿215	
附属図書館		〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿902	
附属図書館医学分館		〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095㉿ 34 ㉿172	
教養教育運営機構		〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿815	教務課
文化教育学部	095㉿ 28 ㉿213			
附属教育実践総合センター	095㉿ 28 ㉿209		FAX095㉿ 28 ㉿305	
附属幼稚園	〒840 0054 佐賀市水ヶ江1丁目4 45	095㉿ 24 ㉿745	FAX095㉿ 28 ㉿842	
附属小学校	〒840 0041 佐賀市城内2丁目17 3	095㉿ 26 ㉿1005	FAX095㉿ 26 ㉿049	
附属中学校	〒840 0041 佐賀市城内1丁目14 4	095㉿ 26 ㉿1001	FAX095㉿ 26 ㉿1003	
附属特別支援学校	〒840 0026 佐賀市本庄町正里46 2	095㉿ 29 ㉿676	FAX095㉿ 28 ㉿850	
経済学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿413		
医学部	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095㉿ 34 ㉿132	学生サービス課	
附属病院		095㉿ 31 ㉿511		
附属地域医療科学教育研究センター		095㉿ 31 ㉿180		
附属先端医学研究推進支援センター		095㉿ 34 ㉿314		
理工学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿513		
農学部	〒849 0903 佐賀市久保泉町下和泉1841	095㉿ 28 ㉿713		
附属資源循環フィールド科学教育研究センター		095㉿ 98 ㉿245	FAX095㉿ 98 ㉿230	
海洋エネルギー研究センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿624		
海洋エネルギー研究センター伊万里サテライト	〒849 4256 伊万里市山代町久原字平尾1 48	095㉿ 20 ㉿190	FAX095㉿ 20 ㉿191	
総合分析実験センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿896		
総合情報基盤センター		095㉿ 28 ㉿592		
留学生センター		095㉿ 28 ㉿168	国際課	
低平地研究センター		095㉿ 28 ㉿582	FAX095㉿ 28 ㉿189	
海浜台地生物環境研究センター	〒847 0021 唐津市松南町152 1	095㉿ 77 ㉿484		
シンクロトン光応用研究センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿854		
高等教育開発センター		095㉿ 28 ㉿990		
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		095㉿ 28 ㉿853		
地域学歴史文化研究センター		095㉿ 28 ㉿416	研究協力課	
有明海総合研究プロジェクト		095㉿ 28 ㉿846		
スポーツセンター		095㉿ 28 ㉿897		
学生会館		095㉿ 28 ㉿175	学生生活課	
かささぎホール		095㉿ 28 ㉿175	学生生活課	
楠葉寮		〒840 0027 佐賀市本庄町本庄425	095㉿ 24 ㉿812	
国際交流会館		〒840 0027 佐賀市本庄町本庄489 1	095㉿ 28 ㉿804	
合宿研修所	〒847 0131 唐津市神集島コウソ辻1430	095㉿ 79 ㉿986		
守衛室	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿193		

表紙の題字は教育学研究科山下優子さんの作品です。  
表紙の作品「蝶の花」は文化教育学部美術・工芸課程(西洋画専攻)鶴友那さんの作品です。

裏表紙の作品「から」は文化教育学部美術・工芸課程(窯芸専攻)小島美桜さんの作品です。

平成21年度  
**学 生 便 覧**  
平成21年3月25日印刷  
平成21年3月31日発行  
編集 佐賀市本庄町1  
佐賀大学学務部  
印刷 株式会社昭和堂

# 目 次

佐賀大学憲章	
学長挨拶.....	1
平成21年度 学年暦及び年間行事予定表.....	2
佐賀大学（本庄キャンパス）建物配置図.....	4
佐賀大学（鍋島キャンパス）建物配置図.....	5
<b>1．沿革及び組織</b>	
沿革.....	9
組織図.....	10
<b>2．学生生活</b>	
国立大学法人佐賀大学における個人情報について.....	13
2つのキャンパスについて.....	14
学生センター（学務部）の業務.....	15
学生関係諸手続一覧（本庄キャンパス）.....	17
本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き.....	19
証明書自動発行機.....	19
卒業後の諸証明交付手続き.....	19
学生サービス課の業務.....	20
学生関係諸手続一覧（鍋島キャンパス）.....	21
一般的注意事項.....	22
学生教育研究災害傷害保険.....	23
学生センターホームページの利用方法.....	25
佐賀大学キャリアセンターホームページの利用方法.....	26
留学生センターホームページの利用方法.....	28
教養教育運営機構マルチメディア語学演習室（LM 教室）について.....	29
<b>3．就職</b>	
就職活動について.....	33
相談窓口.....	33
就職活動の流れ.....	34
学生就職支援プログラム.....	35
キャリア教育について.....	36
インターンシップの実施について.....	36
<b>4．授業料の納付</b>	
授業料の納付.....	39
授業料の口座振替制度.....	39
<b>5．経済援助</b>	
授業料の免除.....	43
奨学金制度.....	43
アルバイト.....	44
<b>6．住居</b>	
学生寮.....	47
アパート等の紹介.....	47
医学部学生へのアパート等の紹介.....	47
<b>7．課外活動</b>	
課外活動.....	51
課外活動の施設及び利用申込.....	52
本庄キャンパス サークル一覧.....	52
鍋島キャンパス サークル一覧.....	52
<b>8．福利厚生施設</b>	
学生会館.....	55
厚生施設.....	56

佐賀大学合宿研修所.....	56
九州地区国立大学共同研修施設.....	57
九重共同研修所.....	57
島原共同研修センター.....	58
<b>9. なんでも相談</b>	
相談機関.....	61
<b>10. 健康管理</b>	
保健管理センター.....	65
<b>11. 附属図書館</b>	
はじめに.....	69
入館.....	69
開館時間・休館日.....	69
閲覧と貸出返却.....	70
図書購入.....	70
施設の利用（本館）.....	70
文献複写.....	70
他大学図書館等の利用.....	70
相互貸借サービス.....	70
レファレンス・サービス.....	70
検索端末の利用.....	71
携帯電話からの蔵書検索.....	71
館内案内及び資料案内.....	72
<b>12. 総合情報基盤センター</b>	
総合情報基盤センターによろこそ.....	79
情報基盤センターの利用期間について.....	79
ユーザ ID とパスワードは、こんなときに必要です.....	79
インターネットの利用について.....	79
個人ホームページの作成と公開について.....	79
サイトライセンス・ソフトウェア StarSuite の利用について.....	79
情報基盤センターの利用にあたっての諸注意.....	80
メインセンター（本庄キャンパス）の利用について.....	80
医学サブセンター（鍋島キャンパス）の利用について.....	82
<b>13. 国際交流</b>	
留学生センター・留学生教育研究部門.....	85
学術交流.....	86
外国人留学生.....	86
日本人学生の海外留学.....	86
国際交流会館.....	87
<b>14. 単位互換</b>	
放送大学との単位互換.....	91
西九州大学との単位互換.....	92
<b>15. 学内関係規則等</b>	
国立大学法人佐賀大学規則.....	95
佐賀大学学則.....	102
佐賀大学教養教育科目履修規程.....	114
佐賀大学教養教育科目履修細則.....	116
佐賀大学共通専門教育科目履修規程.....	119
佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程.....	121
佐賀大学文化教育学部規則.....	126
佐賀大学文化教育学部履修細則.....	129
佐賀大学経済学部規則.....	192
佐賀大学経済学部履修細則.....	194
佐賀大学医学部規則.....	216

佐賀大学医学部履修細則	218
佐賀大学理工学部規則	228
佐賀大学理工学部履修細則	231
佐賀大学農学部規則	262
佐賀大学農学部履修細則	264
農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規	272
追試験及び再試験に関する農学部内規	272
農学部学生の教員職員免許状取得に関する内規	272
農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規	281
佐賀大学大学院学則	284
佐賀大学大学院教育学研究科規則	293
佐賀大学大学院教育学研究科履修細則	295
佐賀大学大学院経済学研究科規則	305
佐賀大学大学院経済学研究科履修細則	307
佐賀大学大学院医学系研究科規則	310
佐賀大学大学院医学系研究科履修細則	312
佐賀大学大学院工学系研究科規則	324
佐賀大学大学院工学系研究科履修細則	327
佐賀大学大学院農学研究科規則	342
佐賀大学大学院農学研究科履修細則	344
<b>16. 転学部・転学科等</b>	
佐賀大学における入学後の進路変更に関する方針	351
佐賀大学文化教育学部転学部・転課程等に関する内規	352
佐賀大学経済学部転学部規程	353
佐賀大学医学部転学部及び転学科細則	354
佐賀大学理工学部転学部及び転学科に関する内規	355
佐賀大学農学部転学部及び転学科細則	356
<b>17. 教育職員免許法等</b>	
教育職員免許法	359
教育職員免許法施行規則	363
<b>18. その他の規則等</b>	
佐賀大学学生交流に関する規程	373
佐賀大学外国人留学生規程	378
佐賀大学科目等履修生規程	380
佐賀大学研究生規程	383
佐賀大学学生の懲戒に関する規程	385
佐賀大学における成績評定平均値に関する規程	386
G P A ( Grade Point Average ) の計算例	388
成績評価の異議申立てに関する要項	390
定期試験受験心得	390
佐賀大学成績判定等に関する規程	391
佐賀大学学生表彰規程	392
佐賀大学授業料の督促及び指導要領	394
国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程	395
佐賀大学医学部構内交通規制要項	397
気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ	400
佐賀大学医学部における気象警報発表時における授業等の実施に関する申合せ	401
<b>19. 佐賀大学学歌</b>	
佐賀大学学歌	405
<b>20. 建物配置図等</b>	
各学部他	409

平成18年 3月15日 制定

# 佐賀大学憲章

佐賀大学は、これまでに培った文、教、経、理、医、工、農等の諸分野にわたる教育研究を礎にし、豊かな自然溢れる風土や諸国との交流を通して育んできた独自の文化や伝統を背景に、地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を目指して、ここに佐賀大学憲章を宣言します。

## 魅力ある大学

目的をもって生き活きと学び行動する学生中心の大学づくりを進めます

## 創造と継承

自然と共生するための人類の「知」の創造と継承に努めます

## 教育先導大学

高等教育の未来を展望し、社会の発展に尽くします

## 研究の推進

学術研究の水準を向上させ、佐賀地域独自の研究を世界に発信します

## 社会貢献

教育と研究の両面から、地域や社会の諸問題の解決に取り組みます

## 国際貢献

アジアの知的拠点を目指し、国際社会に貢献します

## 検証と改善

不断の検証と改善に努め、佐賀の大学としての責務を果たします



# 学長挨拶

佐賀大学長 長谷川 照

新入生のみなさん，入学おめでとうございます。

みなさんは，人生において最も多感な時期，将来への希望と不安の交錯した時期を佐賀大学で過ごすこととなります。ところで，みなさんは佐賀大学に何を期待して入学しましたか。昔から「初心忘るべからず」と云われています。あらためて大学入学の初心を自らに問うてください。

さて，佐賀大学が皆さんに望んでいることを紹介しましょう。まず，この学生便覧に記載されている佐賀大学学則の第2条（本学の目的）と国立大学法人佐賀大学規則の第1条（法人の目的）をご覧ください。学則の第2条は佐賀大学の教育研究の基本方針と期待される成果を記述しています。規則の第1条は法人が佐賀大学を設置した目的を述べたものです。法人化後3年目の平成18年4月，佐賀大学は，これらの基本的な目的に基づいて佐賀大学憲章を制定しました。

佐賀大学憲章は「佐賀の大学」としての理念と建学の精神を宣言したものです。佐賀大学は，佐賀の歴史，文化，風土を教育力，研究力の源泉とする大学です。窯業，反射炉などの近代文明の源流を継承して21世紀の文明を創造すること，豊饒の海と云われる有明海と玄海的环境を取り戻し21世紀に相応しい都市空間を創造すること，そして佐賀の歴史文化の真髄に触れ，人格を形成し，社会の要請に応え，探求の心を育み，進取の精神を養う大学です。

みなさんは，それぞれの学部で専門分野に取り組みますが，学ぶだけでなく，その成果を周辺の実際の社会のさまざまな問題に適用したり，あるいは海外に出て国際社会に視野を広げるなど，新しい自分を発見する喜びを味わってください。大学入学時の初心を忘れずに勉学に励むとともに旺盛な好奇心をもってあらゆることに挑戦する皆さんを，佐賀大学は全力をあげて支援します。

佐賀大学は，すべての学術・学芸の知恵が集積された総合的な判断力を育む大学です。人類が自然と調和のとれた営みを続けるために，平和を世界にもたらすために，みなさんが実りある大学生活を送られることを望んでいます。

## 平成21年度 学年暦及び年間行事予定表

月	日	曜	学 年 暦	行 事
4	1	水	前学期始, 春季休業(4月7日まで)	
	3	金		前学期授業時間割発表 学友会及びサークル紹介(2, 3, 6日)(予定) 新入学生健康診断(2, 3, 6日)(予定)
	7	火	平成21年度入学式	研究科オリエンテーション(教育学・経済学・医学系・工学系) 学部オリエンテーション(医)(9日まで) 学生会紹介(医学部のみ)
	8	水		学部オリエンテーション(文化教育 経済 理工 農) 研究科オリエンテーション(農学)
	10	金	前学期開講	
5	8	金		水曜日の代替日
7	17	金		前学期定期試験時間割発表
	23	木		月曜日の代替日
	27	月		前学期定期試験(7月31日まで) (特定の学部・学科のみ前学期定期試験8月7日まで)
8	2	日	夏季休業(9月30日まで) (特定の学部・学科のみ8月9日から夏季休業)	
				大学説明会(未定)
9	25	金	平成21年度学位記授与式 9月期	後学期授業時間割発表
	30	水	前学期終	
10	1	木	開学記念日, 後学期始	
	2	金	後学期開講	
	5	月	平成21年度大学院入学式 (工学系博士後期課程等)	
12	25	金	冬季休業(1月7日まで)	
1	14	木		月曜日の代替日
	16	土		平成22年度大学入試センター試験(1月17日まで)(予定)
	27	水		後学期定期試験時間割発表
2	3	水		後学期定期試験(2月9日まで) (特定の学部・学科のみ後学期定期試験2月18日まで)
	25	木		平成22年度前期日程入学試験(2月26日まで)(予定)
3	12	金		平成22年度後期日程入学試験(3月13日まで)(予定)
	24	水	平成21年度学位記授与式 3月期	
	31	水	後学期終	

5月9日, 6月6日, 7月4日・11日・24日, 8月1日・8日, 11月7日, 12月5日・18日, 1月9日・29日, 2月2日・10日・19日は予備日

### (参考) 平成22年度

4	1	木	前学期始, 春季休業(4月7日まで)	
	6	火	平成22年度入学式	
	7	水		学部オリエンテーション(予定)
	9	金	前学期開講(予定)	

注: 予備日については, 通常の休講等に対応するものではなく, 台風等の風水害の到来他による大学全体の臨時休業等に充当するものである。



## 平成21年度学年暦

月	週	月	火	水	木	金	土	日	備考
4				4 / 1	4 / 2	4 / 3	4 / 4	4 / 5	4 / 1 ~ 4 / 7 春季休業
	1	4 / 6	4 / 7	4 / 8	4 / 9	4 / 10	4 / 11	4 / 12	4 / 7 入学式
	2	4 / 13	4 / 14	4 / 15	4 / 16	4 / 17	4 / 18	4 / 19	4 / 10 前学期開講
	3	4 / 20	4 / 21	4 / 22	4 / 23	4 / 24	4 / 25	4 / 26	
	4	4 / 27	4 / 28	4 / 29	4 / 30	5 / 1	5 / 2	5 / 3	
5	5	5 / 4	5 / 5	5 / 6	5 / 7	5 / 8	5 / 9	5 / 10	5 / 8 は水曜日の代替日
	6	5 / 11	5 / 12	5 / 13	5 / 14	5 / 15	5 / 16	5 / 17	
	7	5 / 18	5 / 19	5 / 20	5 / 21	5 / 22	5 / 23	5 / 24	
	8	5 / 25	5 / 26	5 / 27	5 / 28	5 / 29	5 / 30	5 / 31	
6	9	6 / 1	6 / 2	6 / 3	6 / 4	6 / 5	6 / 6	6 / 7	
	10	6 / 8	6 / 9	6 / 10	6 / 11	6 / 12	6 / 13	6 / 14	
	11	6 / 15	6 / 16	6 / 17	6 / 18	6 / 19	6 / 20	6 / 21	
	12	6 / 22	6 / 23	6 / 24	6 / 25	6 / 26	6 / 27	6 / 28	
7	13	6 / 29	6 / 30	7 / 1	7 / 2	7 / 3	7 / 4	7 / 5	
	14	7 / 6	7 / 7	7 / 8	7 / 9	7 / 10	7 / 11	7 / 12	
	15	7 / 13	7 / 14	7 / 15	7 / 16	7 / 17	7 / 18	7 / 19	
	16	7 / 20	7 / 21	7 / 22	7 / 23	7 / 24	7 / 25	7 / 26	7 / 23 は月曜日の代替日
	17	7 / 27	7 / 28	7 / 29	7 / 30	7 / 31	8 / 1	8 / 2	7 / 27 - 31 前学期定期試験期間
8		8 / 3	8 / 4	8 / 5	8 / 6	8 / 7	8 / 8	8 / 9	8 / 3 - 8 / 7 試験第2週(特定の学部・学科のみ)
		8 / 10	8 / 11	8 / 12	8 / 13	8 / 14	8 / 15	8 / 16	8 / 2 (8 / 9) - 9 / 30 夏季休業
		8 / 17	8 / 18	8 / 19	8 / 20	8 / 21	8 / 22	8 / 23	大学説明会(未定)
		8 / 24	8 / 25	8 / 26	8 / 27	8 / 28	8 / 29	8 / 30	
9		8 / 31	9 / 1	9 / 2	9 / 3	9 / 4	9 / 5	9 / 6	
		9 / 7	9 / 8	9 / 9	9 / 10	9 / 11	9 / 12	9 / 13	
		9 / 14	9 / 15	9 / 16	9 / 17	9 / 18	9 / 19	9 / 20	
		9 / 21	9 / 22	9 / 23	9 / 24	9 / 25	9 / 26	9 / 27	9 / 25 学位記授与式 9 月期
10	1	9 / 28	9 / 29	9 / 30	10 / 1	10 / 2	10 / 3	10 / 4	10 / 1 開学記念日, 10 / 2 後学期開講
	2	10 / 5	10 / 6	10 / 7	10 / 8	10 / 9	10 / 10	10 / 11	10 / 5 大学院入学式
	3	10 / 12	10 / 13	10 / 14	10 / 15	10 / 16	10 / 17	10 / 18	
	4	10 / 19	10 / 20	10 / 21	10 / 22	10 / 23	10 / 24	10 / 25	
	5	10 / 26	10 / 27	10 / 28	10 / 29	10 / 30	10 / 31	11 / 1	
11	6	11 / 2	11 / 3	11 / 4	11 / 5	11 / 6	11 / 7	11 / 8	
	7	11 / 9	11 / 10	11 / 11	11 / 12	11 / 13	11 / 14	11 / 15	
	8	11 / 16	11 / 17	11 / 18	11 / 19	11 / 20	11 / 21	11 / 22	
	9	11 / 23	11 / 24	11 / 25	11 / 26	11 / 27	11 / 28	11 / 29	
12	10	11 / 30	12 / 1	12 / 2	12 / 3	12 / 4	12 / 5	12 / 6	
	11	12 / 7	12 / 8	12 / 9	12 / 10	12 / 11	12 / 12	12 / 13	
	12	12 / 14	12 / 15	12 / 16	12 / 17	12 / 18	12 / 19	12 / 20	
	13	12 / 21	12 / 22	12 / 23	12 / 24	12 / 25	12 / 26	12 / 27	
1	14	12 / 28	12 / 29	12 / 30	12 / 31	1 / 1	1 / 2	1 / 3	12 / 25 - 1 / 7 冬季休業
	15	1 / 4	1 / 5	1 / 6	1 / 7	1 / 8	1 / 9	1 / 10	
	16	1 / 11	1 / 12	1 / 13	1 / 14	1 / 15	1 / 16	1 / 17	1 / 16, 17 大学入試センター試験(予定)
	17	1 / 18	1 / 19	1 / 20	1 / 21	1 / 22	1 / 23	1 / 24	1 / 14 は月曜日の代替日
	18	1 / 25	1 / 26	1 / 27	1 / 28	1 / 29	1 / 30	1 / 31	
2	19	2 / 1	2 / 2	2 / 3	2 / 4	2 / 5	2 / 6	2 / 7	2 / 3 - 2 / 9 後学期定期試験期間
	20	2 / 8	2 / 9	2 / 10	2 / 11	2 / 12	2 / 13	2 / 14	2 / 12 - 2 / 18 試験第2週(特定の学部・学科のみ)
		2 / 15	2 / 16	2 / 17	2 / 18	2 / 19	2 / 20	2 / 21	
		2 / 22	2 / 23	2 / 24	2 / 25	2 / 26	2 / 27	2 / 28	2 / 25, 26 前期日程入学試験(予定)
3		3 / 1	3 / 2	3 / 3	3 / 4	3 / 5	3 / 6	3 / 7	
		3 / 8	3 / 9	3 / 10	3 / 11	3 / 12	3 / 13	3 / 14	3 / 12, 13 後期日程入学試験(予定)
		3 / 15	3 / 16	3 / 17	3 / 18	3 / 19	3 / 20	3 / 21	
		3 / 22	3 / 23	3 / 24	3 / 25	3 / 26	3 / 27	3 / 28	3 / 24 学位記授与式 3 月期
		3 / 29	3 / 30	3 / 31					

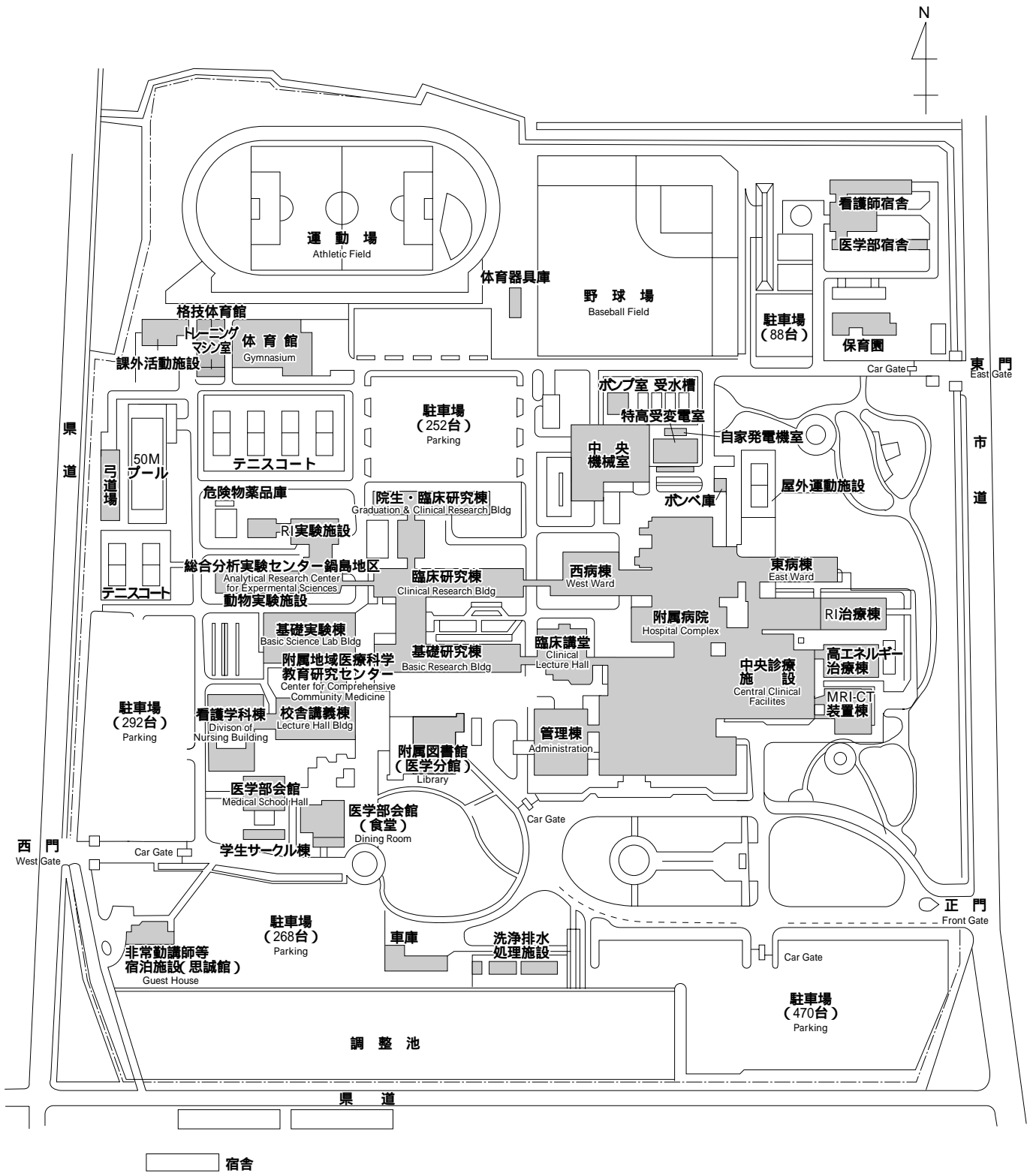
定期試験期間  
代替日

休業期間  
祝日法に規定する休日(休業期間を除く)  
予備日

# 佐賀大学（本庄キャンパス）建物配置図



# 佐賀大学（鍋島キャンパス）建物配置図



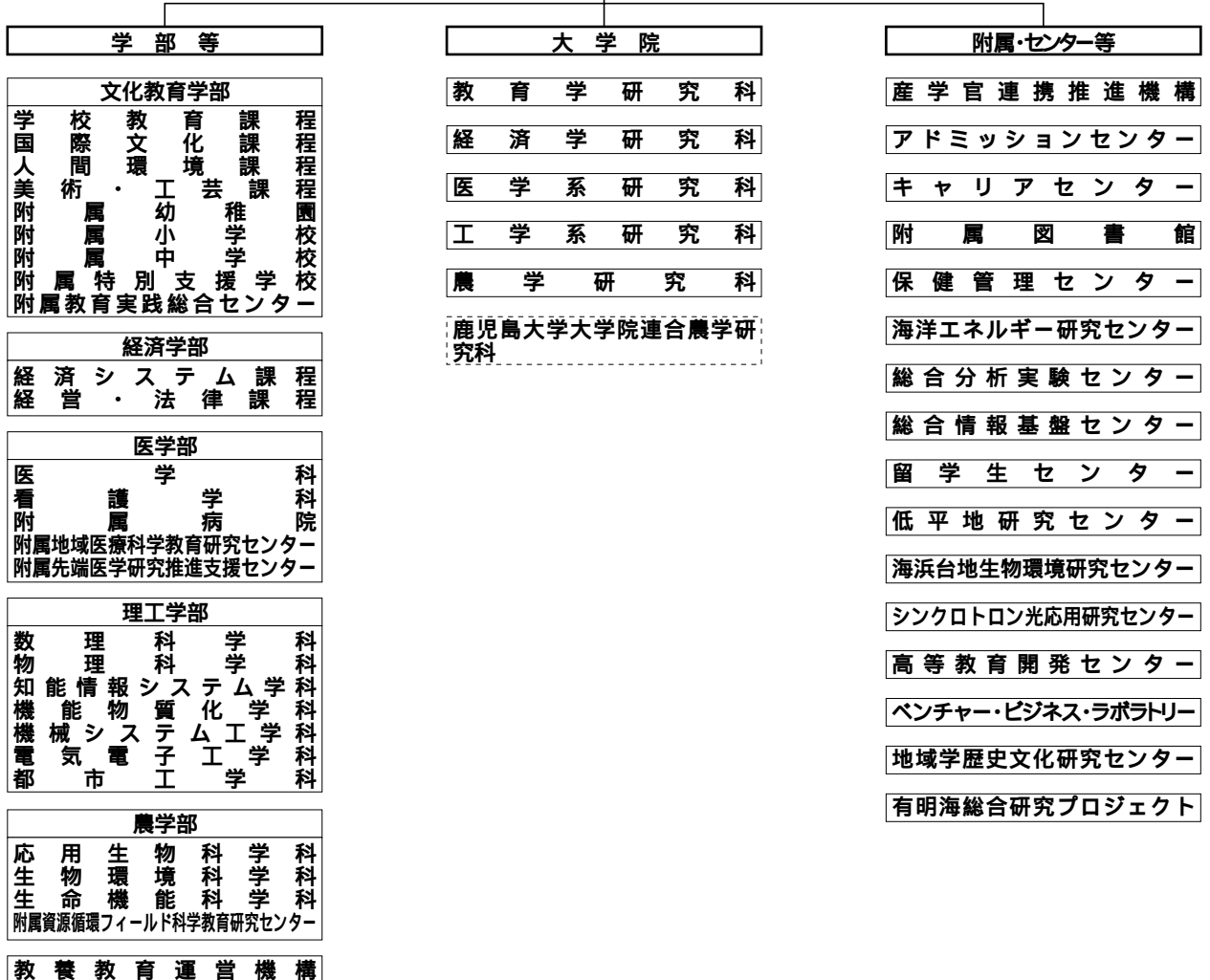
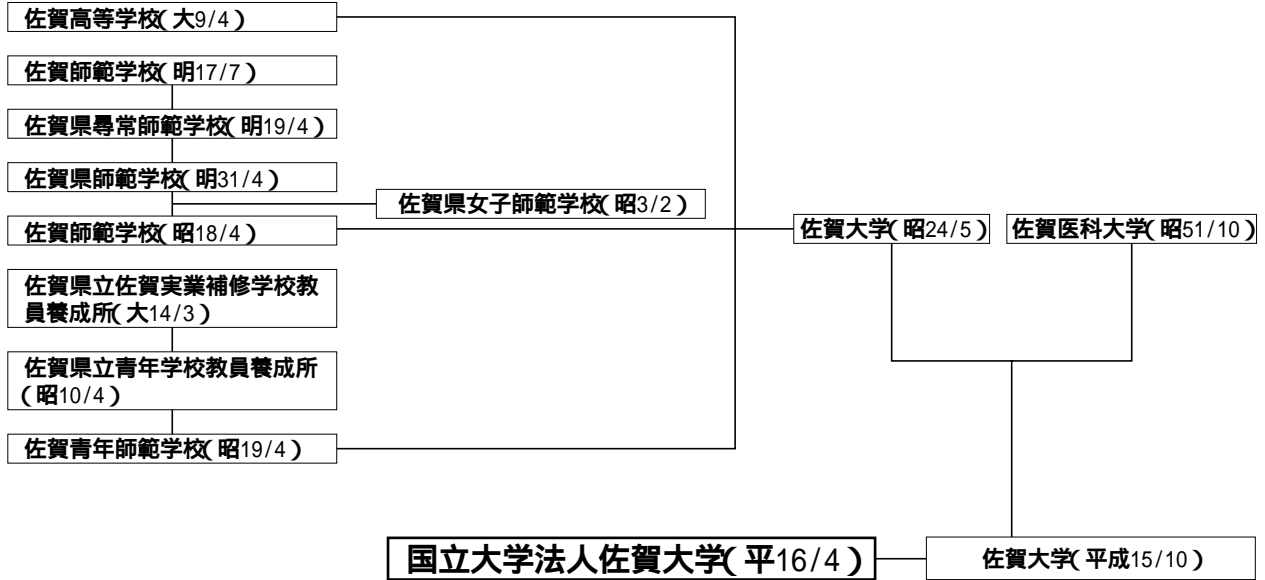
# 1 . 沿 革 及 び 組 織

沿革.....	9
組織図.....	10

# 沿 革

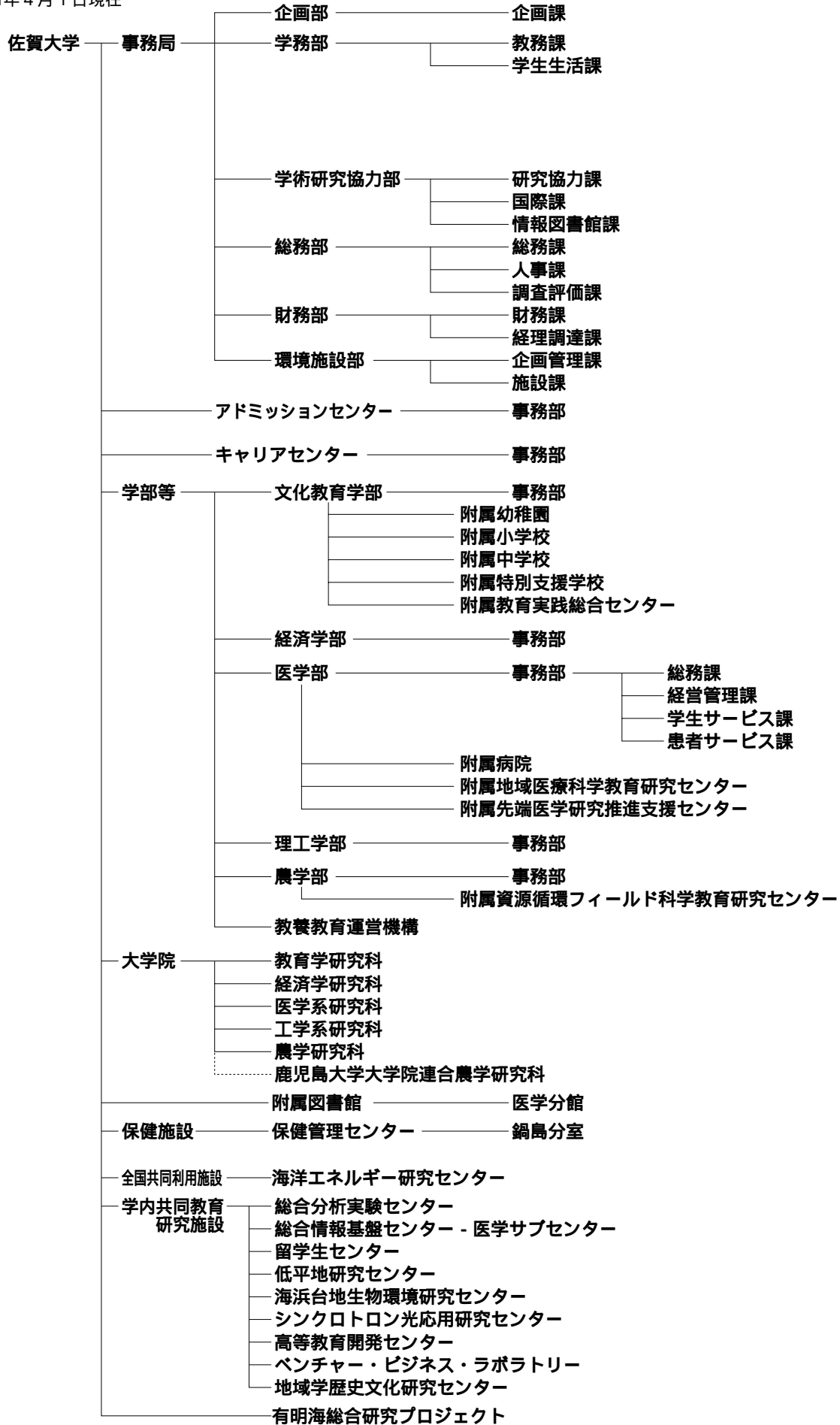
佐賀大学は、平成15年10月1日国立学校設置法により、佐賀大学と佐賀医科大学を統合し、文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部の5学部からなる新大学として発足した。

(沿革略図)



# 組織図

平成21年4月1日現在



## 2. 学 生 生 活

国立大学法人佐賀大学における個人情報について ...	13
2つのキャンパスについて.....	14
学生センター（学務部）の業務.....	15
学生関係諸手続一覧（本庄キャンパス）.....	17
本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き.....	19
証明書自動発行機.....	19
卒業後の諸証明交付手続き.....	19
学生サービス課の業務.....	20
学生関係諸手続一覧（鍋島キャンパス）.....	21
一般的注意事項.....	22
学生教育研究災害傷害保険.....	23
学生センターホームページの利用方法.....	25
佐賀大学キャリアセンターホームページの利用方法 ...	26
留学生センターホームページの利用方法.....	28
教養教育運営機構マルチメディア語学演習室(LM教室)について ...	29

## 平成21年度入学者の皆様

国立大学法人佐賀大学長  
長谷川 照

### 国立大学法人佐賀大学における個人情報について

本学では、在学生及び連帯保証人の個人情報については、下記のとおり取り扱います。

#### 【使用目的】

本学に提出された学生及び連帯保証人の個人情報については、本学が行う学生の修学支援、学生生活支援、就職支援に必要な業務を遂行するために使用します。

#### 【第三者への提供】

本学では、修学支援及び同窓会活動・後援会活動支援のため、下記のとおり個人情報を提供しています。

第三者への提供に同意されない場合又は提供する個人情報について詳細にお知りになりたい場合は、下記の問合せ先まで御連絡ください。

提供先	提供する個人情報	使用目的
連帯保証人	学業成績表に記載している事項	単位修得状況等通知のため
後援会	氏名(ふりがな)、受験番号、学部・学科・課程等、研究科・専攻等及び学籍番号並びに連帯保証人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	後援会案内状等の送付、後援会名簿作成、役員選出・日程等調整、会費納入確認・督促状送付のため
同窓会	氏名(ふりがな)、受験番号、学部・学科・課程等、研究科・専攻等、学籍番号、住所(留学生の場合は国籍含む。)、電話番号、異動内容、異動期日、卒業・修了年月日及び就職先名並びに連帯保証人の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	同窓会案内状等の送付、同窓会準会員名簿等作成、同窓会員名簿等作成、会費納入確認・督促状送付のため
同じ学科等の学生	氏名(ふりがな)、学部・学科・課程等、研究科・専攻等、学籍番号	新入生オリエンテーション、修学支援のため

#### 【学籍番号の使用等について】

学務部では、学生への各種連絡のため、学籍番号を掲示する場合があります。

また、学務部で諸手続を行う場合は、申込書等に学籍番号を記入する必要があります。記入の際は、学生証を見て間違いないように、丁寧に記入してください。(学籍番号に間違いがあれば不利益を被る場合があります。)

#### 【問合せ先】

住 所 〒840 8502 佐賀市本庄町 1  
電 話 0952 28 8164  
担当係 国立大学法人佐賀大学 学務部教務課総務係



## 2つのキャンパスについて

本学は、文化<sup>なべしま</sup>教育学部、経済学部、理工学部、農学部<sup>ほんじょう</sup>の4学部が本庄町に、医学部<sup>なべしま</sup>が鍋島町にあり、それぞれ本庄<sup>じょう</sup>キャンパス、鍋島キャンパスと呼んでいます。

両キャンパスには、学生の皆さんの学生生活をより豊かにし、皆さんの身近に起こる色々な問題についての相談や助言を行うため次の課を置いています。

本庄キャンパス...学生センター（教務課，学生生活課，アドミッションセンター，キャリアセンター）

鍋島キャンパス...学生サービス課

各課の組織及び業務分担は、次ページに記載しています。

大学は、その目的とする教育，研究の機能を円滑に行い，国民の期待にこたえるために自らに厳しく課した各種のきまりがあります。

本学の学則や学生に関する諸規則その他の学内規則は、このきまりを具体化したものです。これは一般社会にさまざまな法令や慣習があって、人々がそれを守って暮らしているのと同じことです。学生の皆さんは、学則その他の諸規則を理解し遵守して、有意義で充実した学生生活を送られるよう希望します。

学習上の不明な点、奨学金や授業料の減免の手続き、アルバイトその他の日常生活に関すること、健康問題などの相談をしたい場合は上記の部署へ来てください。なお、大学から学生の皆さんに対する公示、示達は、すべて掲示によって行いますので、毎日一回は必ず所定の掲示板を見るようにしてください。

## 学生センター（学務部）の業務

教務課 総務課	<p>入学手続          学生証発行          改姓・改名届          住所，保証人変更届          ティーチングアシスタント          授業評価          地域創成事業          大学教育委員会          学生支援室          外部資金業務</p> <p>教養教育教務担当          教養教育科目の実施及び履修相談          分野登録関係          主題科目受講申請          英語の再履修関係          証明書の申請・交付          英文在学証明書          外国語能力試験等の単位認定申請          追試験等の実施願          教室使用許可願</p> <p>文化教育学部教務担当          経済学部教務担当          理工学部教務担当          農学部教務担当</p> <p>文化教育学部，経済学部，理工学部，農学部の専門科目の実施及び履修相談          履修登録          成績交付          証明書の申請・交付          成績証明書（英文を含む。）          卒業見込証明書          単位修得証明書          教員免許状取得見込証明書          卒業証明書          定期試験仮受験票発行          追試験等の実施願          教室使用許可願          転学，転学部等の相談          教育実習          ・教育実習の受付，履修相談          ・介護等体験</p> <p>大学院担当          大学院の履修相談に関すること。          大学院の時間割（集中講義・定期試験を含む。）計画・実施          履修登録          成績交付          大学院の学位申請に関すること。          教育職員免許（専修免許）取得に関すること。          証明書の申請・交付          成績証明書          修了見込み証明書          単位修得証明書等          転学・転専攻等の相談</p> <p>学籍管理担当          学籍管理          ・休学，復学，退学          ・科目等履修生          ・研究生          ・単位互換</p>
---------	--

<p>学生生活課</p>	<p>学生支援            入学料・授業料の免除・徴収猶予／奨学金            健康管理／学生教育研究災害傷害保険／アルバイト／福利厚生／遺失物・拾得物            学生寮            課外活動，学生団体            集会，印刷物掲示，諸行事            大学会館，合宿研修所            サークル会館，体育施設            自動車入構許可</p>
<p>学生なんでも相談窓口</p>	<p>「学生なんでも相談窓口」では，担当者が学生のあらゆる疑問や悩み，困っていることを聞いて，その内容に応じて，より適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介します。            気軽に相談してください。            例えば，            修学・履修のこと            課外活動のこと            アルバイトのこと            心の悩みのこと            その他色々</p>
<p>アドミッションセンター</p>	<p>学部学生の募集・入学試験            大学院学生の募集・入学試験</p>
<p>キャリアセンター</p>	<p>求人票受付・閲覧            求人相談            就職ガイダンス（他就職試験対策など）            就職資料の配付・閲覧            就職相談            会社説明会受付，実施</p>
<p>国際課</p>	<p>国費外国人留学生給与            外国人留学生奨学金            在留期間更新申請            資格外活動申請            再入国申請            国際交流会館            留学生宿舎            住宅総合補償            海外短期派遣            海外語学研修            留学生チューター申請            申請書の申請・交付            国費外国人留学生証明書            各種奨学金受給証明書</p>

## 学生関係諸手続一覧

窓口事務取扱時間

平日 8時30分～18時（土・日・休日は休業）

医学部学生サービス課（鍋島キャンパス）の諸手続の取扱事項及び取扱時間は、8時30分より18時までで、20ページです。

本庄キャンパス（文化教育学部・経済学部・理工学部・農学部）

区分	事 項	留 意 事 項	担当窓口
納入金	入 学 料	入学手続時	入学手続窓口
	授 業 料	前期4月30日まで，後期10月31日まで	事務局棟 (経理調達課収入係)
	検 定 料	研究生・科目等履修生等の検定料	
身上の異動	入 学 誓 約 書	入学手続時	入学手続窓口
	学 生 力 ー ド	入学手続時	入学手続窓口
	学 生 証	再発行（新入学生は，4月7日に教養教育2号館にて交付）	学生センター (教務課総務係)
	住 所 ( 変 更 ) 届	入学時及び変更の都度	
	保 証 人 変 更 届	変更の都度	
	改 姓 名 届	変更の都度	
	休 学 願	3ヶ月以上授業に出席できない場合（疾病による場合は，医師の診断書が必要です。）	学生センター (教務課学籍管理係)
	退 学 願		
	復 学 願	休学期間が終了する時提出（疾病による場合は，医師の診断書が必要です。）	
	転学部・転学科・転課程・転専攻願		学生センター (教務課各教務係)
他 大 学 受 験 願	他大学を受験する場合	学生センター (教務課各教務係)	
諸証明	成 績 証 明 書	自動発行機にて出力できます。	学生センター
	卒業（見込）・修了（見込）証明書	自動発行機にて出力できます。	
	単 位 修 得 証 明 書		学生センター (教務課各教務係)
	在 学 証 明 書	自動発行機にて出力できます。	学生センター
	旅 客 運 賃 割 引 証	自動発行機にて出力できます。（年間10枚まで）片道100km超	
	在 寮 証 明 書		学生センター (学生生活課)
	健 康 診 断 証 明 書		保健管理センター
受講手続	履 修 登 録	パソコンを利用して入力を行います。	学生センター (教務課各教務係)
	履 修 力 ー ド		
	再履修・指定外・分野登録		
厚生	入 学 料 ・ 授 業 料 免 除 ・ 徴 収 猶 予 ・ 分 納		学生センター
	奨 学 金		(学生生活課)

区分	事 項	留 意 事 項	担当窓口
課外活動	課外活動団体結成願		学生センター (学生生活課)
	課外活動団体更新届	毎年5月中旬までに提出がない場合、解散したものとみなす。	
	課外活動団体変更届	役員の変更・規約の変更等がある場合届け出ること。	
	課外活動団体解散届		
	行 事 届	課外活動(サークル)のたびに提出すること。	
	海 外 渡 航 届	海外に旅行又は留学する時に届け出ること。 (個人・団体共)	
	掲 示 ・ ビ ラ 配 布 届		学生センター (教務課各教務担当)
	教 室 使 用 願		
	大 学 会 館 利 用 許 可 願		学生センター (学生生活課)
	体 育 施 設 使 用 願		
	第1サークル会館各部屋使用願	事前に文化協議会です承を得ておくこと。	サークル会館 事務室
	第2サークル会館各部屋使用願	事前に体育協議会です承を得ておくこと。	
学生寮	入 寮 願 ・ 退 寮 願	留学生も入寮可	学生センター (学生生活課)
流国 会際交 館交	入 居 ・ 退 居 申 請	留学生のみ入居可(ただし、日本人国際交流会館チューター2名は入居可)	国際課
その他	盗 難 届		学生センター (学生生活課)
	被 害 届		
	交 通 事 故 届		
	拾 得 物 届		
	紛 失 物 届		
	自 動 車 入 構 許 可 願		国際課
	一 時 帰 国 届 ・ 帰 国 届		
	ア ル バ イ ト		学生センター 掲示板

## 本庄キャンパス諸証明書の発行及び手続き

### (1) 学 生 証 (担当；学生センター教務課総務係)

学生証 (磁気カード形式の「学生証 ID カード」) は、入学後に交付します。

この「学生証 ID カード」により、証明書自動発行機 (在学証明書及び学生旅客運賃割引証を発行) の利用及び図書館での様々な利用ができます。

また、「学生証 ID カード」は、不利益を被らないよう、他人への貸与及び紛失等に十分な注意が必要です。万一紛失した時は、直ちに教務課総務係に学生証再交付願を提出し、再交付を受けてください。

### (2) 在学証明書 学生センターの自動発行機で発行します。

### (3) 成績証明書等 成績証明書 (和文)、卒業見込証明書 (和文) は、学生センターの自動発行機で取得できます。その他特殊な証明書を必要とする時は、各種証明書交付願により申し込んでください。(担当；学生センター教務課各教務係)

### (4) 旅客運賃割引証 (学割証)

学生が帰省又は実習等で旅客鉄道会社の交通機関を、片道100kmを超えて利用する場合に、旅客運賃割引証 (学割証) の交付を受けることができます。

学生1人当たり年間の交付枚数は10枚以内となっていますので、年間計画を立て合理的に使用してください。発行は学生センターの自動発行機で行います。

また、課外活動で利用する場合は、教職員1名を含む9人以上で旅行する場合に限り「団体 (グループ) 旅行申込書」の交付を受けることができます。この場合は学生センター内学生生活課に申し込んでください。(9ヶ月前から14日前までに購入)

これらの制度は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的な負担を軽くし、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていますので、これを他人に貸与したり、不正に使用することのないよう特に注意してください。

### (5) 実習用通学定期券の購入について

学習単位を取得するため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場に通う場合、実習期間についてのみ実習用通学定期券を購入することができます (1 交通会社につき80円切手2枚必要)。ただし、通学証明書発行までに交通会社によっては1ヶ月程度かかりますので、早めに学生生活課へ申し出てください。

## 証明書自動発行機

各種証明書等を自動的に発行する証明書自動発行機を設置しています。学生は、学生証 ID カードを利用し、前記の在学証明書及び旅客運賃割引証を簡単な機械操作により、必要な時に入手することができます。自動発行機は学生センターに設置してあります。

## 卒業後の諸証明交付手続き

卒業後における諸証明書の発行は、担当係窓口 (本庄キャンパスは学生センター教務課、鍋島キャンパスは学生サービス課) に申し込めば2~3日後には受け取れます。また、郵送による申し込みを希望する場合は、必ず返信用封筒 (住所及び宛名を明記し、切手を貼ったもの) を同封の上、作成日数 (和文2日程度、英文7日~10日程度) 及び郵送による往復の日数を見込み、余裕を持って申し込んでください。電話による申し込みは、緊急の場合を除き、受け付けていません。

申し込みの際には、「卒業年月日、卒業学科、氏名及び生年月日 (英文で必要とする場合には、氏名は英文でも併記してください。)', 「必要とする証明書名及び必要枚数」, 「用途及び提出先」を明記してください。

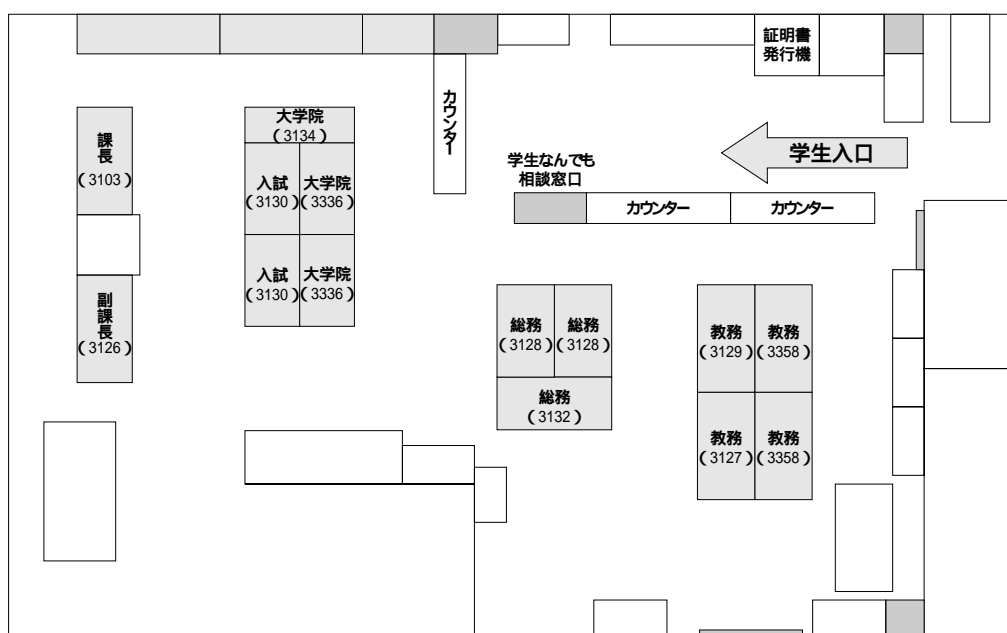
なお、発行手数料は無料となっています。

## 学生サービス課の業務

学生サービス課は、諸君が医学部で学生生活を過ごすうえでの様々な問題の相談に応じる業務を行っているところです。修学指導をはじめ、課外活動、奨学金、授業料、アルバイト、就職その他在学期間中の保健管理等学生生活全般について、個々の実情にあった適切な援助と指導を行っています。気軽に窓口に来てみてください。

窓口での業務分担は、次のとおりです。

学生サービス課配置図



総務担当	大学院教育担当	教務担当
学生証 住所届 賞罰 広報関係 遺失物・拾得物，盗難の届出 事故届，交通事故届 海外渡航届 学生に係る駐車許可関係 ボイス関係 チューター制度関係 学生団体（サークル）の援助 学園祭（むつごろう祭）関係 学生の課外教育に関する事 課外活動施設の管理 授業料免除・奨学金関係の連絡に関する事 通学定期・学割関係 家庭教師の紹介 アパート紹介 学生保険関係 学生用ロッカーに関する事 後援会関係	大学院学生の修学指導等 大学院学生の学業成績管理 大学院学生の学籍異動 大学院学生の各種証明書 大学院講義室の管理に関する事 研究科の授業実施計画 研究科の学習要項・シラバスに関する事 学位申請に関する事 学位論文公開審査会に関する事 優秀論文賞に関する事 T A , R A に関する事 研究生の入学・継続に関する事 他大学大学院学生の受入れ 他大学大学院への学生派遣	授業実施計画 試験の実施 修学指導等 履修登録 学業成績管理 学籍異動（休学，退学等） 非常勤講師の授業計画 共用試験実施に関する事 実習に関する事 学習要項・シラバスに関する事 授業・試験の欠席届 証明書（在学，卒業，成績等） 講義室等の管理に関する事

# 学生関係諸手続一覧

窓口事務取扱時間（医学部）

学生サービス課の窓口事務取扱時間は次のとおりです。

なお、大学の行事等のために、窓口事務を休止する場合がありますが、その際はあらかじめ掲示でお知らせします。

平日 8時30分～18時

区分	事項		担当窓口
身上的異動（願・届）	入学誓約書	入学手続時	入学手続窓口
	連帯保証書		
	学生調査書		
	住所届	入学時及び変更の都度	総務担当
	連帯保証人変更届	変更・異動の都度	
	転籍届		
	改姓名届		
	休学願	疾病による場合は医師の診断書添付	教務担当及び 大学院担当
	復学願	〃	
	転学願		
退学願			
諸証明（願）	在学証明書	自動発行機にて出力できます。	教務担当及び 大学院担当
	成績証明書		
	卒業（見込）証明書		
	修了（見込）証明書		
	推薦書交付願	原則として3日前までに提出	教務担当
	学外見学に関する依頼状交付願		総務担当
	通学証明書交付願		
	学生証再交付願		
学生旅客運賃割引証交付願	片道101km以上(年間10枚以内)、自動発行機にて出力できます。		
課外活動	学生団体設立願	規約、役員及び会員名簿、活動計画書添付	総務担当
	学生団体変更願	変更しようとする規約、計画書添付	
	学生団体継続願	役員及び会員名簿、活動計画書及び前年度活動状況報告書添付（毎年4月末日までに提出）	
	学生団体解散届		
	行事届	原則として3日前までに提出	
	行動計画書	その都度提出（海外渡航の場合は1か月前までに提出）	
	施設・設備使用願	原則として1週間前までに提出	
	掲示・印刷物配布届	その都度提出	
	課外活動用具借用願		
	課外活動共用施設使用願	短期の場合、使用予定日の3日前までに提出	
プール使用願	使用予定日の前日までに提出		
授業関係	欠席届	事前に提出、疾病により1週間以上欠席する際は医師の診断書添付	教務担当
	試験欠席届	事前に提出、疾病による場合は医師の診断書添付	
	再試験受験願	再試験を受験するとき提出	
	履修届	Web登録できない科目について	
	再履修届		
履修科目変更取消し届			



区分	事 項	担当窓口
学生生活	金品の遺失, 紛失, 取得届	
	盗 難 届	発生後すみやかに提出してください。
	駐車許可証交付申請書	
	交 通 事 故 届	発生後すみやかに提出
	医学部学生総合補償制度保険	
	海 外 渡 航 届	約1ヶ月前までに提出
	アルバイト(家庭教師)の紹介	
	ア パ ー ト 等 の 紹 介	
授業料	授 業 料 免 除 申 請	前期・後期に区分, 掲示により通知
	授 業 料 徴 収 猶 予 申 請	
奨学金	日 本 学 生 支 援 機 構	募集の都度学生サービス課前の掲示板に掲示
	そ の 他 の 奨 学 金	

## 一 般 的 注 意 事 項

### (1) 学生証の携帯

学生証は、本学学生の身分を証明するものです。通学定期及び学割証による乗車券購入の際にも必要となりますので常に携帯するとともに、学内で行われる試験の際は必ず学生証が必要です。

なお、有効期間は看護学科及び大学院博士課程は4年間、医学科は6年間、大学院修士課程は2年間となっています。

学生証を汚損, 紛失したとき, 記載内容に変更があったときは, 学生証再交付願を学生サービス課に届出てください。また, 卒業, 退学等により学籍を失ったときは学生サービス課に返却してください。

### (2) 学生諸君への連絡

学生諸君に対する種々の連絡は, 原則として学生用の掲示板によって行います。この掲示は, 修学, 福利厚生, 課外教育等, 学生生活を送る上で大切なことが連絡・通知されますので, 午前・午後それぞれ一度は必ず見るように習慣づけてください。

なお, 学生個人及び各サークルに対する呼び出し電話には応じられないので, その旨家族関係者等に周知しておいてください。

### (3) 郵便物

学生団体宛の郵便物は所定の場所に整理, 保管しておきますので, 各自取りに来てください。

なお, 個人宛の郵便物は必ず自分の住所(下宿・アパート等)に送付されるよう家族等に周知しておいてください。

### (4) 個人用ロッカー

医学部では, 個人用ロッカーを学年の始めに割り当てますので, ロッカー内の整理整頓に心掛け丁寧に取り扱いしてください。

なお, ロッカーは, ダイヤルロック式で暗証番号による開閉になっていますので, 暗証番号を忘れないようにしてください。万一, 忘れた場合は, 学生サービス課に相談してください。

なお, 卒業時には必ずロッカー内のものを整理してください。

### (5) 名札の着用

医学部内においては, 所定の名札を必ず着用するとともに学内で行われる試験の際も必ず名札を着用しなければ受験が認められません。なお, 紛失した場合は学生サービス課に届け出てください。

## 学生教育研究災害傷害保険

### (1) 保険の趣旨

大学に学ぶ学生が、教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中及び学内施設内）及び通学途中において、不慮の災害事故による傷害を受けることが少なくありません。そうした災害事故を受けた学生への補償救済のため「学生教育研究災害傷害保険」（略称「学研災」）の制度があります。

この保険は、昭和51年度に発足したもので、全国の国公私立すべての大学でこの制度を取り入れており、そこに学ぶ学生のほぼ全員が加入している状況にあります。

学生の皆さんが卒業するまでの期間、安心して勉学及び課外活動に専念し、正課・課外教育活動を通して有意義で充実した学生生活を過ごすための福利厚生事業の一環として、本学では学生の皆さんを全員加入としております。

**なお、保険料は大学が負担し、学生の皆さんの経費負担はありません。**

**また、加入手続きは大学が一括して行うため、学生の皆さんが行う必要はありません。**

### (2) 保険金が支払われる事故の範囲及び保険金額

対象の範囲	具 体 的 事 例	事故・傷害を受けた場所	保険金の種類	保 険 金 額
正 課 中	授業中（講義、体育実技、実験・実習・演習等） 授業の準備、後始末中 次の授業を受けるための移動中 卒業研究及び卒業論文作成中 教育実習中 その他	学内又は学外を問わない	通 院した場合	治療日数4日以上が対象、治療日数により 6,000円～30万円
	入 院した場合		1日につき4,000円	
学校行事中	入学式、卒業式 オリエンテーション 学園祭 合宿研修、ゼミ旅行 工場・美術館見学 休暇中における学校主催の水泳・スケート・スキー教室 その他		後遺障害がある場合	90万円～3,000万円
	死亡の場合		2,000万円	
通 学 中 (登下校時)	登下校でのけが・交通事故 その他		通 院した場合	治療日数7日以上が対象
課外活動中	クラブ活動中（文科系・体育系のすべて） 合宿中、海外遠征中 集合場所から合宿所への移動中 練習及び試合後の反省会、懇親会 クラブでのレクリエーション その他			治療日数14日以上が対象、治療日数により 3万円～30万円
	学校施設内	休暇中 歩行中の転倒 自転車、バイク、自動車等での交通事故 その他	入 院した場合	1日につき4,000円
後遺障害がある場合			45万円～1,500万円	
		死亡の場合	1,000万円	

治療日数とは.....実際に病院に行き、治療を受けた日数（回数）。

つまり、治療が20日間で完治した場合であっても、実際に病院に受診した日数が7日間であれば、治療日数は7日間となります。

課外活動とは.....大学が認めた学生団体（公認サークル）の活動で、学外においては行事届の手続を行った活動が対象となります。

(3) **事故が起きたとき及びケガが治った時の届出**

事故が発生した場合の届出，ケガが完治した際の保険金請求は，すべて所定用紙で行うことになっていますので，学生センターの学生生活課（医学部生は学生サービス課）で手続きを行ってください。

- (1)事故が発生した場合・・・「事故通知書」30日以内
- (2)ケガが完治した場合・・・「保険金請求書」

(4) **この保険に関する照会及び問合せ先**

学 務 部	学生生活課	学生支援担当（本庄キャンパス学生センター内）
	TEL	0952 - 28 - 8173
医 学 部	学生サービス課	総務担当（鍋島キャンパス）
	TEL	0952 - 34 - 3132

## 学生センターホームページの利用方法 (URL <http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/>)

このホームページでは、在校生の学生生活を支援するためのいろいろな情報を提供しています。佐賀大学公式 Top ページの「在校生の方」ページから入れます。医学部の学生は、同様に「在校生の方」ページから入れる医学部のホームページも併せて参照してください。

### 窓口案内

学生センター内の各窓口の配置図と、それぞれ担当の業務内容を説明しています。

### WEB 掲示板

#### (1) 授業連絡

講義室の変更や休講情報など、講義に関するさまざまな連絡事項が掲載され、各学部・研究科ごとに閲覧できます。

#### (2) 掲示板

教育実習や各種講習会など、講義以外の情報が掲載され、各学部・研究科ごとに閲覧できます。

### Topics

ここでは、WEB 掲示板に載っていないお知らせや新着情報が掲載されます。古くなった情報は「過去の掲載記事一覧」に保存されます。

### ~ 各種リンクの主な内容 ~

**ライブキャンパス**.....履修登録, シラバス参照, 休講情報

**オンラインシラバス**...シラバス参照 (ログイン不要)

**申請・証明書発行**.....各種申請書・証明書, 様式のダウンロード

**時間割**.....授業時間割

**オフィスアワー**.....教員へ学業や進路などに関する質問・相談が出来る時間 (オフィスアワー) を掲載

**学生による授業評価アンケート**

.....学生による授業評価アンケートの実施結果など

**科目等履修生・研究生**

.....科目等履修生・研究生について

**その他教務事項**.....単位互換や休学・退学に関する情報など, 上記以外の教務に関する情報

**学生相談**.....学生生活における悩みや健康上の悩みなどの相談窓口やチューター制度について

**授業料免除**.....授業料免除制度とその申込方法の説明・案内

**奨学金**.....奨学金制度とその申込方法の説明・案内

**学生教育研究災害傷害保険**.....学生教育研究災害傷害保険について

**課外活動**.....サークル活動・ボランティア活動について

**施設利用**.....本庄地区体育施設, 大学会館, 研修所の案内

**学生寄宿舎**.....佐賀大学寄宿舎 (楠葉寮) の概要及び入寮方法など

**学生生活**.....定期券や自動車登録申請, アルバイトなど, 上記以外の学生生活に関する情報

**各種規定等のリンク**.....学年暦, 年間行事予定表, 学則・大学院学則, 各種規定・細則, 学生便覧 (PDF ファイル), 入学科・授業料について (PDF ファイル)



学生センターのホームページからは入試情報や就職情報も閲覧できます。

# 佐賀大学キャリアセンターホームページの利用方法(URL http://job.admin.saga-u.ac.jp/)

## 佐賀大学 キャリアセンター

佐賀大学Home Pageに戻る

- 会社説明会案内
- 学部等案内
- 就職担当教員
- 学事日程
- 免許・資格

企業・団体採用担当及び在学生の皆様へ

### 求人のお申込みについて

お申込みに際しては、お手数ですが本学所定の用紙にご記入の上、ご返送下さいようお願い申し上げます。お申込みいただきました求人票はキャリアセンターにて、学生へ開示させていただきます。本学所定の求人票は、お電話又は電子メールにてお申し出いただければ、早急にご送付いたします。また、様式はPDFファイル(注1)にしておりますので当ホームページからの印刷もできます。

既に貴社において作成済みの求人票がございましたら、それでも差し支えありません。また、学生の企業研究の為、会社案内等、貴社資料を添えて返送していただければ幸いです。

なお、推薦書が必要な求人につきましては、これまでどおり各学科・課程の就職担当教員あてに送付していただくようお願いいたします。佐賀大学求人票様式(注1)PDFファイルをご覧になるためにはアドビシステムズ株式会社提供の「Acrobat Reader」をインストールする必要があります。「Acrobat Reader」は下のアイコンをクリックすることにより無償で入手することができます



### 本学主催会社説明会のご案内

- 個別会社説明会の開催状況
  - 合同会社説明会の開催状況
  - 個別会社説明会への参加
  - 合同会社説明会への参加
  - 学内専用ページはこちら
- 求人票検索・志望調査登録・進路確定報告等はここをクリックして、左上の「就職システム」をクリックしてください。

ホームページでは、学生の就職活動を支援するための情報を提供しています。以下は、就職システム「Live Campus」の主な内容について説明します。

学生メニューは、「企業関連」「学生関連」「その他」で構成されています。

「学内専用ページはこちら」をクリックすると、左上に「就職システム」があります。

「企業関連」では

- 1) 企業情報検索……①企業名称②所在地③業種指定で企業の情報が得られます。
- 2) 求人検索……①求人番号②求人年度③職種等指定で検索が可能です。
- 3) セミナー検索……①学内ガイダンス・学外セミナー②本学主催個別・合同会社説明会等の情報が得られます。

「学生関連」

- 1) 志望調査……志望進路情報を登録することにより志望に関連する企業等の情報がメール配信されます。
- 2) 活動報告……就職活動状況およびその結果を報告するメニューです。

「その他」

- 1) 各種資料・WEB サイト 等……各種資料・WEB サイト情報の参照が可能です。

## 1 基本操作

この章は、LiveCampus Job Hunting System の基本操作についての説明です。

### 1.1 ログイン

LiveCampus Job Hunting System を利用するには、ログインを行う必要があります。

#### 1.1.1 ログインするには

##### (1) 就職システムへのアクセス

ブラウザを起動して、就職システムへアクセスします。



## 1. 志望調査について

就職活動に入る前に、自身の志望進路について登録してください。志望進路を登録することによって、新着求人メール、新着セミナーメール等、就職活動に有意義な情報をいち早く得ることができます。

- ① 学生用メニュー画面の学生関連（画面中段）の中から、「志望調査」をクリックしてください。志望調査サブメニュー画面が表示されます。
- ② 「志望調査登録」をクリックしてください。志望調査登録画面が表示されます。この画面で、各項目を入力していきます。
- ③ 個人情報の登録として、趣味、特技、長所、短所、免許・資格（教職、養護、主事、司書、その他）、好きなスポーツ、アルバイトの各項目を登録することができます。
- ④ 志望情報の登録として、まず、「就職希望」「進学希望」「非就職希望」のいずれかを選択してください。
  - ・ 「就職希望」の場合は、第1希望～第3希望まで、それぞれ、業種、職種、地域を選択することができます。また、具体的な進路先を手入力することも可能です。
  - ・ 「進学希望」の場合は、当校大学院か、他校大学院かを選択してください。学校名を手入力することも可能です。
  - ・ 「非就職希望」の場合は、その理由を入力してください。
- ⑤ 最後に、就職活動に関わるメールを受け取るかどうかの設定をすることができます。「求人メール」は④で「就職希望」を登録し、かつ「業種」「職種」「地域」のいずれかが登録されていると、自動で送信されます（就職希望でも条件を入力しないとメールが配信されないので注意してください。）  
就職内定後、メールが必要なくなった場合は「配信を停止する」に変更して登録しなおしてください。
- ⑥ 登録ボタンをクリックすると、入力内容を確認するための画面が表示されます。画面下部の「確認ボタン」をクリックし、登録してください（確認ボタンをクリックしないと登録が行われませんので、必ず確認ボタンをクリックしてください）。

## 2. 活動報告について

就職先、進学先等、卒業後の進路が確定したら、進路確定情報の登録を行って下さい。大学全体の就職率等の統計情報に関わるため、必ず登録してください。また、この登録をすることによって、大学としての情報が蓄積され、後輩の就職活動の支援にも繋がります。

- ① 学生用メニュー画面の学生関連（画面中段）の中から、「活動報告」をクリックしてください。活動報告サブメニュー画面が表示されます。
- ② 「進路確定報告」をクリックしてください。進路確定報告画面が表示されます。
- ③ はじめに進路区分を選択します。区分には、「企業」「公務員」「教員」「進学」「自営」「その他」があります。「企業」を選択した場合、内定情報を利用して、進路確定情報を登録することができます。区分を選択したら、「次へボタン」をクリックしてください。選択した区分によって、それぞれ、入力画面が表示されます。
- ④ 各入力項目を入力してください。項目名に\*がついているものは、必ず入力してください（入力しないと登録ができません）。入力が終わったら、登録ボタンをクリックしてください。確認画面が表示されます。
- ⑤ 確認画面で入力した内容に誤りがないか、もう一度確認してください。内容が正しければ、「確認ボタン」をクリックしてください。
- ⑥ 確認ボタンをクリックしないと登録が行われず、入力内容が消えてしまいます。必ず確認ボタンをクリックしてください。

\* 内定月日は不明の場合は入力月日を記入願います。

## 留学生センター・留学生教育研究部門のホームページ利用方法( URL:<http://www.isc.saga-u.ac.jp/> )

留学生センター・留学生教育研究部門とそれに関連する国際課の業務の一部とを日本語と英語で紹介しています。

1) 概要：留学生センターに関連する佐賀大学の目標に触れ、留学生センター・留学生教育研究部門の目的は何か、どのような業務をするのかを見ることができます。

業務には、教養教育の日本語・日本事情の科目の提供、留学生の大学院入学前の日本語の授業の提供、大学院生、研究生、外国人研究者、また、その家族への日本語の授業の提供、短期留学プログラムの調整とその受け入れ学生への日本語の授業の提供、留学生に対する修学上及び生活上の指導助言、留学生教育の調査研究があります。

2) センター長からのメッセージ：全学から選出された留学生センター長によるセンターに関するメッセージです。

3) 教職員のリスト：教員のリストとその業績等が見られます。国際課の職員のリストがあります。

4) 日本人学生のための情報：留学生のためのチューター制度についての説明があります。

5) 日本語プログラム：留学生センター留学生教育研究部門が提供する留学生のための日本語のコース・科目のスケジュールとカリキュラムが見られます。

6) 紀要・ISC ニュース・センターニュース：ここでは、留学生教育研究部門が発行する発行物が見られます。

7) 留学生活：海外からの佐賀大学の学生や佐賀大学への留学生への生活に関連するガイドブック、就職情報、大学の留学生のための寮への入居案内、留学生のための防災の手引きがあります。

8) リンク：佐賀大学が学術・学生交流の協定を結ぶ交流提携大学のリストがあります。留学生会と中国人学友会のリンクがあります。

9) 理工学部と農学部の特別コースへのリンクと留学生のための佐賀大学入試課へのリンクが他にあります。

## 教養教育運営機構マルチメディア語学演習室（LM 教室）について

（場所）教養教育運営機構 2 号館の北側に張り出した部分

LM 教室 1（マルチメディア対応）2 号館 3 階

LM 教室 2（マルチメディア対応）2 号館 2 階

LM 自習室..... 2 号館の 3 階，階段を上がって左側

LM 準備室.....LM 教室 1 に附設されています。ここに事務補佐員がいます。

（目的）

さまざまなメディアを用いて多形態の語学授業を展開するとともに，学生の皆さんの自主的な語学自習のサポートを目指しています。

なお 鍋島キャンパスにも独自に CALL 教室があり，英語の授業などで使われています。

（授業での利用）

LM教室 1 .....通常の LL 装置による授業や視覚教材の利用，コンピュータを媒介とする双方向的な授業やマ

LM教室 2 .....マルチメディア教材の提示，さらに「英語学習支援システム（e-sia）」を使ったりすることが可能です。

e-sia とは.....インターネット配信される e - ラーニングツールのこと。特に，TOEIC の得点力のアップをサポートしてくれるもので，佐賀大学関係者なら誰でも大学の内外からアクセスして利用できます。佐賀大学 HP の [ CALL システム ] のところから入って，ID を取得した上で随時に利用，学習ができます。

LM 教室授業風景





(授業以外の自主的な利用法とその内容)

授業の予習復習，マイペースの語学スキルアップ，インターネット利用など，自主的な学習におおいに活用して下さい。

- ・LM教室1での自習.....授業が入っていない時間帯で自習することができます。授業に利用される時間帯は毎年度，各学期ごとに異なりますので，学期の開始時に利用可能時間を，教養教育関係の掲示板およびLM準備室前に掲示します。窓側に設置された7台のWindowsXP搭載パソコンが利用に供されています。多人数の場合は，学生側ブースの48台のWindowsXP搭載パソコンも自習用に使えます。

コンピュータを使って，各種外国語の教材ソフト（CD，CD-ROM）で学習が可能です。また，インターネット配信の「英語学習支援システム（e-sia）」や「英会話トレーニングソフト（i Study Native World Pro）」を使って，自学自習的に英語のスキルアップを行なうことができます。さらに，インターネットで各外国語のさまざまなサイトにアクセスして，語学力アップや海外情報の収集などにも活用して下さい。パソコンでDVDソフトを見ることもできます。

- ・LM自習室の利用.....利用可能な時間帯（9：00～17：15）に随時に利用できます。

8台のWindowsXP搭載パソコンのブースがあります。上記LM教室での利用内容とほぼ同じことが可能です。

LM 自習室利用状況



(自習のための利用方法)

利用にあたっては，LM準備室で自習申込書に記入して，担当者の指示に従って下さい。LM自習室の各パソコンにはキーがありますので，キーを借りて利用することになります。つねに機器やソフトを大切に扱い，節度ある利用を心掛けて下さい。室内での喫煙・飲食はできません。

(オーディオやAVソフト，教材，参考書など)

英語（英検，TOEFL，TOEICなど）をはじめ，他の外国語（ドイツ語，フランス語，中国語，朝鮮語）の練習用ソフトや語学検定試験用ソフト・参考書，映画などのDVDやビデオテープ，また「英語学習支援システム（e-sia）」，「英会話トレーニングソフト（i Study Native World Pro）」，英語の辞書機能（「ロボワード」）などを備えています。

また，皆さんの方からソフト・教材，あるいは機器などに対する希望がありましたら，申し出て下さい。購入計画の参考にし，早急な導入を検討します。

(LM運営委員会とCALLシステム委員会)

LM教室・LM自習室の運営や器材ならびに教材の導入・保守にかかわる組織として，教養教育運営機構の下にLM運営委員会，さらに大学全体の語学教育のシステムを検討する組織として，CALLシステム委員会があります。

(連絡先)

LM準備室.....教養教育運営機構2号館3階（28-8895）（担当職員がいます）

## 3 . 就 職

就職活動について.....	33
相談窓口.....	33
就職活動の流れ.....	34
学生就職支援プログラム.....	35
キャリア教育について.....	36
インターンシップの実施について.....	36

## 就職活動について

就職は、新たな人生のスタートラインです。卒業する時の職業選択、将来の人生設計などを入学の時から考え、毎年の目標を立て、大学生活を送ってください。

就職活動を始める前にやっておくべきことは、なんとと言っても正課教育をしっかりと学習することです。それから授業以外で興味のあることにも積極的に取り組むことです。

「大学生活の中で をがんばった、これだけは自慢できる」といえる何かを残しましょう。いろんな体験を通して自分の興味・関心を再確認し、「自分のやりたいこと」を見つけてください。

就職活動のスタートは目標の設定により異なります。就職ガイダンスなどに出席し目標にあったスタートが切れるようにしてください。学生就職支援プログラム、平成21年度以降の就職支援事業実施計画(日程表)、各ポスターを見てください。

## 相談窓口

### キャリアセンター

就職に関する全学の窓口です。キャリア教育、インターンシップに加え就職ガイダンス等の企画・実施、就職指導、求人情報の公開、会社説明会の開催などが主な業務です。企業や病院からの求人票・会社案内や公務員・教員の採用試験募集要項等を整理していますので、自由に閲覧してください。

キャリアセンターのホームページ (<http://job.admin.saga-u.ac.jp/gakunai/index.htm>) では、求人情報、会社説明会情報、就職活動報告などの情報を検索できるようにしています。

また、本学の同窓会の協力を得て、皆さんからの就職相談に応えるようにしています。

就職に関するお知らせは、キャリアセンターをメインに学生センター入り口、学生会館の談話室などに掲示されます。

医学部内掲示板（看護学科事務室付近、医学系研究科講義室付近）

キャリアセンターの利用状況



就職相談風景



### 就職担当教員（学部）

学部等によって学生の就職志望が異なることが考えられます。それぞれの学部等では就職担当の教員（兼任）を配置し、学生の専門性に応じた就職活動の指導を行っています。就職担当教員の名簿はキャリアセンターのホームページで見ることができます。

### 鍋島キャンパス（医学部）

医学部は、キャリアセンター（本庄キャンパス）から離れていますが、就職に関する情報は学部内からパソコンで閲覧できます。

## 就職活動の流れ

1年～4年

自己研鑽：社会から求められる人材に近づくために目標を持って努力しよう。  
勉学だけでなく、部活、バイトなどの体験を通して社会性や専門性を磨く。



1年前期～3年前期

自己分析・PR：価値判断の基準、興味・関心などから自分を見つめよう。  
自分は何ができるんだろう？ 自分は何がしたいんだろう？  
ライフプランを立てる。働く自分をイメージする。自分の魅力を言葉にする。



3年（7月～11月）

企業研究・業界研究：自分の能力を生かせる仕事、やりたいことができる会社を探す。  
会社の仕組みについて勉強する。企業や業界のことを調べる。OBから話を聞く。



3年（12月～1月）

エントリー：企業等へ志望意志有り！を発信する。  
会社の資料や説明会の案内が届く。企業によっては選考を兼ねている場合もある。



3年（12月～5月）

会社説明会への参加：全国各地（主要都市）又は企業毎に随時開催される。  
学内では次頁に示すプログラムのとおり予定しています。



3年（3月～）

採用試験開始：採用の早期化により企業によっては2月実施も考えられる。  
時間（スケジュール）とお金（交通費等）に無理のない計画を立てよう。



内定：就職活動のゴール＝社会人へのスタート  
来るべき「入社」に向けてできるだけことをやっておきましょう。

## 学生就職支援プログラム（平成21年度の計画）

学生の志望に応じて，以下の支援プログラムを予定しています。

学年	月	民間企業志望	教員志望	公務員志望
1年	4月			
	5月			
	6月	キャリアデザインセミナー(就職入門講座(1))	キャリアデザインセミナー(就職入門講座(1))	キャリアデザインセミナー(就職入門講座(1))
	7月			
	8月			
	9月			
	10月	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
	11月	キャリアデザイン講座/就職入門講座(2)	キャリアデザイン講座/就職入門講座(2)	キャリアデザイン講座/就職入門講座(2)
	12月	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
	1月	キャリアデザイン講座/就職活動準備講座	キャリアデザイン講座/就職活動準備講座	キャリアデザイン講座/就職活動準備講座
	2月	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
	3月			
2年	4月	業界研究(1)(航空業界への就職指導)		公務員就職ガイダンス【I】
	5月	業界研究(2)(マスコ業界への就職指導)		
	6月	R-CAPWEB 受験/就職入門講座(1)	受験ガイダンス/就職入門講座(1)	就職入門講座(1)
	7月			
	8月			
	9月			
	10月	キャリアデザイン講座/就職入門講座(2)	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座
	11月	キャリアデザイン講座	就職入門講座(2)/キャリアデザイン講座	就職入門講座(2)/キャリアデザイン講座
	12月	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	公務員受験講座ガイダンス/キャリアデザイン講座
	1月	就職活動準備講座/キャリアデザイン講座	就職活動準備講座/キャリアデザイン講座	就職活動準備講座/キャリアデザイン講座
2月	キャリアデザイン講座/就職対策講座	キャリアデザイン講座	キャリアデザイン講座	
3月				
3年	4月	業界研究(1)(航空業界への就職指導)	教員採用試験受験指導	公務員就職ガイダンス
	5月	業界研究(2)(マスコ業界への就職指導) 就職ガイダンスI【エントリー対策講座】 就職ガイダンスII【就職活動の流れ】	採用試験支援策	公務員受験対策講座
	6月	R-CAP/自己分析演習/ 就職ガイダンスIII【業界研究】		就職ガイダンスIV/公務員受験対策講座
	7月	就職ガイダンスV		看護学科就職セミナー/公務員受験対策講座
	8月			公務員受験対策講座
	9月			公務員対策講座
	10月	就職対策講座VI/就職対策講座VII	教員就職対策講座	公務員受験対策講座
	11月	SPI/就職対策講座IX/就職対策講座/ 面接セミナー/内定体験報告会	教員受験対策講座	公務員受験対策講座
	12月	SPI/集団討論対策講座/面接指導①②③ 合同会社説明会①②	教員受験対策講座	看護学科就職セミナー/裁判所職員説明会
	1月	面接指導④⑤⑥/合同会社説明会③④/就職対策講座	教員受験対策講座	公務員受験対策講座
	2月	就職対策講座/個別会社説明会	教員受験対策講座	公務員受験対策講座
	3月	個別会社説明会	教員受験対策講座	公務員受験対策講座
	4年	4月	個別会社説明会	教員採用試験受験指導/ 教員受験対策講座
5月			採用試験支援策	福岡県&佐警説明会/公務員模擬試験②
6月			採用試験支援策	
7月			採用試験支援策	
8月			採用試験支援策	
9月				
10月				
11月				
12月				

## キャリア教育について

1年次前期開講の「大学入門科目」の2コマにおいて、キャリアカウンセラーによる講演及び「社会人に学ぶ」として本学卒業生による講演を行い、キャリアデザイン、就職意識の啓発、将来の仕事について考える機会を設けています。また、大学で学ぶことの意味の再発見や社会の最新の動向を知る契機となるべく、教養教育科目「キャリアデザイン～自己発見講座～」(同窓会提供講座)後期2単位を開講しています。このキャリア教育については順次充実を図っていきます。

## インターンシップの実施について

若者の大学卒業後における職業観・就業意識等の希薄化が大きな課題となっており、本学におきましても在学中に企業における就業体験を行うインターンシップの重要性が高まっています。

本学では、社会から新たな産業を創出する創造性豊かな人材の養成が求められているという視点で、インターンシップの実施に取り組んでいます。

本学における平成19年度、平成20年度の状況は以下のとおりです。

インターンシップの実施においては、各学部の担当教員の協力で受入企業の開拓、事前の勤務時間、マナー、終了後の報告書の提出についても含めて説明会を行っています。

### 佐賀大学におけるインターンシップの取り組み・実施状況

### キャリアセンター

事項	年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
1 現場体験型インターンシップ (One-day Internship)		夏期休暇中に野村證券(株)に5名の学生を派遣した。	夏期休暇中に野村證券(本社)に7名、三井鉱山(株)に6名、野村證券(名古屋)に1名派遣した。	三井鉱山(株)に4名の学生を派遣した。春休みに学内でも実施を計画。
2 学内研修型インターンシップ (One-day Internship)		「One-day internship 住友金属鉱山(株)」、「One-day internship NHK【日本放送協会】」を実施し、それぞれ48名、49名の学生が体験した。	「One-day Internship 日新製鋼(株)」を実施し、36名の学生が体験した。	
3 現場体験型オーバーナイト・インターンシップ (Two-day Internship)		(株)ヤマサキ1名、九州内田鍛工(株)に1名の学生を派遣した。	(株)ヤマサキ2名、九州内田鍛工(株)2名、(株)戸上電機製作所2名を派遣した。	築炉メーカー「株式会社ヤマサキ」に1名の学生を派遣した。(新規事業)
4 実習型サマー・インターンシップ (One or Two-Week Internship)		(官庁派遣型)：門司植物防疫所1名、佐世保市役所1名 (民間企業応募方)：武田薬品工業(株)、(株)デンソー九州、(株)富士通九州システムエンジニアリング、(株)アルバックに各1名、三菱化学物流(株)2名、味の素(株)バイオ工業化センターに4名の学生を派遣した。	(官庁派遣型)：九州経済産業局1名。 (民間企業応募型)：(株)アルゴ21、(株)SCC、日本IBMTヨタテクニカルディベロップメント、西日本新聞社、伊藤ハム九州工場各1名、富士通3名、三菱化学物流(株)2名、中野建設2名味の素(株)バイオ工業化センター4名、伸和コントロールズ2名を派遣した。(新規事業)	
5 官署提案型インターンシップ (佐賀職業安定所、佐賀県経営者協会等との連携)		佐賀県経営者協会との連携によるインターンシップを実施し、(株)佐賀銀行、(株)サガテレビ、(財)佐賀県国際交流協会、松尾建設(株)、佐賀商工会議所等に20名の学生を派遣した。	佐賀公共職業安定所との連携による夏季インターンシップを実施し、夏季15名、春季4名の学生を派遣した。佐賀県経営者協会との連携によるインターンシップを実施し、9名の学生を派遣した。	佐賀公共職業安定所との連携による夏季及び春季インターンシップを実施し、夏季12名、春季8名の学生を派遣した。佐賀県経営者協会との連携によるインターンシップを実施し、17名の学生を派遣した。(新規事業)
6 その他(一般応募)		三菱重工業(株)、三菱UFJメリルリンチPB証券(株)、キャンファインテック等に8名の学生が参加した。	下関市立しものせき水族館1名 佐賀県国際交流協会1名	
参考：正課教育による実施状況 (教務課所管)		理工学部「機械システム学外実習」22名参加。「建設構造学特別講義」を実施予定 農学部「インターンシップ」27名	理工学部「建設構造学特別講義(夏季実習)」8名 農学部「インターンシップ」20名 28名	理工学部「機械システム学外実習」6名 「建設構造学特別講義(夏季実習)」4名 農学部「インターンシップ」27名 37名

リクナビ、マイナビ、日経ナビ、Qナビに3年次の早期に登録しておく、6月からのプレオープンでインターンシップ情報を利用できます。

基本的には、各社、各都道府県のインターンシップ情報をインターネットで調べて、自分でインターンシップ先を確保してください。

## 4 . 授 業 料 の 納 付

授業料の納付.....	39
授業料の口座振替制度.....	39

## 授業料の納入（担当；財務部経理調達課収入担当）

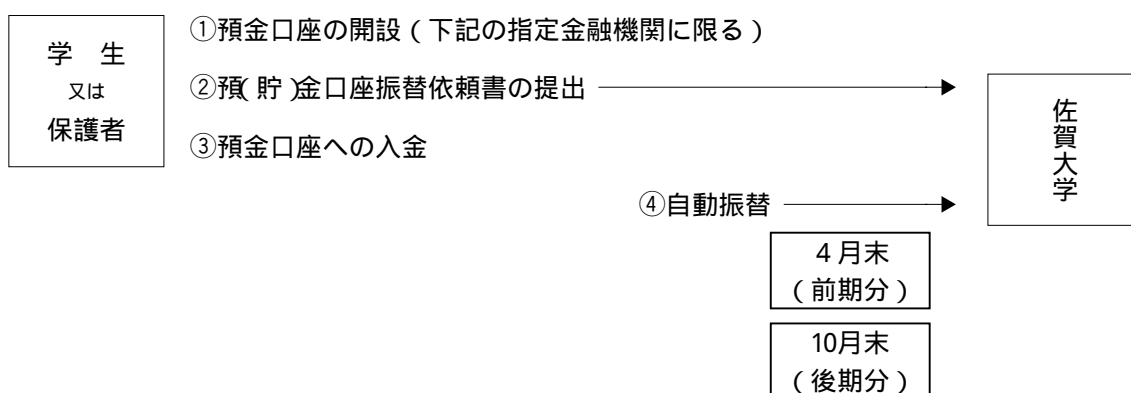
区 分	納入期間	備 考
授業料.....年額535,800円 前期（4～9月分）267,900円 後期（10～3月分）267,900円	前 期 4月1日～4月30日 後 期 10月1日～10月31日	所定の期日を過ぎても納入を怠ったときは除籍されることがありますので、滞納しないようにしてください。

### 授業料の口座振替制度

本学では新入生の後期分授業料から、「口座振替制度」を実施していますので手続きをお願いします。

この制度は、学生の授業料の納入にかかる利便性の確保及び現金取り扱いに伴う事故防止等の観点から本学指定の金融機関で学生名義（又は保護者名義）の預金口座から引落とし、大学へ納入する方法で、電気料金等の公共料金の口座振替と同様のシステムです。

#### 1 し く み



#### 2 実施の時期及び振替日

平成21年度後期分の授業料から振替を実施します。振替日は平成21年11月2日（月）となりますので、10月末日までに入金しておいてください。なお、以後の振替日については、各学生への通知は行いませんので掲示板で確認して下さい。

#### 3 手 続 き

①，②の手続きは、平成21年4月30日（木）までに行ってください。

\* 本学指定金融機関一覧（下記金融機関の本・支店に限ります。）

銀行（9行） 福岡銀行，筑邦銀行，西日本シティ銀行，福岡中央銀行，佐賀銀行，佐賀共栄銀行，十八銀行，親和銀行，長崎銀行
信用金庫（14金庫） 福岡信用，福岡ひびき信用，大牟田柳川信用，筑後信用，飯塚信用，田川信用，大川信用，遠賀信用，唐津信用，佐賀信用，伊万里信用，杵島信用，たちばな信用，西九州信用
労働金庫（1金庫） 九州労働金庫
農業協同組合等 福岡県，佐賀県及び長崎県内の農業協同組合 福岡県，佐賀県及び長崎県内の信用農業協同組合連合会



## 5 . 経 済 援 助

授業料の免除.....	43
奨学金制度.....	43
アルバイト.....	44

## 授業料の免除（担当；学生生活課）

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請により、選考の上、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。また、免除のほか、徴収猶予、月割分納の制度もあります。

経済的理由（負債等は除く）により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

納期前6ヶ月以内（新入生の1年次前期の場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の申請の期日、方法等については、前期分（12月）と後期分（6月）の年2回本庄キャンパス学生センターの「授業料免除用掲示板」及び鍋島キャンパス「学生サービス課掲示板」に掲示しますので、注意してください。

なお、授業料免除等申請書の配布予定日については、佐賀大学学生センターホームページの経済援助に掲載しています。（ホームページアドレス <http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/>）

## 奨学金制度（担当；学生生活課）

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構と地方公共団体及び民間育英団体があり、その概要は次のとおりです。

(1)日本学生支援機構の奨学金（ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>）

教育の機会均等に寄与することを目的として、人物・学業ともに優れていながら経済的理由により修学困難な学生に対して貸与されます。

奨学金の種類と貸与額

（平成21年度予定）

区 分	種 別	貸 与 月 額
学部学生	第 一 種	自宅通学 45,000円 自宅外通学 51,000円
	第 二 種	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円 の中から学生が選択
修士・博士前期課程	第 一 種	88,000円
	第 二 種	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円 の中から学生が選択
博士後期課程 博士医・歯・獣医学課程	第 一 種	122,000円
	第 二 種	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円 の中から学生が選択

（注）第一種は、無利子です。第二種は、有利子ですが在学中は無利子です。

### 貸与期間

奨学生に採用された月から、在学する最短修業年限の終期まで貸与されます。

### 申込手続

奨学生の募集は、毎年4月に行われます。申込方法等については、本庄キャンパス学生センターの「奨学金用掲示板」及び鍋島キャンパス「学生サービス課掲示板」に掲示します。

なお、第一種緊急採用（家計支持者の失職、破産、倒産、病気、死亡等、又は火災、風水害等で家計が急変した場合）及び第二種応急採用（第一種緊急採用の場合に同じ）の制度もありますので、該当する方は上記募集期間にかかわらず、学生生活課に申し出てください。

### その他の手続

次に該当する方は、入学後直ちに必要の手続を行ってください。

該 当 者	提 出 書 類	提 出 場 所
高校又は大学在学中に、既に予約採用の決定通知を受けている方	「採用候補者決定通知」	学生センターの学生生活課 医学部生は医学部学生サービス課
入学以前に奨学生であった方で、上記以外の方	「在学届」	

### 提出期限

- 本庄キャンパス...学生センターの「奨学金用掲示板」
- 鍋島キャンパス...「学生サービス課掲示板」

## (2)地方公共団体及び民間育英団体の奨学金

地方公共団体及び民間育英団体の奨学金には、その地区出身者に限るものや、学部・専攻等を指定したものがああります。取り扱う奨学金はホームページまたは掲示板を参照してください。掲示板は本庄キャンパス学生センター「奨学金用掲示板」と、鍋島キャンパス「学生サービス課掲示板」の2箇所です。

## アルバイト（担当；学生生活課）

学生生活課では、本庄キャンパスの学生にアルバイトの紹介を行っています。（鍋島キャンパスについては学生サービス課の業務を参照してください。）

しかし、授業期間中のアルバイトは学業に相当支障をきたしますので、修学との関係を十分考慮し、成績不振等で進級できなかったため、奨学金の停止処分を受けてしまったというようなことのないように、必要最小限にとどめるようにしてください。

### 《学生アルバイトとして不適当な職種》

危険を伴うもの	(例)バイク・自動車の運転、プレス・裁断機等の操作、建築現場での作業、交通頻繁な路上での作業
人体に有害なもの	(例)農薬・劇薬等の取扱い、高温度・低温度の作業
法令に違反するもの	(例)営利あっせん業者への仲介斡旋、マルチ商法、出来高払
教育的に好ましくないもの	(例)風俗営業関係、深夜作業、勧誘、ポスター張り

アルバイトの求人申し込みは、学生センターの掲示板に掲示しています。

アルバイト決定後の就労に際しては、健康・安全に心がけるとともに、所定の時間に遅れたり、無断欠勤のないよう注意してください。

新入生については、原則として入学後3ヶ月間はアルバイトの紹介は行いません。この期間に、大学生生活に慣れてもらうためです。

従って、新入生に対しては、7月1日から紹介を行います。

## 6 . 住 居

学生寮.....	47
アパート等の紹介.....	47
医学部学生へのアパート等の紹介.....	47

## 学生寮（担当；学生生活課）

本学の学生寮（楠葉寮）は、本庄キャンパスに隣接して設置されており、鉄筋コンクリート造りで5階建の男子棟、4階建の女子棟及び平屋建ての管理棟からなります。収容人員は、男子100人、女子50人です。入寮を希望する場合は、所定の受付期間に願い出てください。

居室は、洋室（9.5㎡＝約6畳）で1人用の個室になっており、部屋には、ベッド、整理箱、机、椅子、本棚、が備えつけられ、ベランダがついています。

また、各階に補食室、洗面所、洗濯室及び便所があり、各棟の1階には談話室があります。浴室は、男子用が管理棟に、女子用は女子棟にあります。

食堂はありませんが、共同炊事場である補食室で簡易な炊事は可能です。寄宿料は、共益費を含み月額5,300円です。ほかに光熱水料等を月額約5,000円程度負担しなければなりません。

## アパート等の紹介

佐賀大学生生活協同組合で紹介するだけでなく、佐賀市にはアパート等の斡旋業者がたくさんあります。市内の業者の取り扱う物件についても、“学生向けアパートの紹介・斡旋を佐賀大学生生活協同組合と大学周辺や市内の業者が共同参画する”という立場に立って、佐賀大学生生活協同組合が紹介していますので、利用してください。

- ・紹介場所……生協（「大学会館」1階）
- ・問い合わせ先……佐賀大学生生活協同組合

所在地 佐賀市本庄町1番地（佐賀大学構内）  
電話番号（0952）23 - 1668

## 医学部学生へのアパート等の紹介

医学部学生への紹介は、家主等から申込みがあったものについて、医学部学生サービス課で行っています。

## 7 . 課 外 活 動

課外活動.....	51
課外活動の施設及び利用申込.....	52
本庄キャンパス サークル一覧.....	52
鍋島キャンパス サークル一覧.....	52

## 課 外 活 動

大学における課外活動は諸君の人間形成に大きく貢献するものです。課外活動は、本来、学生の皆さんの趣味等に  
 応じ自発的かつ自律的に行われるべきですが、大学という共同社会の機能を高め、維持するために一定のルール  
 が設けられています。

課外活動のルール、施設等は次のとおりです。

### (1)課外活動のルール

課外活動団体の設立	<p>学内で団体（サークル等）を設立しようとするときは、本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ課外活動団体結成願（役員及び部員名簿、課外活動団体結成同意書、活動計画書を添付、医学部は学生団体設立願に団体規約、役員及び会員名簿、活動計画を添付）を提出してください。</p> <p>なお、許可団体が活動を継続しようとするときは、毎年度5月末日までに学生団体更新届（医学部は継続願）を提出してください。この届出がないと当該団体は解散したものとみなされます。</p>
掲示	<p>学内において、ビラ配布・ポスター等の掲示をしようとするときは、事前に責任者氏名を記載した現物を、本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ提出し、承認（掲示期間を明示した確認印）を受けてください（掲示期間は原則として1か月です）。学外において本学の名を用いて掲示しようとするときも同様です。</p> <p>なお、学内における掲示は指定された掲示板以外にはいけません。</p>
印刷物の配布	<p>学内において印刷物（新聞・雑誌・小冊子・ビラ等）を配布しようとするときは、発行責任者はあらかじめその趣旨又は目的を明らかにして、その印刷物又はその原稿の写し等1部を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては医学部学生サービス課へ提出し承認を受けてください。</p> <p>本学の名を用い、学外において前記の行為をしようとするときも同様です。</p>
学内での活動	<p>学内において、活動（集会、行事、対外試合等）を行う場合、1週間前までに行事届を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては行動計画書を学生サービス課へ提出し承認を得てください。</p>
学外での活動	<p>学外において、活動（練習、集会、行事、対外試合、合宿等）を行う場合、1週間前までに行事届を本庄キャンパスにあっては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあっては行動計画書を学生サービス課へ提出し承認を得てください。内容によっては社会的手続き（警察署及び病院等への事故時の救援、道路及び港湾使用許可等）が生じますので、あらかじめ事務担当者との打ち合わせをしてください。</p> <p>また、海外において活動（個人旅行含む）しようとする場合、1ヶ月前までに海外渡航届を提出し、あらかじめ事務担当者との現地の安全等について十分に確認をしてください。</p>
傷害保険等の加入	<p>課外活動中の事故、特に体育系学生団体の事故については増加の傾向にあります。</p> <p>事故の未然防止に努めることはもちろんではありますが、万一事故が発生した場合の備えとして本学では、学生教育研究災害傷害保険に全学生が加入することとしています。</p> <p>事故が発生した場合は、速やかに、本庄キャンパスの学生は学生生活課へ、鍋島キャンパスの学生は学生サービス課へ、申し出てください。</p>

(2)課外活動の施設及び利用申込

<p>大学会館</p>	<p>本庄キャンパスの大学会館は附属図書館東側にある2階建の建物で、本学の学生相互及び学生と教職員の人間関係を深めるとともに、学生及び職員の福利厚生を増進するための中心的な施設です。</p> <p>なお、大学会館の使用については、大学会館利用許可願を学生生活課に提出して下さい。</p>
<p>医学部会館</p>	<p>鍋島キャンパスの医学部会館は附属図書館医学分館西側にある2階建の建物で、1階には軽食・喫茶コーナーと紀伊国屋書店があり、2階にはグループ学習スペースがあります。</p> <p>なお、医学部会館学習室の使用については、各部屋にある使用願を記入し、所定の届出箱に入れてください。</p>
<p>体育施設</p>	<p>学生の皆さんが文化系、体育系の学内団体に参加し活動するほか、余暇を利用してスポーツ、レクリエーション等をする場合は、授業等に支障がない限り、体育施設や課外活動用具を利用することができます。</p>
<p>サークル会館・課外活動共用施設</p>	<p>サークル会館・課外活動共用施設は、課外活動を助成し、発展させることを目的として設けられ、大学会館が学生及び教職員の交流の場とするなら、これは課外活動を行うサークルのための施設といえます。</p> <p>使用に当たっては、本庄キャンパスにあつては学生生活課へ、鍋島キャンパスにあつては医学部学生サービス課へ使用願を提出してください。</p>

本庄キャンパス サークル一覧

文化系 <sup>(19)</sup>		体育系 <sup>(38)</sup>	
<p>アニメーション研究会 S.V.C FMメディア研究会 演劇部 雅楽部 管弦楽団 クラシックギターハーモニー k-net 混声合唱団 コンピュータ研究会 茶道部 写真部 ジャズ研究会 吹奏楽団 ハワイアンミュージック研究会 美術部</p>	<p>フォークソング研究会 文芸部 漫画研究会</p>	<p>アーチェリー部 合気道部 アイスホッケー部 アメリカンフットボール部 空手道部 弓道部 競技ダンス部 剣道部 硬式庭球部 サイクリング部 サッカー部 自動車部 射撃部 柔道部 準硬式野球部 少林寺拳法部 女子サッカー部 水泳部 スキー部</p>	<p>ソフトテニス部 ソフトボール部 新体操部 卓球部 探検部 テコンドー部 熱気球部 バスケットボール部(女子) バスケットボール部(男子) バドミントン部 バレーボール部(女子) バレーボール部(男子) ハンドボール部 民俗舞踊団 ユースホステルサークル ヨット部 ラグビー部 陸上競技部 ワンダーフォーゲル部</p>

鍋島キャンパス(医学部) サークル一覧

文化系 <sup>(22)</sup>		体育系 <sup>(24)</sup>	
<p>混声合唱部 現代音楽倶楽部 音楽鑑賞部 美術部 軽音楽部 茶道部 ESS 国際医療研究会 すずめの学校 天文学部 室内楽部 ケヤキの会 漢方研究会</p>	<p>SMILE LA部 蘇生の会 (ACLSサークル) そらの会 写真部 IFMSA-Saga(イフムサ サガ:国際医学生連盟佐 賀支部) 笑いのセラピー研究会 USGOS(ウスゴス) サイコロ(psychology)</p>	<p>硬式テニス部 漕艇部 卓球部 準硬式野球部 空手部 バスケットボール部 剣道部 サッカー部 ラグビー部 バドミントン部 水泳部 馬術部 バレーボール部</p>	<p>柔道部 ヨット部 弓道部 ジャズダンス部 陸上競技部 ビリヤード部 サーフィン・ボディボード部 チアリーディング部 フットサル部 モーターサイクル部 Ω POINT(オメガポイン ト:ウィンタースポーツ)</p>



## 8 . 福 利 厚 生 施 設

大学会館.....	55
厚生施設.....	56
佐賀大学合宿研修所.....	56
九州地区国立大学共同研修施設.....	57
九重共同研修所.....	57
島原共同研修センター.....	58

## 大学会館

大学会館は、学生相互及び学生・教職員が教育研究以外での文化的な学園生活を有意義に過ごし、憩いの場とするための施設です。

また、学生・教職員の福利厚生施設でもありますので、みんなの施設として規則に従い楽しく使用し、大学生生活が実り多いものとなることを期待します。

### (1)施設の内容(2階建 2,336㎡)

室名	面積(㎡)	適用
談話室	156	学生・教職員が自由に談話する室
多目的ホール	210	100名程度の発表、講演、作品展示等の催しをする室
和室	85	茶道、華道、書道、謡曲等を行う室(10, 8, 4.5畳)
研修室 - 1	39	20名程度の研修、研究会、小会議等をする室
研修室 - 2	40	〃
研修室 - 3	41	〃
娯楽室	39	囲碁、将棋、読書を楽しむ室
事務室兼準備室	26	会館の管理事務を行う室
倉庫	29	会館の備品、用具を格納する室
食品コーナー	204	フーズショップ、食事コーナー(50席)
大食堂	534	カフェテリア、セルフバー、めん類等(460席)
厨房等	262	食品を調理する室
生協購買部	240	文房具・日用品・書籍・旅行・パソコン等
便所	83	1階、2階
玄関、廊下、ロビー、階段等	344	

### (2)使用期間及び使用時間

- ①土曜日、日曜日、祝日、8月12日から8月16日まで及び12月27日から翌年1月5日までを除く全期間使用できません。
- ②9時から20時まで使用できます。

### (3)使用手続

研修室、多目的ホール及び和室を使用する場合は、必ず所定の使用許可願を学生生活課に提出し、許可を受けてください。

- ①使用許可願は、学生生活課に提出すること(用紙は、学生生活課にあります)。
- ②使用許可願は、7日前まで受け付けます。

### (4)使用上の注意

- ①使用責任者は、使用開始前に学生生活課に使用許可書を提示し、これから使用する旨連絡すること。
- ②使用時間を厳守すること。  
なお、予告なく使用開始予定時刻30分経過しても使用しないときは、使用許可を取り消すことがある。
- ③鍵の貸出し、返却は学生生活課で行う。
- ④大学会館利用後チェックシートを記入し、鍵返却時に学生生活課へ提出すること。又、常に整理整頓に努め、使用後は清掃、消灯及び戸締りを行うこと。ゴミは持ち帰ること。
- ⑤備付けの暖房器具以外は、使用しないこと。
- ⑥火気に注意し、喫煙場所以外で喫煙しないこと。
- ⑦下駄及びスパイク等を使用しないこと。
- ⑧所定の連絡板及び掲示板以外に掲示しないこと。  
(ア) 掲示物は、学生生活課で掲示承認印を受けること。  
(イ) 掲示物の大きさは、原則として新聞紙1頁を限度とする。  
(ウ) 期限が過ぎたものはすみやかに撤去する。
- ⑨使用後は、終了した旨を学生生活課に連絡すること。
- ⑩その他会館の使用に際しては、学生生活課の指示に従うこと。

別 表

室 名	使 用 目 的	使 用 手 続		
		使用願	使用日の7日前	喫 煙
研 修 室	研修会, 研究会等	必 要	必 要	不 可
和 室	茶道, 華道等	〃	〃	〃
多 目 的 ホール	研究発表, 講演会等	〃	〃	〃
娯 楽 室	碁, 将棋, 室内娯楽等	〃	〃	〃
談 話 室	談話(1階)	不 用	不 用	〃

談話室を談話以外の目的で使用する場合は事前に届け出てください。

## 厚生施設

### (1)食堂

本庄キャンパスに生活協同組合の経営による食堂が2カ所あり、鍋島キャンパスには学校福祉協会経営の食堂が1カ所あります。

### (2)売店

本庄キャンパスに生活協同組合の経営による売店があり、書籍、学用品、一般食品、衣料品、その他日用品などを販売しています。

また、鍋島キャンパス内には紀伊国屋経営の書籍の売店があり、病院内には栄人会経営の白衣や一般食品、その他日用品を販売しています。

### (3)理髪店

両キャンパスに理髪店があり、安い価格で学生の皆さんへの便宜を図っています。

## 佐賀大学合宿研修所

所在地；〒847 - 0131佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430

電話；0955 - 79 - 0986

佐賀大学合宿研修所は、風光明媚な唐津市神集島にあります。各種の研修の場として大いに利用してください。

### (1)目的と内容

この研修所は、教職員と学生あるいは学生同士の相互理解と意志の疎通を図るために設置したものです。

### (2)利用対象

本学の教職員及び学生

### (3)収容人員

40人

### (4)利用申込

利用者は、学生生活課で所定の用紙により申込み手続きをしてください。申込みの期間は、利用開始予定の1ヵ月前から7日前までです。

### (5)諸経費

利用者は、シーツ等のクリーニング代、入浴のためのガス代、水道代電気代として、1人1日につき200円を申込み時に納入してください。

### (6)構造と内部

①構造 鉄筋コンクリート平屋建て205.23㎡

### ②内部

イ 管理人室 利用者は、利用許可書を提出して、管理人の指示に従ってください。

ロ 研修室 研修室は、畳敷で寝室と兼用です。研修室は、8畳の間と44畳の間の2室があります。8畳の間は、主として女子用として設置してあります。

ハ 食堂 食堂は、ダイニングキッチンとなっています。炊事に必要な用具は備え付けてありますので、食事材料のみ持参し、自炊してください。

ニ 浴室

### (7)周囲の環境

付近一帯は、玄海国定公園です。近くに七ツ釜、立神岩があり、展望台からは遠く壱岐までが望める絶景の場所です。海あり、山あり、空気よし、眺めよしで玄海の自然を心おきなく満喫することができます。

また、研修所から歩いて20分程度の所に海水浴場があります。

## (8)交通機関

唐津市から湊までバス（湊行き又は七ツ釜経由呼子行き）で約30分、湊から神集島まで連絡船で約10分、神集島港から徒歩約15分で研修所に到着します。

自家用車を使用する場合は、大学から1時間40分程度で湊へ着きます。

## (9)合宿研修所使用上の注意

- ①利用期間は、原則として3泊4日以内です。
- ②利用者は、入所の際利用許可書を研修所管理人に提出し、備え付けの入所者名簿に必要事項の記入を済ませたうえで入所してください。
- ③利用者は、研修の成果を挙げることを心がけ、他に迷惑をかけるような行動は慎んでください。
- ④利用者は、宿泊中又は退所に際して、次の事項を励行してください。
  - ア 各室備え付けの備品を移動させない。  
特に移動させる必要が生じた場合は、管理人に届け出て、その指示に従い、使用後は必ず現状に復する。
  - イ 水泳訓練、野外実習等で外出する際は、行先、参加者、帰所予定時刻を管理人に届け出る。
  - ウ 退所に際しては、寝具、机、炊事用具等を整頓し、数量の確認及び室内の清掃を行って管理人の点検を受ける。
- ⑤火気の取扱は、各人が責任を持ち、細心の注意を払わなければなりません、特に次の事項を厳守してください。
  - ア 炊事は、指定の場所で行う。
  - イ たき火、ロケット花火等は厳禁。
  - ウ たばこの火には、特に注意する。
  - エ 備え付けの照明以外、ローソク等は使用しない。
- ⑥入浴時間は21時まで、門限は22時、消灯時刻は23時とします。
- ⑦施設及び備品を滅失、毀損又は汚染した時は、直ちに管理人に届け出て、その指示に従ってください。
- ⑧上記事項に定める心得を無視し、又は他に迷惑を及ぼす行為があった時は、管理人により退所を命じられることがあります。

## 九州地区国立大学共同研修施設

### (1)九重共同研修所

所在地； 〒879 - 4912大分県玖珠郡九重町湯坪字八丁原600 - 1

電話； 飯田高原局09737 - 9 - 2617

この研修所は、九州地区国立大学の学生及び教職員の研修施設です。

ここは阿蘇国立公園の特別地域内に属し、九重連峰の海拔1,100mの位置にあって四季折々の自然の風物にめぐまれ、湯けむりに包まれた閑静な環境と、夏季の平均気温が21.8度という、研修には最適の条件がそろっています。

建物は、鉄筋コンクリート造3階建てで、総面積1,115㎡、収容人員は約100名。研修室（大1，中1，小2，和室3畳1），その他体育館，ロビー，大食堂，浴室等があり、暖房設備も完備しています。

#### ①利用条件

- （ア）九州地区国立大学の教職員・学生であって、5人以上の団体であること。
- （イ）利用期間は、1泊2日以上・4泊5日以内であること。
- （ウ）研修計画と責任者が明確であること。

#### ②申込方法

利用を希望する団体は、1年前から2ヵ月前までに、九州大学学務部学生生活課生活支援係（電話092 - 642 - 2246ダイヤルイン）に希望日が空いているかを確認し、利用可能であれば、直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い、2ヵ月～15日前までに利用申込書を提出してください。

#### ③利用料金

- （ア）食費1,810円（朝420円，昼550円，夜840円）
- （イ）雑費260円（1人1泊につき）
- （ウ）暖房費（暖房期間中のみ）300円（1人1泊につき）また、退所日の昼食は、原則として弁当になります。

#### ④注意事項

- (ア) 利用者は、共同研修所規則を守り、研修所職員の指導を受けて、十分にその成果を上げるようにしてください。
- (イ) 研修所への入所は14時から18時までに、退所は8時から10時までに行ってください。  
また、利用の3日前までに、必ず最終的な利用人員及び到着時刻を連絡してください。
- (ウ) 体育館を利用する場合は、研修所の利用申込の際、体育館使用願に所定事項を記入の上、願い出てください。

#### ⑤交通

久大線豊後中村駅下車，筋湯行バス（約1時間），終点で下車，徒歩20分。

### (2)島原共同研修センター

所在地； 〒855 - 0026長崎県島原市礪石原町甲1201番地

電話； 0957 - 64 - 2201

九重共同研修所と同様に、九州地区国立大学の学生・教職員の合宿研修のための施設です。

こちらは、雲仙・天草国立公園内の、島原市の西方8kmの丘陵地帯、焼山の中腹にあって、背後に雲仙岳、前方には島原市街が開け、その向こうには有明海、さらに、天気が良ければ阿蘇連峰まで望むことができます。

建物は、研修室（大1，小1）、宿泊室（和室7，洋室12）のほか、ソフトボール場、テニスコート、体育館、食堂、浴室等が整備されており、一度に100人までの利用が可能です。

#### ①利用条件

- (イ) 九州地区国立大学の教職員・学生であって、原則として4人以上の団体であること。
- (ロ) 利用期間は、原則として金曜日から翌週火曜日の宿泊までの5泊6日以内であること。
- (ハ) 研修計画と責任者が明確であること。

#### ②申込方法

利用を希望する団体は、6ヵ月前から1ヵ月前までに、長崎大学学生支援部学生支援課（学生支援センター課外支援コーナー）（電話095 - 819 - 2071）に希望日が空いているかを確認し、利用可能であれば、直ちに佐賀大学学生生活課に予約申し込みを行い、6ヵ月～15日前までに利用申込書を提出してください。

#### ③利用料金

- (イ) 食費 1,680円（朝420円，昼525円，夜735円）
- (ロ) 雑費 400円（1人1泊につき，日帰りの場合は1人につき100円）また，食事は，原則として入所日の夕食から退所日の朝食までが提供されますので，退所日の昼食（弁当）を希望する場合は，最終確認の際に申し出るようになります。
- (ハ) 冷暖房費 300円（冷暖房期間）

#### ④注意事項

- (イ) 利用者は、研修所職員の指示に従ってください。
- (ロ) 研修所への入所は原則として13時から16時まで，退所は8時30分から10時までとなっています。  
また，利用の3日前までに，必ず最終的な利用人員及び到着時刻を長崎大学学生支援部学生支援課（学生支援センター課外支援コーナー）に連絡してください。
- (ハ) 毎週水曜日及び木曜日（水曜日は，火曜日の宿泊者に限り，10時まで利用可能）と8月14日～16日，12月28日～翌年1月4日は，休業日ですので，この日の宿泊はできません。  
但し，繁忙期（3・4・5・7・8・9月）の休業日はありません。
- (ニ) 体育館を使用する場合は，必ず専用シューズを持参してください。

#### ⑤交通

長崎本線「諫早」で，島原鉄道に乗換え，「島原駅」下車。島原駅前または島鉄バスターミナルから，島鉄バス礪石原線（油堀経由）に乗換え，終点で下車，徒歩5分（行程約25分）。

## 9.なんでも相談

相談機関.....61

## 相談機関

### 1. 学生相談

学生の皆さんのキャンパスライフにおけるあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞いて、その内容に応じて、より適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介する「学生なんでも相談窓口」を設置しています。気軽に相談してください。

(1) 次のようなことに悩んでいたら相談に来てください。

- ・ 単位のこと ・ 授業料・奨学金のこと ・ アルバイトのこと
- ・ 卒業（修了）のこと ・ 就職・進学のこと ・ スポーツ障害，交通事故のこと等

(2) 「学生なんでも相談窓口」へのアクセス方法について

直接本庄キャンパス，鍋島キャンパス「学生なんでも相談窓口」へ  
受付時間は，8時30分から17時00分まで。

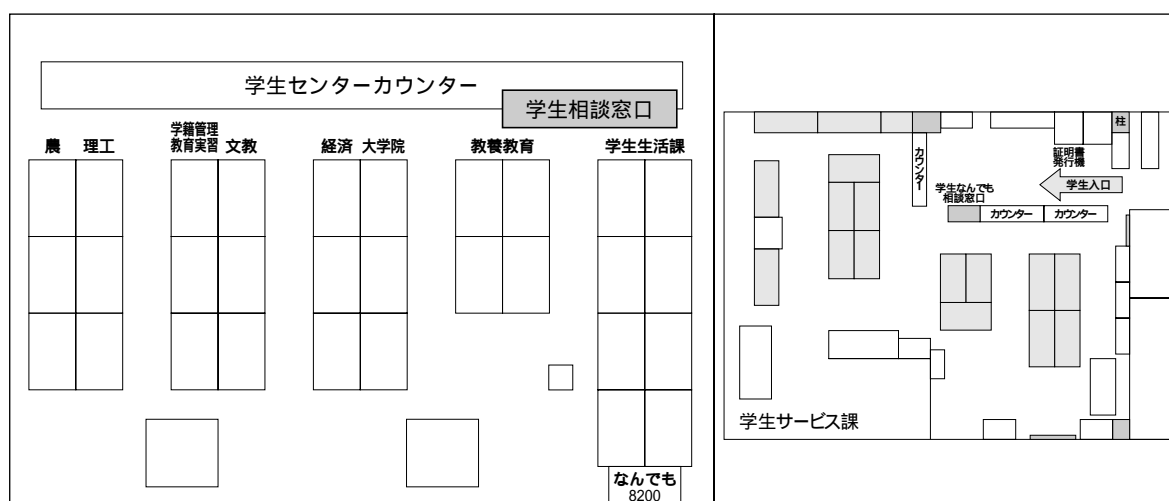
連絡方法について

	本庄キャンパス	鍋島キャンパス
電話受付	TEL 0952 - 28 - 8200	TEL 0952 - 34 - 3132
手紙	〒840 - 8502 佐賀県佐賀市本庄町1番地 佐賀大学学務部学生生活課 「学生なんでも相談窓口」宛	〒849 - 8501 佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号 佐賀大学医学部学生サービス課 「学生なんでも相談窓口」宛
Eメール	voice@mail.admin.saga-u.ac.jp	gkseigkm@mail.admin.saga-u.ac.jp

### 「学生なんでも相談窓口」の場所は

本庄キャンパス（文化教育，経済，理工，農学部）

鍋島キャンパス（医学部）



### 「学生カウンセラー相談窓口」

佐賀大学学生カウンセラー相談窓口は，学生の皆さんの心や身体の相談，キャンパスライフのあらゆる疑問や悩み，困っていることなどを支援するために平成17年7月1日から開始されました。

相談は，直接，相談したいカウンセラー（学外非常勤）のメールアドレスが電話番号に連絡してください。

また，相談内容等の秘密は堅く守られますので安心して気軽に利用してください。

学生カウンセラー（学外非常勤）

氏名	相談日・相談場所	メールアドレス等
石村 真理子	本庄キャンパス 毎週月曜日 11:00から15:00 学生センター内	kaunseis@mail.admin.saga-u.ac.jp 0952 - 28 - 8418

氏名	相談日・相談場所	メールアドレス等
吉村春生	本庄キャンパス 毎週金曜日 13:00から17:00 学生センター内	kaunseyo@mail.admin.saga-u.ac.jp 0952 - 28 - 8418
安田郁	鍋島キャンパス 毎週水曜日 13:15から17:15 保健管理センター分室	kaunseya@mail.admin.saga-u.ac.jp 0952 - 34 - 3277

相談日は変更になる場合もありますので、事前に本庄キャンパスにおいては学生生活課28 - 8173，鍋島キャンパスにおいては，保健管理センター分室34 - 3215でご確認下さい。

## 2．学生の身体・精神面の健康上の相談

保健管理センターの学生相談室は「学生の身体・精神面の健康上の問題」について個人的相談を希望する学生のために設けられたもので、いつでも相談できます。

また，保健管理センターまで行きにくい時は，直接電話で相談することもできます。

電話番号

本庄キャンパス 0952 - 28 - 8181  
鍋島キャンパス 0952 - 34 - 3215

平日 8:30～17:15 土・日曜・祝日は休みです。
--------------------------------



## 10 . 健 康 管 理

保健管理センター.....65

## 保健管理センターの目的

保健管理センターは、学生の保健管理に関する専門的業務を行う施設として設置されたもので、学生の心身の健康の保持・増進を図るのが主な目的です。

保健管理センターは本庄キャンパスと保健管理センター分室が鍋島キャンパスに設置されています。

## 利用案内

### (1) 利用時間

8時30分から17時15分まで（月曜～金曜）

### (2) 利用手続き

保健管理センター事務室に申し出るだけで利用できます。

### (3) 費用

健康診断、応急処置、健康相談など保健管理センターで受ける検査や治療は、すべて無料です。

ただし、学外および本学附属病院などの医療機関を受診する必要がある場合は医療費を支払わなくてはなりません。その際には、各自の健康保険証が必要となりますので、家族と離れて生活する人は「遠隔地被扶養者証」を作っておいてください。

## 健康診断

### (1) 定期健康診断

毎年1回、4月から5月にかけて定期健康診断が実施され、身長、体重、視力の計測と胸部レントゲン撮影、血圧測定、尿検査および問診が行われます。

また、学部新生・編入生にはこのほかに心電図検査と内科診察が加わります。医学部学生については各学年で若干項目が違います。

定期健康診断は、本学に在籍する学部学生・大学院生・研究生などすべての学生を対象に行っています。必ず受診してください。

定期健康診断の日程については、学内掲示板およびホームページにてお知らせします。

### (2) 特別健康診断

スポーツ学生健康診断・放射線業務従事者に対する健康診断を行っています。

\* 健康診断の対象者は必ず受診してください。

## 健康相談

身体的健康についての相談はもちろん、心理的・精神的健康についての相談も受けられます。医療機関の情報提供、医療機関への紹介も行っています。

### 本庄キャンパス

心理面の相談は精神科医（予約制）

身体面の相談には内科医（予約不要）・看護師が対応しています。

直接来て相談しにくい場合は電話相談も受け付けます。

TEL ... 0952 - 28 - 8181

### 鍋島キャンパス

身体面の相談には内科医・看護師が対応し、専門的なカウンセリングが必要な場合は予約制で専門のカウンセラーや学校医が相談に応じます。

TEL ... 0952 - 34 - 3215

\* 相談内容など個人の秘密に関しては、外部に漏れないよう厳重に保護されています。

## 予防接種（医学部に所属する学生）

保健管理センター分室では医学部学生を対象に、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎（ムンプス）・B型肝炎ワクチン・BCG・インフルエンザの予防接種を実施しています。

対象学年、実施日については保健管理センター分室発行の予定表を参照してください。予防接種は自己負

担となっています。

### 応急処置

正課中や課外活動中にケガをしたり、風邪や腹痛などの病気や気分が悪くなった時、保健管理センターで傷の手当てや投薬などの治療が受けられます。

また、安静を必要とする人のために休養するベッドもあります。

ただし、精密検査や専門的な治療を必要とする場合は医療機関を紹介します。

### 健康診断証明書発行

就職・アルバイト・奨学金申請などに必要な健康診断書を発行します。

(証明内容によっては、発行できないこともありますので早めにご相談ください。)

なお、定期健康診断未受診者には発行できません。

### 自由に使える医療機器の案内

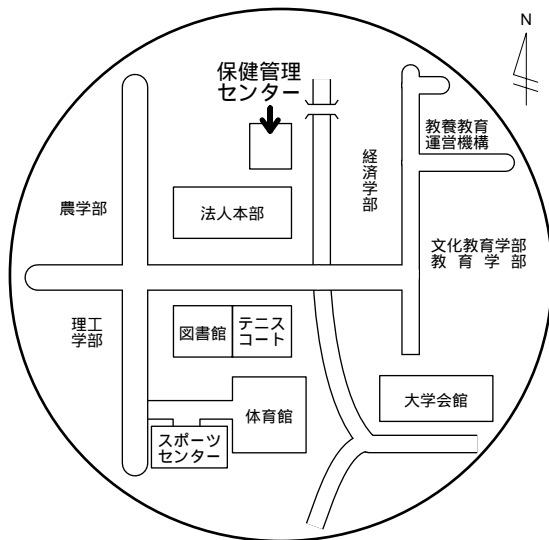
保健管理センターには自動身長体重計・自動体脂肪計・自動血圧計・自動視力計などが備えてあり、いつでも自由に自分で測定できるようにセットされています。自分の身体状況を知るため、また、食生活改善や運動の効果を確かめるのに、これら機器を大いに利用して自己の健康管理に役立ててください。

### リラクゼーション・ルームの案内

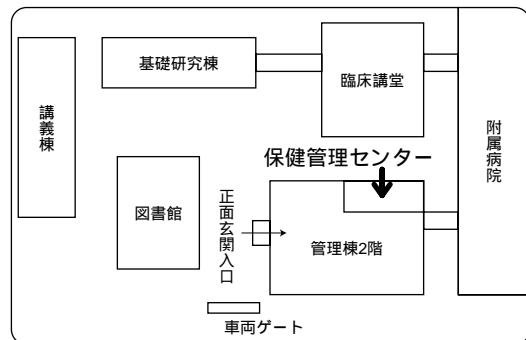
リラクゼーション・ルームは、本庄キャンパス保健管理センター内に、学生が授業の合間に自由に入出し、学生同士の情報交換、息抜き、世間話など、身近なコミュニケーションの場として利用できるように設置されています。

### 保健管理センター案内図

本庄キャンパス



鍋島キャンパス



## 11. 附属図書館

はじめに.....	69
入館.....	69
開館時間・休館日.....	69
閲覧と貸出・返却.....	70
図書購入.....	70
施設の利用.....	70
文献複写.....	70
他大学図書館等の利用.....	70
相互貸借サービス.....	70
レファレンス・サービス.....	70
検索端末の利用.....	71
携帯電話からの蔵書検索.....	71
館内案内及び資料案内.....	72

## はじめに

附属図書館は、本館(本庄キャンパス)及び、医学分館(鍋島キャンパス)を設置し、教育・研究に必要な資料(図書、雑誌、視聴覚資料、電子資料、貴重資料)を収集・整理し、利用者に対する迅速なサービスを効率的に提供することを任務としています。蔵書は、人文科学、社会科学、自然科学の全分野にわたり、図書約70万冊、雑誌約1万種類を所蔵しています。

閲覧室のほか本館には、グループ学習室、マルチメディアルーム、リスニングルーム、閲覧個室、ラウンジ、分館にはLL室、ビデオ・スライド室などを備え、自発的な学習意欲を発揮できるよう配慮しています。

さらに、本館に利用者用端末74台、情報コンセント、電源、無線LAN設備を、医学分館に利用者用端末52台を、それぞれ設置し、ネットワークに対応した学習環境を提供しています。

附属図書館のホームページ(<http://www.lib.saga-u.ac.jp>)では、佐賀大学の蔵書検索、文献データベース、電子ジャーナルなどを提供しているほか、図書館利用の仕方、文献の探し方などのガイドや図書館ポータルから各種問い合わせに答えるレファレンスサービスなどを利用することができます。

また、本学の電子図書館「とんぼの眼」は、佐賀の地に多く生息するとんぼが複眼で世界を見るように、佐賀大学が持つ教育・研究に関する情報を広く収集し、統合的に提供するシステムです。附属図書館所蔵の種々の資料の情報に加え、教員の研究業績情報、各種研究データ情報などを包含し、相互リンクや横断検索機能を付加して広く学内外へ提供しています。

「佐賀大学機関リポジトリ」は佐賀大学の学術研究・教育活動の成果を収集し、学内外に無償で公開するためのシステムです。雑誌掲載論文、紀要掲載論文、博士論文等の本文を登録・公開しています。

## 入館

入館に際しては、本学の学生証を携行してください。

## 開館時間・休館日

開館時間・休館日は本館と医学分館で異なります。(その他、臨時に休館することがあります。)

### 本館

学期	曜日	時間	備考
授業期	月～金曜日	9:00～20:00	(休館日)
	土曜日	10:00～19:00	開学記念日
	日曜日・祝日	10:00～19:00	夏季一斉休業日
試験期	月～金曜日	9:00～21:00	年末年始
	土曜日	10:00～19:00	毎月第4木曜日(7月を除く。)
	日曜日・祝日	10:00～19:00	試験期:
休業期	月～金曜日	9:00～20:00	前・後学期定期試験開始日の1
	土曜日	10:00～19:00	週間前から前・後学期定期試験
	日曜日・祝日	10:00～19:00	最終日まで。

### 医学分館

学期	曜日	有人開館	無人開館	備考
授業期	月～木曜日	9:00～21:00	21:00～翌日9:00	国民の祝日等休館日の前日は、 有人開館終了後、無人開館はありません。
	金曜日	9:00～21:00	21:00～翌日10:30	
	土・日曜日	10:30～18:30	閉館	
各季休業期	月～木曜日	9:00～17:15	17:15～翌日9:00	各季休業期の日曜日、国民の 祝日、および年末年始は休館日 です。
	金曜日	9:00～17:15	閉館	
	土曜日	閉館	閉館	

## 閲覧と貸出・返却

閲覧 図書館備え付けの資料は、自由に閲覧できます。

貸出 借りたい資料に学生証を添えてカウンターに提出してください。または、自動貸出返却装置を利用して下さい。貸出条件は本館と医学分館で異なります。

返却 返却したい資料をカウンターに提出してください。または、自動貸出返却装置を利用して下さい。

### 本館

種類	対象	期間	冊数	
個人貸出	学部学生	2週間	図書（雑誌を含む）5冊	
	大学院生・教職員	4週間	図書（雑誌を含む）10冊	
	研究生・科目等履修生	2週間	図書（雑誌を含む）5冊	
特別貸出	休業期	すべての学生	休業期間終了日の1週間後まで	個人貸出と同条件
	卒論等	学部学生・大学院生	8週間	図書5冊
	実習	学部学生	実習期間内	図書5冊

### 医学分館

種類	対象	期間	冊数	
個人貸出	学生・教職員等学内利用者	14日	図書3冊	
		1日	小池文庫3冊	
		3日	雑誌3冊	
		1日	視聴覚資料3点	
特別貸出	休業期	学生等	休業期間終了日の翌日まで	図書3冊

## 図書購入

学生の購入希望図書の受付を常時行っています。図書館ホームページの図書館ポータル学生希望図書購入依頼から依頼することができます。

## 施設の利用

本館の各施設（グループ学習室・閲覧個室・リスニングルーム・マルチメディアルーム）、分館のLL室・ビデオ・スライド室を利用できます。本館は、学生証が必要です。本館グループ学習室は、図書館ポータル施設予約から、予約することができます。

## 文献複写

本館、医学分館それぞれに設置した複写機を利用できます。本館は、大学生協で販売されているプリペイドカードが必要です。

## 他大学図書館等の利用

他大学図書館等を利用する場合、公文書が必要な機関があります。必要時、カウンターに申し出て下さい。公文書の発行を行います。

## 相互貸借サービス

本学に所蔵しない資料は、他大学図書館等から、借用や複写サービスにより取り寄せることができます。図書館ホームページの図書館ポータルILL依頼から依頼することができます。

## レファレンス・サービス

資料の所在調査・事項等に関する質問・照会に応じています。図書館ホームページの図書館ポータルASKサービスから問い合わせることができます。

#### 検索端末の利用

館内の閲覧スペースに設置している端末及びプリンターは自由に利用できます。但しユーザー ID とパスワードが必要です。

携帯電話からの蔵書検索：<http://opac.lib.saga-u.ac.jp/nbp/>

蔵書検索のほか貸出状況・予約状況・開館時間・休館日など最新のお知らせも利用が可能です。

#### 問い合わせ先

##### 本館

入館，開館時間・休館日，閲覧と貸出，図書購入 施設の利用，文献複写 他大学図書館等の利用，相互貸借サービス	利用サービス担当	TEL：0952 28 8905 E-Mail：service@lib.saga-u.ac.jp
レファレンスサービス，検索端末の利用	電子情報担当	TEL：0952 28 8906 E-Mail：denshi@lib.saga-u.ac.jp

##### 医学分館

上記すべてのサービス	医学分館担当	TEL：0952 34 2174 E-Mail：ibunkan@lib.saga-u.ac.jp
------------	--------	---

## 館内案内及び資料案内

### [ 本館 ]

#### 1階

##### 新聞コーナー

当月分の朝刊10種類と寄贈された新聞が閲覧できます。

##### 学生選書, 学科推薦図書, シラバス掲載図書, 特設図書, 新着図書コーナー

学生選書, 学科推薦図書, シラバス掲載図書, 特設図書, 新着図書を配置しています。

##### 新書・文庫コーナー

新書・文庫を配置しています。

##### 参考図書コーナー

辞書・事典・ハンドブック類, 百科事典, 人名事典, 地名事典, 書誌を配置しています。

##### 開架書架

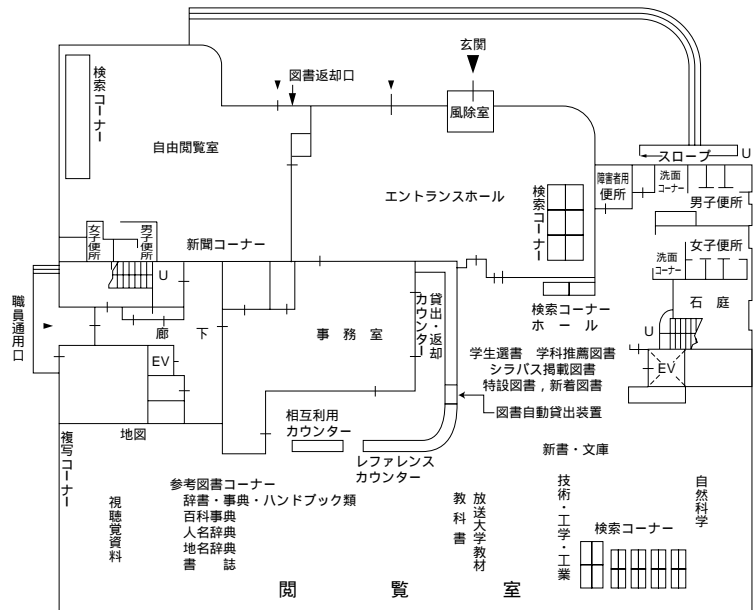
一般用図書(自然科学・技術, 工学, 工業)教科書, 放送大学教材等を配置しています。

##### 検索コーナー

学内LANに接続されたパソコンとプリンターを設置しています。

##### 視聴覚資料コーナー

ビデオ, DVD, CDを配置しています。



#### 2階

##### 開架書架

学生用図書(総記・哲学・歴史・社会科学・産業・芸術・言語・文学)芸術関係大型本, 佐藤文庫, 留学生用図書, 同和問題, 新聞縮刷版等を配置しています。

##### ブラウジングコーナー

軽読書用の和雑誌を配置しています。

##### 書庫

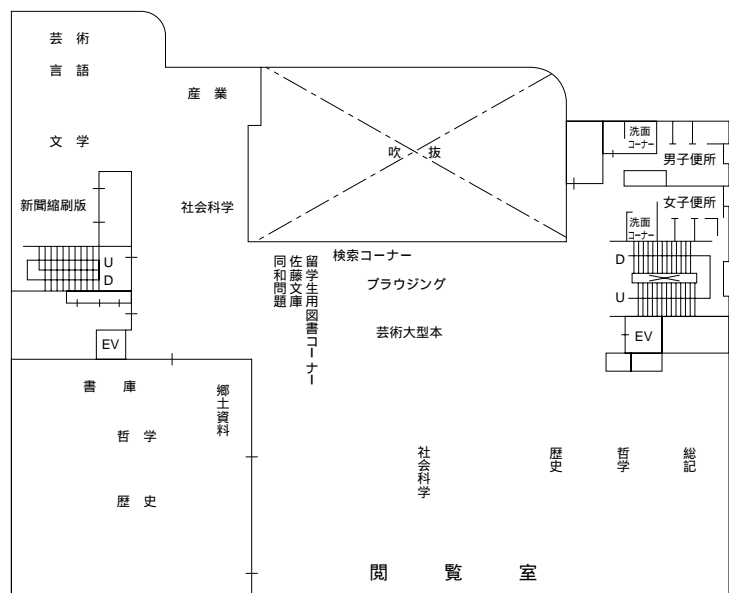
哲学・歴史の図書及び郷土資料が収蔵されています。

##### 検索コーナー

蔵書検索専用端末を設置しています。

##### 留学生用図書コーナー

留学生のための図書を配置しています。





### 3階

#### 国際交流コーナー

留学生向け雑誌，本学と国際学术交流を行っている大学の資料等を展示しています。

#### 新着雑誌コーナー

図書館，農学部及び数学系学科で継続購入している和雑誌・洋雑誌の新着分を配置しています。

#### 開架書架

図書館，農学部及び各学部で購入された和雑誌・洋雑誌のバックナンバーを配置しています。

#### 集密書庫(1)

電動式の集密書架が設置されており，和雑誌・洋雑誌のバックナンバーが収蔵されています。

#### 貴重書庫

小城鍋島文庫，市場直次郎コレクション，

唐津藩庄屋文書，旧制佐賀高等学校及び佐賀師範学校旧蔵の漢籍，佐賀地方裁判所寄贈資料が収蔵されています。

#### 資料室

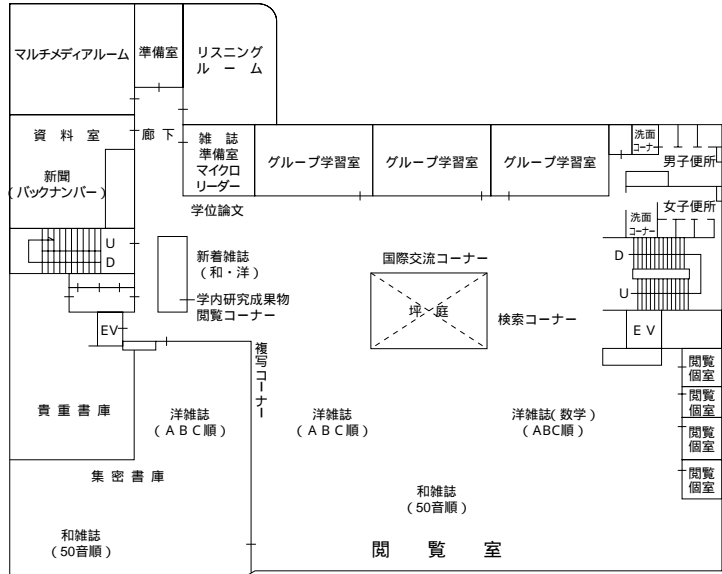
新聞8種類の当年分と佐賀新聞，西日本新聞のバックナンバーを配置しています。

#### 学内研究成果閲覧コーナー

学内の研究成果物（紀要雑誌，学位論文，シンポジウム，特許記録，各種報告書）を配置しています。

#### 検索コーナー

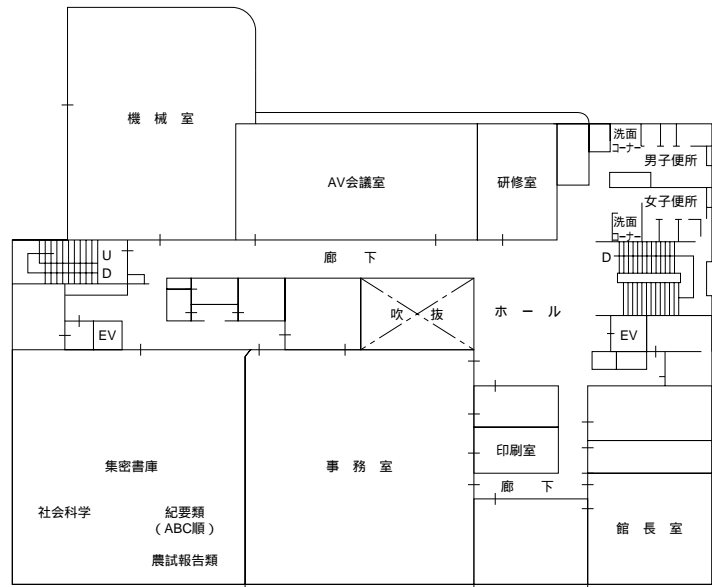
蔵書検索専用の端末を設置しています。



### 4階

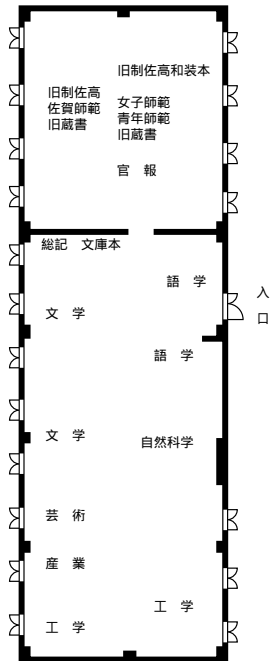
#### 集密書庫(2)

電動式の集密書架が設置されており，社会科学の図書及び寄贈の紀要類が収蔵されています。



## 旧館書庫

総記・自然科学・工学・技術・産業・語学・文学の図書と、旧制佐賀高等学校、佐賀師範学校の図書が収蔵されています。



## [ 医学分館 ]

### 1 階

#### 新聞・雑誌室

新聞および一般教養雑誌コーナーです。

#### 検索コーナー

学内 LAN に接続されたパソコンとプリンターを設置しています。

#### 新着雑誌コーナー

当年・前年分の雑誌を和洋別、誌名の A B C 順に配架しています。

#### 雑誌バックナンバーコーナー

1991年（和雑誌）・1994年（洋雑誌）以降の雑誌を和洋別、誌名の A B C 順に配架しています。それ以前のバックナンバーは 2 階集密書架に配架しています。

#### 二次資料コーナー

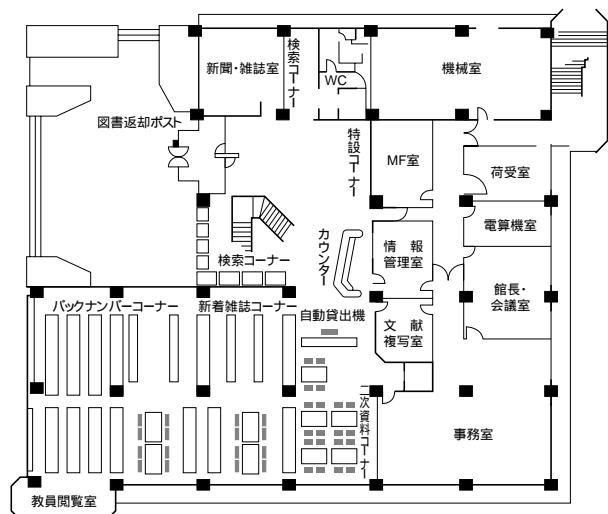
医学および関連領域を中心とした索引誌、抄録誌、文献目録等を配架しています。

#### 文献複写室

複写機を 2 台設置しています。

#### 特設コーナー

学生選書図書、新着図書、環境関連の図書を配架しています。



## 2階

### 小池文庫（指定図書コーナー）

講義・実習等において、学生が必読すべき図書として指定された「教員指定学生専用図書」で、学習要項の内容に沿って授業科目別に配架しています。

### 視聴覚資料コーナー

医学、看護関係の視聴覚資料を配架しています。

### 医学書コーナー

米国国立医学図書館分類法により、医学書を配架しています。

### 一般図書コーナー

日本十進分類法により、一般書を配架しています。

### レファレンスブックコーナー

百科事典、語学辞書等を配架しています。

### レビュー・雑誌コーナー

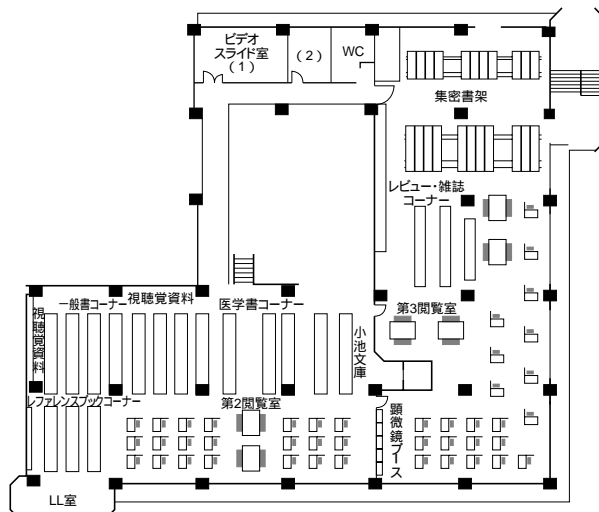
主として医学関係の総説誌（欧文）を誌名のABC順に配架しています。

### 集密書架

1990年（和雑誌）、1993年（洋雑誌）以前の雑誌を和洋別、誌名のABC順に配架しています。

### 検索コーナー

学内LANに接続されたパソコンとプリンターを設置しています。



## 12 . 総合情報基盤センター

総合情報基盤センターによろこそ.....	79
情報基盤センターの利用期間について.....	79
ユーザ ID とパスワードは , こんなときに必要です.....	79
インターネットの利用について.....	79
個人ホームページの作成と公開について.....	79
サイトライセンス・ソフトウェア StarSuite の 利用について.....	79
情報基盤センターの利用にあたっての諸注意... メインセンター（本庄キャンパス）の 利用について.....	80
医学サブセンター（鍋島キャンパス）の 利用について.....	82

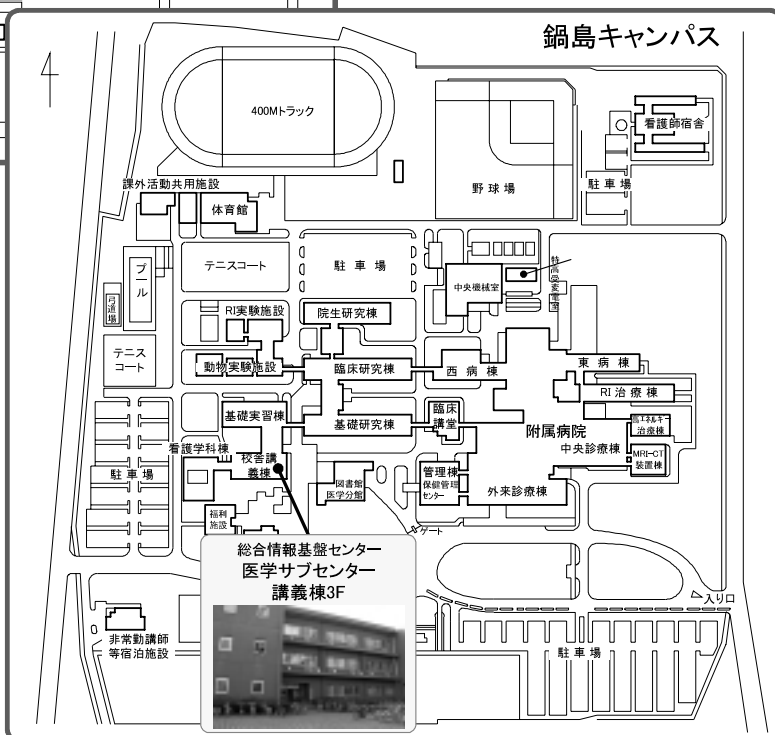


総合情報基盤センター長  
只木 進一

<http://www.cc.saga-u.ac.jp/>



総合情報基盤センター  
メインセンター



総合情報基盤センター  
医学サブセンター  
(医学部講義棟3階)

## ● 総合情報基盤センターによるこそ

総合情報基盤センター（以下、情報基盤センターという）は、本庄キャンパス（メインセンター）と鍋島キャンパス（医学サブセンター）に設置されており、本学の学術研究・教育のためのコンピュータとネットワークの利用などに係るサービスを行っている学内共同利用施設です。

情報基盤センターでは、次のようなサービスを行っています。

- (1) 学術研究のためのコンピュータ及びネットワーク利用。
- (2) 情報処理教育のためのコンピュータ及びネットワーク利用。
- (3) 電子メールやホームページの検索、個人ホームページの公開(学内のみ)などのインターネット利用。

情報基盤センターにはサーバ・コンピュータが設置されており、学生の皆さん及び教職員が教育や学術研究などに利用しています。また、メインセンターと医学サブセンターには演習室が設置されており、学生の皆さんが講義や自習などでできるだけ自由に利用できるようにしています。

情報基盤センターの利用についての概要は次のとおりです。詳細については、情報基盤センターのホームページ(<http://www.cc.saga-u.ac.jp>)を参照してください。

## ● 情報基盤センターの利用期間について

情報基盤センターを利用できる期間は、原則としてユーザ登録日から卒業の年の3月31日までです。

## ● ユーザIDとパスワードは、こんなときに必要です

- (1) 情報基盤センター演習室のPC端末を利用するとき。
- (2) 附属図書館及びキャリアセンターのPC端末を利用するとき。
- (3) キャンパス各所（講義室、実験室、附属図書館等）に設置された教育用情報コンセント及び無線LANに、個人所有のノートPCを接続しインターネットを利用するとき。
- (4) 履修登録及び成績確認などで、教務システム（LiveCampus）を利用するとき。
- (5) eラーニングを利用するとき。

## ● インターネットの利用について

インターネットは、勉学や就職活動、本学及び全国の大学附属図書館の蔵書検索、電子メールによる友人との意見交換などキャンパス生活をより豊かにするために活用してください。

インターネットは、情報基盤センター演習室や附属図書館などに設置されたPC端末で利用できます。また、キャンパス各所に設置された教育用情報コンセント及び無線LANに、個人所有のノートPCを接続することにより利用できます。利用方法については、情報基盤センターのホームページを参照してください。

なお、インターネットを利用するときは、利用マナーを守るように心がけてください。

## ● 個人ホームページの作成と公開について

情報基盤センターでは、学生の皆さんが個人でホームページを作成し、学内に限りホームページを公開することができます。利用方法の詳細については、下記のホームページを参照してください。

<http://userwww.cc.saga-u.ac.jp/>

## ● サイトライセンス・ソフトウェア StarSuiteの利用について

情報基盤センターでは、Microsoft Office と高い互換性を持った統合オフィス・ソフトウェア StarSuite をサイトライセンスしており、本学の学生及び教職員なら誰でも利用できます。また、この StarSuite は、学生の皆さんが所有している PC にインストールし利用することができます。利用方法の詳細については、下記のホームページを参照してください。

<http://userwww.cc.saga-u.ac.jp/center/starsuite/>

## ● 情報基盤センターの利用にあたっての諸注意

情報基盤センターを利用するときには、下記のことにご注意下さい。適切でない行為があった場合には、利用者の所属する部局もしくは情報基盤センターの判断に基づき、利用の制限や停止、その他の処分を行うことがあります。

1. 大学としてふさわしい目的に限って利用し、下記に例示するような利用をしないこと。

- (1) 営利目的の利用。
- (2) 犯罪・反社会的目的の利用。
- (3) 人権侵害・著作権侵害など他人の権利を侵害する利用。
- (4) 猥褻など公序良俗に反する利用。
- (5) 他人に物的・精神的被害を与える利用。
- (6) システムの正常な運用を妨げる利用。

2. 下記の注意事項に気を配り、ユーザIDとパスワードの管理に努めること。

- (1) 自分のユーザIDとパスワードは、絶対に他人に教えないこと。また、使わせないこと。
- (2) 初期パスワードを早期に変更すること。なお、変更するパスワードは簡単な文字列にしないこと。
- (3) パスワードは、定期的に変更することが望ましい。
- (4) ログインの状態のままPC端末を放置しないこと。
- (5) パスワード漏洩時には届け出ること。

3. 下記の注意事項を守り、情報基盤センターの正常な運用を妨げないこと。

- (1) 講義時間になったら、受講者以外は演習室から退出すること。
- (2) 建物内では喫煙・飲食をしないこと。また、建物周辺でも喫煙しないこと。
- (3) 騒音発生・ゴミ散乱など他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) メインセンターの閉館時間を厳守し、閉館10分前までには後片付けをして退館すること。
- (5) 自転車は、自転車置き場に必ず置くこと。

## メインセンター（本庄キャンパス）の利用について

### ● 利用案内

1. 開館日

開館は、平日の月曜日から土曜日までです。

日曜日・祝日は、閉館です。また、大学の行事等により臨時に閉館するときは、あらかじめ掲示します。

2. 開館時間

曜日	開館時間	事務の受付時間	
		午前	午後
月～金	8:30～20:00	9:00～12:00	13:00～17:15
土	9:00～17:00		

※ 毎週水曜日の13:00～16:00は、システムの保守点検のため演習室・ロビーのPC端末は利用できません。

※ 各季休業期間中及び大学の行事等により開館時間を変更する場合は、ホームページ等でお知らせします。

※ 開館時間中でも演習室が利用できない場合もあります。

※ 利用に関する問い合わせは、事務の受付時間に行ってください。

### ● 演習室の利用について

メインセンターには、大・中・小の演習室があり、大演習室(演習棟2F)にはPC端末110台とプリンタ2台、中演習室(演習棟1F)にはPC端末55台とプリンタ2台、小演習室(演習棟1F)にはPC端末38台とプリンタ2台、演習棟1FホールにはPC端末5台とプリンタ1台、2FホールにはPC端末5台が設置されています。

## 1. 演習室の自習利用について

メインセンターの開館時間内で演習室が授業等で利用されていなければ、いつでも自由に利用できます。自習で利用する場合は、メインセンターの行事日程表及び各演習室の時間割を必ず確認してください。

## 2. プリンタの印刷枚数制限について

演習室に設置されているプリンタでの印刷については、資源の節約等を考慮し個人毎に印刷枚数を月間300枚に制限しています。月間の印刷枚数が300枚を越えると、翌月まで印刷することができませんので、印刷枚数には十分にご注意ください。

## ● センター相談の利用について

メインセンターでは、水曜日を除く月曜日から金曜日の12:25～16:25で「センター相談」を開設しています。

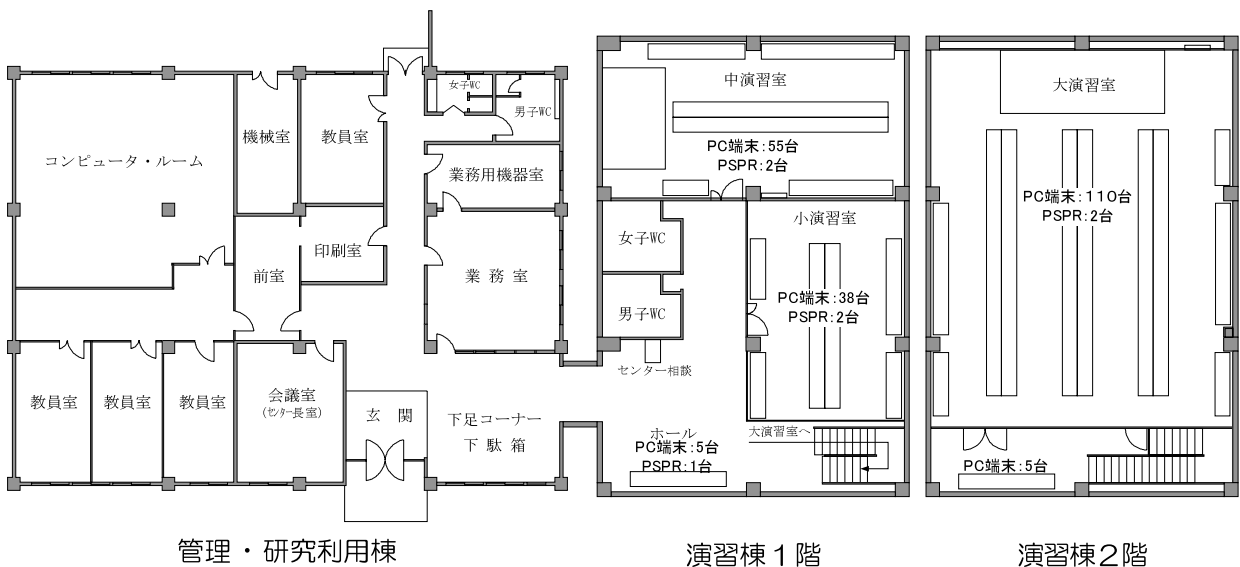
「センター相談」の相談員は、本学の大学院生などの学生ですので、気軽に相談することができます。

### 1. 相談できる内容について

- (1) 演習室のPC端末の利用及び利用時のトラブルに関すること。
- (2) 個人所有PC等のハードウェア及びソフトウェア、ネットワークの設定等に関すること。
- (3) 電子メール、ホームページの検索等のインターネット利用に関すること。
- (4) 研究用システムの利用に関すること。

上記の項目について相談に応じていますが、相談内容によっては解決できるというわけではありませんので、ご了承ください。また、授業に関する相談には応じていません。

## ● メインセンター平面図



※ メインセンター内は下足厳禁ですので、下足コーナーでスリッパに履き替えてください。また、濡れた傘などは、建物内に持ち込まないようにしてください。

※ メインセンター内各所には、監視カメラが設置されています。

※ メインセンターでは、分別ゴミ収集を行っていますので、空缶、ペットボトルなどは指定のゴミ箱に必ず捨てるようにしてください。



## 医学サブセンター（鍋島キャンパス）の利用について

医学サブセンターの事務室及びコンピュータ実習室は、医学部講義棟の3階にあります。

### ● 利用案内

#### 1. 開館日

開館は、平日の月曜日から金曜日までです。夜間は、磁気カードによる無人開館になります。  
土・日曜日・祝日は、閉館です。

#### 2. 事務受付時間

曜日	事務の受付時間	
	午前	午後
月～金	9:00～12:00	13:00～17:00

### ● コンピュータ実習室の利用について

医学サブセンターのコンピュータ実習室には、PC 端末 110 台とプリンタ 6 台が設置されています。

実習室は、19:00時まで利用することができます。それ以降の利用については、図書館（PC 端末 50 台とプリンタ 2 台）、PBL 教室（16 室）を利用してください。

#### 1. 実習室の自習利用について

実習室が授業等で利用されていなければ、いつでも自由に利用できます。

#### 2. プリンタの利用について

プリンタ用紙は、講義・実習の用途以外は原則として利用者が各自で用意することになっています。講義・実習用途でプリンタ用紙が必要な場合は、開館時間帯にセンター事務室まで申し出てください。



コンピュータ実習室(医学部講義棟3階)

## 13 . 国 際 交 流

留学生センター・留学生教育研究部門.....	85
学術交流.....	86
外国人留学生.....	86
日本人学生の海外留学.....	86
国際交流会館.....	87

我が国の大学等で教育や研究を行う外国人留学生・研究者の数は年々増加しています。留学生等との交流は、諸外国との間の相互理解を深め、友好親善を促進する上で重要な役割を果たしています。加えて、教育・研究協力を促進することは、極めて重要です。これらの観点から本学でも外国人留学生・研究者の受け入れを進め、さらに、これまでの教員の海外研修等に加え、学生の海外留学を積極的に行っています。

## 留学生センター・留学生教育研究部門

留学生センターは、勉学・研究する外国人留学生に必要な日本語教育と指導助言を行い、また海外の大学に留学を希望する学生に留学の資料の提供、指導を行う教育研究施設として、本学の広く世界に開かれた、国際交流の推進に寄与することを目的として、平成12年4月1日に設置されました。

留学生センター・留学生教育研究部門の業務内容は、以下のとおりです。

### ①日本語・日本事情教育

学部留学生を対象に、正規の授業科目として日本語と日本事情を開講しています。日本事情の授業は、学部の教員により、それぞれの専門分野から見た日本事情について講義が行われています。

### ②大学院入学前予備教育

主に国費留学生（研究留学生及び教員研修留学生）を対象に、大学院等への進学又は教育研修のために必要な日本語教育を6ヶ月間集中的に行っています。このコースは、4月と10月に開講します。

### ③日本語総合コース

外国人大学院生、研究生、研究員等を対象とした日本語プログラムです。毎学期、初級から上級まで4レベルの日本語科目を開講しています。

### ④短期留学プログラム Saga University Program for Academic Exchange (SPACE)

佐賀大学と学術交流協定を締結している外国の大学から留学生を1年間受け入れ、日本語・日本事情及び英語による専門科目を提供する全学的なプログラムです。留学生センターはプログラムの調整（コーディネーター）と日本語、日本事情の教育を担当し、第二言語としての日本語の教育に関連する専門科目を提供しています。

### ⑤留学生に対する修学上及び生活上の指導助言

本学で学ぶ留学生が修学・進学や日常生活の面で悩みを抱えた時に、適切な指導助言を与え、解決に向けたサポートを行う体制を整えています。

### ⑥海外留学を希望する学生に対する修学上及び生活上の指導助言

海外留学を希望する学生のために、留学に関する資料を提供するとともに、修学上及び生活上の指導助言を行う体制を整えています。また、短期（4週間程度）の海外語学研修も実施しています。

### ⑦外国の大学等との学生交流の推進

外国の大学等と学生の交流に関する協定の締結を推進し、留学生の受入れ、学生の派遣がスムーズに行えるように取り組んでいます。

### ⑧地域との留学生交流の推進

地域の国際交流団体やボランティア・グループとの連携を図り、留学生がより充実した留学を送れるようバックアップを行うとともに、学内外の国際交流を促進しています。

### ⑨留学生教育の調査研究

留学生の日本語教育を始め、留学生の受入れ・派遣に伴う問題や、入学後の問題等に関し、調査研究に取り組んでいます。

## 学 術 交 流

本学では、昭和53年から北米、ヨーロッパ、アジアの国々と学術交流協定の締結を始め、現在では、22カ国133大学及び学部等との間に学術交流協定を締結し、それぞれの大学と交流を図っています。

詳しくはHPをご覧ください。

## 外国人留学生

本学における外国人留学生は、年々増加し、現在346名（平成20年10月現在）に達しています。外国人留学生の受け入れ区分としては、国費留学生、外国政府派遣留学生、私費留学生があり、本学では約75%が私費留学生となっています。また、地域別ではアジアからの留学生が大部分を占めています。

留学生の留学生生活を充実させるために、大学においては、入学時期の春と秋に、新入留学生オリエンテーションを実施し、また、留学生研修旅行、留学生との懇談会、日本語講座（日本語総合コース）等を行っています。そのほか、国や県、市町村、民間団体と連携協力して、「佐賀地域留学生等交流推進協議会」を設立し、留学生生活が充実したものになるように努力しています。

《外国人留学生の国（地域）別人数》合計346人（平成20年10月現在）

中華人民共和国	204人	ベトナム	14人	カナダ	2人	大韓民国	23人
ネパール	7人	ブータン	1人	インドネシア	23人	台湾	8人
マダガスカル	1人	バングラデシュ	20人	パキスタン	2人	フランス	2人
ポーランド	1人	マレーシア	14人	カンボジア	1人	パレスチナ	1人
ラオス	1人	スリランカ	11人	ケニア	1人	アメリカ	1人
タイ	7人	ウガンダ	1人				

## 日本人学生の海外留学

日本人学生の海外留学制度としては、「派遣留学」、「語学研修」、「その他の留学」があります。詳細については、留学生センター及び学術研究協力部国際課に問い合わせください。

また、留学を希望する場合は、必ず、留学生センター及び学術研究協力部国際課に相談してください。

### (1) 派遣留学

派遣留学は、佐賀大学が協定を結んでいる大学へ、3ヶ月以上1年以内の期間、留学するものです。佐賀大学では毎年10名程度の学生が留学しており、平成20年度については下表のとおりです。この募集は、12月頃に行います。

この制度における奨学金は、「短期留学推進制度（派遣）」があり文部科学省から月額80,000円の奨学金が支給されます。佐賀大学では毎年1～2名の学生が受給しています。

### 平成20年度海外留学者

大学名	国費	私費
中国・華東師範大学	0	1
中国・北京工業大学	0	1
フランス・オルレアン大学	0	1
オーストラリア・ラトロブ大学	1	0
スリランカ・ペラデニア大学	0	2
韓国・国民大学校	0	1
韓国・釜慶大学校	0	1
インドネシア・スリビジャヤ大学	0	1
アメリカ・パシフィック大学	0	1

### (2) 語学研修

本学では、オーストラリア・ラトロブ大学、アメリカ・パシフィック大学、韓国・釜慶大学校・木浦大学校等において語学研修を実施しています。期間は、約2～4週間で、この研修を修了した者には、教養教育の共通基礎科目の外国語単位として認定される場合があります。募集は学内掲示でお知らせします。

(3) その他の留学

上記<sup>(1)</sup>及び<sup>(2)</sup>に該当しない留学は、一般的には、休学して海外留学を行うこととなります。

毎年10名程度の学生が海外留学をしています。留学する際は、指導教員等と相談してください。留学に関する情報は留学生センターに相談してください。

なお、特別の例として、関連する専攻分野について勉学するため、大学の許可を得て、留学する場合があります。

留学生センターでは、海外留学相談窓口を設置しています。相談されたい方は事前に学術研究協力部国際課へお問い合わせください。

## 国際交流会館

外国人留学生・研究者に居住の場を提供すること並びに、国際交流の事業に供するために、国道208号線（南部バイパス）沿いの楠葉寮に隣接して、国際交流会館が設置されています。

会館の、A棟は留学生単身室40室、研究者単身室2室のほか、管理施設、ラウンジ・図書研修室、会議・研修室、和室の共用施設からなり、B棟は留学生夫婦室3室、研究者夫婦室2室、留学生家族室4室、研究者家族室2室からなっています。

詳細は、佐賀大学国際交流会館入居案内及び外国人留学生ガイドブックをご覧ください。

## 14 . 単 位 互 換

放送大学との単位互換.....	91
西九州大学との単位互換.....	92

## 放送大学との単位互換

放送大学と単位互換協定を締結したことにより、佐賀大学の学生は、特別聴講学生として、放送大学の科目を履修することができます。また、放送大学の通信指導（レポート）及び単位認定試験に合格した場合、放送大学長は、当該学生に対して単位を認定し、佐賀大学では、放送大学で取得した単位（60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

1. 放送大学が受け入れる学生数50人程度
2. 放送大学において修得できる単位数60単位以内
3. 単位互換科目  
放送大学のすべての放送授業科目（ただし共通科目のうち外国語科目及び司書教諭資格取得に資する科目は除く）
4. 入学資格は本学の学生であること
5. 放送大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
6. 履修期間  
履修期間は1学期間（6ヶ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。
7. 履修方法  
放送大学の学生と同様に、学期開始までに送付される印刷教材、テレビ又はラジオによる放送指導及び通信指導によって学習し、学期末に単位認定試験を受けることとなります。
8. 単位認定試験  
単位認定試験は、各学期15週の放送授業が終了した後、佐賀学習センターで全国一斉に実施されます。
9. 単位修得  
試験の結果、60点以上の者が合格となり、60単位以内を卒業要件の単位として認定します。但し、佐賀大学の単位として認定する科目は教養教育科目のみです。
10. 放送教材の貸出  
佐賀学習センターにて放送教材を借りることが出来ます。
11. 出願に必要な書類  
(ア) 出願表（学務部学籍管理係窓口にあります。）  
(イ) 在学証明書
12. 出願手続  
(ア) 出願表の受付  
前学期（4月入学）12月末日（12月1日～12月27日）  
後学期（10月入学）6月末日（6月1日～6月30日）  
(イ) 出願表の提出の場所  
佐賀大学学務部教務課学籍管理係
13. 学費  
入学料の徴収はありませんが、授業料として、1科目（2単位）について11,000円の授業料が必要です。

## 西九州大学との単位互換

西九州大学と単位互換協定を締結したことにより、佐賀大学の学生は、特別聴講学生として、西九州大学の科目を履修することができます。また、西九州大学の単位認定試験に合格した場合、西九州大学長は、当該学生に対して単位を認定し、佐賀大学では、西九州大学で取得した単位（60単位以内）を卒業要件の単位として認定することが可能になります。

- (1) 西九州大学が受け入れる学生数 30人程度
- (2) 西九州大学において修得できる単位数 60単位以内
- (3) 単位互換科目 西九州大学の特定の授業科目
- (4) 入学資格は本学の学生であること。
- (5) 西九州大学における学生の身分は「特別聴講学生」となります。
- (6) 履修期間  
履修期間は1学期間（6ヶ月）です。継続して履修する場合は各学期ごと出願してください。
- (7) 履修方法  
西九州大学の学生と同様に、学期開始までに西九州大学の履修届けを西九州大学教務課に提出、西九州大学の講義室にて学習し、単位認定試験を受けることになります。
- (8) 単位認定試験  
単位認定試験は、前学期 7月・後学期 2月に実施されます。
- (9) 単位修得  
試験の結果、60点以上の者が合格となり、60単位以内を卒業要件の単位として認定します。
- (10) 出願に必要な書類  
1 出願表（学籍管理係窓口にあります。）
- (11) 出願手続  
1 出願表の受付  
前学期（4月入学） 3月中旬まで（3月1日～3月中旬）  
後学期（10月入学） 9月中旬まで（9月1日～9月中旬）  
2 出願表の提出の場所  
教務課学籍管理係
- (12) 学費  
入学料及び授業料は必要ありません。



## 15 . 学 内 関 係 規 則 等

国立大学法人佐賀大学規則.....	95
佐賀大学学則 .....	102
佐賀大学教養教育科目履修規程 .....	114
佐賀大学教養教育科目履修細則 .....	116
佐賀大学共通専門教育科目履修規程 .....	119
佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程...	121
佐賀大学文化教育学部規則 .....	126
佐賀大学文化教育学部履修細則 .....	129
佐賀大学経済学部規則 .....	192
佐賀大学経済学部履修細則 .....	194
佐賀大学医学部規則 .....	216
佐賀大学医学部履修細則 .....	218
佐賀大学理工学部規則 .....	228
佐賀大学理工学部履修細則 .....	231
佐賀大学農学部規則 .....	262
佐賀大学農学部履修細則 .....	264
農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規 ...	272
追試験及び再試験に関する農学部内規 .....	272
農学部学生の教員職員免許状取得に関する内規 ...	272
農学部編入学生の既修得単位等の認定に関する内規 ...	281
佐賀大学大学院学則 .....	284
佐賀大学大学院教育学研究科規則 .....	293
佐賀大学大学院教育学研究科履修細則 .....	295
佐賀大学大学院経済学研究科規則 .....	305
佐賀大学大学院経済学研究科履修細則 .....	307
佐賀大学大学院医学系研究科規則 .....	310
佐賀大学大学院医学系研究科履修細則 .....	312
佐賀大学大学院工学系研究科規則 .....	324
佐賀大学大学院工学系研究科履修細則 .....	327
佐賀大学大学院農学研究科規則 .....	342
佐賀大学大学院農学研究科履修細則 .....	344

# 国立大学法人佐賀大学規則

(平成16年4月1日制定)

## 目次

- 第1章 法人
  - 第1節 総則(第1条・第2条)
  - 第2節 運営組織(第3条 - 第7条)
  - 第3節 役員及び職員等(第8条 - 第12条)
- 第2章 大学
  - 第1節 大学の目的等(第13条 - 第16条)
  - 第2節 組織(第17条 - 第23条の2)
  - 第3節 運営組織(第24条 - 第26条)
  - 第4節 職員組織等(第27条 - 第34条の2)
- 第3章 秘密保持の義務(第35条)
- 第4章 雑則(第36条)

## 附則

### 第1章 法人

#### 第1節 総則

(法人の目的)

第1条 国立大学法人佐賀大学(以下「本法人」という。)は、佐賀大学(以下「本学」という。)を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(業務の範囲等)

第2条 本法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号)で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

#### 第2節 運営組織

(役員会)

第3条 本法人に、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第11条第2項の規定に基づき、役員会を置く。

2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第4条 本法人に、法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第5条 本法人に、法第20条第1項の規定に基づき、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第6条 本法人に、法第21条第1項の規定に基づき、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(運営戦略会議)

第6条の2 本法人に、運営戦略会議を置く。

2 運営戦略会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(総合企画会議)

第6条の3 本法人に、総合企画会議を置く。

2 総合企画会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第7条 本法人に、必要に応じ、委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 役員及び職員等

(役員)

第8条 本法人に、次の役員を置く。

学長

理事

監事

2 役員の職務は、国立大学法人法その他の法令の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

3 役員の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(職員)

第9条 本法人に、次の職員を置く。

教授

准教授

講師

助教

助手

教頭

教諭

養護教諭

栄養教諭

事務職員

教務職員

技術職員

その他必要な職員

2 職員の職務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

3 第1項に規定する職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を教員という。

(教員組織)

第10条 本法人に、教員組織として講座を置く。

2 前項に掲げるもののほか、第11条の2及び第21条から第23条の2までに規定する組織に、教員組織を置く。

3 教員組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第11条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

2 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(産学官連携推進機構)

第11条の2 本法人に、産学官連携推進機構を置く。

2 産学官連携推進機構に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長室)

第11条の3 本法人に、学長室を置く。

2 学長室に関し、必要な事項は、別に定める。

(理事室)

第11条の4 本法人に、理事室を置く。

2 理事室に関し、必要な事項は、別に定める。

(アドミッションセンター)

第11条の5 本法人に、アドミッションセンターを置く。

2 アドミッションセンターに関し、必要な事項は、別に定める。

(キャリアセンター)

第11条の6 本法人に、キャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関し、必要な事項は、別に定める。

(教員免許更新講習室)

第11条の7 本法人に、教員免許更新講習室を置く。

2 教員免許更新講習室に関し、必要な事項は、別に定める。

(室)

第12条 本法人に、第11条の3、第11条の4及び第11条の7に定めるもののほか、室を置くことができる。

2 室に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第2章 大学

### 第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第13条 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)第7条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第14条 本学は、本学の教育研究水準の向上改善を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、本学の職員以外の者による検証を行い、その結果を公表する。

(情報の積極的な提供)

第15条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### 第2節 組織

(学部)

第17条 本学に、次の学部並びに学科及び課程を置く。

#### 文化教育学部

学校教育課程

国際文化課程

人間環境課程

美術・工芸課程

#### 経済学部

経済システム課程

経営・法律課程

#### 医学部

医学科

看護学科

#### 理工学部

数理科学科

物理科学科

知能情報システム学科

機能物質化学科

機械システム工学科

電気電子工学科

都市工学科

#### 農学部

応用生物科学科

生物環境科学科

生命機能科学科

2 学部並びに学科及び課程の目的、学部の入学定員、修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他学生の修学上必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第18条 本学に、大学院を置く。

2 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

3 大学院の教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから、各研究科ごとに定める大学院の教員としての資格基準を満たした者をもって組織する。

4 大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

教育学研究科（修士課程）	学校教育専攻 教科教育専攻
経済学研究科（修士課程）	金融・経済政策専攻 企業経営専攻
医学系研究科（修士課程）	医科学専攻 看護学専攻
（博士課程）	医科学専攻
工学系研究科（博士前期課程）	機能物質化学専攻 物理科学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 知能情報システム学専攻 数理科学専攻 都市工学専攻 循環物質工学専攻 生体機能システム制御工学専攻
（博士後期課程）	エネルギー物質科学専攻 システム生産科学専攻 生体機能システム制御工学専攻
農学研究科（修士課程）	生物生産学専攻 応用生物科学専攻

5 大学院の研究科及び専攻の目的，入学定員，標準修業年限，教育課程，学生の入学，退学，修了その他学生の修学上必要な事項は，別に定める。

（特別の課程）

第18条の2 本学は，文部科学大臣の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

（附属図書館）

第19条 本学に，附属図書館及びその分館を置く。

2 附属図書館及び分館に関し，必要な事項は，別に定める。

（教養教育運営機構）

第20条 本学に，教養教育運営機構を置く。

2 教養教育運営機構に関し，必要な事項は，別に定める。

（保健管理センター）

第21条 本学に，保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し，必要な事項は，別に定める。

（全国共同利用施設）

第21条の2 本学に，全国共同利用施設として海洋エネルギー研究センターを置く。

2 海洋エネルギー研究センターに関し，必要な事項は，別に定める。

（学内共同教育研究施設）

第22条 本学に，次の学内共同教育研究施設を置く。

総合分析実験センター

総合情報基盤センター

留学生センター

低平地研究センター

海浜台地生物環境研究センター

シンクロトロン光応用研究センター

高等教育開発センター

地域学歴史文化研究センター

2 学内共同教育研究施設に関し，必要な事項は，別に定める。

（学部附属の教育施設及び研究施設）

第23条 本学に，次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。

文化教育学部

附属幼稚園

附属小学校  
附属中学校  
附属特別支援学校  
附属教育実践総合センター

医学部

附属病院  
附属地域医療科学教育研究センター  
附属先端医学研究推進支援センター

農学部

附属資源循環フィールド科学教育研究センター

- 2 前項の附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行う。
- 3 学部附属の教育施設及び研究施設に関し、必要な事項は、別に定める。

(有明海総合研究プロジェクト)

第23条の2 本学に、有明海異変の原因解明と再生に向けた取組を実施するとともに、有明海沿岸域の維持的発展を可能にするための研究の拠点として事業を進めるため、有明海総合研究プロジェクトを置く。

- 2 有明海総合研究プロジェクトの研究期間は、平成22年3月31日までとする。
- 3 有明海総合研究プロジェクトに関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 運営組織

(教授会)

第24条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第25条 研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関し、必要な事項は、当該研究科において別に定める。

(委員会等)

第26条 本学に、必要に応じ、委員会等を置くことができる。

- 2 委員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織等

(副学長)

第27条 本学に、副学長若干人を置く。

- 2 副学長は、学長が指名する。

(学部長)

第28条 学部に、学部長を置く。

- 2 学部に、学部長を補佐する副学部長を置くことができる。
- 3 学部に置かれる学科に、学科長を置く。
- 4 前3項に規定する学部長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第29条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科の基礎となる学部の長をもって充てる。
- 3 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(附属図書館長)

第30条 附属図書館に、館長を置く。

- 2 附属図書館に、館長を補佐する副館長を置く。
- 3 前2項に規定する館長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教養教育運営機構長)

第31条 教養教育運営機構に、機構長を置く。

- 2 教養教育運営機構に、機構長を補佐する副機構長を置くことができる。
- 3 前2項に規定する機構長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター所長)

第32条 保健管理センターに、所長を置く。

- 2 保健管理センターに、所長を補佐する副所長を置くことができる。
- 3 前2項に規定する所長等の選考の手続等に関し、必要な事項は、別に定める。

(施設長等)

- 第33条 全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に、長（以下「施設長」という。）を置く。
- 2 全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設に、施設長を補佐する副施設長を置くことができる。
  - 3 前2項に規定する施設長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。
- （学部附属の教育施設及び研究施設の長）

- 第34条 学部附属の教育施設及び研究施設（以下「附属施設」という。）に、長（以下「附属施設長」という。）を置く。
- 2 附属施設に、附属施設長を補佐する副附属施設長を置くことができる。
  - 3 前2項に規定する附属施設長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。
- （有明海総合研究プロジェクト長等）

- 第34条の2 有明海総合研究プロジェクトに、プロジェクト長を置く。
- 2 有明海総合研究プロジェクトに、プロジェクト長を補佐する副プロジェクト長を置く。
  - 3 前2項に規定するプロジェクト長等の選考の手續等に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第3章 秘密保持の義務

（秘密保持の義務）

- 第35条 本法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 第4章 雑則

（雑則）

- 第36条 この規則に定めるもののほか、組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第17条第1項の規定に定めるもののほか、次の表に掲げる学部並びに学科及び課程は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学 部	学 科 又 は 課 程
教 育 学 部	小学校教員養成課程
経 済 学 部	経 済 学 科
	管 理 学 科
	経 営 学 科
理 工 学 部	情 報 学 科
	電 気 工 学 科
	電 子 工 学 科

- 3 第18条第4項の規定に定めるもののほか、工学系研究科情報科学専攻は、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成17年3月15日改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第22条第1項の規定のうち総合情報基盤センターに関する部分は、平成18年2月1日から適用する。

- 2 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成19年2月7日改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月4日改正）

- 1 この規則は、平成19年4月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第23条の規定による附属特別支援学校は、当分の間、通称として佐賀大学文化教育学部附属養護学校と称することができる。

附 則（平成19年9月20日改正）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月12日改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第18条の2を加える改正規定及び第23条第1項の改正規定は、平

成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月15日改正）

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に医学系研究科博士課程に置かれている専攻は，改正後の第18条第4項の規定にかかわらず，平成20年3月31日において現に当該専攻に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則（平成21年2月20日改正）

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日改正）

この規則は，平成21年4月1日から施行する。



# 佐賀大学学則

(平成16年4月1日制定)

## 目次

### 第1章 総則

第1節 趣旨及び目的(第1条・第2条)

第2節 学部(第3条)

### 第2章 学部通則

第1節 学年,学期,休業日,修業年限及び在学年限(第4条 - 第7条)

第2節 入学,転入学,編入学及び再入学(第8条 - 第15条)

第3節 教育課程及び履修方法(第16条 - 第21条)

第4節 単位の授与等(第22条 - 第27条)

第5節 休学,復学,退学,転学,転学部,転学科,転課程,派遣,留学及び除籍(第28条 - 第34条)

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得(第35条 - 第37条)

第7節 賞罰(第38条・第39条)

第8節 学生証(第40条)

第9節 厚生施設(第41条)

第10節 科目等履修生,特別聴講学生及び研究生(第42条 - 第44条)

第11節 外国人留学生(第45条)

第12節 検定料,入学料,授業料及び寄宿料(第46条 - 第57条)

第13節 公開講座(第58条)

### 第3章 改正(第59条)

#### 附則

#### 第1章 総則

第1節 趣旨及び目的

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第17条第2項の規定に基づき、佐賀大学(以下「本学」という。)の学部並びに学科及び課程の目的,学部の入学定員,修業年限,教育課程,学生の入学,退学,卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法(平成18年法律第120号)第7条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化,健康,社会,科学技術に関する連携交流を通して学術的,文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 学部

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

文化教育学部

経済学部

医学部

理工学部

農学部

2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員,編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文化教育学部	学校教育課程	90人		360人
	国際文化課程	60人		240人
	人間環境課程	60人		240人
	美術・工芸課程	30人		120人
	(3年次編入学)		20人	40人
	小 計	240人	20人	1,000人
経済学部	経済システム課程	140人		560人
	経営・法律課程	135人		540人
	小 計	275人		1,100人

医 学 部	医学科	98人		588人
	看護学科	60人	10人	260人
	小 計	158人	10人	848人
理 工 学 部	数理科学科	30人		120人
	物理科学科	40人		160人
	知能情報システム学科	60人		240人
	機能物質化学科	90人		360人
	機械システム工学科	90人		360人
	電気電子工学科	90人		360人
	都市工学科 (3年次編入学)	90人	20人	40人
	小 計	490人	20人	2,000人
農 学 部	応用生物科学科	45人		180人
	生物環境科学科	60人		240人
	生命機能科学科	40人		160人
	(3年次編入学)		10人	20人
	小 計	145人	10人	600人
合 計		1,308人	60人	5,548人

3 前項の学部及び当該学部置く学科又は課程の目的は、各学部及び各学科又は各課程ごとに別に定める。

## 第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項第4号から第6号までの規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て、学長が休業日を変更することができる。

3 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課すことがある。

4 臨時休業については、その都度関係学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(修業年限)

第6条 修業年限は、4年とする。ただし、第35条第2項の規定による場合は、3年以上4年未満とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、6年とする。

(在学年限)

第7条 在学年限は、8年とする。ただし、転入学、編入学又は再入学により入学した者は、第14条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、10年とする。ただし、1年次及び2年次の在学期間は、通算して4年を超えることができない。

第2節 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの  
（入学志願）

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

（合格者の決定）

第11条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第12条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。

（入学許可）

第13条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

（転入学、編入学及び再入学）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願するもの
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願するもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を志願するもの
- (5) 学校教育法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの
- (6) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの
- (7) 本学を除籍された者で同一学部にて再入学を志願するもの

2 転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

（転入学等の規定の準用）

第15条 転入学、編入学及び再入学の場合には、第10条から第13条までの規定を準用する。

### 第3節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成）

第16条 本学の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
- 3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 4 専門教育科目の区分は、各学部の定めるところによる。
- 5 前項に定めるもののほか、専門教育科目として共通専門教育科目の区分を設ける。

6 共通専門教育科目の区分は、佐賀大学教養教育運営機構の定めるところによる。

(履修方法)

第17条 学生は、各学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び各学部規則の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数、授業時間数及び履修方法は、各学部規則及び佐賀大学共通専門教育科目履修規程(平成21年2月26日制定)の定めるところによる。

4 前2項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学部の定めるところによる。

5 学生は、所定の教育課程以外の授業科目を履修することができる。

(全学共通の教育プログラム)

第17条の2 本学は、各学部の定める教育課程のほか、全学共通の教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

2 全学共通の教育プログラムによる教育課程に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の基準)

第19条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

2 卒業論文、卒業研究、卒業制作及び経済学部の演習の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

#### 第4節 単位の授与等

(成績の判定)

第22条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第23条 教育上有益と認めるときは、第33条第1項による他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(授業時間数を定めた授業科目については、これに相当する時間数(以下第24条、第25条及び35条において同じ。))を、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により履修した単位を含む。)を、教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第26条 本学の学生以外の者が本学の科目等履修生として一定の単位(学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第5節 休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍

(休学)

第28条 病気その他の事由によって継続して3月以上授業に出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学部、転学科及び転課程)

第32条 転学部、転学科又は転課程を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することができる。

2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。

3 転学科又は転課程を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(派遣及び留学)

第33条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。

3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条に定める期間在学して卒業できない者

(2) 病気その他で修業の見込がない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、その納付すべき入学料を納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

#### 第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

##### (卒業の認定)

第35条 第6条第1項本文又は第2項に規定された期間以上在学し、第17条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

2 本学(医学部医学科は除く。)に3年以上在学し、第17条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第6条第1項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与することができる。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第18条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第18条第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは、同条第2項の授業の方法により取得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

##### (学位の授与)

第36条 卒業者には、学士の学位を授与するものとする。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

##### (教員の免許状)

第37条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

#### 第7節 賞罰

##### (表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することがある。

2 学生の表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

##### (懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学

(2) 停学

(3) 訓告

3 停学期間(3月未満のものを除く。)は、第7条に規定する在学年限に含め、第6条に規定する修業年限に含めないものとする。

4 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第8節 学生証

##### (学生証の交付)

第40条 入学を許可された者には、学生証を交付する。

#### 第9節 厚生施設

##### (厚生施設)

第41条 本学に、寄宿舎その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

##### (科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

##### (特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

##### (研究生)

第44条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第11節 外国人留学生

### (外国人留学生)

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

### 第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

#### (検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

2 第27条の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

#### (検定料の徴収)

第46条の2 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

#### (入学料の徴収)

第46条の3 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

#### (入学料の免除)

第47条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することがある。

- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 入学料の免除を希望する者は、所定の期日までに願い出て、許可を得なければならない。

#### (入学料の徴収猶予等)

第48条 入学料の徴収猶予は、本学に入学する者（科目等履修生及び研究生等を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 入学料の免除を願い出た者については、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの期間、入学料の徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者は、所定の期日までに、所定の入学料を納付しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは未納の入学料の全部を免除する。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者が、第2項に規定する期間内において死亡した場合
- (2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前項に規定する期間内において死亡した場合
- (3) 第34条第3号の規定により除籍した場合

#### (授業料の徴収)

第49条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分し、前期に係る授業料は4月に、後期に係る授業料は10月に、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生については、所定の期日までに授業料を徴収するものとする。

#### (入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第49条の2 特別な事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

#### (転入学、編入学及び再入学における授業料)

第50条 転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者にかかる額と同額の授業料を納付しなければな

らない。

第51条 削除

第52条 削除

(休学期間の授業料等)

第53条 休学を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数を乗じた額を免除する。

2 学期の途中で、復学、転学、編入学又は再入学(以下「復学等」という。)を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額を復学等の当月末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合における授業料)

第53条の2 特別の事情により、学年の途中で卒業する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(除籍及び退学の場合の授業料)

第54条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額

(2) 授業料の徴収猶予又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された場合 退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第54条の2 長期履修学生が、学年の途中で卒業する場合に徴収する授業料の額は、第46条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

2 長期履修学生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて、第46条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、第46条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(授業料の免除)

第55条 第48条第4項第3号に該当する場合において、授業料が未納であるときは、未納の授業料の全部を免除することができる。

2 学業優秀で学資の支弁困難な者及び風水害等特別の事情により学資の支弁に支障を生じた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第55条の2 次の各号に掲げる事由がある者については、願い出により、当該期分の授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) その者又は学資負担者が風災害等の災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料の納付が困難と認められる特別の事情がある場合

(寄宿料)

第56条 寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 第34条第3号及び第4号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することができる。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第57条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第2次の学力検査等において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行ったときに、第1段階



目の選抜で不合格になった者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第49条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

### 第13節 公開講座

(公開講座)

第58条 本学に、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

## 第3章 改正

(改正)

第59条 この学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者が在学しなくなる日までの間継続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者（次項において「在学者」という。）に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。
- 3 この学則施行後、第14条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、理工学部機械システム工学科に転入学、編入学又は再入学する者を除き、前項の規定を準用する。

附 則（平成16年7月20日改正）

この学則は、平成16年7月20日から施行する。

附 則（平成17年5月20日改正）

この学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日改正）

この学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成17年12月16日改正）

この学則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度から平成20年度までの農学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農 学 部	応用生物科学科	45人	90人	135人
	生物環境科学科	60人	120人	180人
	生命機能科学科	40人	80人	120人
	（3年次編入学）			10人

- 3 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、継続するものとする。
- 4 平成18年3月31日において現に農学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月16日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

- 1 この学則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての、改正後の第22条第2項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から平成29年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。

入学定員	平成21年度～平成29年度
医学部医学科	100人
医学部	160人
全学部	1,310人

- 3 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部医学科	575人	580人	585人	590人	595人
医学部	835人	840人	845人	850人	855人
全学部	5,535人	5,540人	5,545人	5,550人	5,555人

収容定員	平成26年度 ～ 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
医学部医学科	600人	598人	596人	594人	592人
医学部	860人	858人	856人	854人	852人
全学部	5,560人	5,558人	5,556人	5,554人	5,552人

収容定員	平成34年度
医学部医学科	590人
医学部	850人
全学部	5,550人

別表（第37条第2項関係）

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
文化教育部	学校教育課程	小学校教諭 1種免許状	
		中学校教諭 1種免許状	数学, 理科, 音楽
		高等学校教諭 1種免許状	数学, 理科, 音楽, 情報
		特別支援学校教諭 1種免許状 (知的障害者又は肢体不自由者又は病弱者)	
		幼稚園教諭 1種免許状	
	国際文化課程	中学校教諭 1種免許状	国語, 社会, 英語
		高等学校教諭 1種免許状	国語, 書道, 地理歴史, 公民, 英語
	人間環境課程	中学校教諭 1種免許状	保健体育, 技術, 家庭
		高等学校教諭 1種免許状	保健体育, 家庭, 工業
	美術・工芸課程	中学校教諭 1種免許状	美術
高等学校教諭 1種免許状		美術, 工芸	
経済学部	経済システム課程	中学校教諭 1種免許状	社会
	経営・法律課程	高等学校教諭 1種免許状	地理歴史, 公民, 商業
理工学部	数理科学科	中学校教諭 1種免許状	数学
		高等学校教諭 1種免許状	数学
	物理科学科	中学校教諭 1種免許状	理科
		高等学校教諭 1種免許状	理科
	知能情報システム学科	中学校教諭 1種免許状	数学
		高等学校教諭 1種免許状	数学, 情報
	機能物質化学科	中学校教諭 1種免許状	理科
		高等学校教諭 1種免許状	理科, 工業
機械システム工学科	高等学校教諭 1種免許状	工業	
電気電子工学科			
都市工学科			
農学部	応用生物科学科	中学校教諭 1種免許状	理科
	生物環境科学科	高等学校教諭 1種免許状	理科, 農業
	生命機能科学科		

## 教 養 教 育 運 営 機 構

# 佐賀大学教養教育科目履修規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第17条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)が開設する教養教育科目の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育課程の編成)

第2条 運営機構の教育課程は、次の教養教育科目をもって編成する。

大学入門科目

共通基礎教育科目

主題科目

2 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

3 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

4 外国人留学生のための授業科目等の特例は、別に定める。

(単位数)

第3条 前条の規定に基づき、各学部が定める学科又は課程の単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期とも所定の期間に定められた方法により手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第6条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第7条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第8条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、所属学部の教授会の議を経て、認定する。

(科目等履修生)

第9条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月1日改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月1日改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月20日改正)

- この規程は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学生」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表

学 部	学科・課程	教 養 教 育 科 目										
		大学 入門 科目	共通基礎教育科目							主題科目		計
			外国語科目		健康・スポー ツ科目		情報処理科目			分野別 主題 科目	共 通 主題 科目	
			英語	独 語 仏 語 中国語 朝鮮語	講義・ 演習	実習	講義	演習Ⅰ	演習Ⅱ			
文化教育 学 部	学校教育課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
	国際文化課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
	人間環境課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
	美術・工芸課程	2	4		2	2	2	1		20	33	
経済学部	経済システム課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41	
	経営・法律課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41	
医 学 部	医学科	4	6	2			2	1		20	35	
	看護学科	2	6	2			2			20	32	
理工学部	数理学科	2	4	4	2	2				24	38	
	物理学科	4	4	4	2	2				22	38	
	知能情報システム学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	
	機能物質化学科	2	4		2	2		1	1	22	34	
	機械システム工学科	2	4	4	2	2		1	1	20	36	
	電気電子工学科	2	4	4	2	2	2	1	1	20	38	
	都市工学科	2	4	2	2	2	2	1		20	35	
農 学 部	応用生物科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	
	生物環境科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	
	生命機能科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	

教養教育  
運営機構

# 佐賀大学教養教育科目履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定。以下「履修規程」という。)第4条の規定に基づき、教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学入門科目)

第2条 大学入門科目の授業科目、単位数及び履修時期については、学部の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第3条 共通基礎教育科目の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(外国語科目)

第4条 外国語科目の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

2 外国語科目は、2年次までの各年次に2単位を修得するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、学部又は学科若しくは課程(以下「学部等」という。)において履修すべき授業科目、修得すべき単位数及び各年次に修得できる単位数を指定することがある。

(健康・スポーツ科目)

第5条 健康・スポーツ科目は、1年次に講義又は演習のいずれか2単位及び実習2単位を修得するものとする。ただし、学部等によっては、履修を要しないことがある。

(情報処理科目)

第6条 情報処理科目は、講義2単位、演習Ⅰ及び演習Ⅱ各1単位を修得するものとする。ただし、学部等においては、修得すべき単位数を指定することがある。

(主題科目)

第7条 主題科目は、次の分野をもって構成する。

分野別主題科目

- (1) 文化と芸術分野
- (2) 思想と歴史分野
- (3) 現代社会の構造分野
- (4) 人間環境と健康分野
- (5) 数理と自然分野
- (6) 科学技術と生産分野

共通主題科目

- (1) 地域と文明分野
- (2) 各分野に、副主題及び副主題を構成するコア授業を置き、副主題とは別に個別授業を開設する。
- 3 分野ごと、あるいは複数の分野にわたる総合型授業を開設することがある。
- 4 学生は、履修規程別表に掲げる所定の主題科目の単位を、いずれかの学期に修得するものとする。
- 5 学生(医学部の学生を除く。)は、1年次後学期の始めに、分野別主題科目の一つの分野を選んで登録し、前項に規定する所定の単位のうち、登録した主題分野から、登録前に修得した単位を含め、少なくとも8単位を修得しなければならない。また、共通主題科目の単位は、2単位を限度として、登録した主題分野における単位に含めることができる。
- 6 登録の変更は、届出の上、2年次の各学期の始めに行うことができる。
- 7 3年次に転入学、編入学又は再入学した者については、主題分野の登録を必要としない。

第8条 主題科目の構成及び単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

(授業科目等の特例)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を別表Ⅰ及び別表Ⅲのとおり開設する。

(授業クラスの指定)

第10条 共通基礎教育科目については、授業クラスを指定することがある。

2 指定されたクラス以外のクラスで履修しようとする場合は、あらかじめ所定の指定外履修願を提出しなければならない。

(単位の授与)

第11条 各授業科目の単位は、学期ごとに与える。ただし、特に指定する授業科目の単位は、学年ごとに与える。

(追試験)

第12条 やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目について、追試験を行う。

(再試験)

第13条 不合格と判定された授業科目について、再試験を行うことがある。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、教養教育科目の履修に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月27日改正)

この細則は、平成16年10月27日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

- この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表 I

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
外国語科目	英語	1	前学期・後学期各1単位又は2単位
	ドイツ語Ⅰ a	1	aは前学期，b後学期
	ドイツ語Ⅰ b	1	
	ドイツ語Ⅱ a	1	
	ドイツ語Ⅱ b	1	
	フランス語Ⅰ a	1	
	フランス語Ⅰ b	1	
	フランス語Ⅱ a	1	
	フランス語Ⅱ b	1	
	中国語Ⅰ a	1	
	中国語Ⅰ b	1	
	中国語Ⅱ a	1	
	中国語Ⅱ b	1	
	朝鮮語Ⅰ a	1	
朝鮮語Ⅰ b	1		
朝鮮語Ⅱ a	1		
朝鮮語Ⅱ b	1		
	日本語Ⅰ	2	外国人留学生のための科目
	日本語Ⅱ	2	
健康・スポーツ科目	スポーツ科学講義	2	前学期・後学期各1単位
	スポーツ科学演習	2	
	健康科学講義	2	
	健康科学演習	2	
	スポーツ実習	1	
情報処理科目	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習Ⅰ	1	
	情報基礎演習Ⅱ	1	

備考1 外国人留学生が外国語科目を履修する場合は、次に定めるところによる。

- 母国語を選択しないこと。
- 修得した日本語の単位は、外国語科目の単位に振り替えることができる。

備考2 別に定める「海外語学研修プログラムにおける教養教育科目(外国語科目)の単位認定要項」に基づいて実施された海外語学研修で修得した単位は、履修規程別表(第3条関係)に掲げる外国語科目の単位数として含めることができる。

別表 II (第8条関係)

主題科目の構成及び単位数

分野別主題科目

分 野	副 主 題	授業の区分	単位数
1 文化と芸術分野	言語とコミュニケーション	コア授業	各2
	文学の世界	コア授業	各2
	芸術と創造	コア授業	各2



1 文化と芸術分野		個別授業	各2
		総合型授業	各2
2 思想と歴史分野	人間・社会と思想	コア授業	各2
	歴史と異文化理解	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
3 現代社会の構造分野	現代の国際社会と環境	コア授業	各2
	現代の政治	コア授業	各2
	現代の経済	コア授業	各2
	現代の日本社会	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
4 人間環境と健康分野	生活と健康	コア授業	各2
	心とからだ	コア授業	各2
	発達と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
	総合型授業	各2	
5 数理と自然分野	数理の世界	コア授業	各2
	物質の科学	コア授業	各2
	身のまわりの科学	コア授業	各2
	自然と生命	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
6 科学技術と生産分野	技術と歴史	コア授業	各2
	資源のエネルギー	コア授業	各2
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各2
	生産と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

#### 共通主題科目

分 野	副 主 題	授業の区分	単位数
1 地域と文明分野	地域とくらし	コア授業	各2
	佐賀の文化	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

- 備考 1 コア授業，個別授業及び総合型授業の授業科目は，別に定める。
- 2 九州地区国立大学間合宿共同授業で修得した授業科目の単位数は，本学における授業科目の履修により修得したものとみなし，履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
- 3 主題科目の中の実験・実習科目については，毎週180分（2コマ）15週の授業で2単位又は毎週90分（1コマ）15週の授業で1単位として開講する。

#### 別表Ⅲ（第9条関係）

##### 外国人留学生のための授業科目及び単位数表

授 業 科 目	単 位
日本事情Ⅰ	2
日本事情Ⅱ	2
日本事情Ⅲ	2

- 備考 1 上記の授業科目について修得した単位数は，履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
- 2 上記の3科目6単位を修得したときは，この細則第7条第5項により登録した主題分野について修得すべき8単位のうちの6単位に振り替えることができる。ただし，残余の2単位は，登録した主題分野から修得しなければならない。

# 佐賀大学共通専門教育科目履修規程

(平成21年2月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第16条第6項及び佐賀大学教養教育運営機構規則(平成16年4月1日制定)第3条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)が開設する学部間で共通する共通専門教育科目の履修等に関し、必要な事項を定める。

(共通専門教育科目の区分)

第2条 共通専門教育科目として、特定プログラム教育科目の区分を設ける。

2 特定プログラム教育科目は、学則第17条の2第1項により編成される全学共通の教育プログラムにおいて開設する全学の学生を対象とする専門教育科目とする。

(単位の認定)

第3条 共通専門教育科目を卒業に必要な単位数に算入する単位数は、各学部の学科又は課程ごとに、別表のとおりとする。

(授業科目)

第4条 共通専門教育科目の授業科目及び単位数は、別に定める。

(準用規定)

第5条 共通専門教育科目の履修手続並びに成績判定及び単位の授与並びに試験については、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)の規定を準用する。

(科目等履修生)

第6条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、この規程を適用しない。

教養教育  
運営機構

別表（第3条関係） 卒業に必要な単位数に算入できる単位数の上限

学 部	学科・課程	共通専門教育科目	
		特定プログラム教育科目	
		デジタル表現技術教育科目群	計
文化教育学部	学校教育課程	文化教育学部履修細則に定める各課程・選修ごとの自由選択科目の単位数の範囲内とする。	
	国際文化課程		
	人間環境課程		
	美術・工芸課程		
経済学部	経済システム課程	2	2
	経営・法律課程	2	2
医学部	医学科	2	2
	看護学科		
理工学部	数理科学科		
	物理科学科	4	4
	知能情報システム学科		
	機能物質化学科		
	機械システム工学科		
	電気電子工学科		
	都市工学科	10	10
農学部	応用生物科学科	10	10
	生物環境科学科	10	10
	生命機能科学科	10	10

# 佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程

(平成21年2月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第17条の2第2項の規定に基づき、佐賀大学(以下「本学」という。)における全学共通の教育プログラムによる教育課程に関し、必要な事項を定める。

(全学共通の教育プログラム)

第2条 本学に、全学共通の教育プログラム(以下「教育プログラム」という。)として、専門分野の知識・技術に加え、表現対象を深く理解し、デジタル表現の技術及び能力を身に付けた創造的人材を養成するためのデジタル表現技術者養成プログラムを開設する。

(授業科目、単位数及び修了要件)

第3条 教育プログラムの授業科目、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

(履修の手続)

第4条 教育プログラムを履修しようとする者は、所定の期日までに、履修願その他必要な書類を学長に提出しなければならない。

(履修の許可)

第5条 学長は、教育プログラムの履修を許可した者に履修許可証を交付するものとする。

(修了の認定)

第6条 教育プログラムの修了要件を満たした者は、所定の期日までに、修了認定申請書(別記様式1)を学長に提出しなければならない。

2 学長は、佐賀大学教養教育運営機構協議会の議を経て、教育プログラムの修了を認定する。

(修了証の授与)

第7条 学長は、教育プログラムの修了の認定を受けた者に、卒業時に修了証(別記様式2)を授与する。

(事務)

第8条 教育プログラムに関する事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育プログラムに関し必要な事項は、佐賀大学教養教育運営機構において別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、この規程を適用しない。

教養教育  
運営機構

別表（第3条関係）

教育プログラム名	教育科目の区分	授業科目	単位数	修了要件	対象者
デジタル表現技術者養成プログラム	デジタル表現技術教育科目群	Web 表現	2	必修	全学部学科（課程）の学生
		デジタル表現Ⅰ	2		
		デジタル表現Ⅱ	2		
		デジタルメディア・アート	2		
		デジタルメディア・デザイン	2		
		アニメーション表現	2		
		コンピュータ・グラフィックス表現	2		
		デジタル表現修了研究	2		
	主題科目	情報メディアと倫理	2	選択 8単位以上修得	
		芸術と表現（画像へのアプローチ - その背景）	2		
		デザインマーケティング	2		
		芸術と表現（デジタル表現技法）	2		
		身体表現入門	2		
		シナリオ入門	2		
		教育デジタル表現	2		
		プロデューサ原論	2		
		インストラクショナル・デザイン	2		
		芸術と表現（映画製作）	2		
		クリエイターのための著作権法概論	2		
		デザインインテグレーション	2		

別記様式1（第6条関係）

<h2>修了認定申請書</h2>	
平成 年 月 日	
佐賀大学長	様
	所属学部
	所属学科・課程
	学籍番号
	氏 名
<p>佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程第6条 第1項により、下記教育プログラムの修了認定を申請します。</p>	
記	
教育プログラム名	プログラム

教養教育  
運営機構

別記様式2（第7条関係）

第 号	
<h2>修了証</h2>	
氏 名	
生年月日	
本学における全学共通の教育プログラム「	プログラ
ム」を修了したことを証する。	
平成 年 月 日	
佐賀大学長	(印)

# 文 化 教 育 学 部

# 佐賀大学文化教育学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学文化教育学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学部の目的)

第1条の2 本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。

(課程の目的)

第1条の3 本学部の各課程の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育課程 社会的、国際的に広い視野と教養を持ち、教科内容、教育方法等について幅広く学び、教育実習の充実・高度化を通して、学校教育現場の諸問題に的確に対応できる教員を育成すること。
- (2) 国際文化課程 文系専門分野に関する幅広い学識を持ち、徹底した外国語教育を通して、豊かな語学力と幅広い国際的視野を備える人材を育成すること。
- (3) 人間環境課程 心身の成長と特性、地域の生活と文化及び環境の理論と技術に関する幅広い学識を身に付け、より豊かな生活を実現するための主導的役割を果たすことができる人材を育成すること。
- (4) 美術・工芸課程 美術・工芸分野の理論・実践について学び、あわせて当該分野の教育について考究することを通して、美術教育者若しくは造形作家として、又は企業等において活躍できる人材を育成すること。

(課程及び選修)

第2条 本学部の課程に次の選修を置く。

課 程	選 修
学校教育課程	教育学選修
	教育心理学選修
	教科教育選修
	障害児教育選修
	数学選修
	理科選修
	音楽選修
国際文化課程	日本・アジア文化選修
	欧米文化選修
人間環境課程	生活・環境・技術選修
	健康福祉・スポーツ選修
美術・工芸課程	美術・工芸選修

(入学)

第3条 本学部に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学、転入学及び再入学に関する事項は、別に定める。

(選修の決定)

第4条 学生が所属する選修の決定は、入学時に行うものとする。ただし、次の選修の決定については、入学後に行うものとする。

学校教育課程

教育学選修

教育心理学選修

国際文化課程

日本・アジア文化選修

欧米文化選修

人間環境課程

生活・環境・技術選修

健康福祉・スポーツ選修

(教育課程の編成)

第5条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目



### 専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
- 3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。
- 5 専門教育科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分する。

#### (履修方法)

第6条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

- 2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学文化教育学部履修細則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。
- 3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学文化教育学部履修細則の定めるところによる。

#### (履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期とも所定の期間内に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

#### (成績判定及び単位の授与)

第8条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。
- 3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

#### (試験)

第9条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

- 2 追試験及び再試験については、別に定める。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第10条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

#### (編入学した者の履修科目等の認定)

第11条 編入学、転入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

#### (卒業の要件)

第12条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第5条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

#### (科目等履修生)

第13条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

#### (特別聴講学生)

第14条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

#### (研究生)

第15条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

#### (外国人留学生)

第16条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

#### (公開講座)

第17条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

#### (雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年12月15日改正）

この規則は、平成16年12月15日から施行する。

#### 附 則（平成17年1月21日改正）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成19年1月31日改正）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年5月18日改正）

- 1 この規則は、平成19年5月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。  
 附 則（平成19年12月21日改正）  
 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
 附 則（平成21年3月6日改正）
- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第6条第1項関係）

課 程	教養教育科目								小計	専門教育科目		小計	合計	
	大学 入門 科目	共通基礎教育科目						主題科目		専門 基礎 科目	専門 科目			
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野 別主 題科 目						共通 主題 科目
		英語	独語， 仏語， 中国語， 朝鮮語	講義・ 実習	講義	演習								
学校教育課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	95	101	134	
国際文化課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
人間環境課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
美術・工芸課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	

# 佐賀大学文化教育学部履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 文化教育学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則、佐賀大学教養教育科目履修規程及び佐賀大学文化教育学部規則に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第2条 共通基礎教育科目における外国語科目は、英語を履修しなければならない。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

2 共通基礎教育科目における情報処理科目は、情報基礎概論及び情報基礎演習Ⅰを履修しなければならない。

(主題科目)

第3条 学校教育課程の学生は、「現代社会の構造」の分野から現代の法と社会(日本国憲法)2単位を修得しなければならない。

(専門教育科目)

第4条 課程・選修別の専門教育科目の修得単位数は別表Ⅰのとおりとする。

2 学校教育課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅱ及び別表ⅢA～別表ⅢGによる。

3 国際文化課程の専門教育科目の履修は、別表ⅣA又は別表ⅣBによる。

4 人間環境課程の専門教育科目の履修は、別表ⅤA又は別表ⅤBによる。

5 美術・工芸課程の専門教育科目の履修は、別表Ⅵによる。

6 教員免許状取得のための授業科目は別表Ⅶのとおりとする。

7 各年度における授業科目の履修年次及び配当学期は、別に定めるものとする。

8 転入学、編入学又は再入学した者の履修方法等については、別に定めるものとする。

9 外国人留学生は、別表Ⅷに定める科目を各課程・選修に定める自由選択科目の一部として履修することができる。

(卒業研究)

第5条 卒業研究に関する細目は、別に定めるものとする。

(教員免許状)

第6条 教員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定めるものとする。

(履修手続)

第7条 学生は、履修手続を、各学期ともに所定の期間までに終えなければならない。

2 履修の手続を終えていない場合は、当該学期に受講したすべての授業科目の単位は、認定されない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(追試験及び再試験)

第8条 やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出した者については、追試験を行うことがある。

2 再試験は原則として行わない。ただし、不合格と判定された授業科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出した者については、1回限り再試験を行うことがある。

3 追試験又は再試験の願書は、所定の期日までに提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月7日改正)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成19年4月1日以降にお

いて在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者の専門教育科目の履修については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成20年3月7日改正）

- 1 この細則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附則（平成21年2月18日改正）

- 1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者（以下「転入学者等」という。）については，なお従前の例による。
- 3 前項の者のうち人間環境課程の転入学者等が社会福祉士の受験資格を得ようとする場合は，改正後の規定により履修しなければならない。

附 則（平成21年3月6日改正）

- 1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則（平成21年3月20日改正）

- 1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表Ⅰ（第4条第1項関係）

課程・選修別の専門教育科目の修得単位数

課程・選修	専門 基礎 科目  (必修)	専 門 科 目								合 計	
		課程 共通 科目  (必修)	学校教育 科目 又は 教育科目  (必修)	専門 外国語 科目  (必修)	情報 処理 科目  (必修)	選修科目		自由 選択 科目  (選択)	卒業 研究  (必修)		
						(必修)	(選択)				
学 校 教 育 課 程	教 育 学 選 修	6	6	57	2		8	8	10	4	101
	教 育 心 理 学 選 修	6	6	57	2		12	8	6	4	101
	障 害 児 教 育 選 修	6	6	57	2		8	10	8	4	101
	教 科 教 育 選 修	6	6	57	2		6	10	10	4	101
	数 学 選 修	6	6	57	2		12	10	4	4	101
	理 科 選 修	6	6	57	2		16	8	2	4	101
	音 楽 選 修	6	6	57	2		14	6	6	4	101
国 際 課 程	日 本 ・ ア ジ ア 文 化 選 修	6	4		12		16	22	25	6	91
	欧 米 文 化 選 修	6	4		12		12	26	25	6	91
人 間 課 程	生 活 ・ 環 境 ・ 技 術 選 修	6	4		2	4	12	39	18	6	91
	健 康 福 祉 ・ ス ポ ー ツ 選 修	6	4		2	4	17	34	18	6	91
美 術 ・ 工 芸 課 程	6	4	4	2		24	25	20	6	91	

別表Ⅱ（第4条第2項関係）

## 学校教育課程専門教育科目（各選修共通）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	現代教育論	2		
	教育心理学	2		
	国際文化論	2	} 2	
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		
課程共通科目	教職概説	2		
	教育臨床心理学	2		
	授業実践論	2		
小 計	6			
専 門 科 目	小学国語	1		
	小学書写	1		
	小学社会	2		
	数学概説	2		
	理科講義及び実験	2		
	生活科概説	2		
	小学音楽	1		
	小学ピアノ	1		
	小学図画	1		
	小学工作	1		
	小学体育Ⅰ	1		
	小学体育Ⅱ	1		
	小学家庭Ⅰ	1		
	小学家庭Ⅱ	1		
	教育原論	2		
	道德教育の研究	2		
	特別活動の研究	2		
	初等国語科教育法Ⅰ	1	} 1	
	初等国語科教育法Ⅱ	1		
	初等社会科教育法Ⅰ	1		
	初等社会科教育法Ⅱ	1		
	算数科教育法Ⅰ	1		
	算数科教育法Ⅱ	1		
	初等理科教育法Ⅰ	1		
	初等理科教育法Ⅱ	1		
	初等理科教育法Ⅲ	1		
	生活科教育法	2		
	初等音楽科教育法Ⅰ	1		
	初等音楽科教育法Ⅱ	1		
	図工科教育法Ⅰ	1		
	図工科教育法Ⅱ	1		
	体育科教育法Ⅰ	1		
	体育科教育法Ⅱ	1		
	初等家庭科教育法Ⅰ	1		
初等家庭科教育法Ⅱ	1			
カウンセリング	2			
教育実践フィールド演習Ⅰ	2			
教育実践フィールド演習Ⅱ	2			
教育実践フィールド演習Ⅲ	2			
総合演習	2			
小学校教育実習	5			
教育実践総合研究			1	事前・事後指導を含む。
小 計	57			

別表Ⅲ A (第4条第2項関係)

## 学校教育課程専門教育科目(教育学選修)

区 分		授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目			6		
	課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
	学校教育科目		57		
専 門 外 国 語 科 目		専門教育外国語Ⅰ	1		
		専門教育外国語Ⅱ	1		
		小 計	2		
専 門 科 目	選 修 科 目	教育社会学	2		選修選択科目として、8単位以上を修得しなければならない。
		人権教育論	2		
		教育相談	2		
		生徒指導論	2		
		教育学研究法		2	
		教育学講読演習		2	
		教育学課題研究		2	
		教育思想史		2	
		人権意識論		2	
		教育方法学概説		2	
		視聴覚教育		2	
		個別指導計画作成演習		2	
		教育制度論		2	
		学校・学級経営論		2	
		社会教育概論Ⅰ		2	
		社会教育概論Ⅱ		2	
		社会教育計画Ⅰ		2	
		社会教育計画Ⅱ		2	
		社会教育実習		2	
		高齢化と生涯教育		2	
生涯教育演習		2			
国際化と生涯教育		2			
臨床教育実習Ⅰ		1			
臨床教育実習Ⅱ		1			
臨床教育演習		1			
		小 計	8	8	
	自由選択科目			10	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。
	卒業研究		4		
合 計			101		

別表Ⅲ B (第4条第2項関係)

## 学校教育課程専門教育科目(教育心理学選修)

区 分		授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目			6		
	課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
	学校教育科目		57		
専 門 外 国 語 科 目		専門教育外国語Ⅰ	1		
		専門教育外国語Ⅱ	1		
		小 計	2		
専 門 科 目	選 修 科 目	心理学研究法	2		選修選択科目として、8単位以上を修得しなければならない。
		人権教育論	2		
		教育相談	2		

専 門 科 目	選 修 科 目	生徒指導論	2		
		心理学実験Ⅰ	1		
		心理学実験Ⅱ	1		
		教育統計Ⅰ	2		
		基礎心理学ゼミナール		2	
		発達心理学ゼミナール		2	
		心の健康		2	
		教育統計Ⅱ		2	
		乳幼児心理学		2	
		学習心理学		2	
		教育評価		2	
		発達神経心理学		2	
		教育測定法		2	
		学習心理学演習		2	
		臨床心理学演習		2	
		教育心理学演習		2	
		教育心理学特殊講義		2	
臨床教育実習Ⅰ		1			
臨床教育実習Ⅱ		1			
臨床教育演習		1			
小 計		12	8		
自由選択科目			6	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。	
卒業研究		4			
合 計			101		

別表ⅢC（第4条第2項関係）

学校教育課程専門教育科目（障害児教育選修）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考	
専 門 基 礎 科 目		6			
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6			
学校教育科目		57			
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1			
	専門教育外国語Ⅱ	1			
小 計		2			
専 門 科 目	選 修 科 目	障害児教育総論	2		選修選択科目として、10単位以上を修得しなければならない。
		障害児心理学	2		
		障害児学習指導法Ⅱ	2		
		知的障害児心理学	2		
		知的障害者の生理・病理		2	
		肢体不自由者の生理・病理		2	
		病弱者・情緒障害者の生理・病理		2	
		知的障害教育		2	
		障害児学習指導法Ⅰ		2	
		障害児学習指導法Ⅲ		2	
		障害者心理治療法		2	
		障害児心理検査法		2	
		知的障害児心理学演習		2	
		視覚障害者の生理・病理		2	
		聴覚障害者の生理・病理		2	
		L D 等教育指導論		2	
		重複障害教育論		2	

専 門 科 目	選 修 科 目	聴覚障害者教育指導論		2	
		特別支援学校参観		1	
		障害児心理学実験		1	
障害児教育実習			3		
臨床教育実習Ⅰ			1		
臨床教育実習Ⅱ			1		
臨床教育演習			1		
	小 計		8	10	
目	自由選択科目			8	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。
	卒 業 研 究		4		
	合 計			101	

別表Ⅲ D (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目(教科教育選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考	
専 門 基 礎 科 目		6			
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6			
学校教育科目		57			
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1			
	専門教育外国語Ⅱ	1			
	小 計	2			
専 門 科 目	選	教科発達心理論	2	A からJまでのいずれか1つの分野から10単位を修得しなければならない。	
		教科教育授業設計論	2		
		教科教育情報論	2		
		国語科教育学			2
		国語教育学演習			2
		国語科書写教育学			2
		国語科教育課題研究Ⅰ			2
		国語科教育課題研究Ⅱ			2
		日本語表現論			2
		日本文学史Ⅰ			2
	修	社会科教育学			2
		社会科教育学演習			2
		社会科教育課題研究Ⅰ			4
		社会科教育課題研究Ⅱ			4
		日本史要説			2
		人文地理学			2
	科	数学教育学			2
		数学教育学演習			2
		代数学基礎Ⅰ			2
		幾何学基礎Ⅰ			2
		解析学基礎Ⅰ			2
		確率論基礎			2
		理科教育学			2
		理科教育学演習			2
	目	理科教育課題研究Ⅰ			2
		理科教育課題研究Ⅱ			2
科学者と歴史			2		
理科教育学実験			2		
音楽教育学			2		
音楽科教育課題研究Ⅰ			2		



専 門 科 目	選 修 科 目	音楽科教育課題研究Ⅱ	2	E	2
		音楽教育学内容論Ⅰ	2		
		音楽教育学内容論Ⅱ	2		
		音楽教育実践論	2	F	2
		美術教育学	2		
		美術教育学演習	2		
		基礎デザイン	2		
		素描Ⅰ	2		
		基礎染色工芸	2		
		世界の美術	2	6	2
		保健体育教育学	2		
		保健体育教育学演習	2		
		体育科教育課題研究Ⅰ	2		
		体育科教育課題研究Ⅱ	2		
		スポーツⅠ A1	1		
		スポーツⅠ A2	1	G	2
		スポーツⅠ A3	1		
		スポーツⅠ A4	1		
		スポーツⅠ B1	1	2	2
		スポーツⅠ B2	1		
		スポーツⅠ B3	1		
		スポーツⅠ C1	1	4	6
		家庭科教育学	2		
		家庭科教育学演習	2		
		家庭科教育学課題研究A	2		
		家庭科教育学課題研究B	2		
		家庭科教育学課題研究C	1		
家庭科教育学課題研究D	1	H	6		
保育学Ⅰ	2				
現代社会の家族	2				
技術教育学	2				
技術教育学演習	2				
情報技術教育課題研究	2				
生活環境電磁気学	2	I	2		
ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2				
プログラミング演習Ⅱ	2				
英語教育学	2	J	2		
英語教育学演習	2				
英語科教育課題研究	2				
英語学概論Ⅰ	2				
英語音声学Ⅰ	2				
小計	6	10			
自由選択科目		10	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。		
卒業研究	4				
合計		101			

別表Ⅲ E (第4条第2項関係)

## 学校教育課程専門教育科目(数学選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
学校教育科目		57		
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小 計	2		
専 門 科 目	身のまわりの数学	2		
	コンピュータⅠ	2		
	代数学基礎Ⅰ	2		
	幾何学基礎Ⅰ	2		
	解析学基礎Ⅰ	2		
	確率論基礎	2		
	身近な現象のサイエンス		2	
	コンピュータⅡ		2	
	統計学基礎		2	
	確率論		2	
	統計学		2	
	応用数学		2	
	代数学基礎Ⅱ		2	
	代数学Ⅰ		2	
	代数学Ⅱ		2	
	代数学Ⅲ		2	
	代数学Ⅳ		2	
	幾何学基礎Ⅱ		2	
	幾何学Ⅰ		2	
	幾何学Ⅱ		2	
	幾何学Ⅲ		2	
	幾何学Ⅳ		2	
	解析学基礎Ⅱ		2	
	解析学Ⅰ		2	
	解析学Ⅱ		2	
	解析学Ⅲ		2	
	解析学Ⅳ		2	
	コンピュータ研究基礎		2	
	代数学研究基礎		2	
	幾何学研究基礎		2	
	解析学研究基礎		2	
	統計学研究基礎		2	
	コンピュータ領域研究Ⅰ		2	
コンピュータ領域研究Ⅱ		2		
代数学領域研究Ⅰ		2		
代数学領域研究Ⅱ		2		
幾何学領域研究Ⅰ		2		
幾何学領域研究Ⅱ		2		
解析学領域研究Ⅰ		2		
解析学領域研究Ⅱ		2		
統計学領域研究Ⅰ		2		
統計学領域研究Ⅱ		2		
情報社会と倫理		2		
コンピュータハードウェア		2		
コンピュータ演習Ⅰ		2		
コンピュータソフトウェア		2		

選修選択科目として、10単位以上を修得しなければならない。

専 門 科 目	選 修 科 目	コンピュータ演習Ⅱ		2	選修選択科目として、10単位以上を修得しなければならない。
		計測・制御実験		2	
		情報システム論		2	
		情報システム演習Ⅰ		2	
		情報システム演習Ⅱ		2	
		統計情報システム		2	
		情報ネットワーク論Ⅰ		2	
		情報ネットワーク演習Ⅰ		2	
		情報ネットワーク論Ⅱ		2	
		情報ネットワーク演習Ⅱ		2	
		情報メディア論		2	
		マルチメディアを用いた図形処理		2	
		計算機シミュレーション		2	
		画像解析		2	
		デジタル画像論		2	
情報と職業		2			
小 計		12	10		
自由選択科目			4	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。	
卒業研究		4			
合 計			101		

別表Ⅲ F (第4条第2項関係)  
学校教育課程専門教育科目(理科選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考	
専 門 基 礎 科 目		6			
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6			
学校教育科目		57			
専 門 科 目	専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
		専門教育外国語Ⅱ	1		
		小 計	2		
	選 修 科 目	身近な現象のサイエンス	2		いずれか6単位選択必修。超過単位は選修選択科目単位とすることができる。
		物理学通論Ⅲ	1		
		物理学通論Ⅳ	1		
		化学通論Ⅰ	1		
		化学通論Ⅱ	1		
		生物学通論Ⅰ	1		
		生物学通論Ⅱ	1		
		地学通論Ⅰ	1		
		地学通論Ⅱ	1		
		物理学基礎実験Ⅰ	1	6	
		物理学基礎実験Ⅱ	1		
		化学基礎実験Ⅰ	1		
		化学基礎実験Ⅱ	1		
		生物学基礎実験Ⅰ	1		
		生物学基礎実験Ⅱ	1		
地学基礎実験Ⅰ	1				
地学基礎実験Ⅱ	1				
理科コンピュータ演習			2		
身のまわりの数学			2		
物理学通論Ⅰ			1		
物理学通論Ⅱ			1		

専 門 科 目	選 修 科 目	力学		2	選修選択科目として、8単位以上を修得しなければならない。
		電磁気学		2	
		原子物理		2	
		放射線科学		2	
		固体物理		2	
		電子物性		2	
		化学通論Ⅲ		1	
		化学通論Ⅳ		1	
		無機化学		2	
		物質環境科学		2	
		物理化学		2	
		有機化学		2	
		分析化学		2	
		生物学通論Ⅲ		1	
		生物学通論Ⅳ		1	
		生命科学		2	
		植物分類学		2	
		植物分類学演習		2	
		動物生理学		2	
		分子生物学		2	
		動物生態学		2	
		フィールド生物学		2	
		地学通論Ⅲ		1	
地学通論Ⅳ		1			
地球環境科学		2			
進化古生物学		2			
岩石鉱物学		2			
天文学		2			
地学巡検		2			
	小 計	16	8		
	自由選択科目		2	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。	
	卒 業 研 究	4			
合 計			101		

別表Ⅲ G (第4条第2項関係)

学校教育課程専門教育科目(音楽選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目		6		
課程共通科目	別表Ⅱのとおり	6		
学校教育科目		57		
専 門 外 国 語 科 目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小 計	2		
専 門 科 目 選 修 科 目	ソルフェージュⅠ	1		選修選択科目として、6単位以上を修得しなければならない。
	ソルフェージュⅡ	1		
	ソルフェージュⅢ	1		
	ソルフェージュⅣ	1		
	ピアノⅠ	1		
	合唱	1		
	音楽理論演習Ⅰ	1		
	指揮法Ⅰ	1		

専 門 科 目	選 修 科 目	合奏	1		
		音楽史Ⅱ	2		
		音楽基礎理論Ⅰ	2		
		音楽基礎理論Ⅱ	1		
		音楽教育学		2	
		音楽科教育課題研究Ⅱ		2	
		音楽教育学内容論Ⅰ		2	
		音楽教育学内容論Ⅱ		2	
		音楽教育実践論		2	
		声乐Ⅰ		1	
		声乐Ⅱ		1	
		声乐Ⅲ		1	
		声乐Ⅳ		1	
		声乐Ⅴ		1	
		声乐Ⅵ		1	
		声乐Ⅶ		1	
		声乐課題研究		1	
		ピアノⅡ		1	
		ピアノⅢ		1	
		ピアノⅣ		1	
		ピアノⅤ		1	
		ピアノⅥ		1	
		ピアノⅦ		1	
		ピアノ課題研究		1	
		器楽Ⅰ		1	
		器楽Ⅱ		1	
		指揮法Ⅱ		1	
		音楽実践課題研究		1	
		音楽史Ⅰ		2	
		音楽学課題研究		1	
		伴奏法Ⅰ		1	
		伴奏法Ⅱ		1	
		音楽理論演習Ⅱ		1	
音楽理論演習Ⅲ		1			
音楽理論演習Ⅳ		1			
編曲法		1			
作曲法		1			
作曲課題研究		1			
日本・民族音楽概説		2			
日本伝統音楽実習Ⅰ		1			
日本伝統音楽実習Ⅱ		1			
小計		14	6		
自由選択科目			6	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。	
卒業研究		4			
合計			101		

別表Ⅳ A (第4条第3項関係)

## 国際文化課程専門教育科目(日本・アジア文化選修)

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	国際文化論	2		
	現代教育論	2		
	教育心理学	2		
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		
課程共通科目	日本・アジアの社会と文化	2		
	欧米の社会と文化	2		
	小 計	4		
専 門 外 国 語 科 目	英語 1	1		履修方法は、次のいずれかによる。  1) ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の中から1つを選んで10単位を、さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから2単位、計12単位を修得する。  2) ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の中から1つを選んで8単位を、さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから4単位、計12単位を修得する。  外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については、別に定める。
	英語 2	1		
	英語 3	1		
	英語 4	1		
	ドイツ語 1	1		
	ドイツ語 2	1		
	ドイツ語 3	1		
	ドイツ語 4	1		
	ドイツ語 5	1		
	ドイツ語 6	1		
	ドイツ語 7	1		
	ドイツ語 8	1		
	ドイツ語 9	1		
	ドイツ語 10	1		
	フランス語 1	1		
	フランス語 2	1		
	フランス語 3	1		
	フランス語 4	1		
	フランス語 5	1		
	フランス語 6	1		
	フランス語 7	1		
	フランス語 8	1		
	フランス語 9	1		
	フランス語 10	1		
	中国語 1	1		
	中国語 2	1		
	中国語 3	1		
	中国語 4	1		
	中国語 5	1		
	中国語 6	1		
中国語 7	1			
中国語 8	1			
中国語 9	1			
中国語 10	1			
朝鮮語 1	1			
朝鮮語 2	1			
朝鮮語 3	1			
朝鮮語 4	1			
朝鮮語 5	1			
朝鮮語 6	1			
朝鮮語 7	1			
朝鮮語 8	1			
朝鮮語 9	1			

専 門 科 目	朝鮮語10	1		
	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小 計	12		
	A 群			A 群 から12単位選択必修。
	中国文学史論	2		
	日本古典比較文学論	2		
	東アジア国際関係史	2		
	国際経済論	2		
	言語学要論	2		
	中国文学講義	2		
	韓国・朝鮮社会文化史論	2		
	東南アジアの国家と社会	2		
	朝鮮の社会と文化	2		
	日本の言語と文化	2		
	日中比較思想論	2		
	日本社会経済史	2		
	中国語文章論	2		
	日本近現代史	2		
	B 群			B 群 から4単位選択必修
	日本前近代史演習Ⅰ	2		
	日本前近代史演習Ⅱ	2		
	日本近現代史演習Ⅰ	2		
	日本近現代史演習Ⅱ	2		
	日本古典文学演習Ⅰ	2		
	日本古典文学演習Ⅱ	2		
	日本近代文学演習Ⅰ	2		
	日本近代文学演習Ⅱ	2		
	日本語史演習Ⅰ	2		
	日本語史演習Ⅱ	2		
日本語学演習	2			
日本語学演習Ⅱ	2			
中国思想史演習Ⅰ	2			
中国思想史演習Ⅱ	2			
中国文学演習Ⅰ	2			
中国文学演習Ⅱ	2			
中国語学演習Ⅰ	2			
中国語学演習Ⅱ	2			
現代中国語演習Ⅰ	2			
現代中国語演習Ⅱ	2			
東洋史演習Ⅰ	2			
東洋史演習Ⅱ	2			
国際政治学演習Ⅰ	2			
国際政治学演習Ⅱ	2			
韓国・朝鮮学演習Ⅰ	2			
韓国・朝鮮学演習Ⅱ	2			
東南アジア学演習Ⅰ	2			
東南アジア学演習Ⅱ	2			
国際経済論演習Ⅰ	2			
国際経済論演習Ⅱ	2			
セム語学演習Ⅰ	2			
セム語学演習Ⅱ	2			
アジア経済論		2		
日本史上の市(いち)と都市		2		
近代日本の社会と国家		2		

専 門 科 目	選 修 科 目	日本史要説		2	
		日本文学史Ⅰ		2	
		日本文学史Ⅱ		2	
		日本古典文学論		2	
		日本近代文学論		2	
		現代日本語論		2	
		日本語要説		2	
		日本語史		2	
		日本語表現論		2	
		日本語文法論		2	
		日本語音声学		2	
		西アジアの言語		2	
		西アジアの文化		2	
		中国思想史Ⅰ		2	
		中国思想史Ⅱ		2	
		日中交渉史		2	
		東洋史要説		2	
		東南アジア国際関係論		2	
		朝鮮政治文化論		2	
		朝鮮現代政治史		2	
		朝鮮史		2	
		日朝関係史		2	
		政治学		2	
		国際政治学要論		2	
		西洋史要説		2	
		法学要論		2	
		社会学要論		2	
		経済学要論		2	
		哲学要論Ⅰ		2	
		哲学要論Ⅱ		2	
		人文地理学		2	
		自然地理学		2	
		世界地誌		2	
日本語教育概論		2			
日本語教授法Ⅰ		2			
日本語教授法Ⅱ		2			
日本語教育実習		4			
海外実習		2			
日蘭文化交流史論	2				
西日本地域史論	2				
小計	16	22			
自由選択科目		25	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。		
卒業研究	6				
合計	91				



別表ⅣB（第4条第3項関係）

## 国際文化課程専門教育科目（欧米文化選修）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	国際文化論	2		
	現代教育論	2		
	教育心理学	2		
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小 計	6		
課 程 共 通 科 目	日本・アジアの社会と文化	2		
	欧米の社会と文化	2		
	小 計	4		
専 門 外 国 語 科 目	英語 1	1		履修方法は、次のいずれかによる。  1) ドイツ語, フランス語, 中国語, 朝鮮語の中から1つを選んで10単位を, さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから2単位, 計12単位を修得する。
	英語 2	1		
	英語 3	1		
	英語 4	1		
	ドイツ語 1	1		
	ドイツ語 2	1		
	ドイツ語 3	1		
	ドイツ語 4	1		
	ドイツ語 5	1		
	ドイツ語 6	1		
	ドイツ語 7	1		2) ドイツ語, フランス語, 中国語, 朝鮮語の中から1つを選んで8単位を, さらに英語1・英語2・英語3・英語4・専門教育外国語Ⅰ・専門教育外国語Ⅱから4単位, 計12単位を修得する。
	ドイツ語 8	1		
	ドイツ語 9	1		
	ドイツ語 10	1		
	フランス語 1	1		
	フランス語 2	1		
	フランス語 3	1		
	フランス語 4	1		
	フランス語 5	1		
	フランス語 6	1		
	フランス語 7	1		外国人留学生の専門外国語科目の履修方法については, 別に定める。
	フランス語 8	1		
	フランス語 9	1		
	フランス語 10	1		
	中国語 1	1		
	中国語 2	1		
	中国語 3	1		
	中国語 4	1		
	中国語 5	1		
	中国語 6	1		
	中国語 7	1		
	中国語 8	1		
中国語 9	1			
中国語 10	1			
朝鮮語 1	1			
朝鮮語 2	1			
朝鮮語 3	1			
朝鮮語 4	1			
朝鮮語 5	1			
朝鮮語 6	1			

	専門外国語科目	朝鮮語 7	1				
		朝鮮語 8	1				
		朝鮮語 9	1				
		朝鮮語 10	1				
		専門教育外国語 I	1				
		専門教育外国語 II	1				
		小 計	12				
専門 科目	選 修 目	スピーチ・コミュニケーション論	2	} 12			
		近代欧米文学論 I	2				
		国際連合論	2				
		現代欧米の法と政治 I	2				
		欧米社会経済思想史 I	2				
		芸術文化論	2				
		近代西洋思想	2				
		哲学要論 I	2				
		イギリス政治史	2				
		国際文化概論 (欧米の歴史・社会・思想)	2				
		ヨーロッパ文化論	2			2	選修選択科目として、26単位以上を修得しなければならない。
		現代ヨーロッパ社会論	2			2	
	欧米社会経済思想史 II	2	2				
	近代ヨーロッパの国家と社会	2	2				
	中世ヨーロッパの国家と社会	2	2				
	近代ヨーロッパ社会史	2	2				
	西洋史要説	2	2				
	国際社会の正義と秩序 I	2	2				
	国際社会の正義と秩序 II	2	2				
	法学要論	2	2				
	現代欧米の法と政治 II	2	2				
	経済学要論	2	2				
	市民社会と倫理	2	2				
	倫理学要論	2	2				
	哲学要論 II	2	2				
	哲学要論 III	2	2				
	プラトン哲学 I	2	2				
	プラトン哲学 II	2	2				
	美学思想史	2	2				
	現代美学論	2	2				
	西洋中世史演習 I	2	2				
	西洋中世史演習 II	2	2				
西洋近代史演習 I	2	2					
西洋近代史演習 II	2	2					
法学演習 I	2	2					
法学演習 II	2	2					
国際関係論演習 I	2	2					
国際関係論演習 II	2	2					
欧米社会経済思想史演習 I	2	2					
欧米社会経済思想史演習 II	2	2					
倫理学演習 I	2	2					
倫理学演習 II	2	2					
西洋古代哲学演習 I	2	2					
西洋古代哲学演習 II	2	2					

専	選	美学演習Ⅰ	2
		美学演習Ⅱ	2
門	修	美学外書講読Ⅰ	2
		美学外書講読Ⅱ (欧米の文学)	2
科	科	近代欧米文学論Ⅱ	2
		イギリス文学Ⅰ	2
目	目	イギリス文学Ⅱ	2
		イギリス文学Ⅲ	2
		アメリカ文学Ⅰ	2
		アメリカ文学Ⅱ	2
		英米文学講読Ⅰ	1
		英米文学講読Ⅱ	1
		英米文学講読Ⅲ	1
		英米文学講読Ⅳ	1
		英文学史Ⅰ	2
		英文学史Ⅱ	2
		中世英文学	2
		英米文学理論演習	2
		英文学演習Ⅰ	1
		英文学演習Ⅱ	1
		英文学演習Ⅲ	1
		英文学演習Ⅳ	1
		英文学演習Ⅴ	1
		ドイツ文学史	2
		ドイツ文学	2
		フランス文学史	2
		フランス文学Ⅰ	2
		フランス文学Ⅱ	2
		フランス文学理論演習 (欧米の言語・文化)	2
		英語史Ⅰ	2
		英語史Ⅱ	2
		古英語初歩	2
		英語学概論Ⅰ	2
		英語学概論Ⅱ	2
		英語音声学Ⅰ	2
		英語音声学Ⅱ	2
		異文化間コミュニケーション論	2
		対照言語学	2
		英語音声学演習Ⅰ	1
		英語音声学演習Ⅱ	1
		英語音声学演習Ⅲ	1
		日英比較音韻論	2
		英文法演習Ⅰ	1
		英文法演習Ⅱ	1
		英文法演習Ⅲ	1
		英語学演習Ⅰ	1
		英語学演習Ⅱ	1
		英語学演習Ⅲ	1
		日英異文化コミュニケーションⅠ	2
		日英異文化コミュニケーションⅡ	2

専	選	英語オーラルコミュニケーションⅠ	1
		英語オーラルコミュニケーションⅡ	1
門	修	英語オーラルコミュニケーションⅢ	1
		英語パブリックスピーキングⅠ	1
科	科	英語パブリックスピーキングⅡ	1
		英語論文構成Ⅰ	1
目	目	英語論文構成Ⅱ	1
		英作文演習Ⅰ	1
		英作文演習Ⅱ	1
		資格英語Ⅰ	1
		資格英語Ⅱ	1
		ドイツ語表現論	2
		ドイツ語文法論	2
		比較文化論演習	2
		欧米文化論	2
		異文化理解Ⅰ	1
		異文化理解Ⅱ	1
		異文化理解Ⅲ	1
		ジェンダー学入門	2
		ジェンダー学	2
		英米文化事情Ⅰ	1
		英米文化事情Ⅱ	1
		現代イギリス事情	2
		アメリカ文化論	2
		現代ドイツ事情Ⅰ	2
		現代ドイツ事情Ⅱ	2
		日独異文化間コミュニケーション論	2
		ドイツ文化論Ⅰ	2
		ドイツ文化論Ⅱ	2
		現代フランス事情	2
		フランス文化論	2
		ジャーナリズム論	2
		欧米文化論演習Ⅰ	1
		欧米文化論演習Ⅱ	1
		欧米文化論演習Ⅲ	1
		欧米文化論演習Ⅳ	1
		(その他)	
		社会学要論	2
		環境と人間の組織社会学	2
		社会調査実習	2
		都市システム論	2
		日本の地理と風土	2
		人文地理学	2
		自然地理学	2
		世界地誌	2
		集落実地調査	2
		地理学フィールドワーク実習	2
		アジア経済論	2
		国際経済論	2
		日本市場の市(いち)と都市	2
		近代日本の社会と国家	2
		日本史要説	2

専 門 科 目	選 修 科	日本社会経済史	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習Ⅰ	2	
		古墳文化研究演習Ⅱ	2	
		日本前近代史演習Ⅰ	2	
		日本前近代史演習Ⅱ	2	
		日本近現代史	2	
		日本近現代史演習Ⅰ	2	
		日本近現代史演習Ⅱ	2	
		東南アジアの国家と社会	2	
		東南アジア学演習Ⅰ	2	
		東南アジア学演習Ⅱ	2	
	目	日中交渉史	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		朝鮮史	2	
		東洋史演習Ⅰ	2	
		東洋史演習Ⅱ	2	
		東南アジア国際関係論	2	
		政治学	2	
		国際政治学要論	2	
		朝鮮政治文化論	2	
		朝鮮現代政治史	2	
		日本語教育概論	2	
		日本語教授法Ⅰ	2	
		日本語教授法Ⅱ	2	
日本語教育実習	4			
日蘭文化交流史論	2			
西日本地域史論	2			
小計	12	26		
自由選択科目		25	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。	
卒業研究	6			
合計		91		

別表ⅤA（第4条第4項関係）

人間環境課程専門教育科目（生活・環境・技術選修）

区 分	授 業 科 目	必修	選択	備 考
専 門 基 礎 科 目	現代教育論	2	}	
	教育心理学	2		
	国際文化論	2		
	生活文化論	2		
	実践英語	2		
	小計	6		
専 門 科 目	生活経営論	2	}	
	自然環境論	2		
	健康福祉論	2		
	小計	4		

専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1		
	専門教育外国語Ⅱ	1		
	小計	2		
情報処理科目	情報処理演習Ⅰ	2	} 2	選修必修科目として、A群を選択する者は「情報処理演習ⅡA」を、B群を選択する者は「情報処理演習ⅡB」を修得しなければならない。
	情報処理演習ⅡA	2		
	情報処理演習ⅡB	2		
	小計	4		
専 門 選 修 科 目	(A群必修科目)			選修必修科目としてA群又はB群(選修必修6単位を含む)から12単位を修得しなければならない。
	生活環境概説	2		
	生活経済学	2		
	住宅デザイン論	2		
	日本の地理と風土	2		
	被服衛生学	2		
	食文化論	2		
	(B群必修科目)			A群必修科目及びB群必修科目の内で12単位を超えて修得した単位は選修選択科目の単位数に含めることができる。
	環境・技術セミナー	2	} 6	
	環境問題と対策	2		
	環境情報処理論	2		
	水と空気の運動学	2		
	物質環境科学	2		
	生物科学	2		
	地球環境科学	2		
ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2			
エネルギー環境論	2			
(A群関連科目)			選択科目については、A群・B群に関わらずすべての関連科目から履修できる。	
人文地理学		2		
世界地誌		2		
都市システム論		2		
地理情報システム演習		2		
人文地理学実験実習		2		
自然地理学		2		
集落実地調査		2		
地理学フィールドワーク実習		2		
人文地理学演習		2		
地誌学演習		2		
文献資料・遺構にみる交流の考古学		2		
北部九州地域論Ⅰ(古代)		2		
北部九州地域論Ⅱ(現代)		2		
古墳文化研究演習Ⅰ		2		
古墳文化研究演習Ⅱ		2		
考古学実習Ⅰ		2		
考古学実習Ⅱ		2		
文化財の保存と活用		2		
社会学要論		2		
環境と人間の組織社会学		2		
社会調査実習		2		
アジア社会論		2		
現代社会の家族		2		
老年家族学		2		
保育学Ⅰ		2		
保育学Ⅱ		2		
衣生活材料学		2		

専 門 科 目	選 修 科 目	衣生活科学実験	2	
		被服学	2	
		被服衛生学演習	2	
		服飾文化論	2	
		服飾制作基礎実習	2	
		服飾制作実習	2	
		食物学	2	
		食品学	2	
		栄養学	2	
		食品・栄養学実験	2	
		食環境論	2	
		調理文化論	2	
		食生活実習	2	
		フードコーディネイト実習	2	
		調理学実験	2	
		生活環境化学	2	
		生活環境機器	2	
		就業体験実習	2	
		( B 群関連科目 )		
		環境法要論Ⅰ	2	
環境法要論Ⅱ	2			
環境法演習	2			
環境行政	2			
環境行政調査実習	2			
環境熱学	2			
原子物理	2			
放射線科学	2			
無機環境化学	2			
物理化学	2			
環境物理化学	2			
有機環境化学	2			
植物分類学	2			
動物生理学	2			
生命科学	2			
生物群集の数理科学	2			
古環境学	2			
古環境学実験	2			
進化古生物学	2			
気象環境科学	2			
科学者と歴史	2			
物理学基礎実験Ⅰ	1			
物理学基礎実験Ⅱ	1			
環境化学実験Ⅰ	1			
環境化学実験Ⅱ	1			
生物学実験Ⅰ	1			
生物学実験Ⅱ	1			
地学実験Ⅰ	1			
地学実験Ⅱ	1			
地球科学実験	2			
地学巡検	2			
環境科学特別講義	2			
水環境論	2			

専 門 科 目	選	環境システム制御	2
		情報システム演習Ⅱ	2
		生活機器製図概論	2
		生活環境デザイン	2
		福祉メカトロニクスⅠ	2
		福祉メカトロニクスⅡ	2
		福祉メカトロニクス実験	2
		生活環境電磁気学	2
		住環境材料工学	2
		環境電気機器概論	2
		環境電気機器実験	2
		ヒューマンエレクトロニクスⅡ	2
		ヒューマンエレクトロニクス実験	2
		プログラミング演習Ⅰ	2
		プログラミング演習Ⅱ	2
	就業体験実習	2	
	修 科 目	(福祉関連科目)	
		人体の構造と機能及び疾病	2
		心理学理論と心理的支援	2
		社会理論と社会システム	2
		現代社会と福祉	2
		現代社会と福祉	2
		社会調査の基礎	2
		相談援助の基盤と専門職	2
		相談援助の基礎と専門職	2
		相談援助の理論と方法	2
		相談援助の理論と方法	2
相談援助の理論と方法		2	
相談援助の理論と方法	2		
地域福祉の理論と方法	2		
地域福祉の理論と方法	2		
福祉行財政と福祉計画	2		
福祉行財政と福祉計画	2		
福祉サービスの組織と経営	1		
社会保障	2		
社会保障	2		
高齢者に対する支援と介護保険制度	2		
高齢者に対する支援と介護保険制度	2		
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2		
児童や家庭に対する支援と児童・家族福祉制度	2		
低所得者に対する支援と生活保護制度	2		
保健医療サービス	2		
就労支援サービス	1		
権利擁護と成年後見制度	1		
更生保護制度	1		
相談援助演習	2		
相談援助演習	2		
相談援助演習	2		
相談援助演習	2		
相談援助演習	2		
相談援助実習指導	1		
相談援助実習指導	1		



	相談援助実習		4	
	小計	12	39	
自由選択科目			18	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。
	卒業研究	6		
合計			91	

別表V B (第4条第4項関係)

人間環境課程専門教育科目(健康福祉・スポーツ選修)

区分	授業科目	必修	選択	備考		
専門基礎科目	現代教育論	2				
	教育心理学	2				
	国際文化論	2				
	生活文化論	2				
	実践英語	2				
	小計	6				
課程共通科目	生活経営論	2				
	自然環境論	2				
	健康福祉論	2				
	小計	4				
専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1				
	専門教育外国語Ⅱ	1				
	小計	2				
情報処理科目	情報処理演習Ⅰ	2				
	情報処理演習ⅡC	2				
	小計	4				
専門科目	健康教育概論	2		選修必修科目の理論は10科目から6単位取得,実技はA~Eの3グループ以上から5単位以上取得しなければならない。		
	運動生理学	2				
	医療ソーシャルワーク	2				
	体育原理	2				
	レクリエーション概論	2				
	運動学	2				
	トレーニング科学	2				
	スポーツ経営学	2				
	精神保健	2				
	現代社会と福祉	2				
	現代社会と福祉	2				
	地域福祉の理論と方法	2				
	地域福祉の理論と方法	2				
	スポーツⅠA1	1			A	A1 体づくり運動(体操)
	スポーツⅠA2	1				A2 体操競技
	スポーツⅠA3	1				A3 水泳
	スポーツⅠA4	1				A4 陸上競技
	スポーツⅠB1	1			B	B1 バスケットボール
	スポーツⅠB2	1				B2 サッカー
	スポーツⅠB3	1				B3 バレーボール
スポーツⅠB4	1	B4 ラクビー				

専 門 科 目	選 修 科 目	スポーツI C 1	1	C	C 1 ダンス
		スポーツI C 2	1		C 2 テニス
		スポーツI C 3	1		C 3 柔道
		スポーツI C 4	1		C 4 剣道
		スポーツI D 1	1	D	D 1 スキー
		スポーツI D 3	1		D 3 ゴルフ
		スポーツI D 4	1		D 4 野外活動
		スポーツII A 3	1		II A 3 海洋スポーツ
		レクリエーション実習	2	E	
		フィットネス	1		
		ヘルスプロモーション実習 I	1		
		ヘルスプロモーション実習 II	1		
		スポーツII A 1	1		
		スポーツII A 2	1		
		スポーツII A 4	1		
		スポーツII B 2	1		
		スポーツII B 3	1		
		スポーツII C 1	1		
		スポーツII C 3	1		
		スポーツA 1 演習	2		
		スポーツA 2 演習	2		
		スポーツA 3 演習	2		
		スポーツA 4 演習	2		
		スポーツB 2 演習	2		
		スポーツB 3 演習	2		
		スポーツC 1 演習	2		
		スポーツC 3 演習	2		
スポーツD 4 演習	2				
スポーツ測定評価	2				
スポーツ行政	2				
栄養学	2				
スポーツ工学	2				
スポーツ文化論	2				
解剖・生理学	2				
衛生・公衆衛生学	2				
学校保健	2				
健康教育各論(性教育)	2				
安全教育	2				
生涯スポーツ論	2				
スポーツ社会学	2				
バイオメカニクス	2				
トレーニング理論・実習	2				
コーチング理論・実習	2				
スポーツ心理学	2				
スポーツ医学	2				
救急処置	2				
運動処方	2				
野外活動概論	2				
健康福祉計画	2				
社会学要論	2				
人体の構造と機能及び疾病	2				
心理学理論と心理的支援	2				

専 門 科 目	選 修 科 目	社会理論と社会システム	2	
		社会調査の基礎	2	
		相談援助の基盤と専門職	2	
		相談援助の基盤と専門職	2	
		相談援助の理論と方法	2	
		相談援助の理論と方法	2	
		相談援助の理論と方法	2	
		相談援助の理論と方法	2	
		福祉行財政と福祉計画	2	
		福祉行財政と福祉計画	2	
		福祉サービスの組織と経営	1	
		社会保障	2	
		社会保障	2	
		高齢者に対する支援と介護保険制度	2	
		高齢者に対する支援と介護保険制度	2	
		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2	
		児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	
	低所得者に対する支援と生活保護制度	2		
	目	保健医療サービス	2	
		就労支援サービス	1	
		権利擁護と成年後見制度	1	
		更生保護制度	1	
		相談援助演習	2	
		相談援助演習	2	
		相談援助演習	2	
		相談援助演習	2	
		相談援助演習	2	
		相談援助実習指導	1	
		相談援助実習指導	1	
		相談援助実習	4	
		健康福祉スポーツボランティア活動	2	
		健康福祉スポーツ総合セミナー	2	
		就業体験実習	2	
			小 計	17
		自由選択科目		18
	卒業研究	6		
	合 計		91	

別表Ⅵ（第4条第5項関係）

## 美術・工芸課程専門教育科目

区 分	事 業 科 目	必修	選択	備 考	
専 門 基 礎 科 目	現代教育論	2			
	教育心理学	2			
	国際文化論	2			
	生活文化論	2			
	実践英語	2			
	小 計	6			
専 門 科 目	課程共通科目	世界の美術	2		
		工芸理論	2		
		デザイン理論	2		
		小 計	4		
	教育科目	教育方法学概説	2		
		社会教育概論Ⅰ	2		
		人権教育論	2		
		心の健康	2		
	小 計	4			
	専門外国語科目	専門教育外国語Ⅰ	1		
		専門教育外国語Ⅱ	1		
		小 計	2		
	専 門 科 目	選 修	日本画	2	選修選択科目として、25単位以上を取得しなければならない。
			西洋画	2	
			素描Ⅰ	2	
			素描Ⅱ	2	
			彫刻	2	
			デザイン	2	
			図法Ⅰ	2	
			窯芸	2	
			木工工芸	2	
			染織工芸	2	
			中等美術科教育法Ⅰ	2	
			工芸科教育法Ⅰ	2	
目 科		金工工芸		2	
		応用美術理論		2	
		総合美術理論		2	
		基礎美術理論演習		2	
		応用美術理論演習		2	
		総合美術理論演習		2	
		基礎日本画		2	
		応用日本画		2	
		日本画概論		2	
		基礎西洋画		2	
		応用西洋画		2	
		素描Ⅲ		2	
基礎彫刻		2			
応用彫刻		2			
総合彫刻		2			
彫刻概論		2			
基礎デザイン		2			
応用デザイン		2			
総合デザイン		2			

専 門 科 目	選 修 科 目	基礎窯芸		2	選修選択科目として、25単位以上を取得しなければならない。
		応用窯芸		2	
		窯芸概論		2	
		基礎木工工芸		2	
		応用木工工芸		2	
		応用木工工芸実習		2	
		木工工芸概論		2	
		木工工芸総論		2	
		基礎染織工芸		2	
		応用染織工芸Ⅰ		2	
		応用染織工芸Ⅱ		2	
		染織工芸概論		2	
		基礎金工工芸		2	
		応用金工工芸Ⅰ		2	
		応用金工工芸Ⅱ		2	
		総合金工工芸		2	
		金工工芸概論		2	
		美術理論特別講義		2	
		西洋画特別実習		2	
		日本画特別実習		2	
		彫刻特別実習		2	
		デザイン特別実習		2	
		グラフィックス		2	
		製図		2	
		図法Ⅱ		2	
		窯芸特別実習		2	
		木工工芸特別実習		2	
		陶磁特別演習Ⅰ		2	
		陶磁特別演習Ⅱ		2	
		染織工芸特別実習		2	
		金工工芸特別実習		2	
		博物館学Ⅰ		2	
		博物館学Ⅱ		2	
博物館学Ⅲ		2			
博物館実習		2			
総合芸術学習（日本画）		2			
総合芸術学習（西洋画）		2			
総合芸術学習（彫刻）		2			
総合芸術学習（美術理論）		2			
総合芸術学習（デザイン）		2			
総合芸術学習（窯芸）		2			
総合芸術学習（木工工芸）		2			
総合芸術学習（染織工芸）		2			
美術工芸学外実践活動		3			
	小計	24	25		
	自由選択科目		20	本表のほかに、本学部及び他学部の専門教育科目並びに共通専門教育科目並びに本学部の教員免許状取得のための科目のうちから履修することができる。	
	卒業研究	6			
	合計		91		

別表Ⅶ（第4条第6項関係）

## 教員免許状取得のための科目

授 業 科 目	自由選択科目	備 考
幼児教育課程論	2	
保育内容の研究（健康）	2	
保育内容の研究（人間関係）	2	
保育内容の研究（環境Ⅰ）	2	
保育内容の研究（環境Ⅱ）	2	
保育内容の研究（言葉）	2	
保育内容の研究（表現Ⅰ）	2	
保育内容の研究（表現Ⅱ）	2	
幼稚園教育実習	5	
教育基礎論	2	
発達と教育の心理学	2	
教育課程論	2	
中等国語科教育法Ⅰ	2	
中等国語科教育法Ⅱ	2	
中等国語科教育法Ⅲ	2	
中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	
中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2	
数学科教育法Ⅰ	2	
数学科教育法Ⅱ	2	
数学科教育法Ⅲ	2	
中等理科教育法Ⅰ	1	
中等理科教育法Ⅱ	1	
中等理科教育法Ⅲ	1	
中等理科教育法Ⅳ	1	
中等理科教育法Ⅴ	1	
中等理科教育法Ⅵ	1	
中等音楽科教育法Ⅰ	2	
中等音楽科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅰ	2	
中等美術科教育法Ⅱ	2	
中等美術科教育法Ⅲ	2	
保健体育科教育法Ⅰ	2	
保健体育科教育法Ⅱ	2	
保健体育科教育法Ⅲ	2	
中等家庭科教育法Ⅰ	2	
中等家庭科教育法Ⅱ	2	
中等家庭科教育法Ⅲ	2	
技術科教育法Ⅰ	2	
技術科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅰ	2	
英語科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法Ⅲ	2	
書道科教育法	2	
工芸科教育法Ⅰ	2	
工業科教育法Ⅰ	2	
工業科教育法Ⅱ	2	
情報科教育法Ⅰ	2	
情報科教育法Ⅱ	2	

中学校教育実習	5	
高等学校教育実習	3	
職業指導	2	
書写Ⅰ	1	
書写Ⅱ	1	
楷書法	2	
行草法	2	
仮名法	2	
篆隸法	2	
書道史	2	
書論	2	
回路理論	2	
電気基礎実習	2	
電気数学	2	
流体工学	2	
機械工学実習	2	
工業力学	2	
金属加工学	2	
栽培学	2	(実習を含む。)

別表Ⅷ（第4条第9項関係）

外国人留学生特別科目

授 業 科 目	単 位
日本の文化と教育	2

## 文化教育学部卒業研究に関する細目

平成16年4月1日制定

- 1 卒業研究は、論文のほか、制作、演奏などを含む。
- 2 卒業研究の履修は、3年次前学期終了までに、卒業に必要な単位のうち74単位以上を修得している者に対して認められる。
- 3 卒業研究の指導教員は、学生の所属する選修に関する研究分野の本学部及び高等教育開発センターの専任教員の中から1人選んで定めるものとする。
- 4 学生は、指導教員と相談の上、卒業研究の題目を定め、3年次の1月20日までに、選修の教員代表に履修の届け出をしなければならない。  
選修の教員代表は、学生からの届け出に基づき「卒業研究履修者名簿」を1月末までに文系教務係へ提出するものとする。  
ただし、届出の期日に休学中の者は復学決定後、選修の教員代表に速やかに届出をするものとする。
- 5 論文の提出期限は、卒業予定年度の1月末日とし、制作の提出期限並びに演奏の実施期限は、2月15日とする。論文や制作などは、指導教員に提出するものとする。  
なお、学年の中途に卒業が予定される者の論文等の提出期限は、卒業予定年度の8月10日とする。
- 6 卒業研究の成績は、「成績判定等に関する規程」の定めるところにより、指導教員と学生の所属する選修に関わる講座の教員1人以上とが合議して判定する。  
主査は指導教員とする。
- 7 卒業研究の成績は、選修の教員代表から文系教務係に、卒業予定年度の2月末までに提出するものとする。  
ただし、学年の中途に卒業が予定される者の卒業研究の成績は、8月末日までに提出するものとする。

### 附 則

この細目は、平成16年12月15日から施行する。



## 教員免許状の取り方

### I 教員免許状の種類

本学部において取得できる教員免許状の種類は、以下のとおりである。

- 1 小学校教諭（1種又は2種）普通免許状
- 2 幼稚園教諭（1種又は2種）普通免許状
- 3 中学校教諭（1種又は2種）普通免許状  
（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）
- 4 高等学校教諭（1種）普通免許状  
（国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、工業、家庭、英語、情報）
- 5 特別支援学校教諭（知的、肢体、病弱）普通免許状

### II 教員免許状取得のための履修方法

教員免許状を取得するためには、教育職員免許法第5条別表第1（下表）に示す免許状の種類に応じて、所定の単位を修得するとともに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を修得しなければならない。

別表第1（第5条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
小 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高 等 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特 別 支 援 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16
幼 稚 園 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目								
認定を受けようとする 学部・学科等		免許法施行規則に 定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		備 考		
学 部	学 科	科 目	単位数	授 業 科 目	単 位 数			
					必修		選択	
文化教育学部	学校教育課程	日本国憲法	2	現代の法と社会 (日本国憲法)		2	主題科目として開設	
		体育	2	スポーツ実習	2		卒業要件必修科目	
		外国語 コミュニケーション	2		英語	1		} 卒業要件必修科目  } 2単位以上選択必修
					ドイツ語Ⅰa		1	
					ドイツ語Ⅰb		1	
					ドイツ語Ⅱa		1	
					ドイツ語Ⅱb		1	
					フランス語Ⅰa		1	
					フランス語Ⅰb		1	
					フランス語Ⅱa		1	
フランス語Ⅱb					1			
中国語Ⅰa					1			
中国語Ⅰb		1						
中国語Ⅱa		1						
中国語Ⅱb		1						
朝鮮語Ⅰa		1						
朝鮮語Ⅰb		1						
朝鮮語Ⅱa		1						
朝鮮語Ⅱb		1						
		情報機器の操作	2	情報基礎概論 情報基礎演習Ⅰ	2 1		卒業要件必修科目	

免許状の種類に応じて、本学部で修得すべき授業科目の履修方法については、以下のとおりである。なお、教育実習の履修に当たっては、「履修の手引」に示す所定の基準を満たしていなければならない。

文化教育学部の教育実習には、次の8種類がある。それぞれの教育実習の単位を組み合わせることによって、いろいろな免許状を取得するための教育実習の単位を充足することができる。

下にいくつかの例を示すが、詳細は教育職員免許法施行規則（学生便覧に記載）や履修の手引（「教育実習」のページ）を参照すること。

1) 教育実習の種類

① 小学校教育実習( 5単位 )
② 小学校教育実習( 3単位 )
③ 中学校教育実習( 5単位 )
④ 中学校教育実習( 3単位 )
⑤ 高等学校教育実習( 3単位 )
⑥ 障害児教育実習( 3単位 )
⑦ 幼稚園教育実習( 5単位 )
⑧ 幼稚園教育実習( 3単位 )

2) 組み合わせることにより取得できる免許状の主な例

学生の在籍する課程	教育実習の組み合わせ	取得できる免許状				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園
学校教育課程	①のみ					
	①と④又は⑤					
	①と⑥					
国際文化課程 人間環境課程 美術・工芸課程	③のみ					
	⑤のみ					
	⑦のみ					
	④又は⑤と⑥					
	②と④又は⑤					

1. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
国語 (書写を含む)	2	小学国語	1	1	6
		小学書写	1	1	
社会	2	小学社会	2	2	
算数	2	数学概説	2	2	
理科	2	理科講義及び実験	2	2	
生活	2	生活科概説	2	2	
音楽	2	小学音楽	1	1	
		小学ピアノ	1	1	
図画工作	2	小学図画	1	1	
		小学工作	1	1	
家庭	2	小学家庭Ⅰ	1	1	
		小学家庭Ⅱ	1	1	
体育	2	小学体育Ⅰ	1	1	
		小学体育Ⅱ	1	1	
合計	18		18	6	

2. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数		備考
科目	単位数		1種	2種	
教職の意義等に関する科目		教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目		教育原論	2	2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
		教育思想史	2		
		人権教育論	2		
		教育心理学	2		
		現代教育論	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目		教育社会学	2	2	2種における教育法の取り方 国語等のうち6以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上。 ただし、音楽、図画工作又は体育の教科の教育法のうち2単位以上を含むこと。
		初等国語科教育法Ⅰ	1	1	
		初等国語科教育法Ⅱ	1	1	
		初等社会科教育法Ⅰ	1	1	
		初等社会科教育法Ⅱ	1	1	
		算数科教育法Ⅰ	1	1	
		算数科教育法Ⅱ	1	1	
		初等理科教育法Ⅰ	1	1	
		初等理科教育法Ⅱ	1	1	
		初等理科教育法Ⅲ	1	1	
		生活科教育法	2		
		初等音楽科教育法Ⅰ	1	1	
		初等音楽科教育法Ⅱ	1	1	
		図工科教育法Ⅰ	1	1	
		図工科教育法Ⅱ	1	1	
		体育科教育法Ⅰ	1	1	
		体育科教育法Ⅱ	1	1	
		初等家庭科教育法Ⅰ	1	1	
		初等家庭科教育法Ⅱ	1	1	
		道徳教育の研究	2	2	
	特別活動の研究	2	2		

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教育課程及び指導法に関する科目	教育方法学概説	2	2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	授業実践論	2	2	
	視聴覚教育	2	2	
	教育評価	2	2	
	教育統計Ⅰ	2	2	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	カウンセリング	2	2	生徒指導を含む。 進路指導を含む。
	教育臨床心理学	2	2	
総合演習	総合演習	2	2	
教育実習(事前・事後指導を含む。)	小学校教育実習	5	5	
合計		43	35	

### 3．小学校教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教科又は教職に関する科目	教育実践フィールド演習Ⅰ	2	2	これらの授業科目の履修は，小学校教育実習の履修のための必要要件となっている。
	教育実践フィールド演習Ⅱ	2	2	
	教育実践フィールド演習Ⅲ	2	2	
合計		6	6	

### 4．幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
国語(書写を含む。)	小学国語	1	1	2種は，単位のかかれていたものから4単位を選択すること。
	小学書写	1	1	
算数	数学概説	2	2	
	生活	2	2	
音楽	小学音楽	1	1	
	小学ピアノ	1	1	
	ソルフェージュⅠ	1	2	
	ソルフェージュⅡ	1		
	ピアノⅠ	1		
	ピアノⅡ	1		
	伴奏法Ⅰ	1		
	伴奏法Ⅱ	1		
	音楽基礎理論Ⅰ	2		
	指揮法Ⅰ	1		
	指揮法Ⅱ	1		
音楽史Ⅰ	2			
音楽理論演習Ⅰ	1			
音楽理論演習Ⅱ	1			
図画工作	小学図画	1	1	
	小学工作	1	1	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
図画工作	総合美術理論	2	}	
	素描Ⅰ	2		
	素描Ⅱ	2		
	彫刻	2		
	窯芸	2		
	木工工芸	2		
	金工工芸	2		
	デザイン	2		
	染織工芸	2		
体育	小学体育Ⅰ	1	1	
	小学体育Ⅱ	1	1	
	スポーツⅠA1	1		
	スポーツⅠC1	1		
合計		16	4	

5. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	2	2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	教育思想史	2		
	人権教育論	2		
	教育心理学	2		
	現代教育論	2	2	
	教育社会学	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	幼児教育課程論	2	2	保育内容の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の教育法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
	保育内容の研究(健康)	2	2	
	保育内容の研究(人間関係)	2	2	
	保育内容の研究(環境Ⅰ)	2	2	
	保育内容の研究(環境Ⅱ)	2	2	
	保育内容の研究(言葉)	2	2	
	保育内容の研究(表現Ⅰ)	2	2	
	保育内容の研究(表現Ⅱ)	2	2	
	教育方法学概説	2	2	
	授業実践論	2	2	
	視聴覚教育	2	2	
	教育評価	2	2	
	教育統計Ⅰ	2	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	乳幼児心理学	2	2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
総合演習	総合演習	2	2	
教育実習(事前・事後指導を含む。)	幼稚園教育実習	5	5	小学校教育実習の単位をもってこれにかえることができる。ただし、小学校教育実習を履修した後に、幼稚園教育実習3単位を履修することを望ましい。
合計		35	27	

6. 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

(1) 中学校，高等学校（国語科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数					備考
		中学校		高等学校			
		1種		2種	1種		
科目	A	B		A	B		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語音声学	2		2	2		A欄で選択しなかった授業科目は，B欄の科目として履修することができる。
	日本語表現論	2		2	2		
	日本語要説	2		2	2		
	日本語文法論		2			2	
	日本語史		2			2	
国文学（国文学史を含む。）	日本近代文学論	2		2	2		
	日本古典文学論	2		2	2		
	日本文学史Ⅰ	2		2	2		
	日本文学史Ⅱ	2		2	2		
漢文学	中国思想史Ⅰ	2		2	2		
	中国文学史論	2		2	2		
	中国文学演習Ⅰ		2			2	
	中国文学演習Ⅱ		2			2	
	中国思想史演習Ⅰ		2			2	
	中国思想史演習Ⅱ		2			2	
書道（書写を中心とする。）	書写Ⅰ	1		1			
	書写Ⅱ	1		1			
小計		20	18		20		
選択科目	現代日本語論	2			2		上欄で選択しなかった授業科目は，この欄の授業科目として履修することができる。
	日本語学演習	2			2		
	日本語史演習Ⅰ	2			2		
	日本語史演習Ⅱ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅰ	2			2		
	日本近代文学演習Ⅱ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅰ	2			2		
	日本古典文学演習Ⅱ	2			2		
	中国思想史Ⅱ	2			2		
	楷書法	2					
	行草法	2					
	仮名法	2					
	篆隸法	2					
書論	2						
合計		28	18		36		

(2) 高等学校（書道科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校		
		1種		
科目				
書道（書写を含む。）	書写Ⅰ		1	
	書写Ⅱ		1	
	楷書法		2	
	行草法		2	
	仮名法		2	
	篆隸法		2	

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		高 等 学 校		
		1 種		
科 目				
書 道 史	書道史	2		
「書論，鑑賞」	書論	2		
「国文学，漢文学」	日本古典文学論	2		
	日本近代文学論	2		
	日本文学史Ⅰ	2	} 2	
	日本文学史Ⅱ	2		
	中国思想史Ⅰ	2		
中国文学史論	2			
小 計		20		
選 択 科 目	日本近代文学演習Ⅰ	2	} 16	上欄で選択しなかった授業科目は、この欄の授業科目として履修することができる。
	日本近代文学演習Ⅱ	2		
	日本古典文学演習Ⅰ	2		
	日本古典文学演習Ⅱ	2		
	中国思想史Ⅱ	2		
	中国思想史演習Ⅰ	2		
	中国思想史演習Ⅱ	2		
	中国文学演習Ⅰ	2		
	中国文学演習Ⅱ	2		
合 計		36		

(3) 中学校（社会科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校			
		1 種		2 種	
A	B				
日本史及び外国史	日本史要説	2	} 2	2	A欄で履修しなかった授業科目は、B欄の授業科目として履修することができる。
	東洋史要説	2			
	西洋史要説	2			
	日本社会経済史	2			
	日本近現代史				
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	2	} 18	2	
	自然地理学	2			
	世界地誌	2			
	日本の地理と風土	2			
「法律学，政治学」	法学要論	2	} 2	2	
	政治学	2			
	国際政治学要論	2			
「社会学，経済学」	社会学要論	2	} 2	2	
	経済学要論	2			
	国際経済論	2			
「哲学，倫理学，宗教学」	倫理学要論	2	} 2	2	
	哲学要論Ⅰ	2			
	哲学要論Ⅱ	2			
小 計		20		18	

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校			
		1種		2種	
A	B				
選択科目	日本史上の市(いち)と都市	2	}	8	上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2			
	古墳文化研究演習Ⅰ	2			
	古墳文化研究演習Ⅱ	2			
	東アジア国際関係史	2			
	日本前近代史演習Ⅰ	2			
	日本前近代史演習Ⅱ	2			
	日本近現代史演習Ⅰ	2			
	日本近現代史演習Ⅱ	2			
	日中交渉史	2			
	朝鮮史	2			
	東洋史演習Ⅰ	2			
	東洋史演習Ⅱ	2			
	中世ヨーロッパの国家と社会	2			
	近代ヨーロッパの国家と社会	2			
	イギリス政治史	2			
	近代ヨーロッパ社会史	2			
	西洋中世史演習Ⅰ	2			
	西洋中世史演習Ⅱ	2			
	西洋近代史演習Ⅰ	2			
	西洋近代史演習Ⅱ	2			
	都市システム論	2			
	集落実地調査	2			
	地理学フィールドワーク実習	2			
	国際社会の正義と秩序Ⅰ	2			
	国際社会の正義と秩序Ⅱ	2			
	国際連合論	2			
	東南アジアの国家と社会	2			
	東南アジア国際関係論	2			
	東南アジア学演習Ⅰ	2			
	東南アジア学演習Ⅱ	2			
	現代欧米の法と政治Ⅰ	2			
	現代欧米の法と政治Ⅱ	2			
	国際関係論演習Ⅰ	2			
	国際関係論演習Ⅱ	2			
	法学演習Ⅰ	2			
	法学演習Ⅱ	2			
	環境と人間の組織社会学	2			
	社会調査実習	2			
	欧米社会経済思想史Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史Ⅱ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅰ	2			
	欧米社会経済思想史演習Ⅱ	2			
	アジア経済論	2			
	市民社会と倫理	2			
	近代西洋思想	2			



免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		中 学 校		
		1 種	2 種	
	倫理学演習Ⅰ	2		
	倫理学演習Ⅱ	2		
	哲学要論Ⅲ	2		
	プラトン哲学Ⅰ	2		
	プラトン哲学Ⅱ	2		
合 計		28	18	

(4) 高等学校（地理歴史科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
		高 等 学 校			
		1 種			
科 目		A	B		
日本史	日本史要説 日本社会経済史 日本近現代史 文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	2	A欄で履修しなかった授業科目は、B欄の授業科目として履修することができる。	
外国史	東洋史要説 西洋史要説 近代ヨーロッパ社会史 東アジア国際関係史	2	2		
人文地理学及び自然地理学	人文地理学 自然地理学 都市システム論	2	2		
地誌	世界地誌 日本の地理と風土	2	2		
小 計		20			
選択科目	日本史上の市（いち）と都市 古墳文化研究演習Ⅰ 古墳文化研究演習Ⅱ 日本前近代史演習Ⅰ 日本前近代史演習Ⅱ 日本近現代史演習Ⅰ 日本近現代史演習Ⅱ 日中交渉史 朝鮮史 東洋史演習Ⅰ 東洋史演習Ⅱ 中世ヨーロッパの国家と社会 近代ヨーロッパの国家と社会 イギリス政治史 西洋中世史演習Ⅰ 西洋中世史演習Ⅱ 西洋近代史演習Ⅰ 西洋近代史演習Ⅱ 集落実地調査 地理学フィールドワーク実習	2	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目のうち履修しなかった授業科目を含むことができる。
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
		2			
合 計		36			

## (5) 高等学校(公民科)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考			
		高 等 学 校					
		1 種					
科 目		A	B				
「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	法学要論	2	}	2	A欄で履修し なかった授業科 目は、B欄の授 業科目として履 修することがで きる。		
	政治学	2					
	国際政治学要論					2	
	国際連合論					2	
	国際社会の正義と秩序Ⅰ					2	
国際社会の正義と秩序Ⅱ		2					
「社会学, 経済学(国際経 済を含む。)」	社会学要論	2	}	2		}	
	経済学要論	2					
	環境と人間の組織社会学						2
	国際経済論						2
アジア経済論		2					
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	倫理学要論	2	}	2			}
	哲学要論Ⅰ	2					
	哲学要論Ⅱ						
	市民社会と倫理				2		
	近代西洋思想				2		
小 計		20					
選択科目	東南アジアの国家と社会	2	}	16	上記の科目に 属する選択必修 の授業科目のう ち履修しなかつ た授業科目を含 むことができる。		
	東南アジア国際関係論	2					
	東南アジア学演習Ⅰ	2					
	東南アジア学演習Ⅱ	2					
	現代欧米の法と政治Ⅰ	2					
	現代欧米の法と政治Ⅱ	2					
	国際関係論演習Ⅰ	2					
	国際関係論演習Ⅱ	2					
	法学演習Ⅰ	2					
	法学演習Ⅱ	2					
	社会調査実習	2					
	欧米社会経済思想史Ⅰ	2					
	欧米社会経済思想史Ⅱ	2					
	欧米社会経済思想史演習Ⅰ	2					
	欧米社会経済思想史演習Ⅱ	2					
	朝鮮政治文化論	2					
	朝鮮現代政治史	2					
	倫理学演習Ⅰ	2					
	倫理学演習Ⅱ	2					
	哲学要論Ⅲ	2					
プラトン哲学Ⅰ	2						
プラトン哲学Ⅱ	2						
合 計		36					

(6) 中学校，高等学校（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単 位 数					備 考
		中 学 校		高 等 学 校			
		1 種		2 種	1 種		
		A	B		A	B	
代数学	代数学基礎Ⅰ	2		2	2		
	代数学基礎Ⅱ		2			2	
	代数学Ⅰ		2			2	
	代数学Ⅱ		2			2	
幾何学	代数学Ⅲ		2			2	
	代数学Ⅳ		2			2	
	幾何学基礎Ⅰ	2		2	2		
	幾何学基礎Ⅱ		2			2	
幾何学	幾何学Ⅰ		2			2	
	幾何学Ⅱ		2			2	
	幾何学Ⅲ		2			2	
	幾何学Ⅳ		2			2	
解析学	解析学基礎Ⅰ	2		2	2		
	解析学基礎Ⅱ		2			2	
	解析学Ⅰ		2			2	
	解析学Ⅱ		2			2	
「確率論，統計学」	解析学Ⅲ		2			2	
	解析学Ⅳ		2			2	
	確率論基礎	2		2	2		
	統計学基礎		2			2	
コンピュータ	確率論		2			2	
	統計学		2			2	
	コンピュータⅠ	2		2	2		
	コンピュータⅡ		2			2	
小 計		20	10	20			
選択科目	代数学研究基礎	2		2	2		上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
	代数学領域研究	2		2	2		
	代数学領域研究	2		2	2		
	幾何学研究基礎	2		2	2		
	幾何学領域研究	2		2	2		
	幾何学領域研究	2		2	2		
	解析学研究基礎	2		2	2		
	解析学領域研究	2	8	2	2	16	
	解析学領域研究	2		2	2		
	統計学研究基礎	2		2	2		
	統計学領域研究	2		2	2		
	統計学領域研究	2		2	2		
	応用数学	2		2	2		
	コンピュータ研究基礎	2		2	2		
	コンピュータ領域研究	2		2	2		
コンピュータ領域研究	2		2	2			
合 計		28	14	36			

文化教育

## (7) 中学校，高等学校（理科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
物理学	物理学通論Ⅰ 物理学通論Ⅱ 物理学通論Ⅲ 物理学通論Ⅳ	1 1 1 1	1 } 2又は1 1 }	1 1 1 1	
化学	化学通論Ⅰ 化学通論Ⅱ 化学通論Ⅲ 化学通論Ⅳ	1 1 1 1	1 } 2又は1 1 }	1 1 1 1	
生物学	生物学通論Ⅰ 生物学通論Ⅱ 生物学通論Ⅲ 生物学通論Ⅳ	1 1 1 1	1 } 2又は1 1 }	1 1 1 1	
地学	地学通論Ⅰ 地学通論Ⅱ 地学通論Ⅲ 地学通論Ⅳ	1 1 1 1	1 } 2又は1 1 }	1 1 1 1	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学基礎実験Ⅰ 物理学基礎実験Ⅱ	1	1	1 1	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学基礎実験Ⅰ 環境化学実験Ⅰ 化学基礎実験Ⅱ 環境化学実験Ⅱ	1 } 1 1 } 1	1 } 1 1 } 1	1 } 1 1 } 1 1 } 1 1 } 1	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学基礎実験Ⅰ 生物学実験Ⅰ 生物学基礎実験Ⅱ 生物学実験Ⅱ	1 } 1 1 } 1	1 } 1 1 } 1	1 } 1 1 } 1 1 } 1 1 } 1	4
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学基礎実験Ⅰ 地学実験Ⅰ 地学基礎実験Ⅱ 地学実験Ⅱ	1 } 1 1 } 1	1 } 1 1 } 1	1 } 1 1 } 1 1 } 1 1 } 1	
小計		20	10	20	
選択科目	力学 電磁気学 原子物理 固体物理 放射線科学 物質環境科学 無機化学 物理化学 有機化学 分析化学 植物分類学 動物生理学 生命科学 分子生物学 動物生態学 フィールド生物学 地球環境科学	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 8 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 4 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 16 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
	進化古生物学	2	2	2	
	岩石鉱物学	2	2	2	
	天文学	2	2	2	
	地学巡検	2	2	2	
合計		28	14	36	

(8) 中学校，高等学校（音楽科）

文化教育

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数					備考	
		中学校			高等学校			
		1種		2種	1種			
		A	B		A	B		
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ ソルフェージュⅡ	1 1			1	1 1		番号順（Ⅰ，Ⅱ…）に履修することが望ましい。
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声楽Ⅰ	1			1			
	声楽Ⅱ		1			1		
	声楽Ⅲ		1			1		
	声楽Ⅳ		1			1		
	声楽Ⅴ		1			1		
	声楽Ⅵ		1			1		
	声楽Ⅶ		1			1		
	合唱	1			1	1		
日本伝統音楽実習Ⅱ	1			1	1			
楽器（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	ピアノⅠ	1			1			
	ピアノⅡ		1			1		
	ピアノⅢ		1			1		
	ピアノⅣ		1			1		
	ピアノⅤ		1			1		
	ピアノⅥ		1			1		
	ピアノⅦ		1			1		
	器楽Ⅰ	18	1		18	1		
	器楽Ⅱ		1	2		1	2	
	合奏	1			1	1		
	伴奏法Ⅰ	1			1	1		
伴奏法Ⅱ		1			1			
日本伝統音楽実習Ⅰ	1			1	1			
指揮法	指揮法Ⅰ 指揮法Ⅱ	1 1			1 1			
音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽基礎理論Ⅰ	2			2			
	音楽基礎理論Ⅱ		1			1		
	音楽理論演習Ⅰ		1			1		
	音楽理論演習Ⅱ		1			1		
	音楽理論演習Ⅲ		1			1		
	音楽理論演習Ⅳ		1			1		
	作曲法	1			1	1		
	編曲法	1			1	1		
	音楽史Ⅰ	2			2	2		
	音楽史Ⅱ		2			2		
日本・民族音楽概説	2			2	2			
小計		20		17	20			

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数				備考		
		中学校		高等学校				
		1種		1種				
科目	A	B		A	B			
選択科目	音楽教育学 音楽教育学内容論Ⅰ 音楽教育学内容論Ⅱ 音楽教育実践論		2 2 2 2	8		2 2 2 2	16	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
合計			28		17		36	

(9) 中学校，高等学校（美術科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数				備考			
		中学校		高等学校					
		1種		1種					
科目	A	B		A	B				
絵画（映像メディア表現を含む。）	素描Ⅰ 日本画 西洋画	2 2 2			2 2 2				
彫刻	彫刻 基礎彫刻	2			2 2	2			
デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン 基礎デザイン 総合デザイン	2 2 2			2 2 2				
工芸	窯芸 木工工芸 染織工芸	2 2 2			2 2 2				
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	世界の美術 総合美術理論	2		2	2		2 2		
小計			20		10		20		
選択科目	素描Ⅱ 素描Ⅲ 基礎日本画 応用日本画 日本画特別実習 基礎西洋画 応用西洋画 西洋画特別実習 応用彫刻 総合彫刻 彫刻特別実習 応用デザイン デザイン特別実習 グラフィックス 応用美術理論 基礎美術理論演習 応用美術理論演習 総合美術理論演習 日本画概論 彫刻概論 美術理論特別講義 基礎窯芸 応用窯芸	2 2		8	2 2	4	2 2	16	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1 種	2 種	1 種	
	窯芸特別実習	2	2		
	陶磁特別演習Ⅰ	2	2		
	陶磁特別演習Ⅱ	2	2		
	基礎木工工芸	2	2		
	応用木工工芸実習	2	2		
	木工工芸特別実習	2	2		
	金工工芸	2	2		
	基礎金工工芸	2	2		
	応用金工工芸Ⅰ	2	2		
	応用金工工芸Ⅱ	2	2		
	総合金工工芸	2	2		
	金工工芸特別実習	2	2		
	基礎染織工芸	2	2		
	応用染織工芸Ⅰ	2	2		
	応用染織工芸Ⅱ	2	2		
	染織工芸特別実習	2	2		
合 計		28	14	36	

(10) 高等学校（工芸科）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		A	B	
図法及び製図	図法Ⅰ 製図	2 2		
デザイン	デザイン 基礎デザイン 総合デザイン	2	2 2	
工芸制作（プロダクト制作を含む。）	窯芸 木工工芸 金工工芸 染織工芸	2 2	2 2	
工芸理論，デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	デザイン理論 工芸理論 世界の美術	2 2 2		
小 計		18	2	
選択科目	図法Ⅱ 応用デザイン デザイン特別実習 グラフィックス 基礎窯芸 応用窯芸 窯芸特別実習 陶磁特別演習Ⅰ 陶磁特別演習Ⅱ 基礎木工工芸 応用木工工芸実習 木工工芸特別実習 基礎金工工芸 応用金工工芸Ⅰ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		A	B	
	応用金工工芸Ⅱ	2		
	総合金工工芸	2		
	金工工芸特別実習	2		
	基礎染織工芸	2		
	応用染織工芸Ⅰ	2		
	応用染織工芸Ⅱ	2		
	染織工芸特別実習	2		
	窯芸概論	2		
	木工工芸総論	2		
	金工工芸概論	2		
	染織工芸概論	2		
合計			36	

(11) 中学校，高等学校（保健体育科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考	
		中学校		高等学校		
		1種	2種	1種		
体育実技	スポーツⅠA1	1	1	1	A1 体づくり運動(体操)	
	スポーツⅠA2	1	1	1		
	スポーツⅠA3	1	1	1		
	スポーツⅠA4	1	1	1		A2 体操競技 A3 水泳 A4 陸上競技
	スポーツⅠB1	1	1	1	B1 バスケットボール B2 サッカー B3 バレーボール B4 ラグビー	
	スポーツⅠB2	1	1	1		
	スポーツⅠB3	1	1	1		
	スポーツⅠB4	1	2	1		
	スポーツⅠC1	1	1	1	C1 ダンス C2 テニス C3 柔道 C4 剣道	
	スポーツⅠC2	1	1	1		
	スポーツⅠC3	1	1	1		
	スポーツⅠC4	1	1	1		
	スポーツⅠD1	1	1	1	D1 スキー D3 ゴルフ D4 野外活動	
	スポーツⅠD3	1	1	1		
	スポーツⅠD4	1	1	1		
	スポーツⅡA1	1		1		
	スポーツⅡA2	1		1	2	
	スポーツⅡA3	1		1		
	スポーツⅡA4	1		1		
	スポーツⅡB2	1		1		
	スポーツⅡB3	1		1	2	
	スポーツⅡC1	1		1		
	スポーツⅡC3	1		1		
	「体育原理，体育心理学， 体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	運動学	2	2	2	4
		体育原理	2	2	2	
		スポーツ心理学	2	2	2	
		スポーツ経営学	2	2	2	
		スポーツ社会学	2	2	2	
生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学	2	2	2		
衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2	2	2		



免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健 精神保健 安全教育 救急処置	2 2 } 2 2 } 2 }	2    	2 2 } 2 2 } 2 }	
小計		20	12	20	
選択科目	トレーニング理論・実習 スポーツ測定評価 スポーツ工学 運動処方 スポーツ医学 健康教育概論 健康教育各論（性教育） トレーニング科学 運動生理学	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 8 2 } 2 } 2 } 2 }	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 2 } 2 } 2 }	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 16 2 } 2 } 2 }	上記の科目に属する選択必修の授業科目を含むことができる。
合計		28	14	36	

(12) 中学校（技術科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考	
		中学校			
		1種	2種		
木材加工（製図及び実習を含む。）	生活機器製図概論 木工工芸概論 応用木工工芸	2 2 2	2 2 2		
金属加工（製図及び実習を含む。）	金属加工学	2	2		
機械（実習を含む。）	機械工学実習 福祉メカトロニクスⅠ	2 2	2 2		
電気（実習を含む。）	ヒューマンエレクトロニクスⅠ 電気基礎実習	2 2	2 2		
栽培（実習を含む。）	栽培学	2	2		
情報とコンピュータ（実習を含む。）	環境情報処理論 プログラミング演習Ⅰ	2 2	2 2		
小計		22	22		
選択科目	生活環境電磁気学 回路理論 電気数学 工業力学 ヒューマンエレクトロニクスⅡ ヒューマンエレクトロニクス実験 エネルギー環境論 流体工学 環境電気機器概論 環境電気機器実験 環境システム制御 福祉メカトロニクスⅡ 福祉メカトロニクス実験 プログラミング演習Ⅱ	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 } 2 }	6	
合計		28	22		

## (13) 高等学校(工業)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		高 等 学 校		
科 目		1 種		
工業の関係科目	生活環境電磁気学	2		
	電気基礎実習	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅠ	2		
	ヒューマンエレクトロニクス実験	2		
	福祉メカトロニクスⅠ	2		
	エネルギー環境論	2		
	機械工学実習	2		
	環境情報処理論	2		
	プログラミング演習Ⅰ	2		
職業指導	職業指導	2		
小 計		20		
選択科目	電気数学	2		} 16
	回路理論	2		
	工業力学	2		
	ヒューマンエレクトロニクスⅡ	2		
	環境電気機器概論	2		
	環境電気機器実験	2		
	環境システム制御	2		
	福祉メカトロニクス実験	2		
	住環境材料工学	2		
	流体工学	2		
	プログラミング演習Ⅱ	2		
	福祉メカトロニクスⅡ	2		
	コンピュータⅠ	2		
コンピュータⅡ	2			
合 計		36		

## (14) 中学校, 高等学校(家庭科)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1 種	2 種	1 種	
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	現代社会の家族	2	2	2	
	生活経済学	2	2	2	
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学	2	2	2	
	服飾文化論	2	2	2	
	被服衛生学	2	2	2	
	衣生活材料学	2	2	2	
食物学(栄養学, 食品学及び調理実習を含む。)	食物学	2	2	2	
	栄養学	2		2	
	食品学	2		2	
住居学(製図を含む。)	住宅デザイン論	2	2	2	
保育学(実習及び家庭看護を含む。)	保育学Ⅰ	2	2	2	
	家庭電気・機械及び情報処理			2	
	生活環境機器 情報処理演習Ⅱ A			2	
小 計		20	14	22	

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
選択科目	生活経営論	2	}	2	上欄で選択しなかった授業科目をこの欄の科目として履修することができる。但し、生活環境機器及び情報処理演習ⅡAの授業科目は中学校のこの欄の科目としては使用できないので注意すること。
	老年家族学	2			
	被服衛生学演習	2			
	服飾制作実習	2			
	衣生活科学実験	2			
	服飾制作基礎実習	2			
	食文化論	2			
	食品・栄養学実験	2			
	調理文化論	2			
	調理学実験	2			
	食生活実習	2			
	食環境論	2			
	フードコーディネーター実習	2			
	生活環境化学	2			
	生活環境デザイン	2			
	保育学Ⅱ	2			
合 計		28	14	36	

(15) 中学校，高等学校（英語科）

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
英語学	英語学概論Ⅰ	2	2	2	Ⅰ～Ⅳの授業科目については番号の順に履修することが望ましい。
	英語音声学Ⅰ	2	}	2	
	英語音声学演習Ⅰ	1			
	英語学演習Ⅰ	1			
	英語史Ⅰ	2			
	英文法演習Ⅰ	1			
英米文学	近代欧米文学論Ⅰ	2	2	2	}
	英米文学講読Ⅰ	1	}	1	
	英米文学講読Ⅱ	1			
	英文学演習Ⅰ	1			
	英文学演習Ⅱ	1			
	英文学史Ⅰ	2			
英語コミュニケーション	異文化間コミュニケーション論	2	2	2	}
	英語オーラルコミュニケーションⅠ	1	}	1	
	英語オーラルコミュニケーションⅡ	1			
	英語オーラルコミュニケーションⅢ	1			
	英語パブリックスピーキングⅠ	1			
	英語パブリックスピーキングⅡ	1			
	英語論文構成Ⅰ	1			
	英語論文構成Ⅱ	1			
異文化理解	欧米文化論	2	2	2	}
	英米文化事情Ⅰ	1	}	1	
	欧米文化論演習Ⅰ	1			
	欧米文化論演習Ⅱ	1			
	異文化理解Ⅰ	1			
小 計		20	10	20	

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1 種	2 種	1 種	
選択科目	英語学概論Ⅱ	2	2	2	上欄で選択しなかった授業科目はこの欄の科目として履修することができる。 この欄の単位数の半分以上は演習の科目でなければならない。
	英語学演習Ⅱ	1	1	1	
	英語学演習Ⅲ	1	1	1	
	英語史Ⅱ	2	2	2	
	英語音声学Ⅱ	2	2	2	
	英語音声学演習Ⅱ	1	1	1	
	英語音声学演習Ⅲ	1	1	1	
	英文法演習Ⅱ	1	1	1	
	英文法演習Ⅲ	1	1	1	
	英米文学講読Ⅲ	1	1	1	
	英米文学講読Ⅳ	1	1	1	
	近代欧米文学論Ⅱ	2	2	2	
	英文学史Ⅱ	2	2	2	
	英文学演習Ⅲ	1	1	1	
	英米文化事情Ⅱ	1	1	1	
	欧米文化論演習Ⅲ	1	1	1	
	欧米文化論演習Ⅳ	1	1	1	
	英作文演習Ⅰ	1	1	1	
	英作文演習Ⅱ	1	1	1	
	日英異文化コミュニケーションⅠ	2	2	2	
	日英異文化コミュニケーションⅡ	2	2	2	
	異文化理解Ⅱ	1	1	1	
	異文化理解Ⅲ	1	1	1	
合 計		28	14	36	

(16) 高等学校（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		高 等 学 校		
		1 種		
情報社会及び情報倫理	情報社会と倫理	2		
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	コンピュータハードウェア	2		
	コンピュータ演習Ⅰ	2		
情報システム（実習を含む。）	情報システム論	2		
	情報システム演習Ⅰ	2		
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク論Ⅰ	2		
	情報ネットワーク演習Ⅰ	2		
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	情報メディア論	2		
	マルチメディアを用いた図形処理	2		
情報と職業	情報と職業	2		
小 計		20		
選択科目	コンピュータソフトウェア	2		16
	コンピュータ演習Ⅱ	2		
	計測・制御実験	2		
	情報システム演習Ⅱ	2		
	統計情報システム	2		
	情報ネットワーク論Ⅱ	2		
	情報ネットワーク演習Ⅱ	2		
	計算機シミュレーション	2		

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		高 等 学 校	1 種	
科 目 学 校				
	画像解析 デジタル画像論	2 2	1 1	
合 計		36		

7. 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1 種	2 種	1 種	
教職の意義等に関する科目	教職概説	2	2	2	
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	2	2	2	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	教育思想史	2		2	
	人権教育論	2		2	
	教育心理学	2		2	
	現代教育論	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
	教育社会学	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
教育課程及び指導法に関する科目	各教科教育法は、次の別表に示した。	6以上	2以上	2以上	この授業科目は必修ではないが、履修することが望ましい。
	道徳教育の研究	2	2		
	特別活動の研究	2	2	2	
	教育方法学概説	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
	授業実践論	2 } 2	2 } 2	2 } 2	
	視聴覚教育	2		2	
	教育評価	2		2	
	教育統計Ⅰ	2		2	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2	2	2	
	教育相談（進路指導を含む。）	2	2	2	
総合演習	総合演習	2	2	2	
教育実習（事前・事後指導を含む。）	中学校教育実習	5	5	3	中学校教育実習を履修した場合は、高等学校教育実習を履修する必要はない。
	高等学校教育実習				
合 計		31以上	25以上	23以上	

文化教育

別表 各教科の教育法

教科	授業科目	単位	単位数		高等学校	備考
			中学校			
			1種	2種	1種	
国語科	中等国語科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等国語科教育法Ⅱ	2	2	2	2	
	中等国語科教育法Ⅲ	2	2	2	2	
	国語科教育学	2			2	
	国語科教育学演習	2			2	
計			6	2	4	
社会科	中等社会科教育法Ⅰ(社会・地歴)	2	2	2	2	
	中等社会科教育法Ⅱ(社会・地歴)	2	2	2	2	
	中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	2	2	2	
	中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	2	2	2	
	社会科教育学	2				
社会科教育学演習	2					
計			6	4	4	
数学科	数学科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	数学科教育法Ⅱ	2	2			
	数学科教育法Ⅲ	2	2			
	数学科教育学	2				
	数学科教育学演習	2				
計			6	2	2	
理科	中等理科教育法Ⅰ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅱ	1	1			
	中等理科教育法Ⅲ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅳ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅴ	1	1	1	1	
	中等理科教育法Ⅵ	1	1	1	1	
	理科教育学	2	2			
	理科教育学演習	2				
理科教育学実験	2					
計			6	2	2	
音楽科	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2			
	音楽教育学	2	2			
	音楽教育学演習	2	2			
計			6	2	2	
美術科	中等美術科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等美術科教育法Ⅱ	2	2			
	中等美術科教育法Ⅲ	2	2			
	美術教育学	2				
	美術教育学演習	2				
計			6	2	2	
保健体育科	保健体育科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	保健体育科教育法Ⅱ	2	2			
	保健体育科教育法Ⅲ	2	2			
	保健体育教育学	2				
	保健体育教育学演習	2				
計			6	2	2	
家庭科	中等家庭科教育法Ⅰ	2	2	2	2	
	中等家庭科教育法Ⅱ	2	2			

教科	授業科目	単位	単位数		高等学校	備考
			中学校			
			1種	2種	1種	
家庭科	中等家庭科教育法Ⅲ	2	2			
	家庭科教育学	2				
	家庭科教育学演習	2				
	計		6	2	2	
技術科	技術科教育法Ⅰ	2	2	2	/	
	技術科教育法Ⅱ	2	2			
	技術教育学	2	2	} 2		
	技術教育学演習	2	2			
	計		6	2		2
英語科	英語科教育法Ⅰ	2	2	2	/	
	英語科教育法Ⅱ	2	2			
	英語科教育法Ⅲ	2	2	} 2		2
	英語教育学	2	2			2
	英語教育学演習	2				
	計		6	2		4
書道科	書道科教育法	2	/		2	
	国語科書写教育学	2				
	計				2	
工芸科	工芸科教育法Ⅰ	2	/		2	
	工芸科教育法Ⅱ	2				
	計				2	
工業科	工業科教育法Ⅰ	2	/		2	
	工業科教育法Ⅱ	2				
	計				2	
情報科	情報科教育法Ⅰ	2	/		2	
	情報科教育法Ⅱ	2				
	計				4	

\*この表で、各教科の合計単位数以上をとったものについては、それぞれの教科に関する科目の選択の科目の単位として加えることができる。

8. 特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域及び病弱者に関する教育の領域）を取得する場合の、特別支援教育領域に関する科目の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分	単位数		左記に対応する開設 授業科目	一 種		二 種		
	一 種	二 種		単位数		単位数		
				免許必修	選 択	免許必修	選 択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	障害児教育総論	2		2		A
知的障害者に関する教育の領域	1 2 4	1 1 16	知的障害児心理学	2		2		B
			知的障害者の生理・病理		* 2			
			知的障害教育	2		2		
			障害児学習指導法Ⅰ	2		2		
			障害者心理治療法	2		2		
肢体不自由者に関する教育の領域	1 2	1 4	障害児心理検査法		* 2			C
			知的障害児心理学演習		* 2			
病弱者に関する教育の領域	1 2	1 4	肢体不自由者の生理・病理	2		2		D
			障害児学習指導法Ⅱ	2			2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	1 2 5	1 1 3	病弱者・情緒障害者の生理・病理	2		2		E
			障害児学習指導法Ⅲ	2		2		
			障害児心理学	2		2		
			視覚障害者の生理・病理		* 2			
			聴覚障害者の生理・病理		* 2			
			L D等教育指導論	2		2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3	重複障害教育論	2		2		F
			聴覚障害者教育指導論		* 2			
合計	26	16		27				

- ① 領域や一種、二種に限らずA, E, Fは、必修科目を必ずとらなければならない。
- ② 領域（知的、肢体不自由、病弱）については、下記のとおり取得しなければならない。
- ア) 一種の場合（一種の欄を見ること。）
- ・ 3領域の場合は、B, C, Dの必修科目すべてを取得しなければならない。
  - ・ 2領域の場合は、B（必修8単位及び選択4単位）を取得し、C（4単位）またはD（4単位）を取得しなければならない。
- イ) 二種の場合（二種の欄を見ること。）
- ・ 3領域の二種はない。
  - ・ 2領域の場合は、B（必修8単位）とC（4単位）、B（必修8単位）とD（4単位）または、C（4単位）とD（4単位）を取得しなければならない。
  - ・ 1領域の場合は、Bの必修8単位を取得しなければならない。



1. 社会教育主事となる資格の取り方

(1) 社会教育を行う者に専門的、技術的な助言や指導を与える社会教育主事となる資格を得ようとする者は、大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の経歴を有する者でなければならない。

(社会教育法第9条の4)

(2) 社会教育に関する科目の履修は次の表による。

社会教育法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等			
科目	単位数	授業科目	単位数	備考	
生涯学習概論	4	社会教育概論Ⅰ 社会教育概論Ⅱ	2 2		
社会教育計画	4	社会教育計画Ⅰ 社会教育計画Ⅱ	2 2		
社会教育演習	4	生涯教育演習	2		
社会教育実習		社会教育実習	2		
社会教育課題研究					
社会教育特講 (社会教育特講Ⅰ)	12	高齢化と生涯教育	2	}	
(社会教育特講Ⅱ)		国際化と生涯教育	2		}
		人権意識論	2		
(社会教育特講Ⅲ)		視聴覚教育	2	}	
		生涯スポーツ論	2		
		博物館学Ⅰ	2		
		野外活動概論	2		
		カウンセリング	2	}	
		知的障害者の生理・病理	2		
		教育心理学	2		
		レクリエーション概論	2		
		国際政治学要論	2	}	
	人権教育論	2			
	心の健康	2			
	健康福祉スポーツボランティア活動	2			
	現代教育論	2			
	教育方法学概説	2			
	教育社会学	2			
	博物館学Ⅲ	2			
	スポーツ行政	2			
	環境行政	2			
	24		24		

## 2. 学芸員の資格の取り方

- (1) 学芸員は、博物館資料の収集、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事することを職務とし、その資格の取得のためには学士の学位を有し、かつ大学において文部科学省で定める博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。(博物館法第5条)
- (2) 博物館に関する科目の履修は次の表による。

博物館法に定められている		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目等		
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	備 考
博 物 館 概 論	2	博物館学Ⅰ	2	
博 物 館 経 営 論	1	博物館学Ⅱ	2	
博 物 館 資 料 論	2	博物館学Ⅲ	2	
博 物 館 情 報 論	1			
生 涯 学 習 概 論	1	社会教育概論Ⅰ	2	
視 聴 覚 メ デ ィ ア 論	1	視聴覚教育	2	
教 育 学 概 論	1	現代教育論	2	
博 物 館 実 習	3	博物館実習	3	
文 化 史	4	日本史要説	2	4
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
美 術 史	4	世界の美術	2	
		応用美術理論	2	
		総合美術理論	2	
考 古 学	4	文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
自 然 科 学 史	4	科学者と歴史	2	
化 学	4	無機化学	2	
		有機化学	2	
生 物 学	4	生物科学	2	
		植物分類学	2	
		動物生態学	2	
		フィールド生物学	2	
地 学	4	岩石鉱物学	2	
		進化古生物学	2	
		古環境学	2	
		天文学	2	
合 計	16		19	

## 3. 社会福祉士の受験資格の取り方

- (1) 社会福祉士の受験資格を得ようとするものは、大学の卒業資格を得るとともに在学中に厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。
- (2) 社会福祉士の受験資格に必要な科目は次の表による。

指 定 科 目	授 業 科 目	単位数	備 考
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	
心理学理論と心理的支援	心理学理論と心理的支援	2	
社会理論と社会システム	社会理論と社会システム	2	
現代社会と福祉	現代社会と福祉Ⅰ	2	
	現代社会と福祉Ⅱ	2	
社会調査の基礎	社会調査の基礎	2	
相談援助の基盤と専門職	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2	
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2	
相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法Ⅰ	2	
	相談援助の理論と方法Ⅱ	2	
	相談援助の理論と方法Ⅲ	2	

相談援助の理論と方法	相談援助の理論と方法Ⅳ	2	
地域福祉の理論と方法	地域福祉の理論と方法Ⅰ	2	
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	2	
福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画Ⅰ	2	
	福祉行財政と福祉計画Ⅱ	2	
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	1	
社会保障	社会保障Ⅰ	2	
	社会保障Ⅱ	2	
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅰ	2	
	高齢者に対する支援と介護保険制度Ⅱ	2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	
低所得者に対する支援と生活保護制度	低所得者に対する支援と生活保護制度	2	
保健医療サービス	保健医療サービス	2	
就労支援サービス	就労支援サービス	1	
権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	1	
更生保護制度	更生保護制度	1	
相談援助演習	相談援助演習Ⅰ	2	
	相談援助演習Ⅱ	2	
	相談援助演習Ⅲ	2	
	相談援助演習Ⅳ	2	
	相談援助演習Ⅴ	2	
相談援助実習指導	相談援助実習指導Ⅰ	1	
	相談援助実習指導Ⅱ	1	
相談援助実習	相談援助実習	4	
合 計		68	

#### 4. 公認スポーツ指導者の資格の取り方

本学はスポーツ指導者養成講習会免除適応コース承認校である。下表にあげるスポーツ指導者資格対応の履修カリキュラム（共通科目対応）を修得することにより、財団法人日本体育協会で開催する養成講習会における共通科目（段階Ⅰ～Ⅲ）の講習及び試験に相当する部分が免除となる。公認スポーツ指導者資格の履修手順は次のとおりである。

- （1）スポーツ指導者資格対応の履修を志望するものは3年次前学期に文化教育学部教務担当まで届け出なければならない。
- （2）下表にある①～⑳並びにa⑥cの科目をすべて所定のとおり履修修得しなければならない。
- （3）所定の手続き申請を経て授与される指導員ならびにコーチの共通科目修了証は、卒業後保管のこと。
- （4）受講者は別途、財団法人日本体育協会及び各競技団体が主催する専門教科（実技等）の講習及び試験を受け合格した後、後にスポーツ指導者資格を得る。

スポーツ指導者資格対応の履修カリキュラム（共通科目対応）			
共通科目（指導員・コーチ）	文化教育学部開講の科目履修	単位数	備 考
1. スポーツ社会学	①スポーツ社会学	2	
	②体育原理	2	
	③スポーツ文化論	2	
2. スポーツ指導論	④保健体育科教育法Ⅰ	2	
	⑤保健体育科教育法Ⅱ	2	
	⑥運動学	2	
	⑦コーチング理論・実習	2	
	⑧安全教育	2	
3. スポーツ心理学	⑨スポーツ心理学	2	
4. スポーツ経営学	⑩スポーツ経営学	2	
5. スポーツ生理学	⑪スポーツ工学	2	
	⑫スポーツ測定評価	2	
	⑬運動生理学	2	

6. スポーツと栄養	⑭栄養学	2	
7. トレーニング科学	⑮運動処方	2	
	⑯トレーニング科学	2	
	⑰トレーニング理論・実習	2	
8. スポーツ医学	⑱救急処置	2	
	⑲スポーツ医学	2	
9. 地域におけるスポーツ行政	⑳スポーツ行政	2	
10. スポーツ理論・実習	㉑ 2種目以上にわたるスポーツ I・II・演習を系列履修のこと	8	同一種目のI・II・演習の履修 は学年進行順に履修のこと  「体力の維持・向上」の観点より 履修のこと
	㉒ スポーツA～Dの実技科目I・ IIから履修のこと	6以上	
	㉓ スポーツII A 1 (体操)	1	

#### 5. 健康運動指導士認定講習科目の履修の仕方

本学は健康運動指導士養成校である。下表にあげる健康運動指導士養成カリキュラムに対応する本学部開講科目を修得することにより、財団法人健康・体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士認定試験の受験資格を得ることができる。健康運動指導士資格の取得手順は次のとおりである。

- (1) 健康運動指導士認定試験の受験を志望するものは4年次前学期までに文化教育学部教務担当まで届け出なければならない。
- (2) 健康運動指導士認定試験の受験を志望するものは、下表にある①～⑳の科目をすべて所定のとおり履修修得しなければならない。
- (3) 健康運動指導士認定試験は年2回実施されている。志願者は、卒業見込み証明書または卒業証明書及び成績証明書を伴い、所定の手続きを経ることによって受験することができる。
- (4) 健康運動指導士認定試験に合格し、登録の申請をした者は健康運動指導士台帳に登録され、健康運動指導士の称号を取得することができる。

#### 健康運動指導士養成カリキュラム

養成講習科目	文化教育学部開講の科目履修	単位数	備 考
1. 健康づくり施策概論	①健康福祉計画	2	
	②衛生・公衆衛生学	2	
	③保健医療サービス	2	
2. 健康管理概論	④健康教育概論	2	
3. 生活習慣病(成人病)	③保健医療サービス	2	
	④人体の構造と機能及び疾病	2	
4. 運動生理学	⑥解剖・生理学	2	
	⑦運動生理学	2	
	⑧運動処方	2	
5. 機能解剖とバイオメカニクス (運動・動作の力源)	⑨スポーツ工学	2	
	⑩運動学	2	
6. 健康づくり運動の理論	⑦運動生理学	2	
	⑪トレーニング科学	2	
	⑧運動処方	2	
7. 運動障害と予防	⑫スポーツ医学	2	
8. 体力測定と評価	⑬スポーツ測定評価	2	
	⑧運動処方	2	
9. 健康づくり運動の実際	⑭スポーツII A 1	1	
	⑮フィットネス	1	
	⑯スポーツIC 1	1	
	⑰小学体育I	1	
	⑱教育実習	3～5	
	または就業体験実習	または2	

10. 救急処置	⑱救急処置	2	
11. 運動プログラムの管理	⑧運動処方	2	共通基礎教育科目
	⑳健康科学演習	2	
12. 運動負荷試験	⑧運動処方	2	
	㉑トレーニング理論・実習	2	
13. 運動行動変容の理論と実際	⑳健康科学演習	2	共通基礎教育科目
14. 運動と心の健康増進	㉒精神保健	2	
15. 栄養摂取と運動	㉓栄養学	2	

## 6. レクリエーション・インストラクター資格の取り方

- (1) レクリエーション・インストラクターは、余暇やレクリエーションに関する理論と実技の基本的な学習を積み、社会福祉や企業、学校などあらゆる領域で、コミュニケーション・ワークの援助を中心に、レクリエーションを楽しく教える指導者である。この資格は、財団法人日本レクリエーション協会が認定するものである。
- (2) レクリエーション・インストラクターの資格取得に必要な科目の履修は次の表による。

日本レクリエーション協会が指定する科目		左記に対応する文化教育学部開講の授業科目		備考
科目	単位数	授業科目	単位数	
レクリエーション理論	2	レクリエーション概論	2	
レクリエーション実技	2	レクリエーション実習	2	
レクリエーション現場実習	学外実習 2 / 3	教育実習 又は 相談援助実習	2 ~ 5  6	教育実習は、小学校、中学校、高等学校障害児、幼稚園のいずれの実習でもよい。なお、教育実習又は相談援助実習を履修しない場合は、日本レクリエーション協会が認定する「施設実習」を履修すること。
	事業参加 1 / 3			レクリエーション協会主催・共催事業への参加3回で1 / 3単位となる。レクリエーション概論の授業担当教員から「事業参加記録カード」をもらって、事業主催者の参加証明印を受領のうえ、同教員に提出すること。
合計	5			

7. 日本語教師養成のための科目の取り方

- (1) 近年、日本への留学生の増大に伴い、東南アジアをはじめとする各国では日本語教師の需要が高まっており、すでに本学部へも日本語教師の派遣要請がなされている。このような状況をうけて、国際文化課程では、新たに4つの科目を新設し、日本語教師養成のためのカリキュラムを設定する。また、その修了者に対しては履修証明書を発行する。
- (2) 日本語教師に関する科目の履修は次の表による。

	中心科目群	18単位必修	発展科目群	各領域の科目から 2単位以上取得計 30単位以上
言語と教育	日本語教育概論	2	教育評価	2
	日本語教育教授法Ⅰ	2	国語科教育学	2
	日本語教育教授法Ⅱ	2	現代教育論	2
	日本語教育実習	4		
言語	言語学要論	2	日本語要説	2
			対照言語学	2
			日本語音声学	2
			日本語表現論	2
			日本語学演習	2
			日本語学演習Ⅱ	2
			現代日本語論	2
			日本語文法論	2
社会・文化・地域	国際文化論	2	日本語史	2
			日本文学史Ⅰ	2
			日本文学史Ⅱ	2
			日本古典文学論	2
			日本近代文学論	2
			日本古典比較文学論	2
			日本の言語と文化	2
			日本社会経済史	2
			東南アジアの国家と社会	2
			東アジア国際関係史	2
			韓国・朝鮮社会文化史論	2
			朝鮮の社会と文化	2
			日中比較思想論	2
			中国思想史Ⅰ	2
			中国思想史Ⅱ	2
			中国文学史論	2
			西アジアの言語	2
			西アジアの文化	2
			欧米の社会と文化	2
			ヨーロッパ文化論	2
			人文地理学	2
			生活文化論	2
			中国思想史演習Ⅰ	2
中国思想史演習Ⅱ	2			
中国文学演習Ⅰ	2			
中国文学演習Ⅱ	2			
言語と社会	異文化コミュニケーション論	2	スピーチ・コミュニケーション論	2
			異文化理解Ⅰ	1
			異文化理解Ⅱ	1
			異文化理解Ⅲ	1

			専門外国語	2 *
			実践英語	2
			中国語学演習 I	2
			中国語学演習 II	2
心理 言語と	教育心理学	2	学習心理学演習	2
			教育相談	2
合計		18		30以上

\* 専門外国語については、『学生便覧』及び『履修の手引』に載る専門外国語科目の中から2単位のみ認める。

# 經 濟 学 部

經 濟



# 佐賀大学経済学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学経済学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学部の目的)

第1条の2 本学部は、経済学・経営学・法学を柱として社会科学上の知識と教養を授け、経済社会における問題を分析し解決できる人材を育成することを目的とする。

(課程の目的)

第1条の3 本学部の各課程の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経済システム課程 グローバル化を深める国際社会及び現代経済社会の構造について、総合的に考え、幅広い視野と専門的知識を持つ人材を育成すること。
- (2) 経営・法律課程 企業の経営・会計及び経済社会の規範である法律を学び、企業経営と法政策について幅広い視野と専門的知識を持つ人材を育成すること。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

(課程及びコース)

第3条 本学部の課程に次のコースを置く。

課 程	コ ー ス
経済システム課程	国際経済社会コース
	総合政策コース
経営・法律課程	企業経営コース
	法務管理コース

2 このコースは、1年次修了後、別に定めるところにより決定する。

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
- 3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。
- 5 専門教育科目は、専門科目とし、課程及びコース別に、必修科目及び選択科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

- 2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び経済学部履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。
- 3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、経済学部履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期とも所定の期間内に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。
- 3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

- 2 追試験及び再試験については、追試験及び再試験に関する経済学部内規の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修

- 及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。  
 (転入学した者の履修科目等の認定)
- 第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。  
 (卒業の要件)
- 第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。  
 (科目等履修生)
- 第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。  
 (特別聴講学生)
- 第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。  
 (研究生)
- 第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。  
 (外国人留学生)
- 第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。  
 (公開講座)
- 第16条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。  
 (雑則)
- 第17条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月21日改正)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年1月31日改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月18日改正)

- この規則は、平成19年5月18日から施行し、平成19年4月1日から施行する。
- 平成19年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年度4月1日以降において在学者の属する転入学、編入学又は再入学する者については、なお、従前の例による。

附 則(平成19年12月21日改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第5条第1項関係)

課 程			経済システム課程		経営・法律課程		
			国際経済社会 コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース	
教 養 教 育 科 目	大学入門科目		2	2	2	2	
	共通基礎 教育科目	外国語科目	英語	4	4	4	4
			独語, 仏語, 中国語, 朝鮮語	4	4	4	4
		健康・スポーツ 科目	講義・演習	2	2	2	2
			実習	2	2	2	2
		情報処理科目	講義	2	2	2	2
	演習		1	1	1	1	
	主題科目	分野別主題科目		24	24	24	24
		共通主題科目					
	小 計			41	41	41	41
専門教育科目	専門科目	必修科目	28	26	26	26	
		選択科目	56	58	58	58	
小 計			84	84	84	84	
合 計			125	125	125	125	

# 佐賀大学経済学部履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 経済学部学生の専門教育科目の履修については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学経済学部規則(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、本細則による。

(教養教育科目)

第2条 主題分野の登録に当たっては、第2及び第3主題分野には登録しないものとする。

2 登録前に修得した単位は登録後に必要な8単位の中に含めることができる。

3 共通基礎教育科目における外国語科目は、英語と英語以外の外国語(独語、仏語、中国語、朝鮮語)との二ヶ国語を履修しなければならない。ただし、外国人留学生の二ヶ国語の履修については、この限りではない。

(専門教育科目)

第3条 佐賀大学経済学部規則第5条第3項の専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表Ⅰ及びⅡによる。

(履修手続)

第4条 佐賀大学経済学部規則第6条の履修手続は、前学期、後学期とも所定の期間までに終えなければならない。

2 所定の期間までに履修手続を終えなければ、当該学期の単位は認定しない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(履修することができる専門教育科目)

第5条 別表Ⅱの授業科目(以下「科目」という。)のうち、1年次生又は2年次生から履修することができる専門教育科目は次のとおりとする。

	経済システム課程		経営・法律課程	
	国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
1年	経済学基礎 日本経済論 基礎簿記 人権論 国際経済社会入門 総合政策入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理	経済学基礎 日本経済論 基礎簿記 人権論 国際経済社会入門 総合政策入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理	経済学基礎 日本経済論 基礎簿記 人権論 企業経営入門 法務管理入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理	経済学基礎 日本経済論 基礎簿記 人権論 企業経営入門 法務管理入門 経済数学Ⅰ 地域開発論 マーケティング論Ⅰ 刑法Ⅰ * 東アジア国際関係史 * 市民社会と倫理

\*の科目は教員免許取得に関連した科目である。

	経済システム課程・経営法律課程			
	国際経済社会コース・総合政策コース・企業経営コース・法務管理コース			
2年	理論経済学Ⅰ 国際交流実習 国際経済論Ⅱ 発展途上国経済論 実践経済学 地方財政論Ⅰ 金融論Ⅱ 情報処理概論Ⅰ 原価計算論 統治機構論 契約法Ⅱ 刑法Ⅱ 演習(2年) * 自然地理学	経済学原論Ⅰ 理論経済学Ⅱ 国際経済論Ⅲ 基本統計学Ⅰ 経済政策 地方財政論Ⅱ 地域モデル論 簿記・会計 契約法Ⅰ 行政法総論 商法総則 社会保障法Ⅰ * 日本近現代史 * 社会学要論	ビジネス基礎英語 経済学原論Ⅱ 経済数学Ⅱ 基本統計学Ⅱ 財政学総論Ⅰ 公共政策学 経営学 マーケティング論Ⅱ 会社法 民法総則 環境法 社会保障法Ⅱ * 日本史上の市(いち)と都市 * 哲学要論Ⅰ	ビジネスコミュニケーション英語 経済学史Ⅰ 国際経済社会論 地域と政策 財政学総論Ⅱ 金融論Ⅰ 会計学原理 経営社会学 法学概論Ⅰ 物件法Ⅰ 労働法Ⅰ ** 特殊講義 * 東洋史要説 * 倫理学要論

\*印の科目は教員免許取得に関連した科目である。

\*\*印の科目は3年次生以上に受講制限する場合がある。

2 3年次生以上の者は、全科目履修することができる。ただし、演習(4年)は、4年次生以上の者に限る。

(外書講読の履修方法)

第6条 外書講読の履修方法は、別に定める。

(演習の履修方法)

第7条 演習の履修については、次の各号の定めによる。

- (1) 演習の履修は2年次生後学期から開始し、2年半にわたり10単位を履修しなければならない。その履修方法については別に定める。
- (2) 演習は半期登録を原則とし、半期修了の時点で新たに登録しなければならない。
- (3) 人員等の理由により、登録希望者を選抜することがある。選抜に漏れた場合、新たに登録しなければならない。

2 演習の履修要件については、別に定める。

(教員の免許状)

第8条 教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。

経済システム課程	中学校教諭 1種免許状(社会)
経営・法律課程	高等学校教諭 1種免許状(地理歴史・公民・商業)

2 教員免許状取得のための教科及び教職に関する科目は、別表Ⅲから別表Ⅹによる。

3 教員免許状取得に必要な科目の単位のうち、教科に関する科目の中で他学部開講科目の単位及び教職に関する科目の単位は卒業単位に算入しない。

4 教員免許状を取得しようとする者は、主題科目の「現代社会の構造」の分野中、現代の法と社会(日本国憲法)2単位を修得しなければならない。

(教育実習)

第9条 教育実習に参加しようとする者は、4年次の前学期までに次の各号の条件を満たしていなければならない。

- (1) 教科に関する科目については、別表ⅢからⅩに定める必要単位の2分の1以上を修得していなければならない。なお、各科目群別についても必要単位の2分の1以上を修得していなければならない。
- (2) 教職に関する科目については、教育実習及び総合演習を除く必要単位を全て修得していなければならない。
- (3) 履修中の科目は、修得見込科目として修得科目と同等に取り扱うものとする。

2 教育実習は、原則として本学部が定める教育実習校において行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は教授会において定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月2日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年5月11日改正)

この細則は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月1日改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において、「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月8日改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において、「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月20日改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において、「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月7日改正)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条については、平成19年3月31日において、現に在学する者(以下この項において、「在学者」という。)及び平成19年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学するものについては、従前の例による。

附 則（平成20年1月30日改正）

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に在学する者（以下この項において、「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月6日改正）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において、「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表Ⅰ 専門教育科目（必修科目・選択科目）

科目	課程 コース	経済システム課程		経営・法律課程	
		国際経済社会コース	総合政策コース	企業経営コース	法務管理コース
必修科目	学部入門科目	8	8	8	8
	学部基礎科目	8	8	8	8
	外書講読、ビジネス基礎英語、 ビジネスコミュニケーション英語 から	}	2		
	演習（2年）				
	演習（3年）	4	4	4	4
	演習（4年）	4	4	4	4
	小 計	28	26	26	26
自コースの専門科目 課程他コース専門科目 その他の選択科目 （教員免許取得用科目を含む）	小 計	56	58	58	58
	卒業に必要な単位数		84		

（注）その他の選択科目の20単位は経済学部の専門科目のほか、教養教育科目（主題科目に限る。）、共通専門教育科目（2単位まで）及び他学部指定科目で充当することができる。他学部指定科目は別途定める。  
なお、経済学部の専門科目は、必修科目（学部入門科目、学部基礎科目）と選択科目（コース専門科目、課程他コース専門科目、教員免許取得用科目）のことである。

別表Ⅱ 専門教育科目（コース別授業科目）  
経済システム課程（国際経済社会コース）

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考	
必 修 科 目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
		日本経済論	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		国際経済社会入門	2	
		総合政策入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		地域と政策	2	
		経営学	2	
		契約法Ⅰ	2	
		会社法	2	
	コース必修科目	外書講読	2	(前・後期4単位) (前・後期4単位)
		ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
演習(2年)		2		
演習(3年)		2		
演習(4年)		2		
選 択 科 目	コース専門科目	国際交流実習	2	
		理論経済学Ⅱ	2	
		経済学原論Ⅱ	2	
		経済学史Ⅰ	2	
		経済学史Ⅱ	2	
		国際経済論Ⅰ	2	
		国際経済論Ⅱ	2	
		国際経済論Ⅲ	2	
		経済数学Ⅰ	2	
		経済数学Ⅱ	2	
		国際金融論	2	
		現代政治論	2	
		国際政治学	2	
		国際経済社会論	2	
		発展途上国経済論	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		マクロ経済学概論	2	
		マクロ経済分析	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		基本統計学Ⅰ	2	
		基本統計学Ⅱ	2	
特殊講義	2			
特殊講義	1			
課程他コース専門科目	実践経済学(実地研修)	2		
	経済政策	2		

経 済

選 択 科 目	課程他コース専門科目	財政学総論Ⅰ	2		
		財政学総論Ⅱ	2		
		地方財政論Ⅰ	2		
		地方財政論Ⅱ	2		
		公共政策学	2		
		金融論Ⅰ	2		
		金融論Ⅱ	2		
		地域モデル論	2		
		社会政策	2		
		福祉社会論	2		
		社会保障論	2		
		労使関係システム	2		
		労働経済論	2		
		NPO論	2		
		サービス産業論	2		
		日本農業論	2		
		農政経済論	2		
		地域調査論	2		
		地域農業論	2		
		地域システム論	2		
		経済地理学	2		
		特殊講義	2		
		特殊講義	1		
		教員免許取得用科目	日本史要説	2	
			日本近現代史	2	
日本社会経済史	2				
日本史上の市(いち)と都市	2				
文献資料・遺構にみる交流の考古学	2				
古墳文化研究演習	2				
古墳文化研究演習	2				
東洋史要説	2				
東アジア国際関係史	2				
西洋史要説	2				
自然地理学	2				
社会学要論	2				
環境と人間の組織社会学	2				
哲学要論Ⅰ	2				
倫理学要論	2				
市民社会と倫理	2				
職業指導	2				

経済システム課程（総合政策コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	備 考
必 修 科 目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、国際経済社会入門又は総合政策入門の単位を必要とする。
		日本経済論	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		国際経済社会入門	2	
		総合政策入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		地域と政策	2	
		経営学	2	
契約法Ⅰ		2		
会社法		2		
コース必修科目	演習（2年）	2	（前・後期4単位） （前・後期4単位）	
	演習（3年）	2		
	演習（4年）	2		
選 択 科 目	コース専門科目	ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		実践経済学（実地研修）	2	
		経済政策	2	
		財政学総論Ⅰ	2	
		財政学総論Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		公共政策学	2	
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		地域モデル論	2	
		社会政策	2	
		福祉社会論	2	
		社会保障論	2	
		労使関係システム	2	
		労働経済論	2	
		NPO論	2	
		サービス産業論	2	
		日本農業論	2	
		農政経済論	2	
		地域調査論	2	
		地域農業論	2	
		地域システム	2	
		経済地理学	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
特殊講義	1			
課程他コース専門科目	国際交流実習	2		
	理論経済学Ⅱ	2		
	経済学原論Ⅱ	2		
	経済学史Ⅰ	2		
	経済学史Ⅱ	2		
	国際経済論Ⅰ	2		
	国際経済論Ⅱ	2		

経 済



選 択 科 目	課程他コース専門科目	国際経済論Ⅲ	2	
		経済数学Ⅰ	2	
		経済数学Ⅱ	2	
		国際金融論	2	
		現代政治論	2	
		国際政治学	2	
		国際経済社会論	2	
		発展途上国経済論	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		マクロ経済学概論	2	
		マクロ経済分析	2	
		計量経済学Ⅰ	2	
		計量経済学Ⅱ	2	
		基本統計学Ⅰ	2	
		基本統計学Ⅱ	2	
特殊講義	2			
特殊講義	1			
教員免許取得用科目		日本史要説	2	
		日本近現代史	2	
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習Ⅰ	2	
		古墳文化研究演習Ⅱ	2	
		東洋史要説	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋史要説	2	
		自然地理学	2	
		社会学要論	2	
		環境と人間の組織社会学	2	
		哲学要論Ⅰ	2	
		倫理学要論	2	
		市民社会と倫理	2	
		職業指導	2	

経営・法律課程（企業経営コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	備 考
必修科目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		日本経済論	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		地域と政策	2	
		経営学	2	
契約法Ⅰ		2		
会社法		2		
コース必修科目	演習（2年）	2	（前・後期4単位） （前・後期4単位）	
	演習（3年）	2		
	演習（4年）	2		
選択科目	コース専門科目	ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		会計学原理	2	
		情報処理概論Ⅰ	2	
		財務管理論	2	
		経営組織論	2	
		経営労務論	2	
		流通経済論	2	
		簿記・会計	2	
		マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		経営史	2	
		経営社会学	2	
		戦略経営論	2	
		流通産業論	2	
		証券論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		監査論	2	
		国際会計論	2	
		実践会計	2	
		財務会計論	2	
		情報処理概論Ⅱ	2	
		経営情報システムⅠ	2	
		経営情報システムⅡ	2	
	外書講読	2		
	特殊講義	2		
特殊講義	1			
課程他コース専門科目	法学概論Ⅰ	2		
	法学概論Ⅱ	2		
	統治機構論	2		
	行政法総論	2		

経済

選 択 科 目	課程他コース専門科目	行政救済法	2		
		地方自治法	2		
		刑法Ⅰ	2		
		刑法Ⅱ	2		
		民法総則	2		
		物権法Ⅰ	2		
		物権法Ⅱ	2		
		債権法総論	2		
		契約法Ⅱ	2		
		不法行為法	2		
		民事手続法	2		
		商法総則	2		
		商行為法	2		
		経済法Ⅰ	2		
		経済法Ⅱ	2		
		国際経済法	2		
		環境法	2		
		国際環境法	2		
		労働法Ⅰ	2		
		労働法Ⅱ	2		
		社会保障法Ⅰ	2		
		社会保障法Ⅱ	2		
		特殊講義	2		
		特殊講義	1		
		教員免許取得用科目	日本史要説	2	
			日本近現代史	2	
日本社会経済史	2				
日本史上の市（いち）と都市	2				
文献資料・遺構にみる交流の考古学	2				
古墳文化研究演習Ⅰ	2				
古墳文化研究演習Ⅱ	2				
東洋史要説	2				
東アジア国際関係史	2				
西洋史要説	2				
自然地理学	2				
社会学要論	2				
環境と人間の組織社会学	2				
哲学要論Ⅰ	2				
倫理学要論	2				
市民社会と倫理	2				
職業指導	2				

経営・法律課程（法務管理コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	備 考
必 修 科 目	学部入門科目	経済学基礎	2	8単位のうち、少なくとも2単位については、企業経営入門又は法務管理入門の単位を必要とする。
		日本経済論	2	
		基礎簿記	2	
		人権論	2	
		企業経営入門	2	
		法務管理入門	2	
	学部基礎科目	理論経済学Ⅰ	2	8
		経済学原論Ⅰ	2	
		地域と政策	2	
		経営学	2	
契約法Ⅰ		2		
会社法		2		
コース必修科目	演習（2年）	2	（前・後期4単位） （前・後期4単位）	
	演習（3年）	2		
	演習（4年）	2		
選 択 科 目	コース専門科目	ビジネス基礎英語	2	
		ビジネスコミュニケーション英語	2	
		法学概論Ⅰ	2	
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		刑法Ⅰ	2	
		刑法Ⅱ	2	
		民法総則	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論	2	
		契約法Ⅱ	2	
		不法行為法	2	
		民事手続法	2	
		商法総則	2	
		商行為法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
		社会保障法Ⅱ	2	
		外書講読	2	
		特殊講義	2	
特殊講義	1			
課程他コース専門科目	会計学原理	2		
	情報処理概論Ⅰ	2		
	財務管理論	2		
	経営組織論	2		

経済

選 択 科 目	課程他コース専門科目	経営労務論	2		
		流通経済論	2		
		簿記・会計	2		
		マーケティング論Ⅰ	2		
		マーケティング論Ⅱ	2		
		経営史	2		
		経営社会学	2		
		戦略経営論	2		
		流通産業論	2		
		証券論	2		
		企業論	2		
		経営管理論	2		
		管理会計論	2		
		原価計算論	2		
		経営分析	2		
		監査論	2		
		国際会計論	2		
		実践会計	2		
		財務会計論	2		
		情報処理概論Ⅱ	2		
		経営情報システムⅠ	2		
		経営情報システムⅡ	2		
		特殊講義	2		
		特殊講義	1		
		教員免許取得用科目	日本史要説	2	
			日本近現代史	2	
日本社会経済史	2				
日本史上の市（いち）と都市	2				
文献資料・遺構にみる交流の考古学	2				
古墳文化研究演習Ⅰ	2				
古墳文化研究演習Ⅱ	2				
東洋史要説	2				
東アジア国際関係史	2				
西洋史要説	2				
自然地理学	2				
社会学要論	2				
環境と人間の組織社会学	2				
哲学要論Ⅰ	2				
倫理学要論	2				
市民社会と倫理	2				
職業指導	2				

別表Ⅲ 社会 中学校教諭 1種免許状（経済システム課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
	地 理 学 (地誌を含む。)	○人文地理学	2	
		自然地理学	2	
		○世界地誌	2	
法律学, 政治学	人権論	2		
	現代政治論	2		
社会学, 経済学	国際経済社会論	2		
	地域と政策	2		
	理論経済学Ⅰ	2		
哲学, 倫理学, 宗教学	哲学要論Ⅰ	2	} 2	
	倫理学要論	2		
	計		24	
教科に関する科目 選 択 科 目	日本史及び外国史	日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習Ⅰ	2	
		古墳文化研究演習Ⅱ	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
	西洋経済史Ⅱ	2		
	地 理 学 (地誌を含む)	○都市システム論	2	
		経済地理学	2	
○日本の地理と風土		2		
法律学, 政治学	行政法総論	2		
	環境法	2		
	労働法Ⅰ	2		
	労働法Ⅱ	2		
	国際政治学	2		
社会学, 経済学	社会学要論	2	} 2	
	環境と人間の組織社会学	2		
	経済学原論Ⅰ	2		
	日本経済論	2		
	理論経済学Ⅱ	2		
	経済学原論Ⅱ	2		
	経済学史Ⅰ	2		
	国際経済論Ⅰ	2		
	国際経済論Ⅱ	2		
	経済数学Ⅰ	2		
	経済数学Ⅱ	2		
	国際金融論	2		
発展途上国経済論	2			
経済学史Ⅱ	2			
マクロ経済学概論	2			

経済

教科に関する科目	選 択 科 目	社会学，経済学	マクロ経済分析	2			
			計量経済学Ⅰ	2			
			計量経済学Ⅱ	2			
			経済政策	2			
			財政学総論Ⅰ	2			
			財政学総論Ⅱ	2			
			地域モデル論	2			
			社会政策	2			
			福祉社会論	2			
			社会保障論	2			
労使関係システム	2						
哲学，倫理学，宗教学	市民社会と倫理	2					
計		2					
教科に関する科目	必 修 科 目	教職の意義等に関する科目		教職概説	2		
				教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論		2
					発達と教育の心理学		2
					教育社会学		2
					社会教育概論Ⅰ		2
					現代教育論		2
				教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論		2
					中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）		2
			中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）		2		
			中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）		2		
中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2						
道德教育の研究	2						
特別活動の研究	2						
教育方法学概説	2						
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2					
	教育相談	2					
総合演習	総合演習	2					
教育実習	中学校教育実習	5	事前事後指導を含む。				
計		33					

中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説，教育基礎論，発達と教育の心理学，教育相談及び道德教育の研究を履修しておくこと。  
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。  
印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅳ 地理歴史 高等学校教諭1種免許状（経済システム課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考	
教科に関する科目	必 修 科 目	日 本 史	日本史要説	2	
		外 国 史	東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	2	
			自然地理学	2	
		地 誌	○世界地誌	2	
計		12			
選 択 科 目	日 本 史	日本近現代史	2	教職に関する科目の余剰単位（12単位まで）は選択科目に含める。	
		日本社会経済史	2		
		日本史上の市（いち）と都市	2		
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2		
		古墳文化研究演習	2		
		古墳文化研究演習	2		

教科に関する科目	選択科目	日本史	日本社会史Ⅰ 日本社会史Ⅱ 日本経済史Ⅰ 日本経済史Ⅱ	2 2 2 2	} 20
		外国史	東アジア国際関係史 西洋経済史Ⅰ 西洋経済史Ⅱ	2 2 2	
	科目	人文地理学及び自然地理学	○都市システム論 経済地理学	2 2	}
		地誌	○日本の地理と風土	2	
	計			20	
必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2		
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	} 2	
		発達と教育の心理学	2		
		教育社会学	2		
		社会教育概論Ⅰ	2		
		現代教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2		
		中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2		
中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）		2			
特別活動の研究		2			
	教育方法学概説	2			
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
総合演習	総合演習	2			
教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。		
計			27		
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2 2		

中等社会科教育法を履修する以前に，教職概説，教育基礎論，発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。  
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。  
印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅴ 公民 高等学校教諭 1種免許状（経済システム課程）

	科目	種目	単位数	備考		
教科に関する科目	必修科目	法学 （国際法を含む。）	人権論 国際政治学	2 2		
		政治学 （国際政治を含む。）	現代政治論	2		
	科目	社会学，経済学 （国際経済を含む。）	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2		
		哲学，倫理学，宗教学，心理学	哲学要論Ⅰ 倫理学要論	2 2		} 2
			計			
選択科目	法学 （国際法を含む。）	行政法総論 環境法	2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。		
		政治学 （国際政治を含む。）	労働法Ⅰ 労働法Ⅱ		2 2	
	社会学，経済学 （国際経済を含む。）	社会学要論 環境と人間の組織社会学	2 2		教職に関する科目の余剰単位数（12単位まで）は選択科目に含める。	



教科に関する科目	選択科目	社会学，経済学 (国際経済を含む。)	経済学原論Ⅰ	2	18
			日本経済論	2	
			理論経済学Ⅱ	2	
			経済学原論Ⅱ	2	
			経済学史Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅰ	2	
			国際経済論Ⅱ	2	
			経済数学Ⅰ	2	
			経済数学Ⅱ	2	
			国際金融論	2	
			発展途上国経済論	2	
			経済学史Ⅱ	2	
			マクロ経済学概論	2	
			マクロ経済分析	2	
			計量経済学Ⅰ	2	
			計量経済学Ⅱ	2	
			経済政策	2	
			財政学総論Ⅰ	2	
財政学総論Ⅱ	2				
地域モデル論	2				
社会政策	2				
福祉社会論	2				
社会保障論	2				
労使関係システム	2				
哲学，倫理学，宗教学，心理学	市民社会と倫理	2			
計		18			
教職に関する科目	必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	2
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
			現代教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2	
			中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2	
			特別活動の研究	2	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	教育方法学概説	2			
	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
総合演習	総合演習	2			
教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。		
計		27			
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2		
		人権教育論	2		
		教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2	
		教育評価	2		

中等社会科教育法を履修する以前に，教育概説，教育基礎論，発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。

教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅵ 商業 高等学校教諭 1種免許状（経済システム課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
必修科目	商業の関係科目	基礎簿記	2	
		金融論Ⅰ	2	
流通経済論		2		
職業指導	職業指導	2		
	計	8		
教科に関する科目	商業の関係科目	日本経済論	2	教職に関する科目の余剰単位数（14単位まで）は選択科目に含める。
		基本統計学Ⅰ	2	
		基本統計学Ⅱ	2	
		地方財政論Ⅰ	2	
		地方財政論Ⅱ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		労使関係システム	2	
		労働経済論	2	
		NPO論	2	
		サービス産業論	2	
		日本農業論	2	
		農政経済論	2	
		地域調査論	2	
		地域農業論	2	
		地域システム論	2	
		マーケティング論Ⅰ	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		企業論	2	
		原価計算論	2	
		財務会計論	2	
物権法Ⅰ	2			
物権法Ⅱ	2			
計	26			
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
		発達と教育の心理学	2	
		教育社会学	2	
		社会教育概論Ⅰ	2	
		現代教育論	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
		商業科教育法Ⅰ	2	
		特別活動の研究	2	
		教育方法学概説	2	
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2		
	教育相談	2		
総合演習	総合演習	2		
教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。	
計	25			
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2	
		人権教育論	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育	2	
		教育評価	2	

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。  
印の種目は文化教育学部で履修すること。

経済

別表Ⅶ 社会 中学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
必修科目	日本史及び外国史	日本史要説	2	
		東洋史要説	2	
		西洋史要説	2	
	地 理 学 (地誌を含む。)	○人文地理学	2	
		自然地理学	2	
		○世界地誌	2	
法律学, 政治学	人権論	2		
	現代政治論	2		
社会学, 経済学	国際経済社会論	2		
	地域と政策	2		
	理論経済学Ⅰ	2		
哲学, 倫理学, 宗教学	哲学要論Ⅰ	2	} 2	
	倫理学要論	2		
	計		24	
教科に関する科目	日本史及び外国史	日本近現代史	2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。
		日本社会経済史	2	
		日本史上の市(いち)と都市	2	
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2	
		古墳文化研究演習	2	
		古墳文化研究演習	2	
		日本社会史Ⅰ	2	
		日本社会史Ⅱ	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		東アジア国際関係史	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
西洋経済史Ⅱ	2			
地 理 学 (地誌を含む)	○都市システム論	2	}	
	経済地理学	2		
	○日本の地理と風土	2		
選択科目	法律学, 政治学	法学概論Ⅰ	2	} 2
		法学概論Ⅱ	2	
		統治機構論	2	
		行政法総論	2	
		行政救済法	2	
		地方自治法	2	
		民事手続法	2	
		経済法Ⅰ	2	
		経済法Ⅱ	2	
		国際経済法	2	
		環境法	2	
		国際環境法	2	
		労働法Ⅰ	2	
		労働法Ⅱ	2	
		社会保障法Ⅰ	2	
社会保障法Ⅱ	2			
国際政治学	2			
社会学, 経済学	社会学要論	2		
	環境と人間の組織社会学	2		
	国際経済論Ⅰ	2		
	国際経済論Ⅱ	2		

教科に関する科目	選 択 科 目	社会学，経済学	経済政策	2	
			財政学総論Ⅰ	2	
			社会政策	2	
			社会保障論	2	
			労使関係システム	2	
			経営労務論	2	
			経営史	2	
			経営社会学	2	
			戦略経営論	2	
			証券論	2	
経営情報システムⅠ	2				
経営情報システムⅡ	2				
哲学，倫理学，宗教学	市民社会と倫理	2			
計	2				
教職に関する科目	必 修 科 目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
			発達と教育の心理学	2	
			教育社会学	2	
			社会教育概論Ⅰ	2	
			現代教育論	2	
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
			中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴）	2	
			中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴）	2	
			中等社会科教育法Ⅲ（社会・公民）	2	
中等社会科教育法Ⅳ（社会・公民）	2				
道徳教育の研究	2				
特別活動の研究	2				
教育方法学概説	2				
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2			
	教育相談	2			
総合演習	総合演習	2	事前事後指導を含む。		
教育実習	中学校教育実習	5			
計		33			

中等社会科教育法を履修する以前に，教育概説，教育基礎論，発達と教育の心理学，教育相談及び道徳教育の研究を履修しておくこと。  
 教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。  
 印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅷ 地理歴史 高等学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考	
教科に関する科目	必 修 科 目	日 本 史	日本史要説	2	
		外 国 史	東洋史要説	2	
			西洋史要説	2	
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理学	2	
		地 誌	自然地理学	2	
計		12			
選 択 科 目	日 本 史	日本近現代史	2	教職に関する科目の余剰単位（12単位まで）は選択科目に含める。	
		日本社会経済史	2		
		日本史上の市（いち）と都市	2		
		文献資料・遺構にみる交流の考古学	2		
		古墳文化研究演習	2		
		古墳文化研究演習	2		

教科に関する科目	選択科目	日本史	日本社会史Ⅰ 日本社会史Ⅱ 日本経済史Ⅰ 日本経済史Ⅱ	2 2 2 2	} 20
		外国史	東アジア国際関係史 西洋経済史Ⅰ 西洋経済史Ⅱ	2 2 2	
	科目	人文地理学及び自然地理学	○都市システム論 経済地理学	2 2	}
		地誌	○日本の地理と風土	2	
	計			20	
必修科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2		
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	} 2	
		発達と教育の心理学	2		
		教育社会学	2		
		社会教育概論Ⅰ	2		
		現代教育論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論 中等社会科教育法Ⅰ（社会・地歴） 中等社会科教育法Ⅱ（社会・地歴） 特別活動の研究 教育方法学概説	2 2 2 2 2		
	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 教育相談	2 2		
総合演習	総合演習	2			
教育実習	高等学校教育実習	3	事前事後指導を含む。		
計			27		
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史 人権教育論	2 2		
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2 2		

中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説，教育基礎論，発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。  
教科に関する科目で○印の授業科目及び教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。  
印及び○印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表Ⅸ 公民 高等学校教諭1種免許状（経営・法律課程）

	科目	種目	単位数	備考	
教科に関する科目	必修科目	法律学 （国際法を含む。）	人権論 国際政治学	2 2	} 2
		政治学 （国際政治を含む。）	現代政治論	2	
	科目	社会学，経済学 （国際経済を含む。）	国際経済社会論 地域と政策 理論経済学Ⅰ	2 2 2	
		哲学，倫理学，宗教学，心理学	哲学要論Ⅰ 倫理学要論	2 2	
	計			14	
選択科目	法律学 （国際法を含む。） 政治学 （国際政治を含む。）	法学概論Ⅰ 法学概論Ⅱ 統治機構論 行政法総論 行政救済法 地方自治法	2 2 2 2 2 2	上記必修科目の余剰単位数は選択科目に含める。 教職に関する科目の余剰単位数（12単位まで）は選択科目に含める。	

教科に関する科目	選 択 科 目	法 律 学 (国際法を含む。)	民事手続法	2	} 18		
		政 治 学 (国際政治を含む。)	経済法Ⅰ	2			
			経済法Ⅱ	2			
			国際経済法	2			
			環境法	2			
			国際環境法	2			
			労働法Ⅰ	2			
			労働法Ⅱ	2			
			社会保障法Ⅰ	2			
			社会保障法Ⅱ	2			
			社会学, 経済学 (国際経済を含む。)	社会学要論			2
				環境と人間の組織社会学			2
				国際経済論Ⅰ			2
				国際経済論Ⅱ			2
				経済政策			2
				財政学総論Ⅰ			2
				社会政策			2
				社会保障論			2
労使関係システム	2						
経営組織論	2						
経営労務論	2						
経営史	2						
経営社会学	2						
戦略経営論	2						
証券論	2						
経営情報システムⅠ	2						
経営情報システムⅡ	2						
哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学 計	市民社会と倫理	2	18				
教職に関する科目	必 修 科 目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	} 2		
		教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2			
			発達と教育の心理学	2			
			教育社会学	2			
			社会教育概論Ⅰ	2			
			現代教育論	2			
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2			
			中等社会科教育法Ⅲ(社会・公民)	2			
			中等社会科教育法Ⅳ(社会・公民)	2			
			特別活動の研究 教育方法学概説	2			
生徒指導, 教育相談及び 進路指導等に関する科目	生徒指導論	2					
	教育相談	2					
総合演習	総合演習	2	3	事前事後指導を含む。			
教育実習	高等学校教育実習						
計		27					
選 択 科 目	選 択 科 目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2			
		人権教育論	2				
		教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2			

中等社会科教育法を履修する以前に、教職概説、教育基礎論、発達と教育の心理学及び教育相談を履修しておくこと。

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

印の種目は文化教育学部で履修すること。

別表 X 商業 高等学校教諭 1 種免許状（経営・法律課程）

	科 目	種 目	単位数	備 考
必修科目	商業の関係科目	基礎簿記	2	
		簿記・会計	2	
マーケティング論Ⅰ		2		
必修科目	職業指導	職業指導	2	
	計		8	
教科に関する科目	商業の関係科目	基本統計学Ⅰ	2	教職に関する科目の余剰単位数（14単位まで）は選択科目に含める。
		経営学	2	
		会計学原理	2	
		情報処理概論Ⅰ	2	
		財務管理論	2	
		流通経済論	2	
		マーケティング論Ⅱ	2	
		流通産業論	2	
		企業論	2	
		経営管理論	2	
		管理会計論	2	
		原価計算論	2	
		経営分析	2	
		国際会計論	2	
		財務会計論	2	
		契約法Ⅰ	2	
		契約法Ⅱ	2	
		会社法	2	
		民法総則	2	
		物権法Ⅰ	2	
		物権法Ⅱ	2	
		債権法総論	2	
		商法総則	2	
商行為法	2			
計		26		
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職概説	2	
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2	
		発達と教育の心理学	2	
		教育社会学	2	
		社会教育概論Ⅰ	2	
		現代教育論	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	2	
		商業科教育法Ⅰ	2	
		特別活動の研究 教育方法学概説	2	
	生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2	
教育相談		2		
総合演習	総合演習	2	事前事後指導を含む。	
教育実習	高等学校教育実習	3		
計		25		
選択科目	教育の基礎理論に関する科目	教育思想史	2	
		人権教育論	2	
	教育課程及び指導法に関する科目	視聴覚教育 教育評価	2	

教職に関する科目は卒業所要単位に含むことはできない。

印の種目は文化教育学部で履修すること。

# 医 学 部



# 佐賀大学医学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学医学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定。以下「佐賀大学規則」という。)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(医学部の基本理念)

第1条の2 医学部に課せられた教育・研究・診療の三つの使命を一体として推進することによって、社会の要請に応えうる良い医療人を育成し、もって医学・看護学の発展並びに地域包括医療の向上に寄与する。

(医学科の教育目的)

第1条の3 医の実践において、強い生命倫理観に基づくとともに広い社会的視野の下に包括的に問題をとらえ、その解決を科学的・創造的に行うような医師を育成する。

(看護学科の教育目的)

第1条の4 高い倫理観に基づき健康についての問題を包括的にとらえ、柔軟に解決する実践能力を持った看護職者を育成する。

(副医学部長)

第2条 本学部に、佐賀大学規則第28条第2項の規定に基づき、副医学部長を置く。

2 副医学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(講座主任)

第3条 佐賀大学規則第10条第1項に規定する本学部の講座に講座主任を置く。

2 講座主任は、当該講座に属する教授をもって充てる。

3 講座主任は、講座の運営を総括する。

4 講座主任の任期は、2年とし、再任することができる。

第4条 削除

(入学)

第5条 本学部に入学できる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学、転入学及び再入学に関する事項は、佐賀大学医学部看護学科編入学規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(教育課程の編成)

第6条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、主題科目及び共通基礎教育科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目及び情報処理科目とし、健康・スポーツ科目は履修を要しない。

4 専門教育科目は、医学科にあっては専門基礎科目、基礎医学科目、機能・系統別PBL科目、臨床実習及び選択コースに区分し、看護学科にあっては、専門基礎科目、看護専門科目に区分する。

(履修方法)

第7条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から別表に示す単位をそれぞれ修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学医学部履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学医学部履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(履修手続)

第8条 学生は、選択科目を履修するときは、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第9条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第10条 試験は、各授業科目の担当教員(教科主任を含む。)が必要と認めたときに適宜実施するものとする。

2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第11条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学、編入学及び再入学した者の履修科目の認定)

第12条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び履修単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第13条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第7条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第14条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(特別聴講生)

第15条 特別聴講生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(外国人留学生)

第16条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(関連教育病院)

第17条 臨床教育の充実を期するため、国公立又は法人の設立する病院を関連教育病院に定め、学生の臨床教育の一部を行わせるものとする。

2 前項の臨床教育について必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第18条 本学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し必要な事項は、教授会において定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月21日改正)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月25日改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表専門教育課目のうち、機能・系統別PBL科目、臨床実習及び選択コースの単位数は、この規則の施行日以後に3年次となる学生について適用する。

附 則(平成19年5月18日改正)

1 この規則は、平成19年5月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月21日改正)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月24日改正)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年2月20日改正)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第7条第1項関係）

学 科	教 養 教 育 科 目							専 門 教 育 科 目					合 計		
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目				主題科目		小 計	専 門 基 礎 科 目	基 礎 医 学 科 目	機 能 ・ 系 統 別 P B L 科 目	臨 床 実 習		選 択 コ ー ス	小 計
		外国語科目		情報処理 科 目		分 野 別 主 題 科 目	共 通 主 題 科 目								
		英 語	独語，仏語， 中国語，朝鮮語	講 義	演 習 I										
医学科	4	6	2	2	1	20	35	15	37	54	44	6	156	191	

別表（第7条第1項関係）

学 科	教 養 教 育 科 目							専 門 教 育 科 目				合 計	
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目				主題科目		小 計	専 門 基 礎 科 目		看 護 専 門 科 目		小 計
		外国語科目		情報処理 科 目		分 野 別 主 題 科 目	共 通 主 題 科 目						
		英 語	独語，仏語 中国語，朝鮮語	講 義									
看護学科	2	6	2	2		20	32	必修	28	61	96	128	
							選択	7					

## 佐賀大学医学部履修細則

（平成16年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 佐賀大学医学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定）、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成16年4月1日制定）、佐賀大学教養教育科目履修細則（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学医学部規則（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

（教養教育科目）

第2条 外国語科目は、英語を必修とし、独語、仏語、中国語、朝鮮語の中から1か国語を選択して履修しなければならない。

2 情報処理科目は、医学科にあっては「情報基礎概論」及び「情報基礎演習」を、看護学科にあっては「情報基礎概論」をそれぞれ履修しなければならない。

3 主題科目は、主題科目として開設する授業科目の中から20単位を修得しなければならない。

（専門教育科目）

第3条 医学科における専門教育科目の授業科目及び修得単位数は別表1のとおりとする。

2 看護学科における専門教育科目の授業科目及び修得単位数は別表2のとおりとする。

（履修方法）

第4条 各年度における授業科目の履修年次及び配当学期は、別表3のとおりとする。

2 医学科の選択コース科目は、2～6年次の間に履修するものとする。

3 転入学、編入学又は再入学した者の履修方法等については、別に定める。

（試験の実施）

第5条 試験の実施については、別に定める。

（授業科目等の履修に係る資格要件）

第6条 医学科3・4年次の授業科目の履修及び医学科、看護学科の臨床実習を行うための資格要件は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際，平成15年度以前に入学し在学する者については，第1条及び第3条の規定にかかわらず，入学した学科及び年度の別に別表4から別表8に定めるところにより履修するものとする。

附 則（平成17年2月17日改正）

- 1 この細則は，平成17年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際，平成16年度以前に入学し在学する者については，第1条及び第3条の規定にかかわらず，入学した学科及び年度の別に別表4から別表10に定めるところにより履修するものとする。

附 則（平成17年12月15日改正）

この細則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月16日改正）

この細則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日改正）

この細則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日改正）

- 1 この細則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則（平成20年6月24日改正）

- 1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際，平成20年度以前に入学し在学する者については，第1条及び第3条の規定にかかわらず，入学した学科及び年度の別に別表4から別表10に定めるところにより履修するものとする。

附 則（平成20年12月10日改正）

- 1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際，平成20年度以前に入学し在学する者については，第1条及び第3条の規定にかかわらず，入学した学科及び年度の別に別表4から別表12に定めるところにより履修するものとする。

別表1（第3条第1項関係）

医学科専門教育科目

区 分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専門基礎科目	医療人間学	1		
	医療心理学	1		
	生活と支援技術	1		
	生活医療福祉学	1		
	医療入門Ⅱ	2		
	医療入門Ⅲ	2		
	医療統計学	1		
	基礎生命科学	6		
	小 計	15		
基礎医学科目	細胞生物学Ⅰ	2		
	細胞生物学Ⅱ	2		
	細胞生物学Ⅲ	2		
	細胞生物学Ⅳ	3		
	感染学・免疫学	2		
	人体発生学	1		
	組織学	4		
	肉眼解剖学Ⅰ（神経解剖学概説）	1		
	肉眼解剖学Ⅱ	4		
	生化学	2		
	生理学Ⅰ	2		
	生理学Ⅱ	2		
	薬理学	4		

基礎医学科目	微生物学	3		
	病理学	3		
	小 計	37		
機能・系統別 PBL 科目	地域医療	3	PBL 教育(医療入門及び総括講義を除く。)	
	呼吸器	3		
	循環器	4		
	消化器	4		
	代謝・内分泌・腎・泌尿	4		
	血液・腫瘍・感染症	4		
	運動・感覚器	4		
	皮膚・膠原	3		
	精神・神経	4		
	小児・女性	4		
	救急・麻酔	2		
	社会医学・医療社会法制	6		
	臨床入門	7		
	総括講義	2		
小 計	54			
臨床実習	臨床実習	39		
	地域医療実習	2		
	関連教育病院実習	3		
	小 計	44		
選択コース	語学系選択科目		} 6	
	基礎系・臨床系選択科目			
	学外研修・ボランティア等			
	小 計		6	
小 計		150	6	
合 計		156		

別表 2 (第 3 条第 2 項関係)  
看護学科専門教育科目

区 分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
< 専門基礎科目 >	プレゼンテーション技法	1		
	解剖学・生理学	4		
	生化学	1		
	微生物学・寄生虫学	1		
	看護統計学	1		
	リハビリテーション概論	1		
	保健学	2		
	社会福祉	1		
	保健医療福祉行政論	1		
	病理学	1		
	女性の健康学	2		
	病態・疾病論Ⅰ 消化器・呼吸器など	4		
	病態・疾病論Ⅱ 精神系・神経系など	3		
	地域保健	1		
	疫学	1		
	臨床薬理学	1		
	臨床心理学	1		
	放射線診療	1		
	生活行動支援論		1	
	臨床栄養学		1	

< 専門基礎科目 >	ヒトの遺伝の基礎と遺伝相談		1
	保健医療福祉の最近の話題		1
	看護英会話		1
	英書で読む看護		1
	労働とメンタルヘルス		1
	小 計	28	
< 看護専門科目 >			
看護の機能と方法	基礎的看護技術Ⅰ(日常生活援助技術)	3	
	基礎的看護技術Ⅱ(コミュニケーション)	1	
	基礎的看護技術Ⅲ(診療に関する援助技術1)	1	
	基礎的看護技術Ⅳ(診療に関する援助技術2)	1	
	看護過程の展開の基礎	1	
	健康教育と集団指導の技術	1	
	家族看護論	1	
	フィジカルアセスメントⅠ	1	
	クリティカルケア	1	
	看護研究入門	1	
	看護制度・管理	1	
	看護倫理	1	
	看護とカウンセリング		1
	ヘルスカウンセリング入門		1
	看護の歴史		1
セルフケア		1	
フィジカルアセスメントⅡ		1	
小 計	14		
ライフサイクルと看護	発達看護論Ⅰ(成人・老年)	1	
	発達看護論Ⅱ(母性・小児)	1	
	急性期・回復期の成人看護	1	
	慢性期・終末期の成人看護	1	
	老年看護援助論	1	
	小児看護援助論	1	
	母性看護援助論	1	
	看護診断実践論	1	
	発達看護論演習Ⅰ(成人・老年)	2	
	発達看護論演習Ⅱ(母性・小児)	1	
	がん看護	1	
	緩和ケア	1	
	親と子の発達論		1
	生活主体発達援助論		1
	小児看護臨床実践論		1
長寿と健康		1	
小 計	13		
地域における看護	地域看護学総論	1	
	地域看護方法論Ⅰ	1	
	在宅看護論	1	
	地域・在宅看護演習	1	
	精神保健看護論	1	
	精神看護援助論	1	
	国際保健看護論	1	
	地域保健計画と管理	1	
	地域ケアシステム論		1
	学校保健活動		1
	産業保健活動		1
	在宅高齢者のヘルスアセスメント		1

地域における看護	地域看護方法論Ⅱ		1
	災害看護論		1
	小 計	8	
臨地実習	基礎看護実習	3	
	成人看護実習	6	
	小児看護実習	2	
	母性看護実習	2	
	精神看護実習	2	
	老年看護実習	3	
	在宅看護実習	2	
	地域看護実習	3	
	統合実習	3	
小 計	26		
助産コース	基礎助産学		2
	助産診断・技術学Ⅰ		2
	助産診断・技術学Ⅱ		2
	助産管理		1
	助産実習		9
	小 計		
小 計	89	7	
合 計	96		

別表3（第4条第1項関係）

医学科

教養教育科目

区 分	授 業 科 目	単 位 数	修 得 区 分	履 修 年 次												時 間 数	備 考
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次		6 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
大学入門科目	医療入門Ⅰ	4	必	4											60		
	小計	4		4											60		
共通基礎教育科目	外国語科目	英語A	4	必	4										120		
		英語B	2	必		2									60		
		独語Ⅰ，仏語Ⅰ， 中国語Ⅰ 朝鮮語Ⅰ	2	選必	2											60	
	小計	8		6	2										240		
情報処理科目	情報基礎概論	2	必		2										30		
	情報基礎演習Ⅰ	1	必	1											30		
	小計	3		3											60		
主題科目	小計	20	選必			20									300		
教養教育科目合計		35															

専門教育科目

区 分	授 業 科 目	単 位 数	修 得 区 分	履 修 年 次												時 間 数	備 考
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次		6 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
専門基礎科目	医療人間学	1	必	1											30		
	医療心理学	1	必	1											30		
	生活と支援技術	1	必		1										30		
	生活医療福祉学	1	必	1											30		
	医療入門Ⅱ	2	必			2									60		
	医療入門Ⅲ	2	必			2									60		

専門基礎科目	医療統計学	1	必	1																30		
	基礎生命科学	6	必	6																	192	
	小計	15			15																462	
基礎医学科目	細胞生物学Ⅰ	2	必	2																	40	
	細胞生物学Ⅱ	2	必	2																		40
	細胞生物学Ⅲ	2	必	2																		62
	細胞生物学Ⅳ	3	必	3																		92
	感染学・免疫学	2	必					2														56
	人体発生学	1	必				1															20
	組織学	4	必				4															118
	肉眼解剖学Ⅰ(神経解剖学概説)	1	必					1														20
	肉眼解剖学Ⅱ	4	必					4														160
	生化学	2	必				2															68
	生理学Ⅰ	3	必				3															80
	生理学Ⅱ	3	必				3															88
	薬理学	2	必				2															68
	微生物学	3	必					3														84
	病理学	3	必					3														84
	小計	37			9		28															1,080
機能・系統別PBL科目	地域医療	3	必					3														81
	呼吸器	3	必					3														83
	循環器	4	必					4														101
	消化器	4	必					4														104
	代謝・内分泌・腎・泌尿	4	必						4													96
	血液・腫瘍・感染症	4	必						4													108
	運動・感覚器	4	必						4													133
	皮膚・膠原	3	必							3												90
	精神・神経	4	必							4												129
	小児・女性	4	必							4												102
	救急・麻酔	2	必								2											64
	社会医学・医療社会法制	6	必								6											132
	臨床入門	7	必							7												273
	総括講義	2	必																	2		70
小計	54							52												2	1,596	
臨床実習	臨床実習	39	必								36	3										1,656
	地域医療実習	2	必									2										72
	関連教育病院実習	3	必									3										144
	小計	44									36	8										1,872
選択コース	語学系選択科目	6	選																			
	基礎系・臨床系選択科目		選																			
	学外研修・ボランティア等		選																			
	小計	6																				
専門教育科目合計		156																				

PBL教育  
(臨床入門及び総括講義を除く。)



別表3（第4条第1項関係）

看護学科

教養教育科目

区分	授業科目	単位数	修得区分	履修年次								時間数	備考
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
大学入門科目	看護学入門	2	必	2								30	
	小計	2		2								30	
共通基礎教育科目	英語A	4	必	2	2							120	
	英語B	2	必			1	1					60	
	独語Ⅰ, 仏語Ⅰ, 中国語Ⅰ, 朝鮮語Ⅰ	2	選必	1	1							60	
	小計	8		6	2							240	
	情報処理科目	情報基礎概論	2	必	2								30
	小計	2		2								30	
主題科目	小計	20	選必	20								300	
教養教育科目合計		32											

専門教育科目

区分	授業科目	単位数	修得区分	履修年次								時間数	備考
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門基礎科目	プレゼンテーション技法	1	必	1								20	
	解剖学・生理学	4	必	4								75	
	生化学	1	必	1								15	
	微生物学・寄生虫学	1	必	1								15	
	看護統計学	1	必	1								30	
	リハビリテーション概論	1	必				1					15	
	保健学	2	必	2								30	
	社会福祉	1	必	1								15	
	保健医療福祉行政論	1	必				1					15	
	病理学	1	必		1							20	
	女性の健康学	2	必		2							40	
	病態・疾病論Ⅰ 消化器・呼吸器など	4	必		4							80	
	病態・疾病論Ⅱ 精神系・神経系など	3	必			3						60	
	地域保健	1	必		1							15	
	疫学	1	必					1				15	
	臨床薬理学	1	必			1						20	
	臨床心理学	1	必			1						30	
	放射線診療	1	必				1					15	
	生活行動支援論	1	選					1				15	
	臨床栄養学	1	選					1				15	
	ヒトの遺伝の基礎と遺伝相談	1	選							1		30	
	保健医療福祉の最近の話題	1	選								1	15	
	看護英会話	1	選								1	30	
	英書で読む看護	1	選								1	30	
	労働とメンタルヘルス	1	選							1		20	
小計	35	28	7	11	8	5	1	5	0	2	3	680	
専門基礎科目計		35	28	7	19	6	5	5	5	5	680		

看護の機能と方法	基礎的看護技術Ⅰ(日常生活援助技術)	3	必		3				75		
	基礎的看護技術Ⅱ(コミュニケーション)	1	必		1				30		
	基礎的看護技術Ⅲ(診療に関する援助技術1)	1	必			1			30		
	基礎的看護技術Ⅳ(診療に関する援助技術2)	1	必				1		30		
	看護過程の展開の基礎	1	必			1			30		
	健康教育と集団指導の技術	1	必				1		30		
	家族看護論	1	必				1		15		
	フィジカルアセスメントⅠ	1	必					1	30		
	クリティカルケア	1	必					1	30		
	看護研究入門	1	必					1	30		
	看護制度・管理	1	必						1	30	
	看護倫理	1	必			1				15	
	看護とカウンセリング	1		選				1		20	
	ヘルスカウンセリング入門	1		選					1	20	
	看護の歴史	1		選						1	15
	セルフケア	1		選		1					15
	フィジカルアセスメントⅡ	1		選					1		20
小計	19	14	5	4	7	4	4		465		
ライフサイクルと看護	発達看護論Ⅰ(成人・老年)	1	必			1				30	
	発達看護論Ⅱ(母性・小児)	1	必		1					30	
	急性期・回復期の成人看護	1	必				1			30	
	慢性期・終末期の成人看護	1	必				1			30	
	老年看護援助論	1	必				1			30	
	小児看護援助論	1	必				1			30	
	母性看護援助論	1	必				1			30	
	看護診断実践論	1	必				1			15	
	発達看護論演習Ⅰ(成人・老年)	2	必					2		45	
	発達看護論演習Ⅱ(母性・小児)	1	必					1		30	
	がん看護	1	必					1		15	
	緩和ケア	1	必					1		15	
	親と子の発達論	1		選		1				20	
	生活主体発達援助論	1		選		1				30	
	小児看護臨床実践論	1		選					1	30	
長寿と健康	1		選				1		15		
小計	17	13	4	1	11	4	1		425		
地域における看護	地域看護学総論	1	必			1				15	
	地域看護方法論Ⅰ	1	必				1			30	
	在宅看護論	1	必				1			30	
	地域・在宅看護演習	1	必				1			30	
	精神保健看護論	1	必			1				15	
	精神看護援助論	1	必				1			30	
	国際保健看護論	1	必						1	15	
	地域保健計画と管理	1	必					1		30	
	地域ケアシステム論	1		選				1		15	
	学校保健活動	1		選				1		15	
	産業保健活動	1		選				1		15	
	在宅高齢者のヘルスアセスメント	1		選					1	15	
	地域看護方法論Ⅱ	1		選					1	20	
	災害看護論	1		選					1	15	
小計	14	8	6	0	2	4	8		290		

看護専門科目	臨地実習	基礎看護実習	3	必		0.6		2.4			135
		成人看護実習	6	必					6		270
		小児看護実習	2	必					2		90
		母性看護実習	2	必					2		90
		精神看護実習	2	必					2		90
		老年看護実習	3	必					3		135
		在宅看護実習	2	必						2	90
		地域看護実習	3	必						3	135
		統合実習	3	必						3	135
	小 計	26	26	0	0.6	2.4	15	8	1,170		
	助産コース	基礎助産学	2		選				2	60	
		助産診断・技術学Ⅰ	2		選				2	60	
助産診断・技術学Ⅱ		2		選				2	60		
助産管理		1		選				1	30		
助産実習		9		選				9	405		
小 計	16	0	16	0	0	0	16	615			
看護専門科目計		92	61	31	5.6	22.4	27	37	2,965		
専門教育科目合計		127	89	38	24.6	28.4	32	42	3,645		

(備考) 1. 専門教育科目は、必修科目89単位及び選択科目から7単位以上の合計96単位以上を修得すること。

2. 印は助産コースに必要な選択科目を示す。

卒業要件 128単位(教養教育科目32単位, 専門教育科目96単位)以上を修得すること。

この内、専門教育科目の7単位以上は以下(注)により修得すること。

注) 選択科目については、以下の履修方法によること。

助産師(選択コース)以外の者

区分	授 業 科 目(単位数)	備 考
1	選択科目「選択授業科目」	「選択授業科目」の中から7単位以上を選択しなければならない。(授業科目については別に定める。)
2	「基礎助産学」(2単位) 「助産診断・技術学Ⅰ」(2単位) 「助産診断・技術学Ⅱ」(2単位) 「助産管理」(1単位)	希望者は選択してもよい。

助産師(選択コース)の者

授 業 科 目(単位数)	備 考
「基礎助産学」(2単位) 「助産診断・技術学Ⅰ」(2単位) 「助産診断・技術学Ⅱ」(2単位) 「助産管理」(1単位) 「助産実習」(9単位)	左記の中から7単位以上を選択しなければならない。

# 理 工 学 部

理 工

# 佐賀大学理工学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学理工学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学部の目的)

第1条の2 本学部は、幅広い教養と科学・技術の専門的な素養を持ち、社会の広い分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。

(学科の目的)

第1条の3 本学部の各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 数理科学科 数学及び数理科学の領域において、広く社会で活躍できる高度な専門的知識・能力を持つ教育者、技術者、研究者となる人材を育成すること。
- (2) 物理科学科 広範な自然現象を理解する試みを通して、現代の科学技術を支える学力と、柔軟性に富んだ豊かな発想力を培い、広い分野で活躍できる人材を育成すること。
- (3) 知能情報システム学科 情報科学及び情報工学の学問領域における専門知識・能力及び広い視野を持ち、知識基盤社会を担う人材を育成すること。
- (4) 機能物質化学科 化学を通して継続的に社会に貢献することのできる人材を育成すること。
- (5) 機械システム工学科 機械工学及びその関連の領域において、専門的な基礎知識及びその応用力並びにもものづくりの素養を身に付けた技術者となる人材を育成すること。
- (6) 電気電子工学科 電気工学及び電子工学の領域における専門的知識・能力を持ち、社会で活躍できる人材を育成すること。
- (7) 都市工学科 都市工学の領域において、専門的知識・能力を持つ職業人となる人材を育成すること。

(入学)

第2条 本学部に入学者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学に関する事項は、佐賀大学理工学部編入学規程(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学理工学部履修細則(平成16年4月1日制定。以下「履修細則」という。)の定めるところによる。

(学科及びコース)

第3条 本学部の学科に次のコースを置く。

学 科	コ ー ス
数理科学科	
物理科学科	
知能情報システム学科	
機能物質化学科	物質化学コース
	機能材料化学コース
機械システム工学科	
電気電子工学科	
都市工学科	都市環境基盤コース
	建築・都市デザインコース

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

- 2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。
- 3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。
- 4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。
- 5 専門教育科目は、専門科目、専門基礎科目及び専門周辺科目に区分し、学科及びコース別に、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，佐賀大学教養教育科目履修規程（平成16年4月1日制定）及び履修細則の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目，単位数及び履修方法は，履修細則の定めるところによる。

（履修手続）

第6条 学生は，履修しようとする授業科目について，各学期とも所定の期間内に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし，学期の中途から開始される授業科目については，その都度履修手続をしなければならない。

（成績判定及び単位の授与）

第7条 授業科目を履修した場合には，成績判定の上，合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は，平素の学修状況，出席状況，学修報告，論文及び試験等によって行う。

3 成績は，秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし，秀・優・良・可を合格とし，不可は不合格とする。

（試験）

第8条 試験は，各授業科目につき，学期ごとに行うことを原則とする。

2 不合格と判定された科目については，再試験を行うことがある。

3 やむを得ない理由により，定期試験を受験できなかった科目については，追試験を行う。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第9条 教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修，大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）における授業科目の履修により修得した単位について，教授会の議を経て，認定する。

（転入学した者の履修科目等の認定）

第10条 転入学，編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は，教授会の議を経て，認定する。

（卒業の要件）

第11条 本学部を卒業するには，所定の期間在学し，第4条に定める教育課程を履修し，かつ，所定の単位を修得しなければならない。

（技術者教育プログラム等）

第12条 本学部に技術者教育プログラム及び学術教育プログラムを置く。

2 技術者教育プログラムを置く学科及びその名称は，次のとおりとする。

知能情報システム学科      知能情報システム学科

機能物質化学科              機能材料化学コース

機械システム工学科        機械システム工学科

電気電子工学科              電気電子工学科

3 学術教育プログラムを置く学科及びその名称は，次のとおりとする。

機能物質化学科              物質化学コース

4 技術者教育プログラム及び学術教育プログラムの履修に関し必要な事項は，別に定める。

（科目等履修生）

第13条 科目等履修生に関する事項は，佐賀大学科目等履修生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（特別聴講学生）

第14条 特別聴講学生に関する事項は，佐賀大学学生交流に関する規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（研究生）

第15条 研究生に関する事項は，佐賀大学研究生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（外国人留学生）

第16条 外国人留学生に関する事項は，佐賀大学外国人留学生規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

（公開講座）

第17条 学部の主催する公開講座については，教授会の議を経て，これを行うものとする。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか，本学部に関し，必要な事項は，教授会において定める。

## 附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月12日改正）

1 この規則は，平成16年5月12日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際，平成16年3月31日において現に在学する者及び知能情報システム学科を平成15年度に卒業した者並びに平成16年4月1日以降において知能情報システム学科に転入学，編入学又は再入学する者については，改正後の第12条第2項及び第3項の規定を適用する。

附 則（平成17年1月21日改正）

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月16日改正）

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年2月16日改正）

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月18日改正）

- この規則は、平成19年5月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日改正）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月20日改正）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第5条第1項関係）

学科・コース	教養教育科目									小計	専門教育科目			小計	合計	
	大学入門科目	共通基礎教育科目							主題科目		専門科目	専門基礎科目	専門周辺科目			
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目			分野別主題科目							共通主題科目
		英語	独語 仏語 中国語 朝鮮語	講義・演習	実習	講義	演習Ⅰ	演習Ⅱ								
数理科学科	2	4	4	2	2				24	38	66	16	4	86	124	
物理科学科	4	4	4	2	2				22	38	74	8	4	86	124	
知能情報システム学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37	76	10	4	90	127	
機能物質 化学科	物質化学 コース	2	4		2	2		1	1	22	34	84	8	4	96	130
	機能材料 化学コース	2	4		2	2		1	1	22	34	84	8	4	96	130
機械システム工学科	2	4	4	2	2		1	1	20	36	71	15	4	90	126	
電気電子工学科	2	4	4	2	2	2	1	1	20	38	62	20	4	86	124	
都市 工学科	都市環境 基盤コース	2	4	2	2	2	2	1		20	35	52	33	4	89	124
	建築・都市 デザインコース	2	4	2	2	2	2	1		20	35	52	33	4	89	124

# 佐賀大学理工学部履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 理工学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定)、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学理工学部規則(平成16年4月1日制定。以下「理工学部規則」という。)に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

(教養教育科目等)

第2条 大学入門科目における授業科目名及び単位数は次のとおりとする。

学 科	授 業 科 目	単 位
数理科学科	大学入門科目	2
物理科学科	大学入門科目Ⅰ	2
	大学入門科目Ⅱ	2
知能情報システム学科	大学入門科目	2
機能物質化学科	大学入門科目	2
機械システム工学科	創造工学入門	2
電気電子工学科	大学入門科目	2
都市工学科	大学入門科目	2

- 共通基礎教育科目における外国語科目の英語は、必修とする。ただし、外国人留学生は、この限りでない。
- 知能情報システム学科の学生は、教養教育科目における主題科目について、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」、「人間環境と健康」の中から8単位以上を修得しなければならない。
- 機能物質化学科機能材料化学コースの学生は、教養教育科目における主題科目の履修について、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」、「人間環境と健康」の中から12単位以上を履修しなければならない。
- 機械システム工学科の学生は、教養教育科目における主題科目の履修について、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」の中から6単位以上を、同学科の3年次に編入学した者については、12単位以上を履修しなければならない。
- 電気電子工学科の学生は、教養教育科目における主題科目の履修について、「文化と芸術」、「思想と歴史」、「現代社会の構造」、「人間環境と健康」の中から12単位以上を、同学科の3年次に編入学した者については、6単位以上を履修しなければならない。
- 都市工学科の学生は、共通基礎教育科目における情報処理科目の演習のうち、情報基礎演習Ⅰを履修しなければならない。

(専門教育科目)

第3条 各学科及びコースの専門教育科目における専門科目及び専門基礎科目の授業科目、単位数及び履修は、別表Ⅰ-1～Ⅰ-7(以下「別表Ⅰ」という。)のとおりとする。

- 専門教育科目における専門周辺科目の授業科目、単位数及び履修は、別表Ⅱのとおりとする。
- 第1項の各年度における科目の配当年次は、別途示すものとする。

(編入学者の教養教育科目等)

第4条 理工学部の次表に示す学科の3年次に編入学した者(以下「編入学者」という。)は、教養教育科目の単位を次表のとおり修得しなければならない。

学 科	大学入門科目	教養教育科目							合計
		共通基礎教育科目					主題科目		
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別主題科目	
英語	独語、仏語、中国語、朝鮮語	講義・演習	実習	講義	演習Ⅰ	演習Ⅱ			
数理科学科		2						8	10
物理科学科								8	8
知能情報システム学科								6	6
機能物質化学科	2	物質化学コース	2					6	8
		機能材料化学コース	2			1	1	12	18
機械システム工学科		2				1		12	15
電気電子工学科	2	2						6	10
都市工学科		都市環境基盤コース	2					6	8
		建築・都市デザインコース	2					6	8

理 工



(編入学者の専門教育科目)

第5条 編入学者は、別表Ⅰから各学科及びコースにおいて指定された専門教育科目の単位を修得しなければならない。

(他学科及び他学部等の開講科目)

第6条 学生は、別表Ⅰに定めるところにより、本学部他学科及び他学部において開講される科目を選択科目の一部として履修することができる。

2 外国人留学生は、別表Ⅲに定める科目を別表Ⅰに定める選択科目の一部として履修することができる。

(自由科目)

第7条 別表Ⅰに定める自由科目は、理工学部規則第11条に規定する卒業の要件の単位の中に算入しない。

(履修手続)

第8条 学生は、理工学部規則第6条に規定する履修手続を、前学期及び後学期とも所定期間に終えなければならない。

2 前項の履修手続を完了しない場合は、当該学期に受講したすべての科目の単位は、認定されない。

3 履修科目として登録できる単位数の上限等については、別に定める。

(技術者教育プログラム)

第9条 技術者教育プログラムを修了しようとする者は、所属するプログラムが定める修了要件を満たさなければならない。

2 学術教育プログラムを修了しようとする者は、所属する学科が定める卒業要件を満たさなければならない。

3 技術者教育プログラム及び学術教育プログラムの履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教員免許状)

第10条 教員免許状を取得しようとする者は、所定の教育課程に定める単位のほか、免許教科ごとに別に定める科目の単位及び教養教育科目のうち日本国憲法2単位を修得しなければならない。

2 教育実習参加資格等に関する事項は、別に定める。

(卒業研究)

第11条 卒業研究(「数学講究及び卒業研究」を含む。)は通年科目とし、着手時期は学年の始めとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月2日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月16日改正)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第4条の表機能物質化学科機能材料化学コースの主題科目の単位数、改正後の第3条別表Ⅰ-2物理科学科2専門科目の選択科目の表に規定する授業科目「回路理論」及び改正後の第3条別表Ⅰ-2機能物質化学科(機能材料化学コース)4第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位については、この限りでない。

附 則(平成19年1月17日改正)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成19年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者にかかる改正後の別表Ⅰ-5の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年1月16日改正)

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年1月14日改正)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 別表Ⅰ - 1 (第3条第1項関係)

### 数理学科

#### 1 専門基礎科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位
微分積分学基礎Ⅰ	2
微分積分学基礎Ⅱ	2
線形代数学基礎Ⅰ	2
線形代数学基礎Ⅱ	2
微分積分学基礎演習Ⅰ	2
微分積分学基礎演習Ⅱ	2
線形代数学基礎演習Ⅰ	2
線形代数学基礎演習Ⅱ	2

#### 2 専門科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位
数理学英語	2
微分積分学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2
線形代数学Ⅰ	2
線形代数学Ⅱ	2
微分積分学演習Ⅰ	2
微分積分学演習Ⅱ	2
線形代数学演習Ⅰ	2
線形代数学演習Ⅱ	2
集合・位相Ⅰ	2
集合・位相Ⅱ	2
数学講究及び卒業研究	12

##### 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
数理文書作成Ⅰ	2	離散数学	2
数理文書作成Ⅱ	2	グラフィック数学	2
代数学Ⅰ	2	確率解析学	2
代数学Ⅱ	2	シミュレーション数学	2
幾何学Ⅰ	2	数理統計学	2
幾何学Ⅱ	2	情報数学	2
解析学Ⅰ	2	応用関数論	2
解析学Ⅱ	2	工業数学	2
微分方程式論Ⅰ	2	数理学	2
微分方程式論Ⅱ	2	応用数学	2
複素関数論Ⅰ	2	数理学特別講義	
複素関数論Ⅱ	2	応用数学特別講義	
プログラミング	2	他学科で開講される専門科目	

##### 自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	

### 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	16
専門科目	
必修科目	34
選択科目	32
専門周辺科目	4
計	86

### 4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	26
選択科目	24
専門周辺科目	2
計	52

### 5 備考

- (1) 「数理学特別講義」及び「応用数理学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目32単位のうち6単位までは、「他学科で開講される専門科目」で充当することができる。
- (3) 専門周辺科目の授業科目、単位数及び履修は、別表Ⅱのとおりである。
- (4) 「数学講究及び卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
  - ア 教養教育科目のうち主題科目を22単位以上、大学入門科目2単位を修得していること。
  - イ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
  - ウ 専門基礎科目を16単位並びに専門科目の必修科目中「数学講究及び卒業研究」以外の22単位を修得していること。
  - エ 「他学科で開講される専門科目」以外の専門科目の選択科目を14単位以上修得していること。
  - オ 専門周辺科目を2単位以上修得していること。
- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「数学講究及び卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (6) 編入学者の「数学講究及び卒業研究」履修資格は、別途認定する。

## 別表Ⅰ - 2 (第3条第1項関係)

### 物理科学科

#### 1 専門基礎科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位
物理数学A	4
物理数学B	4

## 2 専門科目

### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
物理学概論 A	2	電磁気学 I	2
物理学概論 B	2	電磁気学 II	2
物理数学 C	4	電磁気学 III	2
力学 A	2	電磁気学 IV	2
力学 B	2	量子力学 A	4
力学 C	2	量子力学 B	4
力学 D	2	統計力学 A	4
物理学演習 A	2	統計力学 B	4
物理学演習 B	2	科学英語 I	1
熱力学	2	科学英語 II	1
物理学実験 A	3	卒業研究	10

### 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
相対論	2	放射線物理学	2
物理数学 D	2	波動	2
宇宙物理学	2	回路理論	2
物性物理学	2	特別講義	
物理学実験 B	3	他学科で開講される専門科目	
計算機物理学 A	2	他学部で開講される専門科目	
計算機物理学 B	2	教養教育運営機構で開講される特定プログラム教育科目	
		教員免許状取得に関する科目	

## 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	61
選択科目	13
専門周辺科目	4
計	86

## 4 第3年次編入学生の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	39
選択科目	5
専門周辺科目	2
計	54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

## 5 備考

- (1) 「特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目のうち4単位までは、他学科で開講される専門科目，他学部で開講される専門科目，教養教育運

営機構で開講される特定プログラム教育科目，教員免許状取得に関する科目及び専門周辺科目で充当することができる。

- (3) 「卒業研究」の履修は，原則として，次の各項を満たす者に対して認められる。
- ア 主題科目及び大学入門科目について，修得単位数が18単位以上であること。
  - イ 共通基礎教育科目について，所定の単位をすべて修得していること。
  - ウ 3年次までの専門科目の必修科目をすべて修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず，本学に2年以上在籍し，2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については，3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は，別途認定する。

## 別表Ⅰ - 3 (第3条第1項関係)

### 知能情報システム学科

#### 1 専門基礎科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
情報数理Ⅰ	2	プログラミング概論Ⅱ	2
情報数理Ⅱ	2	プログラミング演習Ⅰ	1
プログラミング概論Ⅰ	2	プログラミング演習Ⅱ	1

#### 2 専門科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
線形数学Ⅰ	2	オブジェクト指向開発	2
線形数学Ⅱ	2	データベース	2
基礎解析学Ⅰ	2	形式言語とオートマトン	2
基礎解析学Ⅱ	2	ハードウェア実験	2
論理設計	2	オペレーティングシステム	2
計算機アーキテクチャ	2	情報ネットワーク	2
技術文書作成	2	科学英語Ⅰ	1
工業数学Ⅰ	2	科学英語Ⅱ	1
工業数学Ⅱ	2	情報社会と倫理	2
情報理論	2	情報システム実験	2
データ構造とアルゴリズム	2	情報ネットワーク実験	2
確率統計	2	システム開発実験	2
ソフトウェア工学	2	シミュレーション実験	2
		卒業研究	12

##### 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
応用線形数学	2	人工知能	2
情報代数と符号理論	2	プログラミング言語論	2
コンピュータグラフィックス	2	デジタル通信技術	2
記号論理学	2	情報と職業	2
コンパイラ	2	画像情報処理	2
数値解析	2	モデリングとシミュレーション	2
グラフと組合せ	2	自主演習	1
信号処理	2	情報学特別講義	

### 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	10
専門科目	
必修科目	62
選択科目	14
専門周辺科目	4
計	90

### 4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	10
専門科目	
必修科目	62
専門周辺科目	2
計	74

教育上有益と認めるときは、学生が本学に編入学する前に高等専門学校又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、知能情報システム学科の専門教育科目の20単位を超えない範囲で、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

### 5 備考

- (1) 「情報学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 「自主演習」の単位数は1単位として、同一学期で1単位修得可能で、卒業要件単位として最大6単位まで修得できる。
- (3) 「情報システム実験」、「情報ネットワーク実験」、「シミュレーション実験」、「システム開発実験」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
  - ア 理工学部規則の別表に定める卒業要件単位を66単位以上修得していること。
  - イ 教養教育科目のうち、大学入門科目2単位を修得していること。
  - ウ 共通基礎教育科目について、外国語科目を6単位以上、健康・スポーツ科目を4単位、情報処理科目を3単位修得していること。
  - エ 「情報数理Ⅰ」、「情報数理Ⅱ」、「計算機アーキテクチャ」、「プログラミング概論Ⅰ」、「プログラミング演習Ⅰ」、「線形数学Ⅰ」、「線形数学Ⅱ」、「基礎解析学Ⅰ」、「基礎解析学Ⅱ」、「論理設計」、「ハードウェア実験」の単位をすべて修得していること。
- (4) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
  - ア 理工学部規則の別表に定める卒業要件単位を106単位以上修得していること。
  - イ 教養教育科目のうち、大学入門科目2単位及び主題科目16単位以上を修得していること。
  - ウ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
  - エ 専門周辺科目について、2単位以上を修得していること。
  - オ 専門基礎科目のすべて、並びに専門科目のうち「ハードウェア実験」、「情報システム実験」、「情報ネットワーク実験」、「シミュレーション実験」、「システム開発実験」の単位をすべて修得していること。
- (5) 上記(4)の規定に関わらず、2年終了時点の成績が特に優秀であると認められる者については3年生から「卒業研究」を含む4年次開講科目の履修を認める。
- (6) 編入学者の「卒業研究」履修資格は別途認定する。

**別表Ⅰ - 4 (第3条第1項関係)**  
**機能物質化学科 (物質化学コース)**

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎数学及び演習Ⅰ	2	基礎物理学及び演習Ⅰ	2
基礎数学及び演習Ⅱ	2	基礎物理学及び演習Ⅱ	2

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎化学Ⅰ	2	技術英語Ⅰ	1
基礎化学Ⅱ	2	技術英語Ⅱ	1
基礎化学Ⅲ	2	基礎化学実験Ⅰ	2
基礎化学Ⅳ	2	基礎化学実験Ⅱ	2
基礎化学演習Ⅰ	1	機能物質化学実験Ⅰ	4
基礎化学演習Ⅱ	1	機能物質化学実験Ⅱ	4
科学英語Ⅰ	1	機能物質化学実験Ⅲ	4
科学英語Ⅱ	1	機能物質化学実験Ⅳ	4
		卒業研究	8

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
<b>A群</b>			
無機化学Ⅰ	2	固体科学	2
無機化学Ⅱ	2	セラミックス工学	2
錯体構造化学	2	先端無機化学	2
錯体物性化学	2	機能物質化学特講Ⅰ	2
電子材料工学	2		
<b>B群</b>			
有機化学Ⅰ	2	構造生物化学	2
有機反応化学Ⅰ	2	生物情報化学	2
機能有機化学Ⅰ	2	高分子物性化学	2
有機金属化学Ⅰ	2	機能物質化学特講Ⅱ	2
有機金属化学Ⅱ	2		
<b>C群</b>			
化学熱力学Ⅰ	2	分子分光學	2
化学熱力学Ⅱ	2	溶液物理化学	2
量子化学Ⅰ	2	構造化学	2
量子化学Ⅱ	2	機能物質化学特講Ⅲ	2
統計熱力学	2		
<b>D群</b>			
基礎分析化学	2	化学工学基礎Ⅰ	2
分離化学	2	化学工学基礎Ⅱ	2
地球環境化学	2	環境化学工学	2
物質循環化学	2	電気分析化学	2
溶液化学	2	材料分析化学	2
分子計測化学	2	機能物質化学特講Ⅳ	2
<b>その他</b>			
化学技術者倫理	2	知的財産権法	2

自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	42
選択科目	42
専門周辺科目	4
計	96

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	0
専門科目	
必修科目	20
選択科目	32
専門周辺科目	4
計	56

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

5 備考

- (1) 専門科目の選択科目は「機能材料化学コースで開講される専門科目」から充当することができる。
- (2) コース進学（プログラム履修）は原則として、1年次で開講されている基礎化学実験Ⅰ及びⅡを修得し、さらにそれ以外の専門基礎科目及び専門科目10科目のうち、7科目以上を修得している者に対して認められる。
- (3) 2年次以上向けに開講されている専門科目は、コース進学（プログラム履修）が許可されている者のみ受講することが出来る。
- (4) 専門科目の選択科目は、各科目群（A～D）より少なくともそれぞれ4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たすものに対して認められる。
  - ア 理工学部規則別表に定める卒業要件単位を108単位以上修得していること。
  - イ 専門教育科目の卒業要件単位を80単位以上修得していること。
  - ウ 1年次で開講されている専門基礎科目及び専門科目を全て修得していること。
  - エ 機能物質化学実験Ⅰ～Ⅳをすべて修得していること。
- (6) 上記(5)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (7) 編入学者の「卒業研究」履修資格は別途認定する。



## 機能物質化学科（機能材料化学コース）

### 1 専門基礎科目

#### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎数学及び演習Ⅰ	2	基礎物理学及び演習Ⅰ	2
基礎数学及び演習Ⅱ	2	基礎物理学及び演習Ⅱ	2

### 2 専門科目

#### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
基礎化学Ⅰ	2	分離工学	2
基礎化学Ⅱ	2	反応工学	2
基礎化学Ⅲ	2	環境化学	2
基礎化学Ⅳ	2	分離分析化学	2
基礎化学演習Ⅰ	1	機器分析化学	2
基礎化学演習Ⅱ	1	工業数学	2
無機化学	2	化学技術者倫理	2
応用無機化学	2	知的財産権法	2
無機材料科学	2	科学英語Ⅰ	1
無機材料工学	2	科学英語Ⅱ	1
有機化学	2	技術英語Ⅰ	1
応用有機化学	2	技術英語Ⅱ	1
生物化学	2	基礎化学実験Ⅰ	2
高分子化学	2	基礎化学実験Ⅱ	2
物理化学Ⅰ	2	機能物質化学実験Ⅰ	4
物理化学Ⅱ	2	機能物質化学実験Ⅱ	4
応用物理化学	2	機能物質化学実験Ⅲ	4
化学工学Ⅰ	2	機能物質化学実験Ⅳ	4
化学工学Ⅱ	2	卒業研究	8

#### 自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	

### 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	84
専門周辺科目	4
計	96

4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	8
専門科目	
必修科目	84
専門周辺科目	4
計	96

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

教育上有益と認めるときは、学生が本学に編入学する前に高等専門学校又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、機能物質化学科機能材料化学コースの専門教育科目の50単位を超えない範囲で、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

5 備考

- (1) コース進学（プログラム履修）は原則として、1年次で開講されている基礎化学実験Ⅰ及びⅡを修得し、さらにそれ以外の専門基礎科目及び専門科目10科目のうち、7科目以上を修得している者に対して認められる。
- (2) 2年次以上向けに開講されている専門科目は、コース進学（プログラム履修）が許可されている者のみ受講することが出来る。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たすものに対して認められる。
  - ア 理工学部規則別表に定める卒業要件単位を104単位以上修得していること。
  - イ 専門教育科目の卒業要件単位を76単位以上修得していること。
  - ウ 1年次で開講されている専門基礎科目及び専門科目を全て修得していること。
  - エ 機能物質化学実験Ⅰ～Ⅳをすべて修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の履修すべき科目及び「卒業研究」履修資格は別途認定する。

別表Ⅰ - 5（第3条第1項関係）  
機械システム工学科

1 専門基礎科目  
必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
微分積分学Ⅰ	2	工業力学Ⅰ	2
微分積分学Ⅱ	2	工業力学Ⅱ	2
線形代数学	2	図学製図	1
物理学概説	2	実用英語基礎Ⅰ	1
		実用英語基礎Ⅱ	1

2 専門科目  
必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
ベクトル解析学	2	機械工作実習Ⅱ	1
確率・統計	2	機械工学実験Ⅰ	1
科学技術英語	2	機械工学実験Ⅱ	1
数値計算法	2	機械要素設計製図Ⅰ	1
流体力学	2	機械要素設計製図Ⅱ	1
熱力学Ⅰ	2	機械工学設計製図	1
材料力学Ⅰ	2	微分積分学演習Ⅰ	1
機械材料	2	微分積分学演習Ⅱ	1
機械設計Ⅰ	2	線形代数学演習	1
機械工作Ⅰ	2	工業力学演習Ⅰ	1

理 工

機構学	2	工業力学演習Ⅱ	1
機械力学Ⅰ	2	流体工学演習	1
機械制御Ⅰ	2	熱力学演習	1
計測工学	2	材料力学演習	1
技術者倫理	2	創造工学演習	1
機械工作実習Ⅰ	1	卒業研究	6

#### 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
流体力学	2	機械工作Ⅱ	2
流体機械	2	生産システム概論	2
圧縮性流体力学	2	機械力学Ⅱ	2
熱力学Ⅱ	2	機械制御Ⅱ	2
伝熱工学	2	メカトロニクス	2
エネルギー変換工学Ⅰ	2	ロボット工学	2
エネルギー変換工学Ⅱ	2	自動車工学	2
材料力学Ⅱ	2	基礎電気電子工学	2
弾・塑性力学	2	機械システム学外実習	1
機械設計Ⅱ	2	機械工学特別講義	
構造力学	2	他学科で開講される専門科目	
トライボロジー概論	2		

#### 自由科目

授 業 科 目	単 位
教員免許状取得に関する科目	
機械工学基礎演習	

### 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	15
専門科目	
必修科目	52
選択科目	19
専門周辺科目	4
計	90

### 4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の単位数は、前項「3 専門教育科目の卒業要件単位」と同じ90単位である。

なお、教育上有益と認めるときは、学生が本学に編入学する前に高等専門学校又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、機械システム工学科の専門教育科目の50単位を超えない範囲で、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

### 5 備考

- (1) 「機械工学特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目20単位のうち8単位までは、「他学科で開講される専門科目」で充当することができる。
- (3) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
  - ア 理工学部規則別表に定める卒業要件単位を100単位以上修得していること。
  - イ 教養教育科目のうち、大学入門科目2単位を修得し、かつ、主題科目の修得単位が12単位以上であること。

- ウ 共通基礎教育科目について、所定の単位をすべて修得していること。
  - エ 専門基礎科目を修得していること。
  - オ 3年次までに開講される「設計・製図」、「実験・実習」及び「創造工学演習」を修得していること。
  - カ 専門周辺科目を2単位以上修得していること。
- (4) 上記(3)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点の成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (5) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

## 別表1 - 6 (第3条第1項関係)

### 電気電子工学科

#### 1 専門基礎科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
微分積分学 A 及び演習	2	ベクトル解析学	2
微分積分学 B 及び演習	2	微分方程式	2
線形代数学 A 及び演習	2	複素関数論	2
線形代数学 B 及び演習	2	電気系基礎物理学	2
電気系基礎数学及び演習	2	基礎電気電子工学及び演習	2

#### 2 専門科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
電気回路 A 及び演習	4	電子回路 B 及び演習	2
電気回路 B 及び演習	4	技術英語	2
電気回路 C 及び演習	2	技術者倫理	2
電気回路 D 及び演習	2	電気電子工学実験 A	2
電磁気学 A 及び演習	4	電気電子工学実験 B	2
電磁気学 B 及び演習	4	電気電子工学実験 C	2
電磁気学 C 及び演習	2	電気電子工学実験 D	2
電磁気学 D 及び演習	2	卒業研究	6
電子回路 A 及び演習	2		

##### 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
情報通信工学	2	システム制御学	2
論理回路	2	情報伝送工学	2
基礎情報理論	2	LSI 回路設計	2
信号解析論	2	コンピュータ概論	2
電子計測	2	通信法規	2
電子物性論	2	オプトエレクトロニクス	2
工業力学	2	プラズマエレクトロニクス	2
エネルギーシステム工学	2	エネルギー変換工学	2
アナログ回路設計	2	電気法規及び電力管理	2
光通信技術	2	パワーエレクトロニクス	2
プログラミング論及び演習	2	環境電気工学	2
放電工学	2	マイクロ波光工学	2
電気電子材料学	2	音響工学	2
半導体デバイス工学	2	電気電子工学学外実習	1
電気機器学	2	電気電子工学特別講義	
電気設計学	2	他学科で開講される専門科目	
		他学部で開講される専門科目	

## 自由科目

授 業 科 目	単 位
教職免許状取得に関する科目	

### 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	20
専門科目	
必修科目	46
選択科目	16
専門周辺科目	4
計	86

### 4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	20
専門科目	
必修科目	46
選択科目	16
専門周辺科目	4
計	86

なお、教育上有益と認めるときは、学生が本学に編入学する前に高等専門学校又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、電気電子工学科の専門教育科目の50単位を超えない範囲で、本学科における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業要件単位に含めることができる。

### 5 備考

- (1) 電気電子工学科特別講義の具体的科目名および単位数は、その都度指示する。
- (2) 専門科目の選択科目16単位のうち2単位は、「他学科で開講される専門科目」及び「他学部で開講される専門科目」ならびに卒業要件単位を超えて修得した専門周辺科目で充当することができる。
- (3) 2年次以上向けに開講されている専門科目の履修は、原則として、1年次で開講されている専門基礎科目及び専門必修科目9科目のうち、6科目以上を修得しているものに対して認められる。
- (4) 3年次以上向けに開講されている専門科目の履修は、原則として、2年次まで開講されている専門基礎科目及び専門必修科目19科目のうち、15科目以上を修得しているものに対して認められる。
- (5) 「電気電子工学実験B」、「電気電子工学実験C」、「電気電子工学実験D」の履修について以下のように定める。
  - ア 「電気電子工学実験B」の履修は、原則として、「電気電子工学実験A」を履修し、かつ成績が「放棄」以外である者に対して認められる。
  - イ 「電気電子工学実験C」の履修は、原則として、「電気電子工学実験B」を履修し、かつ成績が「放棄」以外である者に対して認められる。
  - ウ 「電気電子工学実験D」の履修は、原則として、「電気電子工学実験C」を履修し、かつ成績が「放棄」以外である者に対して認められる。
- (6) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項を満たす者に対して認められる。
  - ア 主題科目を18単位以上修得し、大学入門科目2単位及び共通基礎教育科目について所定の16単位をすべて修得していること。ただし、主題科目のうち登録した主題分野から8単位以上修得していること。
  - イ 専門基礎科目を20単位、専門周辺科目を4単位修得していること。
  - ウ 専門科目の必修科目を40単位、専門科目の選択科目を12単位以上修得していること。
- (7) 上記(6)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められるものについては、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (8) 編入学者の「卒業研究」の履修資格は、別途認定する。

別表Ⅰ - 7 (第3条第1項関係)

都市工学科

1 専門基礎科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
専門基礎数学演習Ⅰ	2	都市工学基礎演習	2
専門基礎数学演習Ⅱ	2	基礎設計製図演習	2
専門基礎数学演習Ⅲ	2	コミュニケーション英語	1
専門基礎力学演習	2	技術英語	1
構造力学基礎	2	測量学Ⅰ	2
構造力学基礎演習	2	測量学実習Ⅰ	1
都市工学概論	2		

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
建設構造力学演習	2	都市構成論	2
現代建築概論	2	建築環境デザイン学	2
土質力学	2	建設材料学	2
水理学	2		

2 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位
卒業研究	8

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
<コース共通科目>			
測量学Ⅱ	2	建設材料実験演習	2
測量学実習Ⅱ	1	都市防災工学	2
統計数理	2	システム分析	2
工業数学	2	都市交通システム学	2
構造力学実験演習	2	都市・地域計画	2
鉄骨構造学	2	都市・地域環境計画	2
地震工学	2	地区環境計画演習	2
鉄筋コンクリート工学	2	インターンシップ	2
鉄筋コンクリート構造設計	2	技術者倫理	2
コンクリート構造工学	2	コース共通特別演習	2
建設施工・維持管理工学	2		
<都市環境基盤コース科目>			
地盤工学実験演習	2	流域水工学	2
地盤工学	2	水環境システム工学	2
基礎地盤設計演習	2	環境衛生工学	2
地盤環境学	2	環境生態工学	2
水工水理学	2	廃棄物処理	2
水工学実験演習	2	都市環境基盤特別講義	2
<建築・都市デザインコース科目>			
居住環境デザイン演習	4	建築環境工学Ⅰ	2
建築都市デザイン演習Ⅰ	4	建築環境工学Ⅱ	2
建築都市デザイン演習Ⅱ	4	建築空間史Ⅰ	2
居住環境計画	2	建築空間史Ⅱ	2

地域施設計画	2	アーバンデザイン	2
建築法制度とデザイン	2	建築環境工学演習Ⅰ	2
建築デザイン手法	2	建築環境工学演習Ⅱ	2
		建築・都市デザイン特別講義	2

#### 自由科目

授 業 科 目	単 位
基礎物理数学演習	1
教員免許状取得に関する科目	

### 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	
必修科目	23
選択科目	10
専門科目	
必修科目	8
選択科目	44
専門周辺科目	4
計	89

専門科目の選択科目の履修方法は以下の通りとする。

- (1) 都市環境基盤コースに進学した者は、専門科目の選択科目の卒業要件44単位のうち、都市環境基盤コース科目及びコース共通科目から34単位以上を修得すること。
- (2) 建築・都市デザインコースに進学した者は、専門科目の選択科目の卒業要件44単位のうち、建築・都市デザインコース科目及びコース共通科目から34単位以上を修得すること。

### 4 第3年次編入学者の修得すべき専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	} 50
必修科目	
選択科目	
専門科目	}
必修科目	
選択科目	
専門周辺科目	4
計	54

ただし、「卒業研究」の単位は必ず修得すること。

編入学後の専門科目の選択科目の履修方法については別途定める。

### 5 備考

- (1) コース進学は、2年次前学期終了時までに関講される専門基礎科目及び専門科目のうち、8科目以上を修得している者に認められる。コース進学を認められなかった者は、2年次後学期以降に関講される専門科目を履修することは出来ない。
- (2) 「コース共通特別演習」、「都市環境基盤特別講義」及び「建築・都市デザイン特別講義」の具体的科目名及び単位数は、その都度指示する。
- (3) 専門科目の選択科目の単位として、合計10単位を上限として、次の修得単位より充当することが出来る。
  - ア 専門基礎科目の選択科目の卒業要件単位を超えて修得した単位
  - イ 専門周辺科目の卒業要件単位を超えて修得した単位
  - ウ 他学科で開講される専門科目
  - エ 他学部で開講される専門教育科目

- オ 教養教育運営機構で開講される特定プログラム教育科目
- カ 共通基礎教育科目の「情報基礎演習Ⅱ」の単位
- キ 共通基礎教育科目の「独語」「仏語」「中国語」「朝鮮語」の2単位を超えて修得した単位
- (4) 「卒業研究」の履修は、原則として、次の各項のいずれかを満たすものに対して認められる。  
ただし、「卒業研究」の履修は4年次前学期から開始するものとする。
- ア 3年次前学期終了時まで(3年を超えて在学し「卒業研究」を未履修の者にあつては、各年の前学期終了時まで)に、次の各号を満たしていること。
- (1) 主題科目の修得単位が14単位以上であること。
  - (2) 大学入門科目及び共通基礎教育科目の卒業要件単位を修得していること。
  - (3) 専門基礎科目の必修科目のうち、「コミュニケーション英語」及び「技術英語」を除く、全ての科目を修得していること。
  - (4) 専門周辺科目の修得単位が2単位以上であること。
  - (5) 専門基礎科目の選択科目の修得単位が10単位以上であること。
  - (6) 専門科目の修得単位が24単位以上であること。
- イ 3年次後学期終了時まで(3年を超えて在学し「卒業研究」を未履修の者にあつては、各年の後学期終了時まで)に、アの条件を満たし、かつ理工学部規則別表の卒業要件単位を100単位以上修得していること。
- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、本学に2年以上在籍し、2年次終了時点での成績が特に優秀と認められる者については、3年次での「卒業研究」及び4年次開講科目の履修を認める。
- (6) 編入学者の「卒業研究」履修資格は、別途認定する。

## 別表Ⅱ(第3条第2項関係)

### 専門周辺科目

区分	授 業 科 目	単位数	備 考
Ⅰ	理工学基礎科学	2	1 各学科が他学科の学生に開講するもので、主として2、3年次生対象とする。 2 毎年度ごとに、具体的な授業名及び対象学科学学生を定め、それぞれ複数科目開講する。
	理工学基礎技術	2	
Ⅱ	理工学トピックス	2又は1	1 主として3、4年次対象とする。 2 毎年度ごとに、具体的なテーマ等を定め開講する。
	理工学先端科学	2又は1	
	理工学先端技術	2又は1	

#### 履修方法

- 1 学生は、区分Ⅰから、次のとおり単位を修得しなければならない。
  - (1) 数理科学科、物理科学科及び知能情報システム学科の学生は、「理工学基礎技術」を少なくとも2単位
  - (2) 機械システム工学科、電気電子工学科及び都市工学科の学生は、「理工学基礎科学」を少なくとも2単位
  - (3) 機能物質化学科の学生は、「理工学基礎技術」及び「理工学基礎科学」をそれぞれ2単位以上
- 2 学生は、上記1の単位を含めて、各学科が定める単位数を修得しなければならない。
- 3 区分Ⅱの授業科目の履修方法等については、その都度指示する。

## 別表Ⅲ(第6条第2項関係)

### 外国人留学生特別科目

授 業 科 目	単 位
理工学基礎Ⅰ	2
理工学基礎Ⅱ	2
理工学基礎演習Ⅰ	1
理工学基礎演習Ⅱ	1



## 技術者教育プログラムの履修に関し必要な事項（第9条関係）

平成21年1月7日改正  
理工学部教務委員会

知能情報システム学科

（知能情報システム学科）

本教育プログラムの修了要件は、知能情報システム学科の卒業要件と同一である。

機能材料化学コース

（機能物質化学科）

本教育プログラムを修了するには、次の項目を満たさなければならない。

- ア 機能物質化学科機能材料化学コースの卒業要件を満たしていること。
- イ 本学科が別に定める学習保証時間を満たしていること。

機械システム工学科

（機械システム工学科）

本教育プログラムの修了要件は、機械システム工学科の卒業要件と同一である。

電気電子工学科

（電気電子工学科）

本教育プログラムの修了要件は、電気電子工学科の卒業要件と同一である。

## 学術教育プログラムの履修に関し必要な事項（第9条関係）

平成21年1月7日改正  
理工学部教務委員会

物質化学コース

（機能物質化学科）

本教育プログラムの修了要件は、機能物質化学科物質化学コースの卒業要件と同一である。

## 教育職員免許状取得に必要な単位の修得方法（第10条第1項関係）

平成21年1月7日改正

理工学部教務委員会

教養教育科目の主題科目「現代の法と社会(日本国憲法)」2単位、「情報機器の操作」(別表1)、「教科に関する科目」(別表2)及び「教職に関する科目」(別表3)に定める単位を修得することにより、教育職員免許状を取得することができる。

なお、高等学校1種普通免許状(工業)を取得する場合の「教職に関する科目」23単位は、当分の間、工業の教科に関する科目をもって替えるものとする。

(別表1)

情報機器の操作

学 科	授 業 科 目	単 位	備 考
数理科学科	数理文書作成Ⅰ	2	} いずれか2単位 } 選択
	数理文書作成Ⅱ	2	
物理科学科	計算機物理学A	2	
知能情報システム学科	プログラミング演習Ⅰ	1	
	プログラミング演習Ⅱ	1	
	技術文書作成	2	
機能物質化学科 (物質化学コース)	情報基礎演習Ⅰ	1	
	情報基礎演習Ⅱ	1	
機能物質化学科 (機能材料化学コース)			
機械システム工学科			
電気電子工学科			
都市工学科	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習Ⅰ	1	

理 工

(別表2)

教科に関する科目

数理科学科 [ 中学校1種又は高等学校1種普通免許状(数学)を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
代 数 学	線形代数学Ⅰ	2		
	線形代数学Ⅱ	2		
	代数学Ⅰ		2	
	代数学Ⅱ		2	
	離散数理学		2	
	数理学		2	
幾 何 学	集合・位相Ⅰ	2		
	集合・位相Ⅱ	2		
	幾何学Ⅰ		2	
	幾何学Ⅱ		2	
	複素関数論Ⅰ		2	
	複素関数論Ⅱ		2	
	グラフィック数理学		2	
解 析 学	微分積分学Ⅰ	2		
	微分積分学Ⅱ	2		
	解析学Ⅰ		2	
	解析学Ⅱ		2	
	微分方程式論Ⅰ		2	
	微分方程式論Ⅱ		2	
	応用関数論		2	
「 確 率 論 , 統 計 学 」	確率解析学		2	} 中1種免,高1種免ともに } いずれか1科目選択必修
	数理統計学		2	
	工業数理学		2	
	応用数理学		2	
コ ン ピ ュ ー タ	プログラミング		2	} 中1種免,高1種免ともに } いずれか1科目選択必修
	情報数理学		2	
	シミュレーション数理学		2	
計		26		中学校
		34		高等学校

物理科学科 [ 中学校 1 種又は高等学校 1 種普通免許状 ( 理科 ) を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
物 理 学	物理数学 B	4		中 1 種免, 高 1 種免ともに必修 中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
	物理数学 C	4		
	物理数学 D		2	
	力学 A	2		
	力学 B	2		
	力学 C	2		
	力学 D	2		
	電磁気学 I	2		
	電磁気学 II	2		
	電磁気学 III	2		
	電磁気学 IV	2		
	量子力学 A	4		
	量子力学 B	4		
	物理学概論 A	2		
	物理学概論 B	2		
	放射線物理学		2	
	相対論		2	
	熱力学	2		
	統計力学 A	4		
	統計力学 B	4		
物性物理学		2		
波動		2		
計算機物理学 A		2		
計算機物理学 B		2		
物 理 学 実 験 ( コンピュータ活用を含む。 )	物理学実験 A	3		
	物理学実験 B		3	
化 学	化学概論 I		2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
化 学 実 験 ( コンピュータ活用を含む。 )	化学実験 I		1	中 1 種免は必修
生 物 学	生物学概論 I		2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
生 物 学 実 験 ( コンピュータ活用を含む。 )	生物学実験 I		1	中 1 種免は必修
地 球 学	地球科学		2	中 1 種免, 高 1 種免ともに必修
地 学 実 験 ( コンピュータ活用を含む。 )	地学実験 I		1	中 1 種免は必修
計		26		中学校
		34		高等学校

理 工

知能情報システム学科（数学コース）

[ 中学校 1 種又は高等学校 1 種普通免許状（数学）を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考	年 次
		必修	選択		
代 数 学	線形数学Ⅰ	2			1
	形式言語とオートマトン	2			2
	情報代数と符号理論		2		2
幾 何 学	線形数学Ⅱ	2			1
	工業数学Ⅱ	2			2
	グラフと組合せ		2		3
解 析 学	基礎解析学Ⅰ	2			1
	基礎解析学Ⅱ	2			1
	工業数学Ⅰ	2			2
	数値解析		2		3
「 確 率 論 , 統 計 学 」	情報理論	2			2
	確率統計	2			2
コ ン ピ ュ ー タ	データ構造とアルゴリズム	2			2
	プログラミング言語論		2		3
	コンパイラ		2		3
	モデリングとシミュレーション		2		3
	記号論理学		2		2
	人工知能		2		3
計		26		中学校	
		34		高等学校	

知能情報システム学科（情報コース）

[ 高等学校 1 種普通免許状（情報）を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考	年 次
		必修	選択		
情報社会および情報倫理	情報社会と倫理	2		必修	3
コンピュータ及び情報処理 （実習を含む。）	ハードウェア実験	2			3
	計算機アーキテクチャ	2			1
	論理設計	2			1
情報システム（実習を含む。）	データベース	2			2
	オペレーティングシステム	2			3
	情報システム実験	2			3
	システム開発実験	2			3
	ソフトウェア工学	2			2
	オブジェクト指向開発	2			3
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報ネットワーク	2			3
	デジタル通信技術		2		3
	情報ネットワーク実験	2			3
マルチメディア表現及び技術 （実習を含む。）	応用線形数学		2		2
	シミュレーション実験	2			3
	信号処理		2		3
	画像情報処理		2		3
	コンピュータグラフィックス		2		2
情 報 と 職 業	情報と職業		2	必修	3
計		32			

機能物質化学科（物質化学コース）

[ 中学校 1 種又は高等学校 1 種普通免許状（理科）を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
物 理 学	物理学概論Ⅰ		2	中 1 種免，高 1 種免ともに必修
物 理 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	物理学実験Ⅰ		1	中 1 種免は必修
化 学	化学概論Ⅰ		2	中 1 種免，高 1 種免ともに必修
	無機化学Ⅰ		2	
	無機化学Ⅱ		2	
	錯体構造化学		2	
	錯体物性化学		2	
	電子材料工学		2	
	固体科学		2	
	セラミックス工学		2	
	先端無機化学		2	
	有機化学Ⅰ		2	
	有機反応化学Ⅰ		2	
	機能有機化学Ⅰ		2	
	構造生物化学		2	
	生物情報化学		2	
	有機金属化学Ⅰ		2	
	有機金属化学Ⅱ		2	
	高分子物性化学		2	
	化学熱力学Ⅰ		2	
	化学熱力学Ⅱ		2	
	量子化学Ⅰ		2	
	量子化学Ⅱ		2	
	分子分光学		2	
	統計熱力学		2	
	溶液物理化学		2	
	構造化学		2	
	基礎分析化学		2	
	分離化学		2	
	地球環境化学		2	
	物質循環化学		2	
	溶液化学		2	
	分子計測化学		2	
	化学工学基礎Ⅰ		2	
	化学工学基礎Ⅱ		2	
	環境化学工学		2	
	電気分析化学		2	
	材料分析化学		2	
化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	基礎化学実験Ⅰ	1		
	基礎化学実験Ⅱ	1		
生 物 学	生物学概論Ⅰ		2	中 1 種免，高 1 種免ともに必修
生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む)	生物学実験Ⅰ		1	中 1 種免は必修
地 学	地球科学		2	中 1 種免，高 1 種免ともに必修
地学実験 (コンピュータ活用を含む)	地学実験Ⅰ		1	中 1 種免は必修
計		26		中学校
		34		高等学校

理 工

機能物質化学科（機能材料化学コース）

[ 高等学校1種普通免許状（工業）を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	基礎化学Ⅰ	2		
	基礎化学Ⅱ	2		
	基礎化学Ⅲ	2		
	基礎化学Ⅳ	2		
	無機化学	2		
	応用無機化学	2		
	無機材料科学	2		
	無機材料工学	2		
	有機化学	2		
	応用有機化学	2		
	生物化学	2		
	高分子化学	2		
	物理化学Ⅰ	2		
	物理化学Ⅱ	2		
	応用物理化学	2		
	化学工学Ⅰ	2		
	化学工学Ⅱ	2		
	分離工学	2		
	反応工学	2		
	環境化学	2		
	分離分析化学	2		
	機器分析化学	2		
	工業数学	2		
	科学英語Ⅰ	1		
	科学英語Ⅱ	1		
	機能物質化学実験Ⅰ	4		
機能物質化学実験Ⅱ	4			
機能物質化学実験Ⅲ	4			
機能物質化学実験Ⅳ	4			
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計		59		

機械システム工学科 [ 高等学校 1 種普通免許状 ( 工業 ) を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	工業力学Ⅰ	2		
	工業力学Ⅱ	2		
	流体工学	2		
	流体機械		2	
	流体力学		2	
	流体工学演習	1		
	圧縮性流体力学		2	
	機械工学実験Ⅰ	1		
	機械工学設計製図	1		
	科学技術英語	2		
	機構学	2		
	機械工作Ⅰ	2		
	機械工作Ⅱ		2	
	機械設計Ⅰ	2		
	機械設計Ⅱ		2	
	構造力学		2	
	機械工作実習Ⅰ	1		
	機械工作実習Ⅱ	1		
	機械要素設計製図Ⅰ	1		
	機械要素設計製図Ⅱ	1		
	工業力学演習Ⅰ	1		
	工業力学演習Ⅱ	1		
	ベクトル解析学	2		
	機械力学Ⅰ	2		
	機械力学Ⅱ		2	
	機械制御Ⅰ	2		
	機械制御Ⅱ		2	
	ロボット工学		2	
	熱力学Ⅰ	2		
	熱力学Ⅱ		2	
	伝熱工学		2	
	熱力学演習	1		
	エネルギー変換工学Ⅰ		2	
	エネルギー変換工学Ⅱ		2	
	機械工学実験Ⅱ	1		
	材料力学Ⅰ	2		
	材料力学Ⅱ		2	
	機械材料	2		
	材料力学演習	1		
	トライボロジー概論		2	
数値計算法	2			
計測工学	2			
弾・塑性力学		2		
メカトロニクス		2		
創造工学演習	1			
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計		59		

理 工



電気電子工学科 [ 高等学校 1 種普通免許状 ( 工業 ) を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	微分積分学 A 及び演習	2		
	微分積分学 B 及び演習	2		
	線形代数学 A 及び演習	2		
	線形代数学 B 及び演習	2		
	電気系基礎数学及び演習	2		
	ベクトル解析学	2		
	微分方程式	2		
	複素関数論	2		
	電気系基礎物理学	2		
	基礎電気電子工学及び演習	2		
	電気回路 A 及び演習	4		
	電気回路 B 及び演習	4		
	電気回路 C 及び演習	2		
	電気回路 D 及び演習	2		
	電磁気学 A 及び演習	4		
	電磁気学 B 及び演習	4		
	電磁気学 C 及び演習	2		
	電磁気学 D 及び演習	2		
	電子回路 A 及び演習	2		
	電子回路 B 及び演習	2		
	技術英語	2		
	技術者倫理	2		
	電気電子工学実験 A	2		
	電気電子工学実験 B	2		
	電気電子工学実験 C	2		
	電気電子工学実験 D	2		
	情報通信工学			2
	論理回路			2
	基礎情報理論			2
	信号解析論			2
	電子計測			2
	電子物性論			2
	工業力学			2
	エネルギーシステム工学			2
	アナログ回路設計			2
	光通信技術			2
	プログラミング論及び演習			2
	放電工学			2
	電気電子材料学			2
	半導体デバイス工学			2
	電気機器学			2
	電気設計学			2
	システム制御学			2
	情報伝送工学			2
	L S I 回路設計			2
コンピュータ概論			2	
通信法規			2	
オプトエレクトロニクス			2	
プラズマエレクトロニクス			2	
エネルギー変換工学			2	

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
	電気法規及び電力管理		2	
	パワーエレクトロニクス		2	
	環境電気工学		2	
	マイクロ波光工学		2	
	音響工学		2	
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計		59		

都市工学科 [ 高等学校 1 種普通免許状 ( 工業 ) を取得する場合 ]

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	都市工学概論	2		
	都市工学基礎演習	2		
	構造力学基礎	2		
	構造力学基礎演習	2		
	測量学Ⅰ	2		
	測量学実習Ⅰ	1		
	専門基礎数学演習Ⅰ	2		
	専門基礎数学演習Ⅱ	2		
	専門基礎数学演習Ⅲ	2		
	専門基礎力学演習	2		
	基礎設計製図演習	2		
	コミュニケーション英語	1		
	技術英語	1		
	建設構造力学演習		2	
	システム分析		2	
	土質力学		2	
	水理学		2	
	都市構成論		2	
	建築環境デザイン学		2	
	建設材料学		2	
	測量学Ⅱ		2	
	測量学実習Ⅱ		1	
	統計数理		2	
	工業数学		2	
	構造力学実験演習		2	
	鉄骨構造学		2	
	地震工学		2	
	鉄筋コンクリート工学		2	
	鉄筋コンクリート構造		2	
	鉄筋コンクリート構造設計		2	
	コンクリート構造工学		2	
	建設施工・維持管理工学		2	
	建設材料実験演習		2	
都市防災工学		2		
都市交通システム学		2		
都市・地域計画		2		
都市・地域環境計画		2		
地区環境計画演習		2		

理 工

科 目	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
工 業 の 関 係 科 目	技術者倫理		2	
	地盤工学		2	
	基礎地盤設計演習		2	
	地盤環境学		2	
	水工水理学		2	
	水工学実験演習		2	
	流域水工学		2	
	水環境システム工学		2	
	環境衛生工学		2	
	環境生態工学		2	
	地盤工学実験演習		2	
	居住環境デザイン演習		4	
	建築都市デザイン演習Ⅰ		4	
	建築都市デザイン演習Ⅱ		4	
	居住環境計画		2	
	地域施設計画		2	
	建築法制度とデザイン		2	
	建築デザイン手法		2	
	建築環境工学Ⅰ		2	
	建築環境工学Ⅱ		2	
建築空間史Ⅰ		2		
建築空間史Ⅱ		2		
現代建築概論		2		
アーバンデザイン		2		
建築環境工学演習Ⅰ		2		
建築環境工学演習Ⅱ		2		
職 業 指 導	職業指導		2	必修
計			59	

(別表3)

教職に関する科目(中学校1種又は高等学校1種普通免許状を取得しようとする場合)

科 目	各科目に含める必要事項		授業科目	単 位	修得すべき単位数		備 考	
					中学校	高等学校		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修・サービス及び身分保証等を含む。) ・進路選択に資する各種機会の提供等		教職概説	2	2	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育基礎論 教育思想史 人権教育論	2 2 2	2	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		発達と教育の心理学	2	2	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		現代教育論 教育社会学 社会教育概論Ⅰ	2 2 2	2	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法		教育課程論	2	2	2		
	各教科の指導法	数学	数学科教育法Ⅰ 数学科教育法Ⅱ 数学科教育法Ⅲ	2 2 2	2 2 2	2		
		理科	中等理科教育法Ⅰ 中等理科教育法Ⅱ 中等理科教育法Ⅲ 中等理科教育法Ⅳ 中等理科教育法Ⅴ 中等理科教育法Ⅵ 理科教育学	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1	1	1	
			情報	情報科教育法Ⅰ 情報科教育法Ⅱ	2 2		2 2	Ⅰ、Ⅱとも必修
	・道徳の指導法		道徳教育の研究	2	2			
	・特別活動の指導法		特別活動の研究	2	2	2		
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法学概説 視聴覚教育 教育評価	2 2 2	2	2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		・生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2	2	2
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2	2	2			
・進路指導の理論及び方法								
総合演習			総合演習	2	2	2		
教育実習			中学校教育実習	5	5		事前・事後指導 1単位を含む。	
			高等学校教育実習	3		3		
合 計					33	25 25 27	数学 理科 情報	

# 農 学 部

# 佐賀大学農学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学農学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学部の目的)

第1条の2 本学部は、農学及び関連する学問領域において、多様な社会的要請にこたえうる幅広い素養と実行力を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(学科の目的)

第1条の3 本学部の各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応用生物科学科 生物の特性を理解し、生物の改良や活用を通して、社会に貢献できる人材を育成すること。

(2) 生物環境科学科

イ 生物環境保全学コース 地球上の環境や生態系を深く理解し、これらの保全、再生及び活用を通して、社会に貢献できる人材を育成すること。

ロ 資源循環生産学コース 生物科学及び生産情報科学の理論と技術を学び、環境に配慮した食糧生産と環境問題の解決に貢献できる人材を育成すること。

ハ 地域社会開発学コース フィールドワークに基づく教育研究を通して、日本を含むアジア・太平洋諸地域における、持続可能な循環型地域社会の構築に貢献できる人材を育成すること。

(3) 生命機能科学科 科学的思考力を備え、生命科学技術の応用を通して、食と健康の分野において社会に貢献できる人材を育成すること。

(入学)

第2条 本学部に入学することのできる者は、学則第9条及び第14条に定めるところによる。

2 編入学に関する事項は、佐賀大学農学部編入学規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(学科及びコース)

第3条 本学部の学科に次のコースを置く。

学 科	コ ー ス
応用生物科学科	
生物環境科学科	生物環境保全学コース
	資源循環生産学コース
	地域社会開発学コース
生命機能科学科	

2 前項に掲げるコースは、2年次前学期の始めに決定する。なお、決定方法については別に定める。

(教育課程の編成)

第4条 本学部の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目に区分する。

3 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

4 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

5 専門教育科目は、専門基礎科目、農学基礎科目及び専門科目に区分し、学科及びコース別に、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(履修方法)

第5条 学生は、本学部の定める教育課程により、教養教育科目及び専門教育科目から成る別表に示す単位を修得しなければならない。

2 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)及び佐賀大学農学部履修細則(平成16年4月1日制定。以下「履修細則」という。)の定めるところによる。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、履修細則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期とも所定の期間内に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第7条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第8条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、追試験及び再試験に関する農学部内規(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第9条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)における授業科目の履修により修得した単位について、教授会の議を経て、認定する。

(転入学、編入学及び再入学した者の履修科目等の認定)

第10条 転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、認定する。

(卒業の要件)

第11条 本学部を卒業するには、所定の期間在学し、第4条に定める教育課程を履修し、かつ、所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第13条 特別聴講学生に関する事項は、佐賀大学学生交流に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(研究生)

第14条 研究生に関する事項は、佐賀大学研究生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(外国人留学生)

第15条 外国人留学生に関する事項は、佐賀大学外国人留学生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(公開講座)

第16条 学部の主催する公開講座については、教授会の議を経て、これを行うものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本学部に関し、必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月21日改正)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月16日改正)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月22日改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月18日改正)

1 この規則は、平成19年5月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月21日改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

学 科	教養教育科目								小 計	専門教育科目			小 計	合計	
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目						主題科目		専門 基礎 科目	農学 基礎 科目	専門 科目			
		外国語科目		健康・スポーツ 科目		情報処理 科目		分野別 主題科目							共通 主題科目
		英 語	独語， 仏語， 中国語 朝鮮語	講義・ 演習	実 習	講 義	演 習 Ⅰ								
応用生物科学科	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126	
生物 環境 科学 科	生物環境保 全学コース	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126
	資源循環生 産学コース	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126
	地域社会開 発学コース	2	4	4	2	2	2	1	20	37	4	6	79	89	126
生命機能科学科	2	4	4	2	2	2	1	20	37	8	6	75	89	126	

## 佐賀大学農学部履修細則

（趣旨）

第1条 農学部学生の教養教育科目及び専門教育科目の履修については、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定）、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成16年4月1日制定）、佐賀大学教養教育科目履修細則（平成16年4月1日制定）及び佐賀大学農学部規則（平成16年4月1日制定）に定めるもののほか、本細則の定めるところによる。

（共通基礎教育科目）

第2条 共通基礎教育科目中、外国語科目については、英語を必修とし、ドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語の中から1か国語を選択して履修するものとする。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

2 共通基礎教育科目中、情報処理科目の演習については、情報基礎演習Ⅰを必修とする。

（専門教育科目）

第3条 各学科及びコースの専門教育科目における専門基礎科目、農学基礎科目及び専門科目の授業科目及び単位等は、別表Ⅰ～Ⅶのとおりとする。

2 前項の授業科目の配当年次は、別に定める。

（外国人留学生の履修）

第4条 外国人留学生は、別表Ⅷに定める授業科目を専門科目における選択科目の一部として履修することができる。

（転入学、編入学及び再入学した者の履修科目等の認定）

第5条 佐賀大学農学部規則第10条に規定する転入学、編入学又は再入学した者の履修科目及び修得単位数の認定については、別に定める。

（履修登録）

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、佐賀大学農学部規則第6条に規定する履修手続を、各学期とも所定の期限までに終えなければならない。

2 前項の履修手続を終えなかった場合、当該学期に受講したすべての授業科目の単位は認定されない。

3 各学期に登録できる授業科目の単位数の上限は、教育職員免許法における教職に関する科目及び集中講義の科目を除き25単位とする。ただし、転入学、編入学又は再入学した者については、この限りでない。

（教育職員免許状）

第7条 教育職員免許状取得に関する科目は、「農学部学生の教育職員免許状取得に関する内規（平成16年4月1日制定）」に定める。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、教授会で定める。



附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月12日改正）

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則（平成18年2月17日改正）

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則（平成19年2月21日改正）

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月28日改正）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。ただし，改正後の別表Ⅲから別表Ⅶにおける選択科目中「インターンシップⅠ」、「インターンシップⅡ」、「アカデミック英語コミュニケーション」及び「アカデミック英語プレゼンテーション」については，この限りでない。

別表Ⅰ

専門基礎科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
数学	2	化学	2
物理学	2	生物学	2

備 考

- (1) 応用生物科学科の学生は、「化学」及び「生物学」を必ず履修しなければならない。
- (2) 生物環境科学科の学生は，上記専門基礎科目の中から4単位以上履修しなければならない。
- (3) 生命機能科学科の学生は，上記専門基礎科目の全て（8単位）について履修しなければならない。
- (4) 応用生物科学科と生物環境科学科の学生が，各学科の上限単位数を超えて単位を修得した場合，その単位を専門科目（選択科目）に算入する。

別表Ⅱ

農学基礎科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
作物生産学	2	生物化学	2
動物資源開発学	2	食料流通経済学	2
土壌学	2		

備考

6単位を超えて修得した単位は，専門科目（選択科目）の単位として算入する。

別表Ⅲ

応用生物科学科

1 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
植物生理学	2	応用化学実験	1
熱帯農業論	2	果樹園芸学	2
遺伝学	2	蔬菜園芸学	2
応用動物昆虫学	2	応用生物学実験	1
生物統計学	2	科学英語	2
植物育種学	2	生物科学英語	2
植物病理学Ⅰ	2	生物情報処理演習	2

フィールド科学基礎実習Ⅰ	1	卒業研究	8
生物学実験	1		

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
線虫学	2	果樹園芸学実験Ⅰ	1
システム生態学	2	果樹園芸学実験Ⅱ	1
動物行動生態学	2	熱帯作物改良学実験Ⅰ	1
植物工学	2	熱帯作物改良学実験Ⅱ	1
熱帯作物改良学	2	蔬菜花卉園芸学実験Ⅰ	1
動物繁殖生理学	2	蔬菜花卉園芸学実験Ⅱ	1
植物病原学	2	植物分子育種学実験Ⅰ	1
昆虫学	2	植物分子育種学実験Ⅱ	1
フィールド科学基礎実習Ⅱ	1	動物資源開発学実験Ⅰ	1
農業政策論	2	動物資源開発学実験Ⅱ	1
植物発生生理学	2	植物病理学実験Ⅰ	1
植物分子遺伝学	2	植物病理学実験Ⅱ	1
観賞園芸学	2	線虫学実験Ⅰ	1
動物遺伝育種学	2	線虫学実験Ⅱ	1
動物生体生理学	2	昆虫学実験Ⅰ	1
植物病理学Ⅱ	2	昆虫学実験Ⅱ	1
植物生態生理学	2	生態学実験Ⅰ	1
植物栄養学	2	生態学実験Ⅱ	1
動物生産管理学	2	熱帯有用植物学	2
インターンシップ	1	飼料資源学	2
インターンシップⅡ	2	経営資源管理学	2
植物工学実験Ⅰ	1	食用作物学	2
植物工学実験Ⅱ	1	同位元素利用論	2
植物代謝解析学実験Ⅰ	1	アカデミック英語コミュニケーション	2
植物代謝解析学実験Ⅱ	1	アカデミック英語プレゼンテーション	2

2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目
応用生物科学科の専門科目を除く他学科開講の専門科目

備 考

上記の自由科目については、10単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	36
選択科目	43
計	89

## 別表Ⅳ

## 生物環境科学科（生物環境保全学コース）

## 1 専門科目

## 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
生物環境保全学概説	2	実験生物環境保全学Ⅱ	2
資源循環生産学概説	2	科学英語	2
地域社会開発学概説	2	生物環境保全学演習	2
実験生物環境保全学Ⅰ	2	卒業研究	8

## 選択必修

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
実験水気圏環境学	2	実験生物環境学	2
実験地圏環境学	2		

## 備 考

上記選択必修科目の中から1科目（2単位）修得しなければならない。

## 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
環境水理学Ⅰ	2	植物栄養学	2
環境水理学Ⅱ	2	土壌微生物学	2
環境水理学演習Ⅰ	2	システム生態学	2
環境水理学演習Ⅱ	2	応用微生物学	2
環境基礎解析学	2	測地学演習Ⅰ	2
環境植物学	2	測地学演習Ⅱ	2
環境分析化学	2	地域計画学	2
応用力学Ⅰ	2	地盤環境学	2
応用力学Ⅱ	2	地盤環境学Ⅱ	2
地球環境学	2	水環境学	2
気象水文学	2	現代環境学	2
土壌環境科学	2	地水環境保全学	2
環境化学	2	環境浄化生物学	2
同位元素利用論	2	生物統計学	2
干潟生態環境学	2	応用力学演習Ⅰ	2
測地学Ⅰ	2	応用力学演習Ⅱ	2
測地学Ⅱ	2	英書講読	2
環境水利学	2	インターンシップⅠ	1
生産情報処理学Ⅰ	2	インターンシップⅡ	2
		アカデミック英語コミュニケーション	2
		アカデミック英語プレゼンテーション	2

## 2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目
生物環境保全学コースの専門科目を除く他学科開講の専門科目
生物環境保全学コースの専門科目を除く他コース開講の専門科目

## 備 考

上記の自由科目については、20単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。ただし、教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目については、10単位までとする。

3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	22
選択必修科目	2
選択科目	55
計	89

別表 V

生物環境科学科（資源循環生産学コース）

1 専門科目

必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
生物環境保全学概説	2	フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
資源循環生産学概説	2	フィールド科学基礎実習Ⅱ	1
地域社会開発学概説	2	生物科学実験実習	2
栽培技術論	2	科学英語	2
栽培環境制御学	2	卒業研究	8
農業生産機械学	2		

選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
バイオマス利用学	2	動物生産管理学	2
植物生理学	2	生産システム実験実習Ⅰ	1
植物育種学	2	生産システム実験実習Ⅱ	1
農産食品流通貯蔵学	2	資源循環フィールド科学実習	1
環境科学演習（分野演習）	1	遺伝資源フィールド科学実習	1
エネルギー利用学	2	作物学演習Ⅰ	1
応用動物昆虫学	2	作物学演習Ⅱ	1
同位元素利用論	2	資源循環フィールド科学演習Ⅰ	1
生産プロセス工学	2	資源循環フィールド科学演習Ⅱ	1
生産エンジニアリング	2	園芸工学演習Ⅰ	1
植物生態生理学	2	園芸工学演習Ⅱ	1
生産情報管理学	2	農業生産機械学演習Ⅰ	1
植物病理学Ⅰ	2	農業生産機械学演習Ⅱ	1
植物栄養学	2	生産システム演習Ⅰ	1
インターンシップ	1	生産システム演習Ⅱ	1
インターンシップ	2	遺伝学	2
フィールド科学総合実習	2	システム生態学	2
雑草学	2	植物工学	2
応用植物資源学	2	動物繁殖生理学	2
生産システム設計論	2	農業政策論	2
生産システム設計論Ⅱ	2	植物分子遺伝学	2
熱帯有用植物学	2	動物遺伝育種学	2
果樹園芸学	2	動物生体生理学	2
野菜園芸学	2	動物資源開発学実験Ⅰ	1
経営資源管理学	2	動物資源開発学実験Ⅱ	1
生物統計学	2	飼料資源学	2
食用作物学	2	分子生物学	2

環境保全型農業論	2	食糧流通貯蔵学	2
作物学実験実習Ⅰ	1	土壌微生物学	2
作物学実験実習Ⅱ	1	食品衛生学	2
園芸工学実験実習Ⅰ	1	食糧安全学	2
園芸工学実験実習Ⅱ	1	食品工学	2
生産情報処理学Ⅰ	2	食品機能化学	2
生産情報処理学Ⅱ	2	農産物利用学	2
アカデミック英語コミュニケーション	2		
アカデミック英語プレゼンテーション	2		

## 2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目
資源循環生産学コースの専門科目を除く他学科開講の専門科目
資源循環生産学コースの専門科目を除く他コース開講の専門科目

### 備 考

上記の自由科目については、20単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。ただし、教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目については、10単位までとする。

## 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	26
選択科目	53
計	89

### 別表Ⅵ

#### 生物環境科学科（地域社会開発学コース）

##### 1 専門科目

###### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
生物環境保全学概説	2	地域ビジネス開発論	2
資源循環生産学概説	2	フィールドワーク基礎演習	1
地域社会開発学概説	2	フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
地域資源論	2	科学英語	2
人間開発論	2	卒業研究	8

###### 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
アジア環境政策学	2	地域ビジネス開発学演習Ⅰ	1
システム生態学	2	地域ビジネス開発学演習Ⅱ	1
バイオマス利用学	2	植物病理学Ⅰ	2
環境基礎解析学	2	エネルギー利用学	2
栽培環境制御学	2	農村開発学	2
環境植物学	2	地域社会論	2
環境保全型農業論	2	国際農村保健学	2

国際環境農業論	2	農業会計学	2
土壌環境科学	2	地域農業組織論	2
同位元素利用論	2	半島・島嶼産業論	2
生態人類学	2	NPO・NGO論	2
食料市場論	2	食用作物学	2
アジア開発教育論	2	生物統計学	2
地域資源学演習Ⅰ	1	熱帯有用植物学	2
地域資源学演習Ⅱ	1	熱帯農業論	2
人間開発学演習Ⅰ	1	観光人類学	2
人間開発学演習Ⅱ	1	人間生物学	2
アジアフィールドワーク	1	環境地理学	2
生産情報処理学Ⅰ	2	環境社会学	2
社会統計学	2	経営資源管理学	2
生産情報処理学Ⅱ	2	農業政策論	2
インターンシップ	1	国際地域開発論	2
インターンシップ	2	アジア比較農業論	2
土壌微生物学	2		
アカデミック英語コミュニケーション	2		
アカデミック英語プレゼンテーション	2		

## 2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目
地域社会開発学コースの専門科目を除く他学部開講の専門科目
地域社会開発学コースの専門科目を除く他コース開講の専門科目

### 備 考

上記の自由科目については、20単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。ただし、教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目については、10単位までとする。

## 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	4
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	24
選択科目	55
計	89

## 別表Ⅶ

### 生命機能科学科

#### 1 専門科目

##### 必修科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
物理化学	2	食品衛生学	2
有機化学	2	栄養化学	2
分析化学	2	食品化学	2
化学実験Ⅰ	1	生化学実験	2
生物有機化学	2	分子生物学	2
生化学	2	化学実験Ⅱ	3

生物物理化学	2	微生物学実験	2
微生物学	2	科学英語	2
生命化学概説	2	生物学基礎実験	1
食糧科学概説	2	卒業研究	8

#### 選択科目

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
食糧安全学	2	遺伝子工学	2
食品工学	2	専門外書講読	2
食品機能化学	2	演習	2
分子細胞生物学	2	遺伝学	2
応用微生物学	2	植物生理学	2
海洋生物資源化学	2	生物統計学	2
食糧科学特講	2	環境化学	2
生命化学特講	2	昆虫学	2
化学基礎実験	1	植物病原学	2
インターンシップ	1	地球環境学	2
インターンシップ	2	人間生物学	2
農産物利用学	2	同位元素利用論	2
食糧流通貯蔵学	2	植物栄養学	2
生物資源化学	2		
アカデミック英語コミュニケーション	2		
アカデミック英語プレゼンテーション	2		

農 学

#### 2 自由科目

授 業 科 目
他学部開講の専門教育科目
教養教育運営機構が開設する特定プログラム教育科目
生命機能科学科の専門科目を除く他学科開講の専門科目

#### 備 考

上記の自由科目については、10単位に限り専門科目（選択科目）の必要履修単位に算入することができる。

#### 3 専門教育科目の卒業要件単位

区 分	単 位
専門基礎科目	8
農学基礎科目	6
専門科目	
必修科目	45
選択科目	30
計	89

#### 別表Ⅷ（外国人留学生特別科目）

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
農学概論	2	農学演習	2

## 農学部学生の分属及び卒業研究に関する内規

(平成16年4月1日制定)

- 1 学生は、教育研究分野に分属する。
- 2 単位修得状況が良くない場合は、教育研究分野分属を保留されることがある。
- 3 卒業年次の学生は、学年始めに専攻教育研究分野の教員と協議し、研究題目を定め、卒業研究を行う。ただし、単位修得状況が良くない場合は、卒業研究を保留されることがある。
- 4 卒業論文及び論文要旨は、卒業年次の2月末日までに指導教員に提出しなければならない。
- 5 卒業論文の審査は、指導教員がこれにあたる。
- 6 学生は、卒業論文発表会において論文の概要を発表しなければならない。
- 7 外国の大学に派遣留学した学生については、学科の議に基づき単位を認定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

## 追試験及び再試験に関する農学部に規

(平成16年4月1日制定)

- 1 やむを得ない理由(病気、事故、天災、肉親の死亡(二親等以内)など)により、定期試験を受験できなかった科目で、担当教員の承認を得た後、所定の願書を提出した者については、教授会の議を経て追試験を行うことがある。
  - (2) 追試験を受けようとする者は、所定の願書に欠席の理由を証明する書類を添えて、欠席の事由発生の日から、原則として、7日以内に農学部教務係に提出しなければならない。
- 2 不合格と判定された科目については、再試験を行うことがある。
  - (2) 再試験を受けようとする者は、担当教員の承認を得た後、所定の願書を所定の期日までに農学部教務係に提出しなければならない。
  - (3) 合格の評価は、「可(C)」とする。
- 3 教養教育運営機構において開設される教養教育科目の追試験及び再試験については、教養教育運営機構の定めるところによる。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月21日改正)

この内規は、平成19年2月21日から施行し、平成19年2月2日から適用する。

## 農学部学生の教育職員免許状取得に関する内規

(平成18年4月1日制定)

教員免許状取得を目的とする場合は、教養教育科目における主題科目「現代の法と社会(日本国憲法)」2単位及び免許教科ごとに、次に定める単位を修得しなければならない。



教科に関する科目

1種免許状(理科)「応用生物科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考
			中学校	高等学校	
必          修	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
		植物生理学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
		植物病理学Ⅰ	2	2	
		蔬菜園芸学	2	2	
		遺伝学	2	2	
	地学	地球環境学	2	2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学実験 応用生物学実験	1 1	1 1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験地圏環境学	2			
計			22	19	
選          択	物理学	環境水理学Ⅰ	2	2	
		環境水理学Ⅱ	2	2	
		応用力学Ⅰ	2	2	
		応用力学Ⅱ	2	2	
	化学	生物化学	2	2	
		栄養化学	2	2	
		環境化学	2	2	
		生物物理化学	2	2	
		食品化学	2	2	
		生物資源化学	2	2	
		生物有機化学	2	2	
		物理化学	2	2	
		分析化学	2	2	
		有機化学	2	2	
		同位元素利用論	2	2	
		生物学	昆虫学	2	2
	食用作物学		2	2	
	線虫学		2	2	
	植物分子遺伝学		2	2	
	動物遺伝育種学		2	2	
動物生体生理学	2		2		
植物生態生理学	2		2		
植物病原学	2		2		
システム生態学	2		2		
動物行動生態学	2		2		
熱帯作物改良学	2		2		
動物繁殖生理学	2		2		
地学	土壌環境科学	2	2		
	干潟生態環境学	2	2		
	気象水文学	2	2		
	地盤環境学	2	2		

選	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	環境水理学演習Ⅰ	2	2	
		環境水理学演習Ⅱ	2	2	
		応用力学演習Ⅰ	2	2	
		応用力学演習Ⅱ	2	2	
択	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学実験Ⅰ	1	1	
		化学実験Ⅱ	3	3	
		生化学実験	2	2	
		生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	2	2	
計	合 計		4	15	
			26	34	

1種免許状(理科)「生物環境科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考	
			中学校	高等学校		
必修	物理学	物理学	2	2		
	化学	化学	2	2		
	生物学	生物学	2	2		
	地学	地球環境学	2	2		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1	1	1 又は 2	
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	応用化学実験	1	1		
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物科学実験実習	2	2		
	地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験地圏環境学	2	2		
計			14	9又は10		
選	物理学	環境水理学Ⅰ	2	2		
		環境水理学Ⅱ	2	2		
		応用力学Ⅰ	2	2		
		応用力学Ⅱ	2	2		
	化学	生物化学	2	2		
		環境化学	2	2		
		環境分析化学	2	2		
		同位元素利用論	2	2		
		植物生理学	2	2		
	択	生物学	環境植物学	2	2	
			環境浄化生物学	2	2	
			土壌微生物学	2	2	
			システム生態学	2	2	
			植物病理学Ⅰ	2	2	
			食用作物学	2	2	
			応用植物資源学	2	2	
植物生態生理学			2	2		
環境地理学			2	2		
人間生物学			2	2		
生態人類学			2	2		
遺伝学	2	2				
動物繁殖生理学	2	2				

選 択	生物学	植物分子遺伝学	2	2	
		植物遺伝育種学	2	2	
		動物生体生理学	2	2	
	地学	気象水文学	2	2	
		地盤環境学	2	2	
		地盤環境学Ⅱ	2	2	
		土壌環境科学	2	2	
		干潟生態環境学	2	2	
		現代環境学	2	2	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	環境水理学演習Ⅰ	2	2	
環境水理学演習Ⅱ		2	2		
応用力学演習Ⅰ		2	2		
応用力学演習Ⅱ		2	2		
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	園芸工学実験実習Ⅰ	1	1		
	園芸工学実験実習Ⅱ	1	1		
	園芸工学演習Ⅰ	1	1		
	園芸工学演習Ⅱ	1	1		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験生物環境学	2	2		
	作物学実験実習Ⅰ	1	1		
	作物学実験実習Ⅱ	1	1		
	作物学演習Ⅰ	1	1		
	作物学演習Ⅱ	1	1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験水気圏環境学	2	2		
計		12	24又は25		
合 計		26	34		

1種免許状(理科)「生命機能科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考
			中学校	高等学校	
必 修	物理学	物理学	2	2	
	化学	化学	2	2	
		栄養化学	2	2	
		生物物理化学	2	2	
		食品化学	2	2	
		生物有機化学	2	2	
		物理化学	2	2	
		分析化学	2	2	
		有機化学	2	2	
	生物学	生物学	2	2	
微生物学		2	2		
地学	地球環境学	2	2		
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	1			
	化学実験Ⅰ 化学実験Ⅱ 生化学実験	化学実験Ⅰ	1	1	
		化学実験Ⅱ	3	3	
		生化学実験	2	2	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	生物学基礎実験	1	1	
微生物学実験		2	2		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験地圏環境学	2			
計		36	33		

選 択	物理学	環境水理学Ⅰ	2	2	
		環境水理学Ⅱ	2	2	
		応用力学Ⅰ	2	2	
		応用力学Ⅱ	2	2	
	化学	環境化学	2	2	
		生物化学	2	2	
		生物資源化学	2	2	
		海洋生物資源化学	2	2	
		植物生理学	2	2	
		同位元素利用論	2	2	
生物学	昆虫学	2	2		
	植物病原学	2	2		
	人間生物学	2	2		
	蔬菜園芸学	2	2		
	遺伝学	2	2		
地学	土壌環境科学	2	2		
	干潟生態環境学	2	2		
	気象水文学	2	2		
	地盤環境学	2	2		
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	環境水理学演習Ⅰ	2	2		
	環境水理学演習Ⅱ	2	2		
	応用力学演習Ⅰ	2	2		
	応用力学演習Ⅱ	2	2		
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	化学基礎実験	1	1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	実験水気圏環境学	2	2		
計		0	1		
合 計		36	34		

1種免許状(農業)「応用生物科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単位数	備 考
			高等学校	
必 修	農業	植物育種学	2	
		熱帯農業論	2	
		応用動物昆虫学	2	
		生物統計学	2	
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1	
		果樹園芸学	2	
		科学英語	2	
		生物科学英語	2	
		生物情報処理演習	2	
	職業指導	職業指導	2	
計		19		
選 択	農業	作物生産学	2	
		植物工学	2	
		フィールド科学基礎実習Ⅱ	1	
		農業政策論	2	
		植物発生生理学	2	
		観賞園芸学	2	
		植物病理学Ⅱ	2	

選 択	農業	植物栄養学	2	
		土壤学	2	
		動物生産管理学	2	
		動物資源開発学	2	
		植物工学実験Ⅰ	1	
		植物代謝解析学実験Ⅰ	1	
		果樹園芸学実験Ⅰ	1	
		熱帯作物改良学実験Ⅰ	1	
		蔬菜花卉園芸学実験Ⅰ	1	
		植物分子育種学実験Ⅰ	1	
		動物資源開発学実験Ⅰ	1	
		植物病理学実験Ⅰ	1	
		線虫学実験Ⅰ	1	
		昆虫学実験Ⅰ	1	
		生態学実験Ⅰ	1	
		熱帯有用植物学	2	
		飼料資源学	2	
		食料流通経済学	2	
		経営資源管理学	2	
		植物工学実験Ⅱ	1	
		植物代謝解析学実験Ⅱ	1	
		果樹園芸学実験Ⅱ	1	
		熱帯作物改良学実験Ⅱ	1	
		蔬菜花卉園芸学実験Ⅱ	1	
		植物分子育種学実験Ⅱ	1	
		動物資源開発学実験Ⅱ	1	
		植物病理学実験Ⅱ	1	
		線虫学実験Ⅱ	1	
		昆虫学実験Ⅱ	1	
		生態学実験Ⅱ	1	
		計	15	
		合計	34	

1種免許状（農業）「生物環境科学科」

区分	科 目	授 業 科 目	単位数	備 考
			高等学校	
必 修	農業	作物生産学	2	
		生物環境保全学概説	2	
		資源循環生産学概説	2	
		地域社会開発学概説	2	
		科学英語	2	
職業指導	職業指導	2		
	計		12	
選 択	農業	植物育種学	2	
		応用動物昆虫学	2	
		熱帯有用植物学	2	
		環境基礎解析学	2	
		土壤学	2	
		実験生物環境保全学Ⅰ	2	
		実験生物環境保全学Ⅱ	2	
		環境水利学	2	

選 択	農業	植物栄養学	2
		地域計画学	2
		水環境学	2
		応用微生物学	2
		地水環境保全学	2
		生物統計学	2
		測地学Ⅰ	2
		測地学Ⅱ	2
		測地学演習Ⅰ	2
		測地学演習Ⅱ	2
		生物環境保全学演習	2
		生産情報処理学Ⅰ	2
		栽培環境制御学	2
		動物資源開発学	2
		栽培技術論	2
		動物生産管理学	2
		バイオマス利用学	2
		エネルギー利用学	2
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1
		環境保全学農業論	2
		農産食品流通貯蔵学	2
		農業生産機械学	2
		フィールド科学基礎実習Ⅱ	1
		食料流通経済学	2
		生産プロセス工学	2
		生産エンジニアリング	2
		生産情報処理学Ⅱ	2
		生産情報管理学	2
		フィールド科学総合実習	2
		雑草学	2
		生産システム設計論	2
		生産システム設計論Ⅱ	2
		果樹園芸学	2
		地域資源論	2
		人間開発論	2
		地域ビジネス開発論	2
		フィールドワーク基礎演習	1
		観光人類学	2
		環境社会学	2
		経営資源管理学	2
		農業政策論	2
		国際地域開発論	2
アジア比較農業論	2		
食料市場論	2		
アジア開発教育論	2		
地域資源学演習Ⅰ	1		
人間開発学演習Ⅰ	1		
地域ビジネス開発学演習Ⅰ	1		
アジアフィールドワーク	1		
農村開発学	2		
地域社会論	2		
国際農村保健学	2		

選 択	農業	農業会計学	2	
		半島・島嶼産業論	2	
NPO・NGO論		2		
地域資源学演習Ⅱ		1		
人間開発学演習Ⅱ		1		
地域ビジネス開発学演習Ⅱ		1		
熱帯農業論		2		
社会統計学		2		
生産システム実験実習Ⅰ		1		
生産システム実験実習Ⅱ		1		
資源循環フィールド科学実習		1		
遺伝資源フィールド科学実習		1		
資源循環フィールド科学演習Ⅰ		1		
資源循環フィールド科学演習Ⅱ		1		
農業生産機械学演習Ⅰ		1		
農業生産機械学演習Ⅱ		1		
生産システム演習Ⅰ		1		
生産システム演習Ⅱ		1		
	アジア環境政策学	2		
	計	22		
	合計	34		

1種免許状(農業)「生命機能科学科」

区分	科目	授業科目	単位数	備考
			高等学校	
必 修	農業	科学英語	2	
		生命化学概説	2	
		食糧科学概説	2	
		分子生物学	2	
		食品衛生学	2	
		生化学	2	
		職業指導	職業指導	2
	計	14		
選 択	農業	応用動物昆虫学	2	
		観賞園芸学	2	
		作物生産学	2	
		植物栄養学	2	
		植物工学	2	
		植物発生生理学	2	
		植物病理学Ⅱ	2	
		食料流通経済学	2	
		飼料資源学	2	
		生命化学特講	2	
		食糧科学特講	2	
		生物統計学	2	
		動物生産管理学	2	
		土壌学	2	
		バイオマス利用学	2	
		フィールド科学基礎実習Ⅰ	1	
フィールド科学基礎実習Ⅱ	1			
	遺伝子工学	2		

選 択	農 業	応用微生物学	2	
		果樹園芸学	2	
		経営資源管理学	2	
		食品工学	2	
		食品機能化学	2	
		食糧安全学	2	
		食糧流通貯蔵学	2	
		分子細胞生物学	2	
		熱帯農業論	2	
		熱帯有用植物学	2	
		農業政策論	2	
		農産物利用学	2	
		専門外書講読	2	
計		20		
合 計		34		

備考 教員免許状に関する授業科目で農学部履修細則別表Ⅰ～Ⅶに記載されていない科目の単位は、卒業単  
位に算入しない。

#### 教職に関する科目

1種免許状（理科，農業）「学科共通」

印は必修

科 目	各科目に含める必要事項	授業科目	単 位	単位数			備 考	
				中学校	高等学校 理科	農業		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む） ・進路選択に資する各種機会の提供等	教職概説	2	2	2	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び理想  ・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）  ・教育に関する社会的，制度的，経営的事項	教育基礎論	2	2	2	2		
		教育思想史	2					
		人権教育論	2					
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法	現代教育論	2	2	2	2	理科の免許を取得しようとする者  中学校の場合はⅠ～Ⅵは必修  高等学校の場合はⅠは必修Ⅲ～Ⅵから1単位を選択する  農業の免許を取得しようとする者	
		教育社会学	2					
		社会教育概論Ⅰ	2					
		教育課程論	2	2	2	2		
		理 科	中等理科教育法Ⅰ	1	1	1		1
		中等理科教育法Ⅱ	1	1	1			
		中等理科教育法Ⅲ	1	1	1			
		中等理科教育法Ⅳ	1	1	1			
		中等理科教育法Ⅴ	1	1	1			
		中等理科教育法Ⅵ	1	1	1			
理科教育学	2							
理科教育学演習	2							
理科教育学実験	2							
農 業	農業科教育法Ⅰ	2			2			
農業科教育法Ⅱ	2							
・道徳の指導法	道徳教育の研究	2	2					
・特別活動の指導法	特別活動の研究	2	2	2	2			
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学概説	2	2	2	2			
	視聴覚教育	2						
	教育評価	2						
生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の論理及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の論理及び方法 ・進路指導の論理及び方法	生徒指導論	2	2	2	2		
		教育相談	2	2	2	2		
		総合演習	2	2	2	2		
総合演習		総合演習	2	2	2	2		
教育実習		中学校教育実習	5	5			事前・事後指導1単位を含む。	
		高等学校教育実習	3		3	3		
合 計				33	25	25		



# 佐賀大学農学部編入学生の既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学農学部履修細則(平成16年4月1日制定)第5条に規定する編入学した者の履修科目及び修得単位数(以下「既修得単位」という。)の認定については、この内規の定めるところによる。

(認定の基準)

第2条 既修得単位の認定については、次に掲げる区分に従い行う。

## I 教養教育科目

大学入門科目、共通基礎教育科目及び主題科目からなる教養教育科目については、次の表の一括認定する単位数の項に示す単位を短大等での既修得単位で一括認定し、卒業までに修得が必要な単位数の項に掲げる単位数を履修しなければならない。この場合において、主題分野の登録は必要としない。

	教 養 教 育 科 目								
	大学 入 門 科 目	共通基礎教育科目						主題科目	
		外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野別 主題科目	共通 主題 科目
		英語	独 語 仏 語 中国語 朝鮮語	講義 演習	実習	講義	演習		
卒業に必要な単位数	2	4	4	2	2	2	1	20	
一括認定する単位数	2	4	4	2	2	2	1	14	
卒業までに修得が必要な単位数	0	0	0	0	0	0	0	6	

## II 専門教育科目

### 1 専門基礎科目

専門基礎科目については、それぞれの学科で修得すべき単位(応用生物科学科:4単位,生物環境科学科:4単位,生命機能科学科:8単位)を短大等での既修得単位で一括認定する。

### 2 農学基礎科目

農学基礎科目については、それぞれの学科で修得すべき単位(応用生物科学科:6単位,生物環境科学科:6単位,生命機能科学科:6単位)を短大等での既修得単位で一括認定する。ただし、生命機能科学科において生物化学は認定対象科目としない。

### 3 専門科目

(1) 応用生物科学科では、専門科目のうち植物生理学(2単位),遺伝学(2単位),植物病理学Ⅰ(2単位),フィールド科学基礎実習Ⅰ(1単位),生物学実験(1単位),応用化学実験(1単位),果樹園芸学(2単位),応用生物学実験(1単位),を修得したものとし、短大等での既修得単位で一括認定する。

このほかの専門科目については、学科の申合せに従い、短大等での既修得単位のうち10単位を上限に修得単位として認定することができる。

(2) 生物環境科学科では、専門科目のうち生物環境保全学概説(2単位),資源循環生産学概説(2単位),地域社会開発学概説(2単位)を修得したものとし、短大等での既修得単位で一括認定する。さらに、所属するコースにおいて次の専門科目について修得したものとし、短大等での既修得単位で一括認定する。

イ 生物環境保全学コース:実験生物環境保全学Ⅰ(2単位),実験生物環境保全学Ⅱ(2単位)

ロ 資源循環生産学コース:栽培技術論(2単位),栽培環境制御学(2単位),農業生産機械学(2単位),生物科学実験実習(2単位),フィールド科学基礎実習Ⅰ(1単位),フィールド科学基礎実習Ⅱ(1単位)

ハ 地域社会開発学コース:地域資源論(2単位),人間開発論(2単位),地域ビジネス開発論(2単位),フィールドワーク基礎演習(1単位),フィールド科学基礎実習Ⅰ(1単位)

このほかの専門科目については、各コースの申合せに従い、短大等での既修得単位のうち生物環境保全学コース14単位,資源循環生産学コース8単位,地域社会開発学コース10単位を上限に修得単位として認定することができる。

(3) 生命機能科学科では、生命化学概説(2単位),食糧科学概説(2単位)を修得したものとし、短大等での既修得単位で一括認定する。このほかの専門科目については、学科の申合せに従い、短大等での既修得単位のうち14単位を上限に修得単位として認定することができる。

(雑則)

第3条 この内規に定めるもののほか、認定に必要な事項は、農学部教授会において定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年7月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

# 大 学 院

# 佐賀大学大学院学則

(平成16年4月1日制定)

## 目次

### 第1章 総 則

- 第1節 趣旨及び目的(第1条・第2条)
- 第2節 研究科(第3条)
- 第3節 課程(第4条)
- 第4節 鹿児島大学大学院連合農学研究科(第5条)
- 第5節 入学定員及び収容定員(第6条)

### 第2章 大学院通則

- 第1節 標準修業年限, 在学年限, 学年, 学期及び休業日(第7条 - 第11条)
- 第2節 教育課程(第11条の2 - 第17条の2)
- 第3節 課程の修了要件等(第18条 - 第21条)
- 第4節 学位の授与(第22条)
- 第5節 入学, 進学, 転入学及び再入学等(第23条 - 第33条)
- 第6節 休学, 復学, 退学, 転学, 転研究科, 転専攻, 派遣, 留学及び除籍(第34条 - 第40条)
- 第7節 科目等履修生, 特別研究学生, 特別聴講学生, 研究生及び外国人留学生(第41条 - 第45条)
- 第8節 検定料, 入学料及び授業料(第46条 - 第47条)
- 第9節 教員の免許状授与の所要資格の取得(第48条)
- 第10節 賞罰(第49条)

### 第3章 準用規定(第50条)

### 第4章 改正(第51条)

## 附則

### 第1章 総 則

#### 第1節 趣旨及び目的

##### (趣旨)

第1条 この大学院学則は, 国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第18条第5項の規定に基づき, 佐賀大学大学院(以下「大学院」という。)の研究科及び専攻の目的, 入学定員, 標準修業年限, 教育課程, 学生の入学, 退学, 修了その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

##### (目的)

第2条 大学院は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥を究めて, 文化の進展に寄与することを目的とする。

#### 第2節 研究科

##### (研究科)

第3条 大学院に, 次の研究科を置く。

- 教育学研究科
- 経済学研究科
- 医学系研究科
- 工学系研究科
- 農学研究科

2 前項の研究科及び当該研究科の専攻の目的は, 各研究科及び各専攻ごとに別に定める。

#### 第3節 課程

##### (課程)

第4条 大学院の課程は, 修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は, 広い視野に立って精深な学識を授け, 専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は, 専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 工学系研究科の課程は, 博士課程とし, これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し, 博士前期課程は, 修士課程として取り扱うものとする。

#### 第4節 鹿児島大学大学院連合農学研究科

##### (鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第5条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては, 佐賀大学, 鹿児島大学及び琉球大学が協力する

ものとする。

- 2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学の農学部及びこれに関連を有する学内共同教育研究施設の教員が、鹿児島大学の農学部及び水産学部並びに琉球大学農学部の教員とともに担当するものとする。

第5節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士課程・博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	6人	12人		
	教科教育専攻	33人	66人		
	小計	39人	78人		
経済学研究科	金融・経済政策専攻	4人	8人		
	企業経営専攻	4人	8人		
	小計	8人	16人		
医学系研究科	医科学専攻	15人	30人		
	看護学専攻	16人	32人		
	小計	31人	62人		
	医科学専攻			30人	120人
	小計			30人	120人
工学系研究科	機能物質化学専攻	16人	32人		
	物理科学専攻	15人	30人		
	機械システム工学専攻	27人	54人		
	電気電子工学専攻	26人	52人		
	知能情報システム学専攻	15人	30人		
	数理科学専攻	11人	22人		
	都市工学専攻	27人	54人		
	循環物質工学専攻	17人	34人		
	生体機能システム制御工学専攻	32人	64人		
	小計	186人	372人		
	エネルギー物質科学専攻			9人	27人
	システム生産科学専攻			7人	21人
	生体機能システム制御工学専攻			14人	42人
	小計			30人	90人
農学研究科	生物生産学専攻	20人	40人		
	応用生物科学専攻	30人	60人		
	小計	50人	100人		
合計			60人	210人	

第2章 大学院通則

第1節 標準修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修士課程及び博士前期課程の標準修業年限)

- 第7条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとする。ことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士後期課程の標準修業年限)

- 第8条 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとする。ことができる。

(医学系研究科の博士課程の標準修業年限)

- 第9条 医学系研究科の博士課程の標準修業年限は4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとする。ことができる。

(在学年限)

第10条 大学院における在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、医学系研究科の博士課程にあつては8年とする。

(学年、学期及び休業日)

第11条 大学院の学年、学期及び休業日については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

## 第2節 教育課程

(教育課程の編成)

第11条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育方法)

第12条 大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められた場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと(連携大学院方式と称する。)ができる。

(履修方法等)

第13条 研究科における授業科目、単位数及び研究指導並びにこれらの履修方法は、当該研究科において定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第13条の2 大学院が、一の授業科目について講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、学則第19条第1項各号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。

(成績の判定)

第13条の3 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(他の大学院及び外国の大学院における授業科目の履修)

第14条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が当該他の大学院において修得した単位を、研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲内で、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、研究科委員会の議に基づき、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、10単位を超えない範囲内で、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、各研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年、博士課程にあつては8年を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第17条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

### 第3節 課程の修了要件等

#### (修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程及び博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### (博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限とする。)以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第7条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「3年(第7条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者)にあっては、当該1年以上2年未満の期間を前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者)にあっては、当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を含む。」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。)を有する者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年(第8条ただし書の規定により博士課程の後期の課程について3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の修学上の区分にあっては、当該標準修業年限とし、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者)にあっては、2年(博士課程の後期の課程について3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の修学上の区分にあっては、当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間)とする。)以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(第7条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者)にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者)にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

#### (医学系研究科の博士課程の修了要件)

第20条 医学系研究科の博士課程の修了要件は、大学院に4年(4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の修学上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

#### (学位論文及び最終試験)

第21条 前3条に規定する最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会が決定し、その方法は各研究科において定める。
- 3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等の協力を得ることができる。

### 第4節 学位の授与

#### (学位の授与)

第22条 修士課程、博士前期課程、博士後期課程又は博士課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5節 入学、進学、転入学及び再入学等

#### (入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

#### (入学資格)

第24条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第26条 医学系研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含む16年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (7) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

（入学志願）

第27条 大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて、提出しなければならない。

（入学志願者の選考及び入学の許可）

第28条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考結果に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が入学を許可する。

（入学手続及び入学許可の取消し）

第29条 入学を許可された者は、別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。

2 前項の規定に違反したときは、学長は、入学許可を取り消すものとする。

（博士後期課程又は博士課程への進学資格）

第30条 博士後期課程又は博士課程に進学することのできる者は、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者とする。

（進学志願）

第31条 進学を志願する者は、所定の期日までに出願書類その他必要な書類を提出しなければならない。

（進学志願者の選考及び進学の許可）



第32条 進学志願者については、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長が進学を許可する。

(転入学及び再入学)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、志願する専攻に係る研究科委員会の議を経て、学期の始めに学長が、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学院(外国の大学院を含む。)に在学中の者で転入学を志願する者

(2) 大学院を退学した者で再入学を志願する者

2 転入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修すべき単位数は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

第6節 休学、復学、退学、転学、転研究科、転専攻、派遣、留学及び除籍

(休学)

第34条 病気その他の事由によって継続して3月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間が満了するとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第37条 他の大学院への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転研究科及び転専攻)

第38条 転研究科又は転専攻を志願する者があるときは、関係する研究科の研究科委員会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

2 転研究科又は転専攻を許可された者の在学すべき年数、履修すべき単位数は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(派遣及び留学)

第39条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、当該他の大学院又は研究所等に学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 前項の派遣及び留学については、研究科委員会の議を経て行うものとする。

3 派遣及び留学の期間は、標準修業年限に算入する

4 派遣及び留学に関し、必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第10条に規定する期間在学して修了できない者

(2) 病気その他で修業の見込みがない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、その納付すべき入学料を納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第7節 科目等履修生、特別研究学生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第42条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、学長が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、学長が特別聴講学生として履修を認めることがある。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

( 研究生 )

第44条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該研究科において選考の上、学長が原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し、必要な事項は、別に定める。

( 外国人留学生 )

第45条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科において選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 第8節 検定料、入学料及び授業料

( 検定料、入学料及び授業料 )

第46条 検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 第16条の規定に基づき、当該標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

( 検定料の徴収 )

第46条の2 検定料は、入学、編入学、転入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

( 入学料の徴収 )

第46条の3 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

( 検定料及び入学料の不徴収 )

第46条の4 前2条の規定にかかわらず、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しないものとする。

( 入学料の免除等 )

第47条 大学院に入学する者(研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。)であって、学業優秀であり、かつ、入学料の納付が困難な経済的理由があると認められる者に対しては、入学料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予並びに既納の授業料の返還については、学則第48条から第55条の2までの規定及び第57条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「卒業」とあるのは「修了」と、読み替えるものとする。

#### 第9節 教員の免許状授与の所要資格の取得

( 教員の免許状 )

第48条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院の専攻において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

#### 第10節 賞 罰

( 表彰及び懲戒 )

第49条 表彰及び懲戒については、学則第38条及び第39条の規定を準用する。

### 第3章 準用規定

( 準用規定 )

第50条 大学院の学生に関しては、この大学院学則に定めるもののほか、学則及び本学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 第4章 改 正

( 改正 )

第51条 この大学院学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

### 附 則

1 この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この大学院学則施行前の佐賀大学に、平成15年10月1日以降入学した者が修得した教育課程の履修は、この大学院学則の規定に基づき修得した教育課程の履修とみなす。

3 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者(次項において「在学者」という。)が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者に係る修了するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、

本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

- 4 この大学院学則施行後、第33条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、前項の規定を準用する。

附 則（平成17年5月20日改正）

この大学院学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日改正）

この大学院学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則（平成17年12月16日改正）

この大学院学則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則（平成19年2月16日改正）

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

この大学院学則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年7月20日改正）

- この大学院学則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月15日改正）

- この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 平成20年度から平成22年度までの医学系研究科博士課程医科学専攻の収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医科学専攻	30人	60人	90人

附 則（平成20年3月21日改正）

この大学院学則は、平成20年3月21日から施行する。

附 則（平成21年2月20日改正）

- この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第48条第2項関係）

研究科	課 程	専 攻	教員免許状の種類	免許教科の種類
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭情報，工業，英語
			特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）	
		幼稚園教諭専修免許状		
		教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，家庭工業，英語
幼稚園教諭専修免許状				

経済学研究科	修士課程	金融・経済政策専攻	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
		企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
工学系研究科	博士前期課程	機能物質化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		物理科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
			高等学校教諭専修免許状	理科
		機械システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		知能情報システム学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
		数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
			高等学校教諭専修免許状	数学
		都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		循環物質工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
高等学校教諭専修免許状	理科			
農学研究科	修士課程	生物生産学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		応用生物科学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科，農業

# 佐賀大学大学院教育学研究科規則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第1条の2 研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(専攻の目的)

第1条の3 研究科の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育専攻 教育学、教育心理学及び障害児教育の分野で基本的授業科目を設定し、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を授け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成すること。
- (2) 教科教育専攻 各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成すること。

(専攻並びにコース及び専修)

第2条 研究科の専攻に次のコース及び専修を置く。

専攻名	コース及び専修名
学校教育専攻	教育学コース、教育心理学コース、障害児教育コース
教科教育専攻	国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院教育学研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修手続)

第8条 履修しようとする授業科目については、各学期とも所定の期間に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第8条の2 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第9条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第13条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第16条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

# 佐賀大学大学院教育学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院教育学研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(修了に必要な単位数)

第2条 研究科の修了に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

科 目	専 攻	
	学校教育専攻	教科教育専攻
学校教育に関する科目	10単位	4単位
学校教育コース共通科目	6単位	
教科教育共通科目		2単位
教科教育に関する科目	4単位	4単位
教科内容に関する科目		8単位
自由選択科目	6単位	8単位
課題研究	4単位	4単位
計	30単位	30単位

(授業科目、単位数)

第3条 授業科目及び単位数等については、各専攻・専修ごとに別表に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第4条 専攻ごとの履修方法は、次のとおりとする。

## 2 学校教育専攻

### (1) 学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する学校教育に関する科目から、学校教育コース共通科目を除いて10単位以上を選択履修する。

### (2) 学校教育コース共通科目

「教育方法学特論」、「教育心理学特論」及び「障害児教育学特論Ⅰ」の各2単位を履修する。

### (3) 教科教育に関する科目

教科教育専攻のいずれか一つの専修から、4単位以上を選択履修する。

### (4) 自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から、6単位以上を選択履修する。

### (5) 課題研究

課題研究4単位は、自コースの一つの分野の指導教員を中心とする関係教員の指導のもとに研究を行う。

## 3 教科教育専攻

### (1) 学校教育に関する科目

学校教育専攻で開設する学校教育に関する科目から、4単位以上を選択履修する。

### (2) 教科教育共通科目

自専修の「実践授業研究」2単位を履修する。

### (3) 教科教育に関する科目

自専修の教科教育に関する授業科目から、4単位以上を選択履修する。

### (4) 教科内容に関する科目

自専修の教科内容に関する授業科目から、8単位以上を選択履修する。

### (5) 自由選択科目

研究科全体の開設授業科目から、8単位以上を選択履修する。

### (6) 課題研究

課題研究4単位は、自専修の一つの分野の指導教員を中心とする関係教員の指導のもとに研究を行う。

(単位の認定)

第5条 研究科規則第5条の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を限度として、第2条に定める単位に含めることができる。

2 研究科規則第6条の規定により修得したものとみなす授業科目の単位は、10単位を限度として、第2条に定める単位に含めることができる。

(デュアル・ディグリー・プログラムの履修)

第6条 教科教育専攻に在籍する学生で、佐賀大学が共同学位制度に関する協定を結んだ外国の大学院（以下「DDP 協定大学院」という。）に留学して二重学位を取得しようとする学生及び当該 DDP 協定大学院に在籍する学生で、教科教育専攻に転入学して二重学位を取得しようとする学生のために設けるデュアル・ディグリー・プログラムの授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成19年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学（第6条に定めるデュアル・ディグリー・プログラムにより、転入学する者を除く。）又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

1 学校教育専攻

科目	分野	授 業 科 目	単位数	備 考
学校教育に関する科目	教育学・教育史	日本教育史特論	2	
		日本教育史特別演習	1	
		教育哲学特論	2	
		教育哲学特別演習	1	
		人権教育特論	2	
		人権教育特別演習	1	
	学校経営	学校・学級経営学特論	2	
		学校・学級経営学特別演習	1	
	教育内容・方法論	教育方法学特論	2	
		教育方法学特別演習	1	
	社会教育学	社会教育学特論	2	
		社会教育学特別演習	1	
	道德教育	道德教育特論	2	
		道德教育特別演習	1	
教育社会学	教育社会学特論	2		
	教育社会学特別演習	1		
教育法制度論	教育法制特論	2		
	教育法制特別演習	1		



学校教育に関する科目	教育心理学	教育心理学特論	2
		教育測定・評価特別演習	1
		学習心理学特論	2
		学習心理学特別演習	1
		学級集団心理学・生徒指導特論	2
		進路指導特別演習	1
	教育臨床心理学	教育臨床心理学特論	2
		教育臨床心理学特別演習	1
		教育相談心理学特別演習	1
	発達心理学	発達心理学特論Ⅰ	2
		発達心理学特別演習	1
		発達心理学特論Ⅱ	2
障害児教育	障害児教育学特論Ⅰ	2	
	障害児教育学特論Ⅱ	2	
	障害児教育学研究方法論	2	
	障害児教育学特別演習	1	
障害児心理	障害児心理学特論Ⅰ	2	
	障害児心理学特論Ⅱ	2	
	障害児心理学研究方法論	2	
	障害児心理学・心理検査特別演習	1	
障害児病理	知的障害者生理学・病理学研究	2	
	肢体不自由者生理学・病理学研究	2	
	病弱者・情緒障害者生理学・病理学研究	2	
	感覚系障害者生理学・病理学研究	1	
実践研究	教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2	
	教育実践フィールド研究（臨床教育実習Ⅰ）	2	
	教育実践フィールド研究（臨床教育実習Ⅱ）	2	
課題研究	学校教育課題研究	4	
	障害児教育課題研究	4	

2 教科教育専攻  
国語教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	国語科教育	国語教育学特論ⅠA	2	DDP 協定大学院に在籍する学生で、教科教育専攻に転入学して、二重学位を取得しようとする学生以外は、教科教育に関する科目のうち「国語教育学特論ⅠA」と「国語教育学特論ⅠB」を必修とする。 なお、自由選択科目のうち、「書道特別研究Ⅰ」と「書道特別研究Ⅱ」を履修することが望ましい。
		国語教育学特論ⅠB	2	
		国語教育学特別演習Ⅰ	1	
		国語教育学特別演習Ⅱ	1	
		国語教育学特論Ⅱ	2	
		日本語教育学特論	2	
教科内容に関する科目	国語学	国語学特論ⅠA	2	
		国語学特論ⅠB	2	
		国語学特別演習ⅠA	1	
		国語学特別演習ⅠB	1	
		国語学特論ⅡA	2	
		国語学特論ⅡB	2	
		国語学特別演習ⅡA	1	
		国語学特別演習ⅡB	1	
	国文学	古典文学特論Ⅰ	2	
		古典文学特論Ⅱ	2	
	古典文学特別演習Ⅰ	1		
	古典文学特別演習Ⅱ	1		

教科内容に関する科目	国文学	現代文学特論Ⅰ	2	
		現代文学特論Ⅱ	2	
		現代文学特別演習Ⅰ	1	
		現代文学特別演習Ⅱ	1	
		日本文学思潮Ⅰ	2	
		日本文学思潮Ⅱ	2	
	漢文学	漢文学特論Ⅰ	2	
		漢文学特論Ⅱ	2	
		漢文学特別演習Ⅰ	1	
		漢文学特別演習Ⅱ	1	
		中国古典文学特論Ⅰ	2	
		中国古典文学特論Ⅱ	2	
		中国古典文学特別演習Ⅰ	1	
		中国古典文学特別演習Ⅱ	1	
		中日比較文学特論Ⅰ	2	
		中日比較文学特論Ⅱ	2	
		中日比較文学特別演習Ⅰ	1	
		中日比較文学特別演習Ⅱ	1	
		日中韓近世比較文学特論Ⅰ	2	
		日中韓近世比較文学特論Ⅱ	2	
日中韓近世比較文学特別演習Ⅰ	1			
日中韓近世比較文学特別演習Ⅱ	1			
書道	書道特別研究Ⅰ	1		
	書道特別研究Ⅱ	1		
実践研究	実践授業研究	2		
	教育実践フィールド研究(大学院教育実習)	2		
課題研究	国語課題研究Ⅰ	2		
	国語課題研究Ⅱ	2		
	国語教育課題研究Ⅰ	2		
	国語教育課題研究Ⅱ	2		
	書道課題研究Ⅰ	2		
	書道課題研究Ⅱ	2		

#### 社会科教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
教科教育に関する科目	社会科教育	社会科教育学特論Ⅰ(社会・地歴)	4	教科教育に関する科目のうち「社会科教育学特論Ⅰ(社会・地歴)」又は「社会科教育学特論Ⅱ(社会・公民)」のいずれか4単位を必ず修得すること。
		社会科教育学特別演習Ⅰ(社会・地歴)	2	
		社会科教育学特論Ⅱ(社会・公民)	4	
		社会科教育学特別演習Ⅱ(社会・公民)	2	
教科内容に関する科目	歴史学	考古学特論Ⅰ	2	
		考古学特論Ⅱ	2	
		考古学特別演習	2	
		日本史特論AⅠ	2	
		日本史特論AⅡ	2	
		日本史特論BⅠ	2	
		日本史特論BⅡ	2	
		日本史特別演習A	2	
		日本史特別演習B	2	
		東洋史特論AⅠ	2	
		東洋史特論AⅡ	2	
		東洋史特論BⅠ	2	

教科内容に関する科目	歴史学	東洋史特論BⅡ	2
		東洋史特別演習A	2
		東洋史特別演習B	2
		西洋史特論AⅠ	2
		西洋史特論AⅡ	2
		西洋史特論BⅠ	2
		西洋史特論BⅡ	2
		西洋史特別演習A	2
		西洋史特別演習B	2
	地理学	地理学特論AⅠ	2
		地理学特論AⅡ	2
		地理学特別演習A	2
		地理学特論BⅠ	2
		地理学特論BⅡ	2
		地理学特別演習B	2
	法律学	法律学特論AⅠ	2
		法律学特論AⅡ	2
		法律学特論BⅠ	2
		法律学特論BⅡ	2
		法律学特論CⅠ	2
		法律学特論CⅡ	2
		法律学特別演習A	2
		法律学特別演習B	2
		法律学特別演習C	2
	政治学	政治学特論Ⅰ	2
		政治学特論Ⅱ	2
		政治学特別演習	2
		国際政治学特論Ⅰ	2
国際政治学特論Ⅱ		2	
国際政治学特別演習		2	
経済学	経済学特論Ⅰ	2	
	経済学特論Ⅱ	2	
	経済学特別演習	2	
	国際経済学特論Ⅰ	2	
	国際経済学特論Ⅱ	2	
	国際経済学特別演習	2	
社会学	社会学特論AⅠ	2	
	社会学特論AⅡ	2	
	社会学特論BⅠ	2	
	社会学特論BⅡ	2	
	社会学特論CⅠ	2	
	社会学特論CⅡ	2	
	社会学特別演習A	2	
	社会学特別演習B	2	
	社会学特別演習C	2	
哲学・倫理学	倫理学特論Ⅰ	2	
	倫理学特論Ⅱ	2	
	倫理学特別演習	2	
実践研究	実践授業研究	2	
	教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2	

課題研究	社会科課題研究（社会・地歴）	4
	社会科課題研究（社会・公民）	4
	社会科教育課題研究（社会・地歴）	4
	社会科教育課題研究（社会・公民）	4

#### 数学教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	数学科教育	数学教育学特論Ⅰ	4	
		数学教育学特別演習Ⅰ	2	
		数学教育学特論Ⅱ	4	
		数学教育学特別演習Ⅱ	2	
教科内容に関する科目	代数学	代数学特論	4	
		代数学特別演習	2	
	幾何学	幾何学特論Ⅰ	4	
		幾何学特別演習Ⅰ	2	
		幾何学特論Ⅱ	4	
		幾何学特別演習Ⅱ	2	
	解析学	解析学特論	4	
		解析学特別演習	2	
		統計学特論	4	
		統計学特別演習	2	
	実践研究	実践授業研究	2	
		教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2	
課題研究	数学課題研究	4		
	数学教育課題研究	4		

#### 理科教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	理科教育	理科教育学特論Ⅰ	2	
		理科教育学特別演習Ⅰ	2	
		理科教育学特論Ⅱ	2	
		理科教育学特別演習Ⅱ	2	
		理科教育学特論Ⅲ	2	
教科内容に関する科目	物理学	固体物理学特論	2	
		固体物理学特別演習	2	
		中間エネルギー物理学特論	2	
		中間エネルギー物理学特別演習	2	
		量子物理学特論	2	
		量子物理学特別演習	2	
		半導体物理学特論	2	
	化学	物理化学特論	2	
		物理化学特別演習	2	
		無機化学特論	2	
		無機化学特別演習	2	
		有機化学特論	2	
		有機化学特別演習	2	
		分析化学特論	2	
生物学	比較生理学特論	2		
	比較生理学特別演習	2		
	群集生態学特論	2		

教科内容に関する科目	生物学	群集生態学特別演習	2
		植物分類生態学特論	2
		植物分類生態学特別演習	2
		行動生態学特論	2
		生命化学特論	2
	地学	地球史特論	2
		地球史特別演習	2
		火山岩岩石学特論	2
		火山岩岩石学特別演習	2
		大陸地殻進化学特論	2
		大陸地殻進化学特別演習	2
		宇宙物理学特論	2
	実践研究	実践授業研究	2
		教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2
課題研究	理科課題研究A	2	
	理科課題研究B	2	
	理科教育課題研究A	2	
	理科教育課題研究B	2	

#### 音楽教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考	
教科内容に関する科目	音楽科教育	音楽教育学特論ⅠA	2		
		音楽教育学特論ⅠB	2		
		音楽教育学特別演習Ⅰ	2		
		音楽教育学特論ⅡA	2		
		音楽教育学特論ⅡB	2		
		音楽教育学特別演習Ⅱ	2		
	音楽	器楽	器楽特論ⅠA	2	
			器楽特論ⅠB	2	
			器楽特別演習Ⅰ	2	
			器楽特論ⅡA	2	
			器楽特論ⅡB	2	
			器楽特別演習Ⅱ	2	
		声乐	声乐特論Ⅰ	2	
			声乐特論Ⅱ	2	
声乐特別演習			2		
作曲法		作曲法特論Ⅰ	2		
		作曲法特論Ⅱ	2		
		作曲法特別演習	2		
指揮法	指揮法特論	2			
	指揮法特別演習	1			
音楽学	音楽学特論Ⅰ	2			
	音楽学特論Ⅱ	2			
	音楽学特別演習	2			
	日本の音楽文化特論	2			
	日本の音楽文化特別演習	1			
実践研究	実践授業研究	2			
	教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2			
課題研究	音楽課題研究	4			
	音楽教育課題研究	4			

美術教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	美術・工芸科教育	美術教育特論	4	
		工芸教育特別演習	1	
		工芸教育教材特論	4	
		美術教育教材特別演習	1	
教科内容に関する科目	絵画	絵画特論Ⅰ	4	
		絵画特別演習Ⅰ	1	
		絵画特論Ⅱ	4	
		絵画特別演習Ⅱ	1	
	彫刻	彫刻特論	4	
		彫刻特別演習	1	
	デザイン	デザイン特論	4	
		デザイン特別演習	1	
	工芸	工芸特論Ⅰ	2	
		工学特別演習Ⅰ	1	
		工芸特論Ⅱ	4	
		工芸特別演習Ⅱ	1	
工芸特論Ⅲ		4		
工芸特別演習Ⅲ		1		
工芸特論Ⅳ		4		
工芸特別演習Ⅳ		1		
美術理論・美術史	美術・工芸論特論	2		
	美術方法特論	2		
	美学・美術史特論	4		
	美学・美術史特別演習	1		
実践研究	実践授業研究	2		
	教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2		
課題研究	美術・工芸課題研究	4		
	美術教育課題研究	4		
	工芸教育課題研究	4		

保健体育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に	保健体育科教育	保健体育教育学特論Ⅰ	2	教科教育に関する科目のうち「保健体育教育学特論Ⅰ」を必修とする。
		保健体育教育学特別演習Ⅰ	1	
		保健体育教育学特論Ⅱ	2	
		保健体育教育学特別演習Ⅱ	1	
		保健体育教育学特論Ⅲ	2	
教科内容に関する科目	体育学	体育学特論Ⅰ	2	
		体育学特別演習	1	
		体育学特論Ⅱ	2	
	運動学	運動学特論	2	
		運動学特別演習	1	
		運動方法学特論Ⅰ	2	
		運動方法学特別演習Ⅰ	1	
		運動方法学特論Ⅱ	2	
	運動方法学特別演習Ⅱ	1		
	健康運動実践学	健康運動実践学特論	2	
健康運動実践学特別演習		1		
健康運動実践方法学特論Ⅰ		2		

教科内容に関する科目	健康運動実践学	健康運動実践方法学特別演習Ⅰ	1
		健康運動実践方法学特論Ⅱ	2
		健康運動実践方法学特別演習Ⅱ	1
	運動生理学	運動生理学特論	2
		運動生理学特別演習	1
		健康生理学特論	2
	学校保健	学校保健特論	2
		学校保健特別演習Ⅰ	1
		学校保健特別演習Ⅱ	1
	実践研究	実践授業研究	2
教育実践フィールド研究（大学院教育実習）		2	
課題研究	保健体育課題研究	4	
	保健体育教育課題研究	4	

#### 技術教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
教科教育に関する科目	技術科教育	技術教育特論	4	教科内容に関する8単位は、電気工学特論Ⅰ、Ⅱの4単位と機械工学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうちから4単位を修得するものとする。
		技術教育特別演習Ⅰ	2	
		技術教育実践教育研究	4	
		技術教育特別演習Ⅱ	2	
教科内容に関する科目	電気	電気工学特論Ⅰ	2	
		電気工学特論Ⅱ	2	
		電気工学特別演習	2	
	機械	機械工学特論Ⅰ	2	
		機械工学特論Ⅱ	2	
		機械工学特論Ⅲ	2	
		機械工学特別演習	2	
	材料	材料工学特論	4	
		材料工学特別演習	2	
	情報基礎	情報工学特論	4	
		情報工学特別演習	2	
		電子計算機特論	4	
電子計算機特別演習		2		
実践研究	実践授業研究	2		
	教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2		
課題研究	技術科課題研究	4		
	技術教育課題研究	4		

大学院

#### 家政教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
教科教育に関する科目	家庭科教育	家庭科教育学特論Ⅰ	2	
		家庭科教育学特論Ⅱ	2	
		家庭科教育学特別演習Ⅰ	2	
		家庭科教育学特別演習Ⅱ	2	
教科内容に関する科目	食物学	食物学特論Ⅰ	2	
		食物学特論Ⅱ	2	
		食物学特別演習Ⅰ	2	
		食物学特別演習Ⅱ	2	
	被服学	被服学特論Ⅰ	2	
		被服学特論Ⅱ	2	

関する科目に 教科内容に	被服学	被服学特別演習Ⅰ	2
		被服学特別演習Ⅱ	2
	住居学	住居学特論	2
		住居学特別演習	2
	保育学	保育学特論	2
		保育学特別演習	2
	家政一般	家族関係学特論	2
		家族関係学特別演習	2
	実践研究	実践授業研究	2
		教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2
課題研究	家政学課題研究	4	
	家庭科教育課題研究	4	

### 英語教育専修

科目	分野	授業科目	単位数	備考
関する科目に 教科教育に	英語科教育	英語教育学特論ⅠA	2	
		英語教育学特論ⅠB	2	
		英語教育学特別演習Ⅰ	1	
		英語教育学特論ⅡA	2	
		英語教育学特論ⅡB	2	
		英語教育学特別演習Ⅱ	1	
教科内容に 関する科目	英語学	英語学特論ⅠA	2	
		英語学特論ⅠB	2	
		英語学特別演習Ⅰ	1	
		英語学特論Ⅱ	2	
		英語学特別演習Ⅱ	1	
	英米文学	英米文学特論ⅠA	2	
		英米文学特論ⅠB	2	
		英米文学特別演習Ⅰ	1	
		英米文学特論ⅡA	2	
		英米文学特論ⅡB	2	
	英米文学特別演習Ⅱ	1		
実践研究	実践授業研究	2		
	教育実践フィールド研究（大学院教育実習）	2		
課題研究	英語課題研究	4		
	英語教育課題研究	4		

### 3 外国人留学生のための科目

授業科目	単位数	備考
大学院日本語	2	専任の教員が開講
留学生特別演習（学校教育）	2	指導教員等が開講
留学生特別演習（教科教育）	2	指導教員等が開講



## 佐賀大学大学院経済学研究科規則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院経済学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第1条の2 研究科は、経済学及び経営学・法律学の教育・研究によって幅広い視野と豊かな応用力を培い、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成することを目的とする。

(専攻の目的)

第1条の3 研究科の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1)金融・経済政策専攻 国際経済、国民経済、地域経済等の諸問題を経済学・法律学の方法により解明し、実践的課題に対応しうる人材を養成すること。
- (2)企業経営専攻 企業経営等の諸問題を経営学・法律学の方法により解明し、実践的課題に対応しうる人材を養成すること。

(専攻及び講座)

第2条 研究科の専攻に次の講座を置く。

専攻名	講座名
金融・経済政策専攻	経営システム、地域政策、国際経済社会、経済情報、法政策
企業経営専攻	

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院経済学研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修手続)

第8条 履修しようとする授業科目については、各学期とも所定の期間に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第8条の2 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第9条 試験は、每学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院経済学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第13条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第16条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 佐賀大学大学院経済学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院経済学研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院経済学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 授業科目及び単位数は、各専攻ごとに別表Ⅰ、別表Ⅱ及び別表Ⅲに定めるとおりとする。

2 学生は、各専攻ごとに別表Ⅰ又は別表Ⅱに掲げる自専攻の授業科目から22単位以上(基礎科目から4単位以上、演習Ⅰ4単位、演習Ⅱ4単位及び総合セミナー2単位を含む。)、自専攻又は他専攻の授業科目から6単位以上、別表Ⅲの共通科目の中から2単位以上の計30単位以上を履修しなければならない。

3 演習については、演習Ⅰ、演習Ⅱを2年間にわたり履修するものとする。ただし、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとし、自専攻の授業科目をもって演習Ⅱに代えることができる。

(単位認定)

第3条 研究科規則第5条及び第6条の規定により履修した授業科目の単位数は、6単位を限度として、前条第2項に定める自専攻又は他専攻の授業科目から6単位以上のうちに含めることができる。

2 成績評価は、試験、レポート、平素の発表等により行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日において現に研究科に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に研究科に在学する者は、なお従前の例による。

別表Ⅰ(第2条関係)

金融・経済政策専攻

科目区分	教育・研究分野	授 業 科 目	単位数	備 考
基礎科目		金融経済論研究	2	} 4単位選択必修
		産業政策論研究	2	
		公共財政論研究Ⅰ	2	
		行政基礎法研究Ⅰ	2	
専門科目	数量経済分析	数理経済分析研究	2	
		マクロ経済データ分析研究	2	
		現代経済分析研究	2	
		応用計量経済学研究	2	
		社会選択理論研究	2	
	金融・政策分析	国際金融・証券論研究	2	
		国際金融論研究	2	
		国際経済政策研究	2	
		農業経済論研究	2	
公共財政論研究Ⅱ		2		

専門科目	比較経済	日本産業経済史研究 近代日本資本主義史研究 日本社会史研究 日本アジア比較経済史研究 西欧産業社会構造分析研究 比較経済思想研究 産業史研究 発展途上国経済論研究 国際関係論研究 開発経済学研究 比較労働経済論研究Ⅰ 比較労働経済論研究Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	地域・福祉政策	経済地理学研究 地域農業政策研究 地域経済社会論研究 地域福祉研究 福祉政策研究 行政基礎法研究Ⅱ 地方自治法制研究 地域政治研究 政策評価研究 地方財政研究	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		演習Ⅰ 演習Ⅱ 総合セミナー フィールドワークⅠ（金融・経済政策） フィールドワークⅡ（金融・経済政策）	4 4 2 2 2	演習Ⅰ，Ⅱ，総合セミナーは必修

別表Ⅱ（第2条関係）  
企業経営専攻

科目区分	教育・研究分野	授業科目	単位数	備考
基礎科目		マーケティング論研究	2	4単位選択必修
		流通経済論研究	2	
		経営分析論研究	2	
		経済法研究Ⅰ	2	
		契約法研究	2	
専門科目	統計情報	情報処理研究	2	
		情報システム論研究	2	
		地域データ解析研究	2	
		情報資源管理研究	2	
		応用通信システム研究	2	
		経営情報システム研究	2	
		統計情報研究	2	
		時系列データ解析研究	2	
		応用統計研究	2	
		経営管理		
経営史研究	2			
現代労使関係研究Ⅰ	2			
現代労使関係研究Ⅱ	2			
投資決定研究	2			
経営管理史研究	2			

専門科目	経営管理	組織論研究Ⅰ	2	
		組織論研究Ⅱ	2	
		経営組織論研究	2	
		企業論研究	2	
		法と経済研究	2	
		流通システム論研究	2	
		商業経済論研究	2	
	会計	財務会計論研究	2	
		簿記論研究	2	
		管理会計論研究Ⅰ	2	
		管理会計論研究Ⅱ	2	
		国際会計論研究	2	
	企業関係法	企業法研究Ⅰ	2	
		企業法研究Ⅱ	2	
		会社法研究	2	
		労働関係法研究	2	
福利厚生関係法研究		2		
企業福祉法研究		2		
産業経済法研究		2		
経済法研究Ⅱ		2		
環境法研究Ⅰ		2		
環境法研究Ⅱ		2		
民法研究Ⅰ		2		
民法研究Ⅱ	2			
	演習Ⅰ	4	演習Ⅰ，Ⅱ，総合セミナーは必修	
	演習Ⅱ	4		
	総合セミナー	2		
	フィールドワークⅠ（企業経営）	2		
	フィールドワークⅡ（企業経営）	2		
		2		

別表Ⅲ（第2条関係）

共通科目

教育・研究分野	授業科目	単位数	備考
共通科目	情報基礎	2	} 選択必修
	実用外国語	2	

# 佐賀大学大学院医学系研究科規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(研究科の基本理念)

第1条の2 研究科は、医学・医療の専門分野において、社会の要請に応えうる研究者及び高度専門職者を育成し、学術研究を遂行することにより、医学・医療の発展と地域包括医療の向上に寄与する。

(専攻)

第2条 研究科に次の専攻を置く。

(1) 修士課程

医科学専攻

看護学専攻

(2) 博士課程

医科学専攻

(研究科、各課程及び各専攻の目的)

第2条の2 研究科、各課程及び各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研究科

第1条の2に掲げる研究科の理念を実践することを目的とする。

(2) 修士課程

ア 医科学専攻 医学以外の多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れ、医学の基礎及びその応用法を体系的・集中的に修得させることにより、医学、生命科学、ヒューマンケアなど包括医療の諸分野において活躍する多彩な専門家を育成することを目的とする。

イ 看護学専攻 高度の専門性を有する看護職者にふさわしい広い視野に立った豊かな学識と優れた技能を有し、国内及び国際的に看護学の教育、研究、実践の各分野で指導的役割を果たすことができる人材を育成することを目的とする。

(3) 博士課程

医科学専攻 医学・医療の領域において、自立して独創的研究活動を遂行するために必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識と優れた技術を有し、教育・研究・医療の各分野で指導的役割を担う人材を育成することを目的とする。

(専攻長)

第3条 修士課程の各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第4条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

2 研究科修士課程の学生の指導教員は、1人とする。

3 研究科博士課程の学生の指導教員は、主指導教員1人とし、研究上必要な場合は、副指導教員として2人以内を加えることができる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院医学系研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績の判定及び単位の授与)

第5条の2 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第6条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科等の授業科目を履修することを認め

ることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第8条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、修士課程の学生においては1年、博士課程の学生においては2年を超えないものとする。

(履修科目の届出)

第9条 履修しようとする授業科目については、履修届を提出しなければならない。

(試験)

第10条 試験は、授業科目の担当教員が必要と認めるときに適宜実施する。

(学位論文の提出)

第11条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、学位論文を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学位規則第7条第2項、第3項及び第4項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類と共に、学位論文を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第12条 佐賀大学大学院医学系研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 研究科委員会は、博士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人の審査員を選出し、うち1人を主査とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、研究科委員会の構成員以外の者を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第13条 修士課程の入学者の選考は、各専攻ごとに、専門の科目等についての筆記試験、口頭試問及び面接等により行う。

2 博士課程の入学者の選考は、専門の科目等についての筆記試験、口頭試問及び面接等により行う。

(研究生及び科目等履修生)

第14条 研究科の教育研究に支障がないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生として入学できる者は、大学院学則第24条各号のいずれかに該当するもので、かつ、研究能力があると認められた者とする。

3 科目等履修生として入学できる者は、修士課程にあっては、大学を卒業した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とし、博士課程にあっては、大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(特別研究学生)

第15条 研究科は、他の大学院等(外国の大学院を含む。)との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第16条 研究科は、他の大学院等(外国の大学院を含む。)との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第17条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は本学の大学院で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月16日改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月20日改正)

1 この規則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者に対する成績の判定については、改正後の第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月15日改正）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 佐賀大学大学院医学系研究科履修細則

（平成16年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 佐賀大学大学院医学系研究科規則（平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。）第5条の規定に基づく佐賀大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第2条 修士課程の授業科目及び単位数は、別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

2 修士課程医科学専攻の学生は、別表1に掲げる共通必修科目7単位、系必修科目から12単位、専門選択科目から11単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、修士課程医科学専攻の学生は、博士課程において開講する臨床腫瘍医師養成特別コースの授業科目を履修することができるものとする。ただし、修得した単位は、前項に定める30単位に含めることはできないものとする。

4 修士課程看護学専攻の学生は、別表2-1に掲げる必修科目14単位、選択必修科目から8単位以上、専門選択科目から8単位以上（ただし、2単位までは医科学専攻の専門選択科目の単位を含めることができる。）、計30単位以上を修得しなければならない。

第2条の2 博士課程の授業科目及び単位数は、別表3-1に掲げるとおりとする。また、臨床腫瘍医師養成特別コースを置き、その授業科目及び単位数は、別表3-2に掲げるとおりとする。

2 博士課程の学生は、別表3-1に掲げるコース必修科目14単位、共通選択必修科目から16単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、共通選択必修科目は、共通選択必修科目Ⅰから「生命科学・医療倫理」を含めて4単位以上、共通選択必修科目Ⅱから4単位以上、共通選択必修科目Ⅲから4単位以上を修得するものとする。

3 博士課程の臨床腫瘍医師養成特別コースを修了するためには、別表3-2に掲げるコース必修科目14単位、共通選択必修科目から16単位以上、計30単位以上を修得し課程修了要件を満たすとともに、臨床腫瘍医師養成特別コース選択必修科目12単位以上を修得しなければならない。ただし、共通選択必修科目は、共通選択必修科目Ⅰから「生命科学・医療倫理」を含めて4単位以上、共通選択必修科目Ⅱから「疫学・調査実験法」を含めて4単位以上、共通選択必修科目Ⅲから「基礎腫瘍学」及び「臨床腫瘍学」を含めて4単位以上とし、臨床腫瘍医師養成特別コース選択必修科目については「腫瘍薬物療法実習Ⅰ」、「腫瘍薬物療法実習Ⅱ」、「腫瘍薬物療法実習Ⅲ」及び「腫瘍薬物療法実習Ⅳ」のうちから9単位以上を含めて12単位以上を修得するものとする。

（単位認定）

第3条 研究科規則第6条の規定により履修した授業科目の単位は、研究科委員会の議に基づき、10単位を超えない範囲内で、課程修了の要件となる単位に含めることができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この細則は平成17年4月21日から施行し平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月20日改正）

この細則は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月16日改正）

この細則は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日改正）

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、平成18年度以前に入学し在学する者については、第2条及び第2条の2の規定にかかわらず、入学した課程及び年度の別に別表1-2及び別表4に定めるところにより履修するものとし、博士課程の学生は、所属する専攻の共通科目から4単位、所属する部門の選択必修科目から3単位以上及び選択科目から8単位以上、並びに所属する



専攻の選択必修科目及び選択科目から15単位以上(ただし8単位までは所属専攻以外の授業科目の単位をもって代替可。)計30単位以上を修得しなければならない。

附 則(平成19年6月21日改正)

- この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- この細則の施行の際、平成19年度以前に入学し在学する者については、第2条の規定にかかわらず、入学した年度の別に別表2-2に定めるところにより履修するものとし、共通科目から6単位以上、所属する専門領域の授業科目を16単位、所属する専門領域以外の授業科目(特論及び演習に限る)から8単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

附 則(平成20年2月21日改正)

- この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- この細則の施行の際、平成19年度以前に入学し在学する者については、第2条の規定にかかわらず、入学した年度の別に別表1-1に定めるところにより履修するものとし、共通科目から7単位以上、所属する系の必修科目から12単位及びコースワークに沿って11単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

別表1-1(第2条第1項関係)

医科学専攻

区 分	授 業 科 目	授業を行う 年次	単 位 数			備 考	
			講義	演習	実習		
必修科目 共通	人体構造機能学概論	1	2			必修7単位を修得すること。	
	病因病態学概論	1	2				
	社会・予防医学概論	1	2				
	生命科学倫理概論	1	1				
系必修科目	学系基礎生命科学コース	分子生命科学概論	1	2		いずれか1つの系区分12単位を修得すること。	
		基礎生命科学研究法	1~2		2		
		基礎生命科学研究実習	1~2				8
	学系医療科学コース	臨床医学概論	1	2			
		医療科学研究法	1~2		2		
		医療科学研究実習	1~2				8
	学系総合ケア科学コース	総合ケア科学概論	1	2			
		総合ケア科学研究法	1~2		2		
		総合ケア科学研究実習	1~2				8
専門 選 択 科 目	医用統計学特論	1・2	1			コースワークに沿って11単位以上を修得すること。	
	医用情報処理特論	1・2	1				
	実験動物学特論	1・2	1				
	実験・検査機器特論	1・2	1				
	バイオテクノロジー特論	1・2	1				
	解剖学特論	1・2	1				
	生理学特論	1・2	1				
	分子生化学特論	1・2	1				
	微生物学・免疫学特論	1・2	1				
	薬物作用学特論	1・2	1				
	病理学特論	1・2	1				
	法医学特論	1・2	1				
	環境・衛生・疫学特論	1・2	1				
	精神・心理学特論	1・2	1				
	遺伝子医学特論	1・2	1				
	周産期医学特論	1・2	1				
	障害者・高齢者支援にみる差別と偏見 高齢者・障害者の生活環境(道具と住宅)特論	1・2	1				
	リハビリテーション医学特論	1・2	1				
健康スポーツ医学特論	1・2	1					
緩和ケア特論	1・2	1					

専門 選択科目	対人支援技術特論Ⅰ	1・2	1		
	対人支援技術特論Ⅱ	1・2	1		
	心理学的社会生活行動支援特論	1・2	1		
	高齢者・障害者生活支援特論	1・2	1		
	地域医療科学特論	1・2	1		
	人体構造実習	1・2		1	
	病院実習	1・2		1	
	アカデミックリーディング	1・2	1		

別表1 - 2 (第2条第1項関係)

医科学専攻(平成19年度以前入学者用)

区分	授業科目	授業を行う 年次	単位数			備考	
			講義	演習	実習		
必修科目 共通	人体構造機能学概論	1	2			必修7単位を修得すること。	
	病因病態学概論	1	2				
	社会・予防医学概論	1	2				
	生命科学倫理概論	1	1				
系必修科目	学系コース 基礎生命科学	分子生命科学概論	1	2		いずれか1つの系区分12単位を修得すること。	
		基礎生命科学研究法	1～2		2		
		基礎生命科学研究実習	1～2		8		
	系コース 医療科学	臨床医学概論	1	2			
		医療科学研究法	1～2		2		
		医療科学研究実習	1～2		8		
	科系コース 総合ケア学	総合ケア科学概論	1	2			
		総合ケア科学研究法	1～2		2		
		総合ケア科学研究実習	1～2		8		
専門 選択 科目	医用統計学特論	1・2	1			コースワークに沿って11単位以上を修得すること。	
	医用情報処理特論	1・2	1				
	実験動物学特論	1・2	1				
	実験・検査機器特論	1・2	1				
	バイオテクノロジー特論	1・2	1				
	解剖学特論	1・2	1				
	生理学特論	1・2	1				
	分子生化学特論	1・2	1				
	微生物学・免疫学特論	1・2	1				
	薬物作用学特論	1・2	1				
	病理学特論	1・2	1				
	法医学特論	1・2	1				
	環境・衛生・疫学特論	1・2	1				
	精神・心理学特論	1・2	1				
	遺伝子医学特論	1・2	1				
	周産期医学特論	1・2	1				
	障害者・高齢者支援にみる差別と偏見	1・2	1				
	高齢者・障害者の生活環境(道具と住宅)特論	1・2	1				
	リハビリテーション医学特論	1・2	1				
	健康スポーツ医学特論	1・2	1				
	緩和ケア特論	1・2	1				
医療福祉学特論	1・2	1					
心理学的社会生活行動支援特論	1・2	1					
高齢者・障害者生活支援特論	1・2	1					
地域医療科学特論	1・2	1					

	医療ケアマネジメント特論	1・2	1		
	人体構造実習	1・2			1
	病院実習	1・2			1

別表1 - 3 (第2条第1項関係)

医科学専攻(平成17年度以前入学者用)

区分	授業科目	授業を行う年次	単位数			備考
			講義	演習	実習	
必修科目	分子生命科学概論	1	2			必修23単位
	人体構造機能学概論	1	2			
	人体構造実習	1			1	
	病因病態学概論	1	2			
	社会・予防医学概論	1	2			
	臨床医学概論	1	2			
	病院実習	1			1	
	生命科学倫理概論	1	1			
	医科学研究法	1	2			
	医科学研究実習	1～2			8	
選択科目	医科学特論 一般基礎					3単位以上を修得すること。
	医用統計学特論	1	1			
	医用情報処理特論	1	1			
	実験動物学特論	1	1			
	実験・検査機器特論	1	1			
	バイオテクノロジー特論	1	1			
	解剖学特論	1	1			4単位以上を修得すること。
	生理学特論	1	1			
	分子生化学特論	1	1			
	微生物学・免疫学特論	1	1			
	薬物作用学特論	1	1			
	病理学特論	1	1			
	法医学特論	1	1			
	環境・衛生・疫学特論	1	1			
	精神・心理学特論	1	1			
	遺伝子医学特論	1	1			
	周産期医学特論	1	1			
	障害者・高齢者支援にみる差別と偏見	1	1			
	高齢者・障害者の生活環境(道具と住宅)特論	1	1			
	リハビリテーション医学特論	2	1			
健康スポーツ医学特論	2	1				
緩和ケア特論	2	1				
医療福祉学特論	2	1				
心理学的社会生活行動支援特論	2	1				
高齢者・障害者生活支援特論	2	1				
地域医療科学特論	2	1				
医療ケアマネジメント特論	2	1				

別表2-1(第2条第1項関係)

## 看護学専攻

区分	授業科目	授業を行う 年次	単位数			備考
			講義	演習	実習	
科必修	看護学研究法演習	1・2	2			14単位を修得すること。
	看護学特別研究	1～2	12			
選択必修科目	看護理論	1・2	2			8単位以上を修得すること。
	看護倫理	1・2	2			
	看護研究概論	1・2	2			
	看護学教育概論	1・2	2			
	看護管理	1・2	2			
専門選択科目	看護援助学特論	1・2	1			8単位以上を修得すること。 (修士課程医科学専攻の専門選択科目のうち2単位以内を含めることができる)
	看護機能形態学特論	1・2	1			
	急性期看護学特論	1・2	1			
	慢性期看護学特論	1・2	1			
	母性看護学特論	1・2	1			
	小児看護学特論	1・2	1			
	母子看護学展開論	1・2	1			
	老年看護学特論	1・2	1			
	地域看護学特論	1・2	1			
	在宅看護学特論	1・2	1			
	国際看護学特論	1・2	1			
	精神看護学特論	1・2	1			
	看護統計学演習	1・2	1			
	看護教育方法論	1・2	1			
	がん看護学特論	1・2	1			
実践課題実習	1・2	2				

別表2-2(第2条第1項関係)

## 看護学専攻(平成19年度以前入学者用)

区分	授業科目	授業を行う 年次	単位数		備考
			講義	演習	
共通	看護教育方法論	1・2	2		
	看護理論	1・2	2		
	看護研究	1・2	2		
	看護倫理	1・2	2		
	看護管理論	1・2	2		
専門領域	基礎看護学	基礎看護学特論	2		所属する専門領域の授業科目16単位は必修 所属する専門領域以外の授業科目(特論及び演習に限る。)から8単位以上を修得すること。
		基礎看護学演習	2		
		基礎看護学特別研究	12		
	成人看護学	成人看護学特論	2		
		成人看護学演習	2		
		成人看護学特別研究	12		
	母子看護学	母子看護学特論	2		
		母子看護学演習	2		
		母子看護学特別研究	12		
	老年看護学	老年看護学特論	2		
		老年看護学演習	2		
		老年看護学特別研究	12		
	地域看護学	地域看護学特論	2		
		地域看護学演習	2		
		地域看護学特別研究	12		

別表3-1(第2条の2第1項関係)

## 博士課程

区分	授業科目	授業を行う年次	単位数			備考
			講義	演習	実習	
コース必修科目	基礎医学 コース	基礎医学研究法	1~3	2		いずれか1つのコース区分14単位を修得すること。
		基礎医学研究実習	1~3		12	
	臨床医学 コース	臨床医学研究法	1~3	2		
		臨床医学研究実習	1~3		12	
	総合支援 科学コース	総合支援医科学研究法	1~3	2		
		総合支援医科学研究実習	1~3		12	
共通選択必修科目Ⅰ	生命科学・医療倫理	1・2	2		「生命科学・医療倫理」を含めて4単位以上を修得すること。	
	アカデミックスピーキング	1・2	2			
	アカデミックライティング	1・2	2			
	プレゼンテーション技法	1・2	2			
	情報リテラシー	1・2	2			
	患者医師関係論	1・2	2			
	医療教育	1・2	2			
	医療法制	1・2	2			
共通選択必修科目Ⅱ	分子生物学の実験法	1・2	2		コースワークに沿って4単位以上を修得すること。	
	画像処理・解析法	1・2	2			
	疫学・調査実験法	1・2	2			
	組織・細胞培養法	1・2	2			
	組織・細胞観察法	1・2	2			
	行動実験法	1・2	2			
	免疫学的実験法	1・2	2			
	機器分析法	1・2	2			
	データ処理・解析法	1・2	2			
	電気生理学の実験法	1・2	2			
	動物実験法	1・2	2			
	アイソトープ実験法	1・2	2			
共通選択必修科目Ⅲ	解剖・組織学特論	1・2	2		コースワークに沿って4単位以上を修得すること。 共通選択必修科目Ⅰ,Ⅱ,Ⅲから計16単位以上を修得すること。	
	生理学特論	1・2	2			
	神経科学特論	1・2	2			
	生命科学特論	1・2	2			
	分子生物学特論	1・2	2			
	微生物感染学特論	1・2	2			
	免疫学特論	1・2	2			
	病理学特論	1・2	2			
	薬理学特論	1・2	2			
	発生・遺伝子工学	1・2	2			
	基礎腫瘍学	1・2	2			
	形質人類学	1・2	2			
	環境医学特論	1・2	2			
	予防医学特論	1・2	2			
	法医学特論	1・2	2			
	臨床病態学特論	1・2	2			
	臨床診断・治療学	1・2	2			
	臨床局所解剖学	1・2	2			
	人工臓器	1・2	2			
	臨床微生物学	1・2	2			
法医中毒論	1・2	2				
臨床腫瘍学	1・2	2				

共通選 択必 修科 目Ⅲ	臨床遺伝学	1・2	2	
	薬物動態論	1・2	2	
	映像診断学	1・2	2	
	病院経営学	1・2	2	
	老年医学	1・2	2	
	病理診断学	1・2	2	
	地域医療特論	1・2	2	
	健康行動科学	1・2	2	
	社会生活行動支援	1・2	2	
	周産期医学	1・2	2	
	リハビリテーション医学	1・2	2	
	アクセシビリティ特論	1・2	2	
	健康スポーツ学特論	1・2	2	
	食環境・環境栄養学特論	1・2	2	
	国際保健・災害医療	1・2	2	
	医療情報システム論	1・2	2	
	認知神経心理学	1・2	2	
	看護援助学特論	1・2	2	
	緩和ケア科学特論	1・2	2	
	医療・介護事故とヒューマンエラー	1・2	2	

別表3-2 (第2条の2第1項関係)

博士課程

区分	授業科目	授業を行う 年次	単位数			備考
			講義	演習	実習	
養成 特別 コース 必修 科目	臨床医学研究法	1～3	2		12	14単位を修得すること。
	臨床医学研究実習	1～3				
共通選 択必 修科 目Ⅰ	生命科学・医療倫理	1・2	2		「生命科学・医療倫理」を含めて4単位以上を修得すること。	
	アカデミックスピーキング	1・2	2			
	アカデミックライティング	1・2	2			
	プレゼンテーション技法	1・2	2			
	情報リテラシー	1・2	2			
	患者医師関係論	1・2	2			
	医療教育	1・2	2			
医療法制	1・2	2				
共通選 択必 修科 目Ⅱ	分子生物学的実験法	1・2	2		「疫学・調査実験法」を含めて4単位以上を修得すること。	
	画像処理・解析法	1・2	2			
	疫学・調査実験法	1・2	2			
	組織・細胞培養法	1・2	2			
	組織・細胞観察法	1・2	2			
	行動実験法	1・2	2			
	免疫学的実験法	1・2	2			
	機器分析法	1・2	2			
	データ処理・解析法	1・2	2			
	電気生理学の実験法	1・2	2			
	動物実験法	1・2	2			
アイソトープ実験法	1・2	2				

共通選択必修科目Ⅲ	解剖・組織学特論	1・2	2		「基礎腫瘍学」及び「臨床腫瘍学」を含めて4単位以上を修得すること。 共通選択必修科目Ⅰ，Ⅱ，Ⅲから計16単位以上を修得すること。
	生理学特論	1・2	2		
	神経科学特論	1・2	2		
	生命科学特論	1・2	2		
	分子生物学特論	1・2	2		
	微生物感染学特論	1・2	2		
	免疫学特論	1・2	2		
	病理学特論	1・2	2		
	薬理学特論	1・2	2		
	発生・遺伝子工学	1・2	2		
	基礎腫瘍学	1・2	2		
	形質人類学	1・2	2		
	環境医学特論	1・2	2		
	予防医学特論	1・2	2		
	法医学特論	1・2	2		
	臨床病態学特論	1・2	2		
	臨床診断・治療学	1・2	2		
	臨床局所解剖学	1・2	2		
	人工臓器	1・2	2		
	臨床微生物学	1・2	2		
	法医中毒論	1・2	2		
	臨床腫瘍学	1・2	2		
	臨床遺伝学	1・2	2		
	薬物動態論	1・2	2		
	映像診断学	1・2	2		
	病院経営学	1・2	2		
	老年医学	1・2	2		
	病理診断学	1・2	2		
	地域医療特論	1・2	2		
	健康行動科学	1・2	2		
	社会生活行動支援	1・2	2		
	周産期医学	1・2	2		
	リハビリテーション医学	1・2	2		
アクセシビリティ特論	1・2	2			
健康スポーツ学特論	1・2	2			
食環境・環境栄養学特論	1・2	2			
国際保健・災害医療	1・2	2			
医療情報システム論	1・2	2			
認知神経心理学	1・2	2			
看護援助学特論	1・2	2			
緩和ケア科学特論	1・2	2			
医療・介護事故とヒューマンエラー	1・2	2			
特別コース選択必修科目 臨床腫瘍医師養成	腫瘍薬物療法実習Ⅰ	1～4		3	「腫瘍薬物療法実習Ⅰ」，「腫瘍薬物療法実習Ⅱ」，「腫瘍薬物療法実習Ⅲ」及び「腫瘍薬物療法実習Ⅳ」のうちから9単位以上を含めて，12単位以上を修得すること。
	腫瘍薬物療法実習Ⅱ	1～4		3	
	腫瘍薬物療法実習Ⅲ	1～4		3	
	腫瘍薬物療法実習Ⅳ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅰ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅱ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅲ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅳ	1～4		3	
	放射線治療実習Ⅰ	1～4		3	
	放射線治療実習Ⅱ	1～4		3	

特別コース選択必修科目 臨床腫瘍医師養成	放射線治療実習Ⅲ	1～4		3	
	放射線治療実習Ⅳ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅰ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅱ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅲ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅳ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅰ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅱ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅲ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅳ	1～4		3	

別表4-1

機能形態系専攻（平成18年度以前入学者用）

区分	授業科目	授業を行う 年次	単位数			備考
			講義	演習	実習	
共通	人体機能構造学概論	1	1		1	}必修
	病態機能と病態構造概論	1	1		1	
発生・分化部門	発生学概論	1	1		2	}選択必修
	組織培養法	1	1		2	
	実験発生学	1	1	1	2	}選択
	生殖生理学	2	2	2		
	加齢と老化	2	2	2		
	形質人類学	1・2	1	1	2	
機能構造部門	組織細胞化学研究法	1	1		2	}選択必修
	超微形態観察法	1	1		2	
	人体局所解剖学	1・2	2	2	4	}選択
	神経機能構造学	1・2	2	2	4	
	神経伝達の機能構造	1	1	1	2	
	皮膚結合組織機能構造学	1・2	1	1	2	
機能形態系専攻	病態構造学特論	1・2	1		2	}選択必修
	アイソト-プ実験法	1	1		2	
	腎臓・血管病理学	1・2	1	1	2	}選択
	神経病理学	1	1	1	2	
	病態内分泌学	1・2	2	2	4	
	消化器病理学	2	1	1	2	
	生殖病理学	1・2	1	1	2	
	声帯の構造と病態生理	1・2	2	2	4	
	映像診断	1・2	1	1	2	
	放射線生物学概論	2	1	1	2	
病態機能部門	病態機能学特論	1	1		2	}選択必修
	画像解析法	1	1		2	
	眼の病態機能	1・2	2	2	4	}選択
	頭頸部の病態機能	1・2	2	2	2	
	運動器学	1	1	1	2	
	尿路の病態機能	1・2	2	2	4	
	呼吸循環の病態機能	1・2	2	2	4	
	リハビリテーション	1・2	1	1	2	
	人工臓器	2	1	1	2	
	必修科目 コース選択 臨床腫瘍医師養成特別	腫瘍薬物療法実習Ⅰ	1～4			
腫瘍薬物療法実習Ⅱ		1～4			3	
腫瘍薬物療法実習Ⅲ		1～4			3	



臨床腫瘍医師養成特別コース選択必修科目	腫瘍薬物療法実習Ⅳ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅰ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅱ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅲ	1～4		3	
	腫瘍治療実習Ⅳ	1～4		3	
	放射線治療実習Ⅰ	1～4		3	
	放射線治療実習Ⅱ	1～4		3	
	放射線治療実習Ⅲ	1～4		3	
	放射線治療実習Ⅳ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅰ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅱ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅲ	1～4		3	
	緩和ケア実習Ⅳ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅰ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅱ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅲ	1～4		3	
	腫瘍薬学実習Ⅳ	1～4		3	

別表4-2

生体制御系専攻（平成18年度以前入学者用）

区分	授業科目	授業を行う年次	単位数			備考			
			講義	演習	実習				
生体制御系専攻	共通	生体制御概論	1	1		1	}必修		
		病態・病因概論	1	1		1			
	生体情報処理部門	デ・タ処理	1	1			2	}選択必修	
		電気生理学的研究法	1	1			2		
		中枢神経生理学	1・2	1	1		4		
		行動発現の脳内機構	1・2	2	2		4		
		生体の環境適応機構	1	1	1		2		
		情報伝達の生物物理学	1・2	1	1		4		
		細胞膜の生化学・生理学	1・2	1	1		2		}選択
		精神医学特論	1・2	1	1		2		
		行動科学	1・2	1	1		4		
		神経化学特論	2	2					
	代謝部門	臨床神経学	2	1	1		2	}選択	
		生化学・生物学的研究法	1	1			2		
		組織学研究法	1	1			2		
		代謝調節機構	1・2	1	1		4		
		細胞運動機構	1	1	1		2		
		病態生化学	1・2	1	1		2		
		先天性代謝異常	1	1	1		2		
内分泌代謝学		1・2	1	1		2			
消化管の病態		2	1	1		2			
肝・胆道の病態		1・2	1	1		2			
循環動態	1・2	1	1		2				
組織内微量元素代謝	2	1	1		2				
遺伝部門	生物物理化学研究法	1	1			2	}選択必修		
	細胞培養法	1	1			2			
	分子遺伝・分子生物学	1・2	2	2		4			
	遺伝子工学	1	2	2		4		}選択	
人類遺伝学	1・2	1	1		2				

生体制御系専攻	免疫遺伝 細胞工学	1・2	1	1	2	}	
		2	2	2	4		
	腫瘍・免疫・感染部門	免疫学的研究法	1	1		2	} 選択必修
		超微形態観察法	1	1		2	
		免疫反応の制御	1・2	1	1	2	} 選 択
		臓器及び腫瘍免疫	1・2	1	1	2	
		生体防御機構	1・2	1	1	4	
		病原微生物学	1	1	1	2	
		ウイルス学特論	1・2	1	1	2	
		媒介動物学	1・2	1	1	2	
		体液・血液循環病態生理	1・2	1	1	2	
		化学療法	2	1	1	2	
	免疫性神経疾患	2	1	1	2		
	化学物質作用部門	機器分析法	1	1		2	
		アイソト - プ実験法	1	1		2	
		受容体の分子薬理学	1・2	1	1	4	} 選 択
		生理活性物質	1	1	1	2	
		薬物作用の生化学的機構	1・2	1	1	2	
		毒性学	2	1	1	2	
		麻酔と神経機構	1・2	1	1	4	
薬物動態論		1・2	1	1	2		
臨床腫瘍医師養成特別コース選択必修科目	腫瘍薬物療法実習Ⅰ	1～4			3		
	腫瘍薬物療法実習Ⅱ	1～4			3		
	腫瘍薬物療法実習Ⅲ	1～4			3		
	腫瘍薬物療法実習Ⅳ	1～4			3		
	腫瘍治療実習Ⅰ	1～4			3		
	腫瘍治療実習Ⅱ	1～4			3		
	腫瘍治療実習Ⅲ	1～4			3		
	腫瘍治療実習Ⅳ	1～4			3		
	放射線治療実習Ⅰ	1～4			3		
	放射線治療実習Ⅱ	1～4			3		
	放射線治療実習Ⅲ	1～4			3		
	放射線治療実習Ⅳ	1～4			3		
	緩和ケア実習Ⅰ	1～4			3		
	緩和ケア実習Ⅱ	1～4			3		
	緩和ケア実習Ⅲ	1～4			3		
	緩和ケア実習Ⅳ	1～4			3		
	腫瘍薬学実習Ⅰ	1～4			3		
	腫瘍薬学実習Ⅱ	1～4			3		
	腫瘍薬学実習Ⅲ	1～4			3		
	腫瘍薬学実習Ⅳ	1～4			3		

別表 4 - 3

生態系専攻（平成18年度以前入学者用）

区 分	授 業 科 目	授業を行う 年次	単 位 数			備 考		
			講義	演習	実習			
生態系専攻	共通	社会医学概論	1	1		1	} 必修	
		社会生態学的研究法	1	1		1		
	保健疫学部門	データ処理	1	1			2	} 選択必修
		組織学実験法	1	1			2	
		地域医療特論	1・2	1	1		2	} 選 択
		疫学特論	1・2	1	1		2	
		予防医学特論	1・2	1	1		2	
		健康スポーツ学特論	1・2	1	1		2	
		障害者・高齢者福祉支援	1・2	1	1		2	
		国際保健・災害医療	1・2	1	1		2	
	環境医学部門	機器分析法	1	1			2	} 選択必修
		有機・無機定性定量実験法	1	1			2	
		環境医学特論	1・2	1	3		4	} 選 択
		食環境・環境栄養学特論	1・2	1	1		2	
		環境中毒学特論	1・2	1	1		2	
		環境発癌学	1	1	1		2	
		産業衛生学特論	1・2	1	1		2	
		環境汚染論	2	1	1		2	
		人類生態学	2	1	1		2	
	裁判医学部門	人体計測法	1	1			2	} 選択必修
		生化学的研究法	1	1			2	
		個人識別論	1・2	1	3		4	} 選 択
		法医中毒論	1・2	1	1		2	
		血液型学	1・2	1	1		2	
		犯罪精神医学	2	1	1		2	
	臨床腫瘍医師養成特別コース選択必修科目	腫瘍薬物療法実習Ⅰ	1～4				3	
		腫瘍薬物療法実習Ⅱ	1～4				3	
		腫瘍薬物療法実習Ⅲ	1～4				3	
		腫瘍薬物療法実習Ⅳ	1～4				3	
		腫瘍治療実習Ⅰ	1～4				3	
腫瘍治療実習Ⅱ		1～4				3		
腫瘍治療実習Ⅲ		1～4				3		
腫瘍治療実習Ⅳ		1～4				3		
放射線治療実習Ⅰ		1～4				3		
放射線治療実習Ⅱ		1～4				3		
放射線治療実習Ⅲ		1～4				3		
放射線治療実習Ⅳ		1～4				3		
緩和ケア実習Ⅰ		1～4				3		
緩和ケア実習Ⅱ		1～4				3		
緩和ケア実習Ⅲ		1～4				3		
緩和ケア実習Ⅳ		1～4				3		
腫瘍薬学実習Ⅰ		1～4				3		
腫瘍薬学実習Ⅱ		1～4				3		
腫瘍薬学実習Ⅲ		1～4				3		
腫瘍薬学実習Ⅳ		1～4				3		

# 佐賀大学大学院工学系研究科規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院工学系研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第1条の2 研究科は、理学及び工学の領域並びに理学及び工学の融合領域を含む関連の学問領域において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者等、高度な専門的知識・能力を持つ職業人又は知識基盤社会を支える深い専門的知識・能力と幅広い視野を持つ多様な人材を養成し、もって人類の福祉、文化の進展に寄与することを目的とする。

(博士前期課程の専攻の目的)

第1条の3 研究科の前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機能物質化学専攻 化学及び応用化学の領域において、高度な専門的知識・能力を持つ職業人を養成すること。
- (2) 物理科学専攻 物理学及び物理科学の領域において、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成すること。
- (3) 機械システム工学専攻 機械工学及びその関連の領域において、高度な専門的知識・能力を持つ職業人を養成すること。
- (4) 電気電子工学専攻 電気工学及び電子工学の領域において、高度な専門的知識・能力を持つ職業人を養成すること。
- (5) 知能情報システム学専攻 情報科学及び情報工学の学問領域における深い専門知識・能力及び幅広い視野をもって知識基盤社会を支える人材を養成すること。
- (6) 数理科学専攻 数学及び数理科学の領域において、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材を養成すること。
- (7) 都市工学専攻 都市工学の領域において、高度な専門的知識・能力を持つ職業人を養成すること。
- (8) 循環物質工学専攻 化学及び応用化学の領域において、循環型社会に貢献する高度な専門的知識・能力を持つ職業人を養成すること。
- (9) 生体機能システム制御工学専攻 生体機能及びシステム制御工学に関連する学際的及び融合的な領域において、高度な専門的知識・能力を持つ職業人を養成すること。

(博士後期課程の専攻の目的)

第1条の4 研究科の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エネルギー物質科学専攻 エネルギー科学及び物質科学に関連する学際的及び融合的な領域において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者等を養成すること。
- (2) システム生産科学専攻 生産システム学、社会システム工学及び情報システム学に関連する学際的及び融合的な領域において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者等を養成すること。
- (3) 生体機能システム制御工学専攻 生体機能及びシステム制御工学に関連する学際的及び融合的な領域において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者・技術者等を養成すること。

(専攻及び講座)

第2条 研究科の専攻に、別表のとおり講座を置く。

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

- 2 博士前期課程の学生の指導教員は、1人とする。
- 3 博士後期課程の学生の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人以上とする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院工学系研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

- 2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 3 教育上特別の必要があると認められる場合には、他の国立の研究所等の研究者を大学院教員に併任する等の方法により、当該研究所等において授業又は研究指導を行うこと(連携大学院方式と称する。)ができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修手続)

第8条 履修しようとする授業科目については、各学期とも所定の期間に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第8条の2 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第9条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文」という。)を指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学位規則第7条第2項、第3項及び第4項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、博士の学位論文(以下「博士論文」という。)を指定した期日までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院工学系研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の審査員を選出し、うち1人を主査とする。

2 研究科委員会は、博士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の審査員を選出し、うち1人を主査とする。

3 前2項の規定にかかわらず、修士論文及び博士論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者及び進学者の選考)

第12条 博士前期課程の入学者の選考は、各専攻ごとに、専門の科目等についての筆記又は口述試験、大学等の調査書及び面接等により行う。

2 博士後期課程の入学者の選考は、修士論文又はそれに代る研究業績、専門の科目等についての筆記又は口述試験、大学等の調査書及び面接等により行う。

第13条 博士後期課程への進学者の選考は、修士論文及びそれに関連する科目等についての口述試験並びに博士前期課程の指導教員の所見等により行う。

(研究生及び科目等履修生)

第14条 研究科の教育研究に支障がないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者

(2) 研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第16条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第17条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、本学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

( 雑則 )

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し、必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

博士前期課程

専攻名	講座名
機能物質化学専攻	物性化学, 機能材料化学, 電子セラミックス材料工学
物理科学専攻	基礎物理学, 応用物理学
機械システム工学専攻	環境流動システム学, 熱エネルギーシステム学, 先端材料システム学, 設計生産システム学, 知能機械システム学
電気電子工学専攻	電子システム工学, 知能計測制御工学, 電子情報工学, 情報通信工学
知能情報システム学専攻	情報基礎学, 計算システム学, 高次情報処理学
数理学専攻	数理学, 応用数理学
都市工学専攻	建設構造学, 建設地盤工学, 環境システム工学, 環境設計学, 社会システム学
循環物質工学専攻	反応化学, 機能分子システム工学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学, インテリジェント制御工学, 生体システム工学

博士後期課程

専攻名	講座名
エネルギー物質科学専攻	エネルギー開発工学, 物質科学, 機能材料工学
システム生産科学専攻	生産開発工学, 社会システム工学, 情報システム学
生体機能システム制御工学専攻	インターフェイス機能工学, インテリジェント制御工学, 生体システム工学

# 佐賀大学大学院工学系研究科履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院工学系研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院工学系研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 博士前期課程の授業科目及び単位数は、別表1-1~別表1-9及び別表3に掲げるとおりとする。

2 博士前期課程の機能物質化学、機械システム工学、電気電子工学、都市工学、循環物質工学及び生体機能システム制御工学の各専攻にそれぞれ地球環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コース(以下「特別コース」という。)を設ける。

3 博士前期課程の各専攻に教育研究指導を英語で行うダブル・ディグリープログラムのコースを設ける。

4 博士前期課程の各専攻(生体機能システム制御工学専攻を除く。)の学生は、それぞれ別表1-1~別表1-8に掲げる専門科目から26単位以上、研究科共通科目から4単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

5 前項の学生のうち、特別コースの学生については、同項の規定にかかわらず、所属する専攻ごとの専門科目から22単位以上、別表1-9から8単位(所属する系において開講される授業科目から4単位以上を含む。)以上、計30単位以上を修得しなければならない。この場合において、専門科目のうち「必修」とある条件は付さないものとする。

6 博士前期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は、別表1-3又は別表1-4のいずれかを選択し、その基礎教育科目から10単位、別表3に掲げる授業科目から16単位以上、別表1-1~1-8の研究科共通科目から4単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

7 前項の学生のうち、特別コースの学生については、同項の規定にかかわらず、別表3に掲げる授業科目から22単位以上、別表1-9から8単位(機械系又は電気系のいずれかの系を選択し、その系において開講される授業科目から4単位以上を含む。)以上、計30単位以上を修得しなければならない。

8 ダブル・ディグリープログラムのコースの学生は、第4項及び第6項の規定にかかわらず、所属する専攻ごとの専門科目及び別表1-9に掲げる専門科目から20単位以上、協定先の大学で履修した授業科目について修得した単位のうち、課程修了の要件となる単位として認定された10単位以下の単位を含み、計30単位以上を修得しなければならない。この場合において、専門科目のうち「必修」とある条件は付さないものとする。

9 博士前期課程の学生で、当該学生の指導教員が研究指導上必要と認めて、別表1-9から単位(所属する系において開講される授業科目の単位に限るものとし、特別コースの学生については、第5項及び第7項の規定により別表1-9から修得すべき8単位を超えて修得した単位をいう。)を修得した場合は、自専攻の専門教育科目において選択必修とされる単位数(生体機能システム制御工学専攻の学生については、別表3に掲げる授業科目から修得すべき単位数をいう。)に含めることができる。

第3条 博士後期課程の授業科目は、別表2及び別表3に掲げる授業科目並びに研究科特別講義、国際人材育成プログラム特別講義、環境科学特別講義、総合セミナー、特定プロジェクトセミナー及び特別実習・演習とする。

2 前項に掲げる授業科目(特別実習・演習を除く。)の単位数は、別表2及び別表3にあっては、同表に定める各授業科目の単位数とし、研究科特別講義、国際人材育成プログラム特別講義、環境科学特別講義、総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーにあっては、各2単位とする。

3 博士後期課程の各専攻にそれぞれ国際的な人材の育成に関する教育研究指導を英語で行う戦略的国際人材育成プログラム(以下「国際人材育成プログラム」という。)及び地球環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。

4 博士後期課程の各専攻(生体機能システム制御工学専攻を除く。)の学生は、それぞれ別表2に掲げる授業科目から2単位以上、研究科特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計6単位以上を修得しなければならない。

5 前項の学生のうち、国際人材育成プログラムの学生については、同項の規定にかかわらず、別表2に掲げる授業科目から2単位以上、国際人材育成プログラム特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計6単位以上を修得しなければならない。

6 第4項の学生のうち、特別コースの学生については、同項の規定にかかわらず、別表2に掲げる授業科目から2単位以上、環境科学特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計6単位以上を修得しなければならない。

7 博士後期課程の生体機能システム制御工学専攻の学生は、別表3に掲げる授業科目から4単位以上、研究科特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計8単位以上を修得しなければならない。

8 前項の学生のうち、国際人材育成プログラムの学生については、同項の規定にかかわらず、別表3に掲げる授業科目から4単位以上、国際人材育成プログラム特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計8単位以上を修得しなければならない。

- 9 第7項の学生のうち、特別コースの学生については、同項の規定にかかわらず、別表3に掲げる授業科目から4単位以上、環境科学特別講義から2単位以上、総合セミナーから2単位以上、計8単位以上を修得しなければならない。
- 10 前6項に掲げるもののほか、博士後期課程の学生は、指導教員の定める特別実習・演習を履修するものとする。ただし、特定プロジェクトセミナーを履修する者は、特別実習・演習の履修を必要としない。
- 11 研究科特別講義、国際人材育成プログラム特別講義、環境科学特別講義、総合セミナー及び特定プロジェクトセミナーは、年度ごとに定めるものとする。

第4条 前2条に定めるもののほか外国人留学生のための授業科目として、別表4に掲げる授業科目を開設する。

(単位認定)

第5条 研究科規則第5条の規定により修得した授業科目の単位は、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては2単位を限度として第2条及び第3条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

- 2 研究科規則第6条の規定により認定された単位については、博士前期課程にあつては10単位を、博士後期課程にあつては2単位を限度として第2条及び第3条に定める各課程修了の要件となる単位に含めることができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に知能情報システム学専攻に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下この項において、「在学者」という。)及び平成19年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 平成19年9月30日において現に国際環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースに在学する者(以下この項において「旧コース在学者」という。)及び博士前期課程の旧コース在学者が博士後期課程に進学した場合に、当該博士後期課程の旧コース在学者とされる者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に在学する者(以下この項において、「在学者」という。)及び平成20年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年9月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。



別表 1 - 1 (第 2 条第 1 項関係)

## 機能物質化学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考	
専 門 科 目	基礎教育科目	無機化学特論	2	8 単位必修
		有機化学特論	2	
		物理化学特論	2	
		反応化学特論	2	
	専門教育科目	遷移金属化学特論	2	機能物質化学セミナーを含めて18単位以上選択必修 機能物質化学特論Ⅰと別表1-8(循環物質工学専攻)の循環物質工学特論Ⅰを選択必修とする。 別表1-8(循環物質工学専攻)の専門教育科目を8単位まで上記18単位に含めることができる。 研究科共通科目を2単位まで上記18単位に含めることができる。
		磁気化学特論	2	
		電子材料工学特論	2	
		セラミックス材料特論	2	
		有機合成化学特論	2	
		有機物理化学特論	2	
		構造物理化学特論	2	
		輸送現象化学特論	2	
		反応物理化学特論	2	
		分子集合化学特論	2	
		プロセス設計特論	2	
		機能物質化学特論Ⅰ	1	
		機能物質化学特論Ⅱ	1	
		機能物質化学特論Ⅲ	1	
		機能物質化学特論Ⅳ	1	
		機能物質化学特論Ⅴ	2	
機能物質化学セミナー	1			
研究科共通科目	科学英語特論	2	4 単位選択必修	
	科学技術者倫理特論	2		
	ビジネスマネジメント論	2		
	数値計算工学特論	4		

大学院

別表 1 - 2 (第 2 条第 1 項関係)

## 物理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考	
専 門 科 目	基礎教育科目	量子力学	2	4 単位必修
		統計力学	2	
	専門教育科目	数理物理学特論	2	科学と文化を含めて22単位以上選択必修 研究科共通科目は2単位まで上記22単位に含めることができる。
		場の理論	2	
		素粒子物理学	2	
		宇宙物理学特論	2	
		高エネルギー物理学Ⅰ	2	
		高エネルギー物理学Ⅱ	2	
		量子力学特論Ⅰ	2	
		量子力学特論Ⅱ	2	
		物性物理学特論Ⅰ	2	
		物性物理学特論Ⅱ	2	
		凝縮系物理学特論	2	
		低温物理学特論	2	
		超伝導体物理学特論	2	
		量子光学	2	
		原子核物理学特論	2	
		シンクロトロン光応用物理学特論	2	
		科学と文化	2	

専 門 科 目	専門教育科目	特別講義 A	2	
		特別講義 B	1	
		宇宙論セミナー I	4	
		宇宙論セミナー II	4	
		ハドロン物理セミナー I	4	
		ハドロン物理セミナー II	4	
		素粒子論セミナー I	4	
		素粒子論セミナー II	4	
		高エネルギー物理セミナー I	4	
		高エネルギー物理セミナー II	4	
		物性物理セミナー I	4	
		物性物理セミナー II	4	
		量子干渉物理セミナー I	4	
		量子干渉物理セミナー II	4	
		シンクロトロン光応用物理セミナー I	4	
シンクロトロン光応用物理セミナー II	4			
研究科共通科目	科学英語特論	2	4 単位選択必修	
	科学技術者倫理特論	2		
	ビジネスマネジメント論	2		
	数値計算工学特論	4		

別表 1 - 3 (第 2 条第 1 項関係)

機械システム工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備 考	
専 門 科 目	基礎教育科目	流体力学特論	2	10単位必修
		熱工学特論	2	
		材料力学特論	2	
		機械設計特論	2	
		計測制御特論	2	
	専門教育科目	流体工学特論	2	16単位以上選択必修 研究科共通科目を 2 単位まで上記16単 位に含めることができる。
		流体機械特論	2	
		環境熱流動学特論	2	
		流動システム工学特論	2	
		海洋流体力学特論	2	
		海洋工学特論	2	
		熱力学特論	2	
		伝熱工学特論	2	
		エネルギー変換特論	2	
		数値伝熱工学	2	
		熱物質移動工学特論	2	
		材料強度学特論	2	
		トライボロジー特論	2	
		材料加工学特論	2	
		固体力学特論	2	
計算力学特論	2			
粉末冶金工学特論	2			
表面工学特論	2			
精密機器工学特論	2			
生産加工学特論	2			
工作機械特論	2			
機械力学特論	2			

専門科目	専門教育科目	自動機械特論	2	
		応用力学特論	2	
		機械システム工学特論Ⅰ	2	
		機械システム工学特論Ⅱ	2	
研究科共通科目		科学英語特論	2	4単位選択必修
		科学技術者倫理特論	2	
		ビジネスマネジメント論	2	
		数値計算工学特論	4	

別表1-4(第2条第1項関係)

電気電子工学専攻

科目区分		授業科目	単位数	備考
専門科目	基礎教育科目	電気電子工学特論	2	10単位必修
		応用電気電子工学特論	2	
		電気電子先端技術工学特論	2	
		電気電子システム設計工学特論	2	
		電気電子システム開発工学特論	2	
	専門教育科目	電気電子実務者教育特論	2	電気電子工学特別セミナーを含めて16単位以上選択必修  研究科共通科目を2単位まで上記16単位に含めることができる。
		超短波長光利用科学技術工学特論	2	
		計算論的知能工学特論	2	
		グラフィカル・ユーザ・インターフェース特論	2	
		プロセスプラズマ工学特論	2	
		応用プラズマ理工学特論	2	
		パルスパワー工学特論	2	
		電力システム工学特論	2	
		新・省エネルギー工学特論	2	
		物質情報エレクトロニクス特論	2	
		光量子エレクトロニクス特論	2	
		集積回路プロセス工学特論	2	
		高周波回路設計特論	2	
		マイクロ波集積回路特論	2	
		電子情報システム設計特論	2	
システム LSI 回路設計特論	2			
情報通信ネットワーク特論	2			
脳型情報処理特論	2			
電気電子工学修士実験	2			
電気電子工学特別セミナー	2			
電気電子工学専攻特別講義	2			
研究科共通科目		科学英語特論	2	4単位選択必修
		科学技術者倫理特論	2	
		ビジネスマネジメント論	2	
		数値計算工学特論	4	

大学院

別表1-5(第2条第1項関係)

知能情報システム学専攻

科目区分		授業科目	単位数	備考
専門科目	基礎教育科目	情報セキュリティ・倫理特論	2	6単位必修
		計算機アルゴリズム特論	2	
		ソフトウェア設計特論	2	

専 門 科 目	専門教育科目	情報数理構造特論	2	知能情報システム学特別セミナーⅠ及 びⅡを含めて20単位以上選択必修
		情報離散数理特論	2	
		言語処理系特論	2	
		情報数理特論	2	
		構造化プログラミング特論	2	
		線形計算特論	2	
		オブジェクト指向プログラミング特論	2	
		コンピュータアーキテクチャ特論	2	
		オペレーティングシステム特論	2	
		ネットワーク指向システム特論	2	
		情報ネットワーク特論	2	
		情報可視化特論	2	
		知覚情報処理特論	2	
		知的システム特論	2	
		人工知能特論	2	
		データベース特論	2	
		ソフトウェアモデリング特論	2	
		計算科学特論	2	
		知能情報システム学特別セミナーⅠ	2	
知能情報システム学特別セミナーⅡ	2			
知能情報システム学特別講義	2			
研究科共通科目		科学英語特論	2	4単位選択必修
		科学技術者倫理特論	2	
		ビジネスマネジメント論	2	
		数値計算工学特論	4	

別表1 - 6 (第2条第1項関係)

数理科学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考	
専 門 科 目	基礎教育科目	代数学特論Ⅰ	2	6単位必修
		幾何学特論Ⅰ	2	
		解析学特論Ⅰ	2	
	専門教育科目	代数学特論Ⅱ	2	数理科学セミナーⅠ～Ⅳを含めて20単 位以上選択必修
		代数学特論Ⅲ	2	
		代数学特論Ⅳ	2	
		代数的整数論Ⅰ	2	
		代数的整数論Ⅱ	2	
		幾何学特論Ⅱ	2	
		微分幾何学特論Ⅰ	2	
		微分幾何学特論Ⅱ	2	
		位相幾何学特論Ⅰ	2	
		位相幾何学特論Ⅱ	2	
		多様体特論Ⅰ	2	
		多様体特論Ⅱ	2	
		大域幾何学Ⅰ	2	
		大域幾何学Ⅱ	2	
		解析学特論Ⅱ	2	
		関数解析学特論Ⅰ	2	
		関数解析学特論Ⅱ	2	
関数方程式特論Ⅰ	2			
関数方程式特論Ⅱ	2			

専 門 科 目	専門教育科目	応用数学特論Ⅰ	2	
		応用数学特論Ⅱ	2	
		確率数学特論Ⅰ	2	
		確率数学特論Ⅱ	2	
		非線形数学特論Ⅰ	2	
		非線形数学特論Ⅱ	2	
		数理科学セミナーⅠ	2	
		数理科学セミナーⅡ	2	
		数理科学セミナーⅢ	2	
		数理科学セミナーⅣ	2	
研究科共通科目	科学英語特論	2	4単位選択必修	
	科学技術者倫理特論	2		
	ビジネスマネジメント論	2		
	数値計算工学特論	4		

別表1-7(第2条第1項関係)

都市工学専攻

科目区分	授業科目	単位数	備考	
基礎教育科目	都市工学特別演習Ⅰ	2	} いずれか1科目2単位選択必修	
	都市工学特別演習Ⅱ	2		
	文献調査研究	2		必修
	都市工学コキウム	2		必修
専門教育科目	構造工学特論	2	20単位以上選択必修 研究科共通科目を2単位まで上記20単 位に含めることができる。	
	構造解析プログラム論	2		
	複合構造工学特論	2		
	構造材料学特論	2		
	防災地盤工学特論	2		
	低平地地圏環境学特論	2		
	環境地盤工学特論	2		
	地盤動力学特論	2		
	地盤工学特論Ⅰ	2		
	地盤工学特論Ⅱ	2		
	建設地盤工学特論	2		
	応用流体力学特論	2		
	数値水理学特論	2		
	水環境システム工学特論	2		
	水処理工学特論	2		
	環境輸送特論	2		
	低平地水圏環境学特論	2		
	都市交通システム学	2		
	都市構成システム論	2		
	社会システム特別演習	2		
	プロジェクト演習	2		
	都市環境性能特論	2		
	都市環境デザイン演習Ⅰ	2		
	建築都市空間論	2		
	都市デザイン論	2		
	都市環境デザイン演習Ⅱ	2		
住環境論	2			
建築環境工学特論	2			
建築デザイン論	2			

専門科目	専門教育科目	環境設計学特論	2	
		建築特別インターンシップⅠ	2	
		建築特別インターンシップⅡ	2	
		都市工学考究Ⅰ	1	
		都市工学考究Ⅱ	2	
研究科共通科目		科学英語特論	2	4単位選択必修
		科学技術者倫理特論	2	
		ビジネスマネジメント論	2	
		数値計算工学特論	4	

別表1-8(第2条第1項関係)

循環物質工学専攻

科目区分		授業科目	単位数	備考	
専門科目	基礎教育科目	無機化学特論	2	8単位必修	
		有機化学特論	2		
		物理化学特論	2		
		反応化学特論	2		
	専門教育科目		無機プロセス化学特論	2	循環物質工学セミナーを含めて18単位以上選択必修 循環物質工学特論Ⅰと別表1-1(機能物質化学専攻)の機能物質化学特論Ⅰを選択必修とする。 別表1-1(機能物質化学専攻)の専門教育科目を8単位まで上記18単位に含めることができる。 研究科共通科目を2単位まで上記18単位に含めることができる。
			無機反応化学特論	2	
			セラミックス材料工学	2	
			構造有機化学特論	2	
			グリーンケミストリー特論	2	
			高分子化学特論	2	
			生物化学特論	2	
			物性物理化学特論	2	
			環境超微量分析化学特論	2	
			分離機能材料工学	2	
			地球環境化学特論	2	
			物質循環工学	2	
			分子分析化学特論	2	
			セラミックス機能発現学特論	2	
			高温構造材料特論	2	
			耐熱材料設計学特論	2	
			機能性分子集積化技術特論	2	
			天然高分子系機能材料特論	2	
			循環物質工学特論Ⅰ	1	
			循環物質工学特論Ⅱ	1	
			循環物質工学特論Ⅲ	1	
			循環物質工学特論Ⅳ	1	
			循環物質工学特論Ⅴ	2	
循環物質工学セミナー	1				
研究科共通科目		科学英語特論	2	4単位選択必修	
		科学技術者倫理特論	2		
		ビジネスマネジメント論	2		
		数値計算工学特論	4		

別表 1 - 9 (第 2 条第 1 項関係)

## Special Subjects on Environmental Science (環境科学特別授業科目)

Subjects (授業科目)	Credits (単位数)	Note (備考)
Physical Chemistry of Environment (環境の物理化学)	2	Chemistry and Applied Chemistry, Ecomaterial Science and Engineering (化学系)
Advanced Analytical Chemistry Environment (環境分析化学特論)	2	
Advanced Inorganic Chemistry I (無機化学特論)	2	
Advanced Environmentally Benign Organic Synthesis I (環境調和型有機反応特論)	2	
Advanced Inorganic Materials Science(無機材料化学特論)	2	
Advanced Separation Technology (分離工学特論)	2	
Ceramic Science (無機高分子化学)	2	
Molecular Organized Assembly (分子組織学特論)	2	
Energy and the Environment (エネルギーと環境)	2	Mechanical Engineering (機械系)
Advanced Technology of Energy (エネルギー工学特論)	2	
Nuclear Energy and Environmental Effects (核エネルギーと環境への影響)	2	
Advanced Aeroacoustics (空力音響学特論)	2	
Advanced Fluid Machinery (流体機械特論)	2	
Advanced Strength of Materials (材料強度学特論)	2	
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics (環境熱流動学特論)	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics (希薄流体工学特論)	2	
Advanced Systems Science (システム工学特論)	2	Electrical and Electronic Engineering (電気系)
Advanced Discharge Application Engineering (放電応用工学特論)	2	
Advanced Sensing Engineering (センシング工学特論)	2	
Advanced Gaseous Electronics Engineering (気体電子工学特論)	2	
Advanced Signal Processing and Control (信号処理制御特論)	2	
Advanced Biological Engineering (生体工学特論)	2	
Advanced Laser Engineering (レーザー工学特論)	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering (プラズマエレクトロニクス工学特論)	2	
Applied Structural Engineering (応用構造工学特論)	2	Civil Engineering (建設系)
Advanced Planning Theory on Environment (環境計画学特論)	2	
Advanced Geomechanics (岩盤工学特論)	2	
Water Environmental Engineering (環境水資源工学特論)	2	
Advanced Hydraulics (水理学特論)	2	
Advanced System Analysis (システム分析特論)	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering (環境地盤工学特論)	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering (防災工学特論)	2	
Adaptive and Learning Systems (適応・学習システム特論)	2	Advanced Systems Control Engineering (生体系)
Advanced Softcomputing (ソフトコンピューティング特論)	2	
Intelligent Systems Control (知能システム制御工学特論)	2	
Advanced Multi-dimensional Sensing Engineering (多次元センシング工学特論)	2	
Advanced Ecology of Resource Plants (資源植物生態学特論)	2	Agricultural Sciences (生物生産系)
Advanced Physiology on Tropical Crops (熱帯作物生理学特論)	2	
Advanced Science on Life Environment (生物環境学特論)	2	
Advanced Animal Breeding (動物育種学特論)	2	
Advanced Agricultural Environment Economics (農業環境経済学特論)	2	
Advanced Agricultural System Engineering (生産システム工学特論)	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering (浅海環境工学特論)	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering (農業土壌工学特論)	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding (生物工学特論)	2	Applied Biological Sciences (応用生物系)
Advanced Horticulture Science (園芸科学特論)	2	
Advanced Plant Virology (植物ウイルス病学特論)	2	
Advanced Nutrition Biochemistry (栄養化学特論)	2	

Advanced Molecular Biology (生物分子論特論)	2	
Advanced Soil Ecology (土壌生態学特論)	2	
Advanced Biofunctional Chemistry (生物機能化学特論)	2	
Advanced Food Science and Nutrition (食料科学特論)	2	

別表2 (第3条関係)

エネルギー物質科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
エネルギー開発工学	海洋熱エネルギー開発工学特論	2	
	エネルギー開発工学特論	2	
	数値移動現象学特論	2	
	海洋熱エネルギー利用学特論	2	
	海洋流体エネルギー開発工学特論	2	
	海洋流体エネルギー利用システム特論	2	
	熱エネルギー移動工学特論	2	
	沸騰熱伝達学特論	2	
	熱エネルギー利用機器特論	2	
	高熱負荷熱移動工学特論	2	
	流体機器開発工学特論	2	
	圧縮性流体工学特論	2	
	流体エネルギー開発工学特論	2	
	流体関連振動学特論	2	
	混相流工学特論	2	
	超電導エネルギー工学特論	2	
	エネルギー制御工学特論	2	
	プラズマ発生工学特論	2	
	プラズマ制御工学特論	2	
	プロセスプラズマ工学特論	2	
	プラズマエレクトロニクス工学特論	2	
	環境エネルギー工学特論	2	
	レーザ応用工学特論	2	
	パルスパワー工学特論	2	
	光応用工学特論	2	
	高エネルギー物理学特論	2	
	放射線計測学特論	2	
	情報ディスプレイ工学特論	2	
数値電磁工学特論	2		
物質科学	応用加速器科学特論	2	
	ハドロン物理学特論	2	
	素粒子実験学特論	2	
	基本粒子実験物理学特論	2	
	素粒子核分光学特論	2	
	素粒子論特論	2	
	場の理論特論	2	
	宇宙論特論	2	
	素粒子論的宇宙論	2	
	量子多体論特論	2	
	複雑系の科学特論	2	
	量子干渉特論	2	
	量子光学特論	2	



物質科学	数値くりこみ法特論	2
	複合錯体構造学特論	2
	錯体基礎化学特論	2
	金属錯体化学特論	2
	金属錯体解析学特論	2
	金属錯体電子構造特論	2
	高機能分析化学特論	2
	分子認識化学特論	2
	生体分子構造特論	2
	物質移動学特論	2
	高機能物質化学特論	2
	生体物質学特論	2
	計算機物質化学特論	2
	機能蛋白質化学特論	2
	物質変換化学特論	2
	セラミックス材料設計特論	2
	応用材料化学特論	2
	ナノテクノロジー応用特論	2
	非平衡プロセス学特論	2
機能材料工学	半導体材料学特論	2
	磁性体物性特論	2
	半導体物性特論	2
	半導体表面科学特論	2
	応用薄膜工学特論	2
	シンクロトロン光物性特論	2
	光電子物性特論	2
	ナノ物理学特論	2
	低温物性特論	2
	超伝導物理特論	2
	強相関系物理特論	2
	高分子材料学特論	2
	機能分子設計特論	2
	有機薄膜構造学特論	2
	有機光化学特論	2
	環境調和型有機化学特論	2
	両親媒性物質機能学特論	2
	機能材料工学特論	2
	両親媒性物質学特論	2
	光感応両親媒性物質学特論	2
	無機電子材料学特論	2
	機能セラミックス特論	2
	セラミックス材料学特論	2
	セラミックプロセス特論	2
	分離機能化学特論	2
	生体反応工学特論	2
	廃棄物工学特論	2
	金属疲労学特論	2
	材料複合工学特論	2
	粉体プロセス特論	2
	機能制御材料学特論	2
	複合材料構造学特論	2
化学応用特論	2	

機能材料工学	複合材料界面制御工学特論	2	
	先端耐熱材料工学特論	2	

システム生産科学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
生産開発工学	機能材料強度学特論	2	
	潤滑材料基礎学特論	2	
	生産機器開発工学特論	2	
	精密機器開発工学特論	2	
	精密生産加工学特論	2	
	機器構造解析特論	2	
	機器要素設計学特論	2	
	生産システム設計学特論	2	
	精密機構設計学特論	2	
	知能システム制御特論	2	
	多次元計測システム特論	2	
	宇宙システム制御工学特論	2	
	機械システム力学特論	2	
	システム制御学特論	2	
	信号処理特論	2	
	生体情報学特論	2	
	情報処理学特論	2	
	高度計測学特論	2	
適応システム特論	2		
社会システム工学	基礎地盤工学特論	2	
	地盤開発学特論	2	
	環境地盤学特論	2	
	地盤設計工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	岩盤形成過程特論	2	
	計算工学特論	2	
	システム解析工学特論	2	
	構造設計学特論	2	
	コンクリート工学特論	2	
	建築・都市デザイン学特論	2	
	景観設計学特論	2	
	都市水系設計学特論	2	
	交通計画学特論	2	
	環境システム評価特論	2	
	都市・建築環境心理学特論	2	
	環境水理学特論	2	
	水資源管理学特論	2	
	水環境システム特論	2	
	環境システム工学特論	2	
	水質制御工学特論	2	
	地盤材料学特論	2	
	地盤材料解析学特論	2	
	建築環境エネルギー学特論	2	
地域建築計画学特論	2		
地域産業政策特論	2		
地域労働政策特論	2		

社会システム工学	マーケティング特論	2
	途上国開発特論	2
	産業会計測定特論	2
	ベンチャー会計特論	2
	金融特論	2
	国際金融特論	2
	政策システム分析特論	2
	地域社会学特論	2
	地域経済学特論	2
	環境法学特論	2
	都市地理学特論	2
	環境生態学特論	2
	地域比較文化学特論	2
	地域市民社会特論	2
情報システム学	離散数理学特論	2
	情報代数学特論	2
	代数幾何学特論	2
	多様体論基礎特論	2
	部分多様体特論	2
	トポロジー特論	2
	リーマン幾何学特論	2
	大域幾何学特論	2
	情報幾何学特論	2
	大域変分法特論	2
	組合せ代数学特論	2
	数理基礎学特論	2
	確率基礎学特論	2
	数論的幾何学特論	2
	確率解析学特論	2
	数理解析学特論	2
	応用解析学特論	2
	数値関数解析特論	2
	数理情報理論特論	2
	非線形偏微分方程式特論	2
	統計数学特論	2
	複素解析学特論	2
	センシングシステム特論	2
	知覚情報システム特論	2
	多次元計測工学特論	2
	電磁波工学特論	2
	高周波回路特論	2
	信号処理回路特論	2
	通信システム工学特論	2
	アンテナ開発工学特論	2
	情報通信工学特論	2
	人工知能システム特論	2
	教育システム情報特論	2
生命情報工学特論	2	
脳型情報処理特論	2	
インテリジェント情報システム特論	2	
知能情報処理特論	2	
教育工学システム特論	2	

情報システム学	コード最適化特論	2	
	並列アルゴリズム特論	2	
	認知システム特論	2	
	神経情報処理工学特論	2	

別表3（第2条及び第3条関係）  
生体機能システム制御工学専攻

講座名	授業科目	単位数	備考
インターフェイス機能工学	* 人間機械協調工学特論	2	*は、博士前期課程のみの授業科目とする。
	* 生体情報処理システム特論	2	
	システムアーキテクチャ特論	2	
	インターフェイス機能工学演習	1	
	ソフトコンピューティング特論	2	
	人間共存型ロボット特論	2	
	行動型ロボット特論	2	
	適応・学習システム特論	2	
	* 非ホロノミックモーション特論	2	
	* 行動型ロボット工学演習	1	
	機能マテリアル工学特論	2	
	基礎粉体工学特論	2	
	応用機能材料工学特論	2	
	ファイン素材工学特論	2	
	生化学システム工学特論	2	
生体機能複合材料工学特論	2		
インテリジェント制御工学	知能システム制御工学特論	2	
	複雑システム制御工学特論	2	
	制御情報システム工学特論	2	
	システム制御設計特論	2	
	* 生体制御システム特論	2	
	* 生体信号処理特論	2	
	先端システム制御工学特論	1	
	知能システム制御工学演習	1	
	多次元センシング工学特論	2	
	生体模倣計測学特論	2	
	知能化センシングシステム特論	2	
	高次計測工学特論	2	
	生体センシング工学特論	2	
	生体可視化学特論	2	
先端知能センシング工学特論	1		
知能計測工学演習	1		
生体システム工学	生体システム工学特論	2	
	生体機能工学特論	2	
	* 生体情報工学特論	2	
	生命情報工学特論	2	
	ニューロモルフィック工学特論	2	
	* バイオインフォマティクス特論	2	
	* 生体システム工学演習	1	
	* 生体情報工学演習	1	
共通	熱移動工学特論	2	
	衝撃波工学特論	2	
	加工科学特論	2	

共 通	熱流体システム工学特論	2
	混相流体工学特論	2
	構造強度学特論	2
	神経情報学特論	2
	インテリジェントデバイス工学特論	2
	インテリジェント光加工工学特論	2
	レーザ診断工学特論	2
	プラズマナノテクノロジー特論	2
	自由電子レーザの基礎とその応用	2
	マイクロ波機能工学特論	2
	マン・マシンインタフェース特論	2
	ヒューマンインターフェース工学特論	2
	プラズマナノプロセス工学特論	2
	生態環境リモートセンシング特論	2
	磁性材料学特論	2
	アルゴリズム特論	2
	生物分子システム情報特論	1
生体機能情報学演習	1	

# 佐賀大学大学院農学研究科規則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院農学研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)、佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)及び佐賀大学学位規則(平成16年4月1日制定。以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第1条の2 研究科は、科学技術の高度化・情報化・国際化に伴う社会の要求に応えるため、学部教育の幅広い基礎学力を基盤とし、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者及び高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人を養成することを目的とする。

(専攻及び講座)

第2条 研究科に次の専攻及び講座を置く。

専攻名	講座名
生物生産学専攻	資源社会管理学, 生産生物学, 生産情報科学, 生産環境工学
応用生物科学専攻	生物工学, 生物調節学, 動物資源学, 生物機能化学, 生物資源利用化学

(専攻の目的)

第2条の2 研究科の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生物生産学専攻 生産科学及び環境情報工学の領域において、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人等を養成すること。
- (2) 応用生物科学専攻 応用生物学及び生物化学の領域において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等を養成すること。

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学大学院農学研究科履修細則(平成16年4月1日制定)に定めるところによる。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第5条 学生は、大学院学則第14条の規定に基づき、他の大学院及び外国の大学院の授業科目を履修することができる。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他専攻及び他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第6条 研究科が必要と認めるときは、大学院学則第15条の規定に基づき、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第7条 学生は、大学院学則第17条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 指導教員は、研究指導上必要があると認めるときは、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(履修手続)

第8条 履修しようとする授業科目については、各学期とも所定の期間に定められた方法により履修手続をしなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度履修手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第8条の2 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

3 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第9条 試験は、毎学期末又は毎学年末において授業担当教員が行う。

(学位論文の提出)

第10条 学位規則第7条第1項の規定により、修士の学位の授与を受けようとする者は、申請書類とともに、学位論文を

指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

(学位論文審査員)

第11条 佐賀大学大学院農学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)は、修士論文の審査のため、研究科の教員の中から3人以上の学位論文審査員(以下「審査員」という。)を選出し、うち1人を主査とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の研究科、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)の教員等を審査員に加えることができる。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、その志望する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

(研究生及び科目等履修生)

第13条 研究科の教育研究に支障のないときは、研究科委員会の議を経て、研究生及び科目等履修生の入学を認めることができる。

2 研究生及び科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者

(2)研究科委員会において前号と同等以上の学力があると認められた者

(特別研究学生)

第14条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別研究学生として研究指導を受けることを認めることができる。

(特別聴講学生)

第15条 研究科は、他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、他の大学院等の学生が特別聴講学生として授業科目を履修することを認めることができる。

(転入学又は再入学を許可された者の既修得単位等の認定)

第16条 研究科に転入学又は再入学を許可された者が、佐賀大学の大学院又は他の大学院(外国の大学院を含む。)で既に修得した単位数及び在学した期間は、研究科委員会の議を経て通算することができる。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年7月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 佐賀大学大学院農学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 佐賀大学大学院農学研究科規則(平成16年4月1日制定。以下「研究科規則」という。)第4条の規定に基づく佐賀大学大学院農学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則の定めるところによる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第2条 授業科目及び単位数は、各専攻ごとに別表Ⅰから別表Ⅴまでに定めるとおりとする。

- 2 各専攻に地球環境科学に関する教育研究指導を英語で行う特別コースを設ける。
- 3 学生は、各専攻ごとに別表Ⅰ又は別表Ⅱに掲げるコア科目から4単位、基礎教育科目から2単位、専門教育科目のうち各講座ごとに各講座必修科目(特別研究8単位を含み、生物生産学専攻生産情報科学講座にあっては、講座選択必修科目2単位以上を含む。)を含む計30単位以上履修しなければならない。
- 4 特別コースの学生については、前項の規定にかかわらず、別表Ⅰから別表Ⅱ及び別表Ⅲに掲げる授業科目から特別研究8単位を含めて22単位以上、別表Ⅳに定める環境科学特別授業科目から8単位以上、計30単位以上履修しなければならない。この場合において、別表Ⅰ及び別表Ⅱにおいて「必修」又は「選択必修」とある条件は付さないものとする。

(単位認定)

第3条 研究科規則第5条の規定により指導教員が必要と認めて履修した他専攻、他研究科又は他大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目の単位は、10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。

- 2 研究科規則第6条の規定により修得した授業科目の単位は、10単位を限度として修了に要する単位に含めることができる。
- 3 前2項の規定は、特別コースの学生には適用しない。
- 4 特別コースの学生については、当該学生が環境科学特別授業科目から履修した単位のうち、8単位を超える単位については、特別コースの修了に要する単位に含めることができるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成19年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

別表Ⅰ(第2条関係)

生物生産学専攻

科目区分	講座名	授業科目	単位数	備考
コア科目		作物生態生理学特論	2	研究科必修
		応用生物科学概論	2	〃
基礎教育科目		農業経済政策特論	2	専攻必修
専門教育科目	資源社会管理学	農村地理学特論	2	資源社会管理学特別演習、特別研究は講座必修
		地域資源学特論	2	
		文化人類学特論	2	
		環境社会学特論	2	
		食糧生産経営学特論	2	
		管理意志決定支援特論	2	
		協同組合分析特論	2	
		海浜台地政策学特論	2	
		流通情報マーケティング特論	2	
		農業経済分析特論	2	



	資源社会管理学特別講義Ⅰ	2	
	資源社会管理学特別講義Ⅱ	2	
	資源社会管理学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産生物学	応用植物生態学特論	2	生産生物学特別演習， 特別研究は講座必修
	熱帯作物改良学特論	2	
	熱帯農業資源学特論	2	
	施設農業生産学特論	2	
	動物繁殖生理学特論	2	
	動物生産学特論	2	
	生産生態学特論	2	
	家畜飼養管理学特論	2	
	応用遺伝資源学特論	2	
	作物生産学特論	2	
	生物環境学特論	2	
	動物遺伝育種学特論	2	
	生物資源論特別講義Ⅰ	2	
	生物資源論特別講義Ⅱ	2	
	生産生物学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産情報科学	生産システム工学特論	2	生産システム情報学特 別演習と生産情報工学 特別演習は講座選択必 修，特別研究は講座必 修
	生体計測工学特論	2	
	生産情報処理学特論	2	
	生体情報科学特論	2	
	利水情報工学特論	2	
	水資源計画学特論	2	
	農地計画学特論	2	
	農地工学特論	2	
	リモートセンシング工学特論	2	
	生産システム情報学特別演習	2	
	生産情報工学特別演習	2	
	特別研究	8	
生産環境工学	土壌物理学特論	2	生産環境工学特別演習 特別研究は講座必修
	地水学特論	2	
	浅海環境工学特論	2	
	生産地盤工学特論	2	
	土質工学特論	2	
	農業生産機械学特論	2	
	農産機械学特論	2	
	環境資源学特論	2	
	物理探査学特論	2	
	土地生産機能学特論	2	
	応用水利学特論	2	
	農村計画学特論	2	
	農業造構学特論	2	
	生産環境工学特別演習	2	
	特別研究	8	

別表Ⅱ（第2条関係）

## 応用生物科学専攻

科目区分	講座名	授業科目	単位数	備考
コア科目		作物生態生理学特論	2	研究科必修
		応用生物科学概論	2	"
基礎教育科目		応用生物科学総合講義	2	専攻必修
専門教育科目	生物工学	植物遺伝子工学特論	2	生物工学演習Ⅰ，生物工学演習Ⅱ，特別研究は講座必修
		植物化学特論	2	
		細胞工学特論	2	
		種苗生産学特論	2	
		遺伝資源学特論	2	
		植物育種学特論Ⅰ	2	
		植物育種学特論Ⅱ	2	
		生物工学特別講義Ⅰ	2	
		生物工学特別講義Ⅱ	2	
		生物工学演習Ⅰ	2	
		生物工学演習Ⅱ	2	
		特別研究	8	
生物調節学	土壌学特論	2	生物調節学演習，特別研究は講座必修	
	植物栄養調節学特論	2		
	植物感染病学特論	2		
	植物病学特論	2		
	生物調節学特論	2		
	生物調節学演習	2		
特別研究	8			
動物資源学	線虫学特論	2	動物資源学演習，特別研究は講座必修	
	土壌生態学特論	2		
	害虫制御学特論	2		
	システム生態学特論	2		
	動物行動生態学特論	2		
	土壌動物学特論	2		
	動物資源学特論	2		
	動物資源学演習	2		
特別研究	8			
生物機能化学	生化学特論	2	生物機能化学演習，特別研究は講座必修	
	生命化学特論	2		
	分子細胞生物学特論	2		
	分子生物学特論	2		
	微生物機能学特論	2		
	応用微生物学特論	2		
	微生物遺伝学特論	2		
	微生物学特論	2		
	生物物理化学特論	2		
	生物機能化学特別講義	2		
	生物機能化学演習	2		
特別研究	8			
生物資源利用化学	生物資源化学特論	2	生物資源利用化学演習 特別研究は講座必修	
	食品生化学特論	2		
	食糧化学工学特論	2		
	食糧化学特論	2		
	食糧安全学特論	2		
	食品機能学特論	2		

	栄養化学特論	2	
	海洋生物資源化学特論	2	
	バイオマス利用特論	2	
生物資源利用化学	食糧流通貯蔵学特論	2	
	栄養生理学特論	2	
	生物資源利用化学特別講義	2	
	生物資源利用化学演習	2	
	特別研究	8	

別表Ⅲ（第2条関係）

各専攻共通（単位互換）

授 業 科 目	単位数	備 考
特別講義（植物生産学）	2	
特別講義（生物環境保護学）	2	
特別講義（熱帯資源生物学）	2	
特別講義（動物生産学）	2	
特別講義（応用生物化学）	2	
特別講義（資源利用化学）	2	
特別講義（生物機能開発学）	2	
特別講義（農林資源経営学）	2	
特別講義（生物生産工学）	2	

別表Ⅳ（第2条関係）

Special Subjects on Environmental Science（環境科学特別授業科目）

Subjects（授業科目）	Credits(単位数)	Note（備考）
Physical Chemistry of Environment（環境の物理化学）	2	Chemistry and Applied
Advanced Analytical Chemistry Environment（環境分析化学特論）	2	Chemistry, Ecomaterial
Advanced Inorganic Chemistry I（無機化学特論 I）	2	Science and Engineering
Advanced Environmentally Benign Organic Synthesis I （環境調和型有機反応特論 I）	2	（化学系）
Advanced Inorganic Materials Science（無機材料化学特論）	2	
Advanced Separation Technology（分離工学特論）	2	
Ceramic Science（無機高分子化学）	2	
Molecular Organized Assembly（分子組織学特論）	2	
Energy and the Environment（エネルギーと環境）	2	Mechanical Engineering
Advanced Technology of Energy（エネルギー工学特論）	2	（機械系）
Nuclear Energy and Environmental Effects（核エネルギーと環境への影響）	2	
Advanced Aeroacoustics（空力音響学特論）	2	
Advanced Fluid Machinery（流体機械特論）	2	
Advanced Strength of Materials（材料強度学特論）	2	
Advanced Environmental Thermofluid Mechanics（環境熱流動学特論）	2	
Advanced Rarefied Gas Dynamics（希薄流体工学特論）	2	
Advanced Systems Science（システム工学特論）	2	Electrical and Electronic
Advanced Discharge Application Engineering（放電応用工学特論）	2	Engineering
Advanced Sensing Engineering（センシング工学特論）	2	（電気系）
Advanced Gaseous Electronics Engineering（気体電子工学特論）	2	
Advanced Signal Processing and Control（信号処理制御特論）	2	
Advanced Biological Engineering（生体工学特論）	2	
Advanced Laser Engineering（レーザー工学特論）	2	
Advanced Plasma Electronics Engineering（プラズマエレクトロニクス工学特論）	2	

Advanced Structural Engineering (応用構造工学特論)	2	Civil Engineering (建設系)
Advanced Planning Theory on Environment (環境計画学特論)	2	
Advanced Geomechanics (岩盤工学特論)	2	
Water Environmental Engineering (環境水資源工学特論)	2	
Advanced Hydraulics (水理学特論)	2	
Advanced System Analysis (システム分析特論)	2	
Advanced Geoenvironmental Engineering (環境地盤工学特論)	2	
Advanced Disaster Prevention Engineering (防災工学特論)	2	
Adaptive and Learning Systems( 適応・学習システム特論)	2	Advanced Systems Control Engineering (生体系)
Advanced Softcomputing (ソフトコンピューティング特論)	2	
Intelligent Systems Control (知能システム制御工学特論)	2	
Advanced Multi-dimensional Sensing Engineering( 多次元センシング工学特論)	2	
Advanced Ecology of Resource Plants (資源植物生態学特論)	2	Agricultural Sciences (生物生産系)
Advanced Physiology on Tropical Crops (熱帯作物生理学特論)	2	
Advanced Science on Life Environment (生物環境学特論)	2	
Advanced Animal Breeding (動物育種学特論)	2	
Advanced Agricultural Environment Economics (農業環境経済学特論)	2	
Advanced Agricultural System Engineering (生産システム工学特論)	2	
Advanced Shallow Sea Environmental Engineering (浅海環境工学特論)	2	
Advanced Agricultural Soil Engineering (農業土壌工学特論)	2	
Advanced Biotechnology and Plant Breeding (生物工学特論)	2	Applied Biological Sciences (応用生物系)
Advanced Horticulture Science (園芸科学特論)	2	
Advanced Plant Virology (植物ウイルス病学特論)	2	
Advanced Nutrition Biochemistry (栄養化学特論)	2	
Advanced Molecular Biology (生物分子論特論)	2	
Advanced Soil Ecology (土壌生態学特論)	2	
Advanced Biofunctional Chemistry (生物機能化学特論)	2	
Advanced Food Science and Nutrition (食料科学特論)	2	

別表V (第2条関係)  
外国人留学生特別科目

授 業 科 目	単位数	備 考
アグロサイエンス特論	2	
アグロサイエンス特別演習	2	

## 16 . 転学部 ・ 転学科等

佐賀大学における入学後の進路変更 に関する方針 .....	351
佐賀大学文化教育学部転学部・転課程等 に関する内規 .....	352
佐賀大学経済学部転学部規程 .....	353
佐賀大学医学部転学部及び転学科細則 .....	354
佐賀大学理工学部転学部及び転学科 に関する内規 .....	355
佐賀大学農学部転学部及び転学科細則 .....	356

## 佐賀大学における入学後の進路変更に関する方針

(平成17年3月25日制定)

- 1 この方針は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第32条に規定する佐賀大学に在籍する学生が転学部、転学科又は転課程を行う際の方針を定めるものとする。
- 2 この方針において「在籍学部、在籍学科及び在籍課程」とは、現に学生が在籍する学部、学科及び課程をいい、「転入学部、転入学科及び転入課程」とは、学生が転入を志願する学部、学科及び課程をいう。
- 3 転学部の時期は、転入学部が定めるものとする。
- 4 転学科及び転課程の時期は、在籍学部が定めるものとする。
- 5 転入学部、転入学科又は転入課程の在籍学生数が収容定員を超えている場合その他の事由により、転学部又は転学科若しくは転課程を認めることが適当でないと転入学部又は在籍学部が判断した場合は、転学部又は転学科若しくは転課程を認めないことができるものとする。
- 6 転学部を志願する者が、転入学部が行う転学部試験に合格した場合は、転入学部の教授会の議を経て、学長が転学部を許可する。
- 7 転学科又は転課程を志願する者が、在籍学部が行う転学科試験又は転課程試験に合格した場合は、在籍学部の教授会の議を経て、学長が転学科又は転課程を許可する。
- 8 転入学部は、転入した学生が転学部前に修得した転入学部の単位を、転入学部における転入学後の単位として認めることができる。
- 9 その他、転学部に必要な事項は、転入学部が、転学科及び転課程に必要な事項は、在籍学部が定めるものとする。

# 佐賀大学文化教育学部転学部・転課程等に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学学則(平成16年4月1日施行)第32条の規定に基づき、佐賀大学文化教育学部(以下「本学部」という。)に係る転学部・転課程等に、必要な事項を定める。

(転学部、転課程及び転選修の許可)

第2条 本学部の学生で他学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、教授会の議を経て、学年の初めに、若干人に限り許可することがある。

2 本学部の学生で他課程への転課程を志願する場合は、当該課程等と協議の上、第3条に定める要件を満たした者につき、教授会の議を経て、学年の初めに、若干人に限り許可することがある。

3 転選修については、転課程の場合に準ずる。

4 他学部の学生で本学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、第4条に定める要件を満たした者につき、当該学生が志願する課程(選修)において、第7条に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学年の初めに、若干人に限り許可することがある。

5 推薦及び編入学で入学した学生については、原則として、転学部及び転課程等を認めない。

(志願資格)

第3条 転課程及び転選修を志願する者については2年次生への転入に限るものとし、次の各号のいずれかに該当し、別記算式による学業成績の平均点が2.0点以上の者でなければならない。

- (1) 1年次生にあつては、修得単位数が15単位以上の者
- (2) 2年次生にあつては、修得単位数が45単位以上の者
- (3) 3年次生にあつては、修得単位数が75単位以上の者
- (4) 4年次生にあつては、修得単位数が100単位以上の者

第4条 本学部にて転学部を志願する者については2年次生への転入に限るものとし、次の各号のいずれかに該当し、別記算式による学業成績の平均点が2.0点以上の者でなければならない。

- (1) 1年次生にあつては、修得単位数が15単位以上の者
- (2) 2年次生にあつては、修得単位数が45単位以上の者
- (3) 3年次生にあつては、修得単位数が75単位以上の者
- (4) 4年次生にあつては、修得単位数が100単位以上の者

第5条 第3条及び前条に定める修得単位数は、当該年度の後学期分の修得見込み単位数を含まないものとする。

(願書等の提出)

第6条 本学部にて転学部を志願する者は、所属学部の承認を経て、所定の願書、申請書、履歴書、成績証明書及び履修履(写)を添えて提出しなければならない。

2 転課程を志願する者は、所定の願書及び申請書を添えて提出しなければならない。

3 他学部にて転学部を志願する者は、申出書を提出しなければならない。

4 前3項の願書等は、転学部又は転課程を希望する年度の前年の12月28日(その日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)までに、本学部教務係に提出しなければならない。

(選考)

第7条 転学部又は転課程の申出があった場合、学部長は、教授会に、転学部(転課程)選考委員会(教務委員会、志願する課程又は選修の代表者で構成)を設置する。

2 選考委員会は、書類審査、面接及び学力試験(実技試験を含む。)を課し、可否を判定する。

3 面接及び学力試験については、願書等受理後、本人に日時等を通知する。

(在籍期間)

第8条 転学部、転課程又は転選修を許可された者は、3年以上本学部にて在籍しなければならない。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日改正)

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

別記算式 学業成績の平均点計算方法

$$\frac{(\text{優以上の単位数}) \times 3 \text{点} + (\text{良の単位数}) \times 2 \text{点} + (\text{可の単位数}) \times 1 \text{点}}{\text{総修得単位数}} = \text{学業成績平均点}$$

# 佐賀大学経済学部転学部規程

(平成16年5月12日教授会承認)

(平成19年2月21日教授会承認)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第32条の規定に基づき、佐賀大学経済学部(以下「本学部」という。)に係る転学部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学部志願資格)

第2条 本学部への転学部を志願する他学部の学生(以下「転学部志願者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 1年次に在籍中の場合は、修得単位数が20単位以上の者
  - (2) 2年次に在籍中の場合は、修得単位数が40単位以上の者
  - (3) 3年次に在籍中の場合は、修得単位数が60単位以上の者
  - (4) 4年次以上に在籍中の場合は、修得単位数が70単位以上の者
- 2 前項各号の単位数には、履修中の修得見込み単位数を含めることができる。

(志願書類)

第3条 転学部志願者は、所属学部教授会の議を経て、志願する課程及びコースを明記した転学部願(別紙様式1)、申請書(別紙様式2)、履歴書(別紙様式3)、成績証明書及び履修届を提出しなければならない。

2 前項の書類は、経済学部教務係へ12月末日までに提出しなければならない。

(面接)

第4条 転学部志願者に対しては、志願理由・学習目標および転学部後の学習準備等に関して、志願するコースの教員及び経済学部大学教育委員会委員が面接を行う。

(教授会での審議)

第5条 志願書類の審査結果及び面接結果について、経済学部大学教育委員会は、教授会に報告する。

2 教授会は、経済学部大学教育委員会からの報告に基づき、転学部の可否について審議する。

3 教授会で転学部が承認された場合、学部長は、その旨を学長に報告する。

(転学部後の在籍年次、必要在学年数及び所属課程等)

第6条 転学部志願者の転学部後の在籍年次、必要在学年数及び所属課程等については、次の各項に定めるところによる。

2 在籍年次については、次のとおりとする。

2年次

3 転学部を許可された者のうち、次の成績を修めた者の所属課程及びコースは、本人の希望を勘案し、教授会が決定する。

- (1) 1年次に在籍中の場合は、優以上の科目が20単位以上の者
- (2) 2年次に在籍中の場合は、優以上の科目が40単位以上の者
- (3) 3年次に在籍中の場合は、優以上の科目が60単位以上の者
- (4) 4年次以上に在籍中の場合は、優以上の科目が70単位以上の者

4 3以外の者の所属課程及びコースは、本人の希望を勘案し、人数に余裕のあるコースの中から教授会が決定する。

5 転学部を許可された者が当該異動前に修得した履修科目及び修得単位数のうち、本学部卒業要件の単位数として充てることができる履修科目及び単位数については、経済学部大学教育委員会の認定案に基づき、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(補足)

第7条 本学部から他学部への転学部を志願する場合の取扱いについては、当該学部諸規則の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、経済学部大学教育委員会の議を経て、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。



## 佐賀大学医学部転学部及び転学科細則

(平成17年5月19日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第32条の規定及び佐賀大学における入学後の進路変更に関する方針(平成17年3月25日制定)に基づき、佐賀大学医学部(以下「本学部」という。)に係る転学部及び転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学部・転学科の許可)

第2条 本学部の学生で他学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、教授会の議を経て、学期の始めに許可することができる。

2 他学部の学生で本学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、転学部を希望する前年の12月1日現在で、志願する学科の1年次に欠員があるときに限り、当該学科において第3条第2項に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学年の始めに2年次生に転入することとして許可することができる。

3 本学部の学生で転学科を志願する場合は、転学科を希望する前年の12月1日現在で、志願する学科の1年次に欠員があるときに限り、当該学科において第3条第2項に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学年の始めに2年次生に転入することとして許可することができる。

(選考)

第3条 本学部への転学部及び転学科志願者の選考作業を処理するため、教授会において、転学部転学科選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 第2条第2項及び同第3項に定める選考は、選考委員会が大学入学時の大学入試センター試験における成績及び本学における学業成績をもって書類審査を行い、当該審査に合格した者には、さらに、面接及び学力試験等を課し、教授会が総合的に判断して決定する。

3 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(願書等の提出)

第4条 本学部にて転学部及び転学科を志願する者は、所定の願書、履歴書、成績証明書を、転学部及び転学科を希望する前年の12月28日までに、医学部長へ提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、転学部及び転学科に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この細則は、平成17年5月19日から施行する。

## 佐賀大学理工学部転学部及び転学科に関する内規

(平成19年1月31日 理工学部教授会 制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学理工学部(以下「本学部」という。)における転学部・転学科については、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(転学部及び転学科の許可)

第2条 他学部の学生で本学部への転学部を志願する場合は、当該他学部と協議の上、当該学生が志願する学科において第3条の選考を実施の上、教授会の議を経て、学期の初めに許可することができる。

2 本学部の学生で他学部への転学部を志願する場合は、当該他学部と協議の上、教授会の議を経て、学期の初めに許可することができる。

3 本学部の学生で転学科を志願する場合は、当該学生が志願する学科において第3条の選考を実施の上、教授会の議を経て、学期の初めに許可することができる。

4 推薦及び編入で入学した本学部の学生については、原則として、転学部及び転学科を認めない。

(選考)

第3条 前条第1項及び第3項の場合における選考は、当該学生が志願する学部又は学科で定める方法により行う。

(出願)

第4条 他学部の学生で本学部への転学部を志願する者又は本学部の学生で転学科を志願する者は、所定の願書、履歴書及び成績証明書を、転学部及び転学科を希望する前年の12月28日(その日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。))に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日。次項において同じ。)までに、本学部教務係に提出しなければならない。

2 本学部の学生で他学部への転学部を志願する者は、所定の願書を、転学部を希望する前年の12月28日までに、本学部教務係に提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、転学部及び転学科に必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

# 佐賀大学農学部転学部及び転学科細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第32条の規定に基づき、佐賀大学農学部(以下「本学部」という。)に係る転学部及び転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学部・転学科の許可)

第2条 本学部の学生で他学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、教授会の議を経て、学期の始めに許可することがある。

2 他学部の学生で本学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議し、第3条に規定する要件を満たした者につき、当該学生が志願する学科において第5条に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学期の始めに許可することがある。

3 本学部の学生で転学科を志願する場合は、第4条に規定する要件を満たした者につき、当該学生が志願する学科において第5条に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学期の始めに許可することがある。

4 推薦で入学した本学部の学生については、原則として、転学部及び転学科を認めない。

5 本学部の学生で病気又は事故等によって回復しがたい身体的障害を生じ、現に所属する学科の専門科目の履修が不可能となつた者については、本条第3項及び第4項の規定にかかわらず、本人の願い出により、教授会の議を経て、学期の始めに許可することがある。

(転学部の志願資格)

第3条 他学部の学生で本学部への転学部を志願する場合は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 2年次に転入を志願する場合は、本学における修得単位数が20単位以上の者

二 3年次に転入を志願する場合は、本学における修得単位数が40単位以上の者

三 所属学部における学年が3年次以上の者で、前2号のいずれかの年次に転入を志願する場合は、本学における修得単位数が60単位以上の者

2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(転学科の志願資格)

第4条 転学科は、原則として、本学部の1年次及び2年次に在籍している学生を対象とし、当該学生が入学年に大学入試センター試験及び個別学力検査において取得した総得点が、当該学生の志願する学科の同年に行われた同日程における最下位合格者の総得点以上であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 2年次に転学科を志願する学生は、本学における修得単位数が20単位以上の者

二 3年次に転学科を志願する学生は、本学における修得単位数が40単位以上の者

2 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(選考)

第5条 第2条第2項及び第3項に定める選考は、大学での学業成績及び面接等の結果を総合して行う。

2 志願学生の修得科目によっては、希望する年次に転入できないことがある。

(願書等の提出)

第6条 転学部及び転学科を志願する者は、所定の願書及び成績証明書を、転学部及び転学科を希望する年度の前年の12月28日まで(28日が休日に当たる場合はその直前の休日でない日まで)に農学部教務係に提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、転学部及び転学科に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年2月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

## 17 . 教育職員免許法等

教育職員免許法 .....	359
教育職員免許法施行規則 .....	363

# 教育職員免許法（抄）

（昭和24年5月31日法律第147号）

最終改正：平成20年6月18日法律第73号

## 第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあってはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

3 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校の教員にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあってはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあっては都道府県知事をいう。

4 この法律で「自立教科等」とは、理療（あん摩、マッサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。）、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動（以下「自立活動」という。）をいう。

5 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。

（免許）

第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

（免許状を要しない非常勤の講師）

第3条の2 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

(1) 小学校における次条第6項第1号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

(2) 中学校における次条第5項第1号に掲げる教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

(3) 高等学校における次条第5項第2号に掲げる教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

(4) 中等教育学校における前2号に掲げる事項

(5) 特別支援学校（幼稚部を除く。）における第1号から第3号までに掲げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項

(6) 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者に届け出なければならない。

## 第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状と

し、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

- 3 特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。
- 4 臨時免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。
- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
  - (1) 中学校の教員にあっては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか1以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教
  - (2) 高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教
- 6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。
  - (1) 小学校教諭にあっては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育
  - (2) 中学校教諭にあっては、前項第1号に掲げる各教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科
  - (3) 高等学校教諭にあっては、前項第2号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第16条の4第1項の文部科学省令で定めるもの並びに第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科

第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、1又は2以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第1から別表第2の2までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下第9条の2までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める2年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第1項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

5 第7項で定める授与権者は、第3項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれにも該当する者以外の者には授与しない。

- (1) 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者

(2) 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（免許状の授与の手続等）

第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第1の第3欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、1又は2以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

別表第1（第5条、第5条の2関係）

第1欄		第2欄	第3欄			
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16
備考						
1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第2から別表第8までの場合においても同様とする。）						
2 第2欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）						

2の2 第2欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の場合においても同様とする。）
2の3 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）
3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）
5 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。） イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの
6 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
7 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第2の2の場合においても同様とする。）
8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
9 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。



# 教育職員免許法施行規則（抄）

（昭和29年10月27日文部省令第26号）

最終改正：平成20年11月12日文部科学省令第34号

## 第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第1条の2 免許法 別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和50年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

第1条の3 免許法 別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第2条 免許法 別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第3条 免許法 別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第4条 免許法 別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
	書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学、政治学」
	「社会学、経済学」
	「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
	化学
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）
	生物学
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）

理科	地学
	地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論，作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技
	「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学及び栄養学
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。）
	金属加工（製図及び実習を含む。）
	機械（実習を含む。）
	電気（実習を含む。）
	栽培（実習を含む。）
	情報とコンピュータ（実習を含む。）
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学（実習を含む。）
職業	産業概説
	職業指導
	「農業，工業，商業，水産」
	「農業実習，工業実習，商業実習，水産実習，商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学，哲学」
備考	<p>1 第2欄に掲げる教科に関する科目は，一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は，それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は，当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。ただし，「農業，工業，商業，水産」の修得方法は，これらの科目のうち2以上の科目（商船をもって水産と替え</p>

ることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。(次条,第9条,第15条第4項,第18条の2及び第64条第2項の場合においても同様とする。)

第5条 免許法 別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は,次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ,第2欄に掲げる科目について,それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)
	国文学(国文学史を含む。)
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学及び自然地理学
	地誌
公民	「法律学(国際法を含む。),政治学(国際政治を含む。)」
	「社会学,経済学(国際経済を含む。)」
	「哲学,倫理学,宗教学,心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論,統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。),化学実験(コンピュータ活用を含む。),生物学実験(コンピュータ活用を含む。),地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
音楽	ソルフェージュ
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)
	指揮法
	音楽理論,作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)
	彫刻
	デザイン(映像メディア表現を含む。)
	美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統的美術及びアジアの美術を含む。)
工芸	図法及び製図
	デザイン
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)
	工芸理論,デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
書道	書道(書写を含む。)
	書道史
	「書論,鑑賞」
	「国文学,漢文学」
保健体育	体育実技
	「体育原理,体育心理学,体育経営管理学,体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。)
	生理学(運動生理学を含む。)
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健(小児保健,精神保健,学校安全及び救急処置を含む。)

保健	「生理学，栄養学，微生物学，解剖学」
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学，生化学，病理学，微生物学，薬理学」
	看護学（成人看護学，老年看護学及び母子看護学を含む。）
	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。）
	住居学（製図を含む。）
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
	家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）
	情報システム（実習を含む。）
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）
	情報と職業
農業	農業の関係科目
	職業指導
工業	工業の関係科目
	職業指導
商業	商業の関係科目
	職業指導
水産	水産の関係科目
	職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）
	高齢者福祉，児童福祉及び障害者福祉
	社会福祉援助技術
	介護理論及び介護技術
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
商船	商船の関係科目
	職業指導
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学，哲学」

第6条 免許法 別表第1に規定する幼稚園，小学校，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教諭に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数											第5欄	第6欄								
	第2欄		第3欄			第4欄															
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目						生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目		教育実習	教職実践演習						
右項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育課程の意義及び編成の方法	保育内容の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
幼稚園教諭	専修免許状	2		6								18					2		5	2	
	一種免許状	2		6								18					2		5	2	
	二種免許状	2		4								12					2		5	2	
小学校教諭	専修免許状	2		6		22								4					5	2	
	一種免許状	2		6		22								4					5	2	
	二種免許状	2		4		14								4					5	2	
中学校教諭	専修免許状	2		6(5)		12(6)								4(2)					5(3)	2	
	一種免許状	2		6(5)		12(6)								4(2)					5(3)	2	
	二種免許状	2		4(3)		4(3)								4(2)					5(3)	2	
高等学校教諭	専修免許状	2		6(4)		6(4)								4(2)					3(2)	2	
	一種免許状	2		6(4)		6(4)								4(2)					3(2)	2	
備考																					
1 教育課程及び指導法に関する科目は，幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，教育課程の意義及び編成の方法，保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし，小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，教育課程の意義及び編成の方法，各教科の指導法																					

道徳の指導法，特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし，高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，教育課程の意義及び編成の方法，各教科の指導法，特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

2 教育課程及び指導法に関する科目は，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領，同令第52条に規定する小学校学習指導要領，同令第74条に規定する中学校学習指導要領又は同令第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し，包括的な内容を含むものでなければならない。

3 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては，教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

4 各教科の指導法の単位の修得方法は，小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては，国語（書写を含む。），社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を，小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては，国語等のうち6以上の教科の指導法（音楽，図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）についてそれぞれ2単位以上を，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，それぞれ，受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

5 道徳の指導法の単位の修得方法は，小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を，小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位以上を修得するものとする。

6 生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目は，幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし，小学校，中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては，生徒指導の理論及び方法，教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。

7 教育実習は，授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校，小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては幼稚園及び中学校，中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び高等学校，高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において，幼稚園又は小学校には，特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み，中学校又は高等学校には，中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに特別支援学校の中学部又は高等部を含む。

8 教育実習の単位数には，教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校，専修学校，社会教育に関する施設，社会福祉施設，児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする。（第7条第1項，第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）

9 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は，幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第18項第4号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）又は，小学校（特別支援学校の小学部及び附則第18項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）において，教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数1年について1単位の割合で，表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって，これに替えることができる。

10 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は，中学校（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部並びに附則第18項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第18項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において，教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については，経験年数1年について1単位の割合で，表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって，これに替えることができる。

11 教職実践演習は，当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ，教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第10条及び第10条の4の表の場合においても同様とする。）

12 幼稚園，小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目，教育の基礎理論に関する科目，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目，教育実習又は教職実践演習の単位は，教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで，教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目にあっては2単位まで，教育実習にあっては3単位まで，教職実践演習にあっては2単位まで他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

13 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目，教育の基礎理論に関する科目，生徒

指導，教育相談及び進路指導等に関する科目，教育実習又は教職実践演習の単位は，教職の意義等に関する科目にあっては2単位まで，教育の基礎理論に関する科目にあっては6単位まで，生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目，教育実習並びに教職実践演習にあってはそれぞれ2単位まで，幼稚園，小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

14 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち，2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）までは，幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。

15 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち，生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで，特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで，幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。

16 保育内容の指導法の単位のうち，半数までは，小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。

17 括弧内の数字は，免許法別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法 別表第1備考第6号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は，前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は，第1項に規定する各科目の開設に当たっては，各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに，効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第6条の2 免許法 別表第1に規定する幼稚園，小学校，中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は，第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては，当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法 別表第1に規定する幼稚園，小学校，中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は，第2条から第5条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては，授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

第7条 免許法 別表第1に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は，次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数				
		第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
免許状の種類	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習
		心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16	5		3
	1種免許状	2	16	5		3
	2種免許状	2	8	3		3

**備考**

1 第1欄に掲げる科目は，特別支援学校の教育に係る，心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育に係る社会的，制度的又は経営的事項を含むものとする。

2 第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は，特別支援教育領域のうち，1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について，それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

3 第3欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

4 第4欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。

2 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限り。）をもって、これに替えることができる。この場合において、第1項の表の第3欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

5 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによって行わなければならない。

(1) 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第1項の表第2欄に掲げる科目についてそれぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る1単位以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目についてそれぞれ1単位（2種免許状に当該領域の追加の定めを受ける場合にあっては当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位）以上

(2) 前号の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもって替えることができる。

(3) 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

6 第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。

7 免許法別表第1備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第4項までに定める修得方法の例によるものとする。

第8条 削除



## 18. その他の規則等

佐賀大学学生交流に関する規程 .....	373
佐賀大学外国人留学生規程 .....	378
佐賀大学科目等履修生規程 .....	380
佐賀大学研究生規程 .....	383
佐賀大学学生の懲戒に関する規程 .....	385
佐賀大学における成績評定平均値に 関する規程 .....	386
<b>G P A</b> ( Grade Point Average ) の計算例 .....	388
成績評価の異議申立てに関する要項 .....	390
定期試験受験心得 .....	390
佐賀大学成績判定等に関する規程 .....	391
佐賀大学学生表彰規程 .....	392
佐賀大学授業料の督促及び指導要領 .....	394
佐賀大学本庄地区構内交通規程 .....	395
佐賀大学医学部構内交通規制要項 .....	397
気象警報発表時等における授業等の 取扱いに関する申合せ .....	400
佐賀大学医学部における気象警報発表時に おける授業等の実施に関する申合せ .....	401

# 佐賀大学学生交流に関する規程

(平成16年4月1日制定)

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学部学生との交流
  - 第1節 大学間の協議(第2条)
  - 第2節 学生の派遣及び留学(第3条 - 第10条)
  - 第3節 特別聴講学生(第11条 - 第17条)
- 第3章 大学院学生との交流
  - 第1節 大学院等との協議(第18条)
  - 第2節 学生の派遣及び留学(第19条 - 第26条)
  - 第3節 特別聴講学生(第27条 - 第33条)
  - 第4節 特別研究学生(第34条 - 第40条)
- 第4章 雑則(第41条)

## 附則

### 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第33条第4項及び第43条第2項の規定に基づく学生との交流について必要な事項並びに佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第39条第4項、第42条第2項及び第43条第2項に定める学生との交流を実施するため必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 学部学生との交流

#### 第1節 大学間の協議

(大学間の協議)

第2条 佐賀大学(以下「本学」という。)と他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他の大学等」という。)との学生との交流は、当該他の大学等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、教授会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する学部(以下「所属学部」という。)の長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

#### 第2節 学生の派遣及び留学

(出願手続)

第3条 他の大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属学部の長に、願い出なければならない。

2 所属学部の長は、前項の願い出に基づき、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

(派遣及び留学の許可)

第4条 学長は、前条第2項の申請により他の大学等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣又は留学を許可された学生(以下「派遣等学生」という。)の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の履修期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可することができる。

(修業年限及び在学期間の取扱い)

第6条 派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣等学生は、他の大学等における所定の授業科目の履修が終了したときは、直ちに、所属学部の長を経て、学長に所定の履修報告書及び他の大学等の長が交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣等学生が他の大学等において修得した単位は、教授会の議に基づき、本学における課程修了又は卒業の要件と

なる単位の一部として認定することができる。

(授業料等)

第9条 派遣等学生は、学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣等学生他の大学等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

(派遣許可等の取消し)

第10条 学長は、派遣等学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣等学生が、他の大学等の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

### 第3節 特別聴講学生

(出願手続)

第11条 他の大学等の学生であって、本学の特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学等の長からの依頼に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

(受入期間)

第13条 特別聴講学生の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の受入れ期間の変更については、学長は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、許可することができる。

(学業成績証明書)

第14条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属学部の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生証)

第15条 特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第16条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別聴講学生が他の大学(短期大学を含む。)又は外国の大学(短期大学を含む。)の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (3) 特別聴講学生が、大学間相互単位互換協定において授業料を相互に徴収しないこととしている大学(短期大学を含む。)の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (4) 特別聴講学生が、大学間交流協定(学部間協定及びこれに準ずる協定を含む。)において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の学生であるときは、第2号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (5) 既納の授業料は、返還しない。

(受入れの許可の取消し)

第17条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、他の大学等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

## 第3章 大学院学生の交流

### 第1節 大学院等との協議

(大学院等との協議)

第18条 本学の大学院と他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院等」という。)との学生の交流は、当該他の大学院等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学院若しくは研究所等と事前の協議を行うことが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ、研究科委員会の議を経て、学長が、又は学長の承認を得て、学生が所属する研究科(以下「所属研究科」という。)の長が行うものとする。

- (1) 授業科目又は研究指導の範囲
- (2) 履修期間又は研究指導を受ける期間

- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位又は研究指導の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

## 第2節 学生の派遣及び留学

### (出願手続)

第19条 他の大学院等の授業科目の履修又は研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、所属研究科の長に、願い出なければならない。

2 所属研究科の長は、前項の願い出に基づき、研究科委員会の議を経て、学長に申請するものとする。

### (派遣及び留学の許可)

第20条 学長は、前条第2項の申請により他の大学院等の長に依頼し、その承認を得て派遣又は留学を許可する。

### (派遣期間)

第21条 派遣等学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本学の大学院の修士課程又は博士前期課程の学生が他の大学院等で研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

3 第1項の履修期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

### (標準修業年限及び在学年限の取扱い)

第22条 派遣等学生の履修期間は、本学の修業年限及び在学年限に算入する。

### (研究報告書等の提出)

第23条 派遣等学生は、他の大学院等における所定の授業科目の履修又は研究指導が終了したときは、直ちに、所属研究科の長を経て、学長に所定の履修報告書又は研究報告書及び他の大学院等の長が交付する学業成績証明書又は研究指導状況報告書を提出しなければならない。

### (研究指導等の認定)

第24条 派遣等学生が他の大学院等において修得した単位又は受けた研究指導の成果は、研究科委員会の議に基づき、本学の大学院における課程修了の要件となる単位又は研究指導の一部として認定することができる。

### (授業料等)

第25条 派遣等学生は、大学院学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣等学生の他の大学院等における授業料その他の費用の取扱いは、大学間の協議により定めるものとする。

### (派遣許可等の取消し)

第26条 学長は、派遣等学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、派遣又は留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣等学生が、受入れ大学院の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、派遣又は留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

## 第3節 特別聴講学生

### (出願手続)

第27条 他の大学院等の学生であって、本学の大学院における特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

### (受入れの許可)

第28条 特別聴講学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

### (受入期間)

第29条 特別聴講学生の受入期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り履修期間を変更することができる。

2 前項の受入期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

### (学業成績証明書)

第30条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が学業成績証明書を交付する。

(特別聴講学生証)

第31条 特別聴講学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第32条 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別聴講学生が他の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (3) 特別聴講学生が、大学間相互単位互換協定において授業料を相互に徴収しないこととしている大学の大学院の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (4) 特別聴講学生が、大学間交流協定(研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。)において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の大学院の学生であるときは、第2号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (5) 既納の授業料は、返還しない。

(受入許可の取消し)

第33条 学長は、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

#### 第4節 特別研究学生

(出願手続)

第34条 他の大学院等の学生であって、本学の大学院における特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期間内に、所属する大学院の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別研究学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(受入れの許可)

第35条 特別研究学生の受入れの許可は、他の大学院等の長からの依頼に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(受入期間)

第36条 特別研究学生の受入期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、通算して2年を超えない期間に限り研究期間を変更することができる。

2 前項の受入れ期間の変更については、学長は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、許可することができる。

(研究指導状況報告書)

第37条 特別研究学生が所定の研究指導の研究を終了したときは、所属研究科の長を経て、学長が研究指導状況報告書を交付する。

(特別研究学生証)

第38条 特別研究学生には、所定の学生証を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第39条 特別研究学生に係る検定料、入学料及び授業料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- (2) 特別研究学生が他の大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、別に定める額の授業料を、入学許可の日から20日以内に納付しなければならない。
- (3) 特別研究学生が、大学間交流協定(研究科間協定及びこれに準ずる協定を含む。)において授業料を相互に徴収しないこととしている外国の大学の大学院の学生であるときは、前号の規定にかかわらず、本学における授業料は徴収しない。
- (4) 既納の授業料は、返還しない。

(受入許可の取消し)

第40条 学長は、特別研究学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科委員会の議を経て、他の大学院等の長と協議の上、受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別研究学生が、本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他、受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

#### 第4章 雑 則

(細則)

第41条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学部又は研究科の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

# 佐賀大学外国人留学生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第45条第2項及び佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第45条第2項の規定に基づき、外国人留学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部の学生
- (2) 大学院研究科の学生
- (3) 科目等履修生
- (4) 研究生
- (5) 特別聴講学生
- (6) 特別研究学生

(入学の時期)

第3条 外国人留学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 外国人留学生の入学資格は、次表のとおりとする。

区 分	入 学 資 格
学部の学生	学則第9条又は第14条第1項各号のいずれかに該当する者
大学院研究科の学生	修士課程及び博士前期課程は、大学院学則第24条又は第33条第1項各号のいずれかに該当する者 博士後期課程は、大学院学則第25条又は第33条第1項各号のいずれかに該当する者 博士課程は、大学院学則第26条又は第33条第1項各号のいずれかに該当する者
科目等履修生	学部の科目等履修生は、学則第9条各号のいずれかに該当する者又は履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会が認められた者 大学院研究科の科目等履修生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
研究生	学部の研究生は、学則第9条各号のいずれかに該当する者又は研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認められた者 大学院研究科の研究生は、大学を卒業した者又は各研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
特別聴講学生	外国の大学又は大学院との協議に基づき、特定の授業科目の履修が認められた者
特別研究学生	外国の大学院との協議に基づき、研究指導を受けることが認められた者

(出願の手続)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料(特別聴講学生及び特別研究学生を除く。)を添えて、学長に願い出なければならない。

(合格者の決定)

第6条 入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学の手続)

第7条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学金(特別聴講学生及び特別研究学生を除く。)を納付しなければならない。

(入学の許可)

第8条 学長は、前条の手続きを完了した者に、入学を許可する。

(検定料等)

第9条 国費外国人留学生については、第5条及び第7条の規定にかかわらず、検定料、入学金及び授業料は、徴収しない。

2 私費外国人留学生(外国政府派遣留学生を含む。)は、所定の期日までに、所定の授業料(授業料等を相互に徴収しないこととする大学間交流協定(学部間協定、研究科間協定及びこれらに準ずる協定を含む。))を締結をしている場合を除く。)を納付しなければならない。

(既納の検定料等)

第10条 既納の検定料、入学金及び授業料は、返還しない。

(規定の準用)

第11条 外国人留学生に関しては、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及び佐賀大学の諸規則等の学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。



# 佐賀大学科目等履修生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第42条第2項及び佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第41条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第9条各号のいずれかに該当する者
- (2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると教授会又は教養教育運営機構協議会が認めた者

2 大学院の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院学則第24条、第25条又は第26条の各号のいずれかに該当する者
- (2) 履修しようとする授業科目について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

(出願の手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、原則として、前学期においては2月末、後学期においては8月末までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終学校の卒業・修了証明書(卒業・修了見込みの者は、卒業・修了見込証明書)
- (3) 現に職にある者は、その所属長の承諾書(第11条第1項に定める者については、任命権者の依頼書)
- (4) その他学長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生として入学を志願する者が佐賀大学(以下「本学」という。)の学部の学生又は大学院の学生であるときは、同項第1号以外の書類の提出を要しない。

(選考)

第5条 入学を志願した者については、教授会又は教養教育運営機構協議会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書(写)その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間等)

第8条 科目等履修生の履修期間は、6月又は1年とする。ただし、年度を越えて開設する授業科目を履修するときは、当該授業科目の履修が完了する年度までとする。

2 科目等履修生が履修期間終了後、継続して履修することを志願するときは、前項の規定にかかわらず、教授会又は教養教育運営機構協議会の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。

3 前項の履修期間の延長については、第4条から第7条までの規定を準用する。ただし、検定料及び入学料は、納付を要しない。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生が授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して、所定の単位を与える。

(検定料、入学料、授業料)

第10条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 科目等履修生は、入学許可の日から20日以内に、履修する授業科目の単位数に応じて、所定の授業料を納付しなければならない。

(検定料等の不徴収等)

第11条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第4条、第6条及び第10条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。ただし、単位の認定を受ける場合は、授業料を徴収する。

2 本学と高等学校、中等教育学校、専修学校、地方公共団体その他の団体との協定により入学する者については、当該協定の定めるところにより、検定料、入学料及び授業料のそれぞれについて、一部又は全部を徴収しないことがある。

3 本学の大学院の学生が別表1に掲げる学部等の授業科目を、本学の学部の学生が別表2に掲げる研究科の授業科目を履修し、単位の認定を受ける場合は、第4条、第6条及び第10条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収

しない。

(既納の授業料等)

第12条 既納の検定料，入学科及び授業料は，返還しない。

(科目等履修生証)

第13条 科目等履修生として入学を許可された者には，科目等履修生証を交付する。

(証明書の交付)

第14条 科目等履修生の修得単位，履修期間等については，本人の申請により，所定の証明書を交付する。

(規定の準用)

第15条 科目等履修生については，この規程に定めるもののほか，学則，大学院学則その他学生に関する規定を準用する。

(大学院の科目等履修生に対する読替)

第16条 大学院の科目等履修生については，第5条，第8条第2項の「教授会」とあるのは，「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか，科目等履修生に関し，必要な事項については，各学部長及び教養教育運営機構長並びに各研究科長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月6日改正)

この規程は，平成17年12月6日から施行し，平成18年度の入学を志願する者及び平成17年度末に履修期間が終了し継続して履修期間の延長を志願する者から適用する。

附 則(平成19年3月1日改正)

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月13日改正)

この規程は，平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年2月8日改正)

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

別表1(第11条第3項関係)

学部等	授業科目
全学部	教員の免許状取得に必要な授業科目 研究科が指定する学部の授業科目
教養教育運営機構	現代の法と社会(日本国憲法)

別表2(第11条第3項関係)

研究科・専攻	授業科目
工学系研究科機能物質化学専攻	無機化学特論 有機化学特論 物理化学特論 反応化学特論
工学系研究科物理科学専攻	量子力学 統計力学
工学系研究科電気電子工学専攻	グラフィカル・ユーザ・インターフェース特論 プロセスプラズマ工学特論 電力システム工学特論 物質情報エレクトロニクス特論 高周波回路設計特論 システム LSI 回路設計特論
工学系研究科知能情報システム学専攻	人工知能特論 知的システム特論

工学系研究科都市工学専攻	構造解析プログラム論 環境地盤工学特論 都市構成システム論 都市デザイン論 数値水理学特論
工学系研究科循環物質工学専攻	無機化学特論 有機化学特論 物理化学特論 反応化学特論
工学系研究科生体機能システム制御工学専攻	バイオインフォマティクス特論 生体可視化学特論 生体システム工学特論 アルゴリズム特論
農学研究科応用生物科学専攻	土壌学特論

# 佐賀大学研究生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第44条第2項及び佐賀大学大学院学則(平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。)第44条第2項に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 学部の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学則第9条各号のいずれかに該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると教授会が認めた者

2 大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院規則第24条、第25条及び第26条の各号のいずれかに該当する者

(2) 研究しようとする専門的課題について相当の学力があると研究科委員会が認めた者

(出願の手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならぬ。

(1) 入学願書

(2) 最終学校の卒業・修了証明書(卒業・修了見込みの者は、卒業・修了見込証明書)

(3) 研究計画書

(4) 現に職にある者は、その所属長の承諾書(第12条に定める者については、任命権者の依頼書)

(5) その他学長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、研究生として入学を志願する者が佐賀大学の学部又は大学院研究科の卒業生若しくは修了者又は卒業見込みの者若しくは修了見込みの者であるときは、同項第2号の書類の提出を要しない。

(選考)

第5条 入学を志願した者については、教授会の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学の手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、外国人登録証明書(写)その他の所定の書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に、入学を許可する。

(研究期間等)

第8条 研究生の研究期間は、2月以上1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、研究期間の延長を許可することがある。

3 前項の研究期間の延長については、第4条から第7条までの規定を準用する。ただし、検定料及び入学料は、納付を要しない。

(研究指導)

第9条 研究生は、研究題目を定め、指導教員の指導のもとに研究に従事するものとする。

(講義等への出席等)

第10条 研究生は、指導教員及び当該授業科目担当教員の承認を得て、研究題目に関連のある講義、実験又は実習等に出席することができる。

2 研究生には、単位を与えない。

(検定料、入学料、授業料)

第11条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 研究生は、それぞれの研究予定期間に応じ、3月分又は6月分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。ただし、研究予定期間が3月未満又は6月未満である時は、その期間分に相当する額の授業料を当該期間の当初の月の20日までに納付しなければならない。

(現職教育職員の検定料等)

第12条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については、第4条、第6条及び第11条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(既納の授業料等)

第13条 既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

（研究生証）

第14条 研究生として入学を許可された者には，研究生証を交付する。

（研究報告書）

第15条 研究生は，研究期間の終了時に研究報告書を指導教員を経て，学部長に提出するものとする。

（証明書の交付）

第16条 研究報告書を提出した者には，本人の申請により，所定の研究修了証明書を交付する。

（規定の準用）

第17条 研究生については，この規程に定めるもののほか，学則，大学院学則その他学生に関する規定を準用する。

（大学院の研究生に対する読替）

第18条 大学院の研究生については，第5条及び第8条第2項中「教授会」とあるのは，「研究科委員会」と，第15条中「学部長」とあるのは，「研究科長」と読み替えるものとする。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか，研究生に関し，必要な事項については，別に定める。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は，平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は，平成20年度の後学期入学志願者から適用し，同年度前学期の入学志願者は，なお従前の例による。

# 佐賀大学学生の懲戒に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第39条第4項の規定に基づき、佐賀大学学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査委員会の設置)

第2条 学部長は、懲戒に相当するとと思われる学生の行為(以下、単に「事案」という。)を知ったときは、直ちに、副学長のうち学長が指名した者に報告するとともに、教授会の議を経て、学部選出の佐賀大学学生委員会委員2人を含む若干人で組織する調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会は、当該事案について、調査及び事実の確認を行い、懲戒の必要性の有無等を検討するものとする。

(事情の聴取等)

第3条 調査委員会は、調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 調査委員会は、事情の聴取に際し、当該学生が、弁明し、自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 調査委員会は、事情の聴取に際し、当該学生が本学の教職員又は学生を指名し、その補佐を受けることを希望する場合は、当該教職員又は学生が、当該学生のために弁明し、必要な証拠を提出し、意見を述べることを認めるものとする。

(学生委員会との協議)

第4条 調査委員会は、当該事案について、懲戒の要否及び種類・程度を佐賀大学学生委員会と協議するものとする。

(調査等の結果の報告)

第5条 調査委員会は、調査結果を学部長に報告するものとする。

(教授会審議)

第6条 学部長は、調査委員会の報告に基づき、教授会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第7条 学長は、学部長の報告に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第8条 学部長は、学長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付し、懲戒の内容を公示するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、懲戒の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前の事案に対する調査委員会の設置その他学生の懲戒に関する決定事項等は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

# 佐賀大学における成績評定平均値に関する規程

(平成19年4月20日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学(以下「本学」という。)における成績評定平均値(グレードポイントアベレージ。以下「GPA」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「GPA」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対応して4～0の評点(グレードポイント。以下「GP」という。)を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

2 この規程において「学部等」とは、各学部、教養教育運営機構及び各研究科をいう。

3 この規程において「学科等」とは、各学科、各課程、各コース及び各専攻をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、学部等の5段階評価を受けた授業科目とする。ただし、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目は、GPAの算出の対象授業科目としない。

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げるGPを配点する。

- (1) 秀 S (90～100) GP = 4
- (2) 優 A (80～89) GP = 3
- (3) 良 B (70～79) GP = 2
- (4) 可 C (60～69) GP = 1
- (5) 不可 D (0～59) GP = 0

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算する。この場合において、計算値は、小数点以下第2位を四捨五入して表記する。

(1) 学生ごとGPA

イ 学期ごとGPA

一学期の、一授業科目の成績評価で得たGPに、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、当該一学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

ロ 通算GPA

入学時から現在の学期までの、一授業科目の成績評価で得たGPに、当該一授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を、入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

(2) 授業科目ごとGPA

一授業科目の履修学生のGPの合計を、当該一授業科目の履修学生数で除して算出する。

(3) 学部等ごとGPA

一学期における授業科目ごとGPAの学部等の合計を、学部等で当該一学期に開講されたGPA対象授業科目数で除して算出する。

(4) 学科等ごとGPA

一学期における授業科目ごとGPAの学科等の合計を、学科等で当該一学期に開講されたGPA対象授業科目数で除して算出する。

(GPA計算期日)

第6条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日(前学期にあつては9月1日、後学期にあつては3月1日とする。以下「GPA計算期日」という。)までに確定した成績に基づいて行う。

2 教員は、GPA計算期日までに成績を確定させるよう努めるものとする。

(成績が確定していない科目の取扱い)

第7条 成績の保留又は追試験等によってGPA計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

(履修放棄科目の取扱い)

第8条 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合及び学部等の長による履修登録の変更の措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は、不可として扱う。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第9条 不正行為により無効とされた成績は、不可として扱う。

2 当該学期のGPA計算期日以降に当該学期の成績が不正行為により無効とされた場合は、当該学期のGPA計算期日ま

で当該成績が無効となったものとみなし、学期ごとGPAを再計算するものとする。

(再履修等におけるGPAの取扱い)

第10条 履修した授業科目について不可と評価され(前2条により不可として扱われた場合を含む。),後に再履修等によって合格となった場合には、合格の評価が与えられた学期において学期ごとGPAを計算し、通算GPAの計算に当たっては、不可と評価された学期における当該授業科目に係る数値は、通算GPAの計算式から除外する。

(GPAの通知)

第11条 GPAの学生への通知は、学業成績通知書に学期ごとGPA及び通算GPAを表示することにより行う。

2 GPAの教員への通知は、各学部及び各研究科にあつては、当該学部及び当該研究科の教務を担当する係から当該学部及び当該研究科の学科等の教務委員に、学期ごとGPA、通算GPA及び学部等ごとGPAを電子ファイルにて提供し、教養教育運営機構にあつては、当該機構の教務を担当する係から当該機構の教務委員に、学部等ごとGPAを電子ファイルにて提供する。なお、学部等の要望により、授業科目ごとGPA及び学科等ごとGPAを提供する。

(学修指導計画)

第12条 各学部及び各研究科は、GPAに基づく学修指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

(GPAデータの提供)

第13条 学部等は、本学の組織が教育活動の改善のために行う調査研究に必要なGPAのデータを、大学教育委員会の承認を得て、当該組織に提供することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者並びに大学院の学生については、この規程を適用しない。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第9条及び第10条の規定は平成19年度前学期の成績から適用する。
- 2 平成20年3月31日において現に大学院に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、この規程を適用しない。



## G P A (Grade Point Average) の計算例

G P Aは、Grade Point Average の略で、簡単に言うと、成績評価方法の一つで、履修した全科目の1単位あたりの成績の平均値を表しています。

以下、G P Aの計算方法について、実際に成績が評価されたものと仮定して説明します。なお、随時、「佐賀大学における成績評定平均値に関する規程」(以下「G P A規程」といいます。)の条文を挙げていますので、G P A規程を参照しながら、読み進めてください。

まず、下の表を見てください。秀、優、良、可、不可の各成績評価に、各々4～0のG Pが対応しています。G Pは、Grade Point の略で、評価に対する点数と考えてください。このG Pが、G P A計算のもとになります。G P A規程の第4条を参照してください。

成績評価	G P	可否
秀 (90～100点)	4	合格
優 (80～89点)	3	合格
良 (70～79点)	2	合格
可 (60～69点)	1	合格
不可 (0～59点)	0	不合格

さて、

平成20年度前学期に下記のとおり成績が評価されたと仮定し、実際にG P Aの計算をします。

授業科目名	単位	成績評価	G P	年度・学期
英語	1	秀	4	H20年度・前学期
スポーツ科学講義	2	優	3	H20年度・前学期
スポーツ実習	1	放棄	0	H20年度・前学期
大学入門科目	2	可	1	H20年度・前学期
現代の法と社会(日本国憲法)	2	不可	0	H20年度・前学期

(注記)上記の授業科目については、説明用のため、実際に開講されるとは限りません。

G P A規程の第5条1号イの「学期ごとG P A」の計算方法にあてはめ、

平成20年度前学期の「学期ごとG P A」を計算すると、

$$\frac{(4 \times 1) + (3 \times 2) + (0 \times 1) + (1 \times 2) + (0 \times 2)}{1 + 2 + 1 + 2 + 2} = \frac{12}{8} = 1.5 \text{ となります。}$$

なお、スポーツ実習は放棄のため、G P A計算上は不可として取り扱い、G Pは0となります。第8条を参照してください。また、不正行為により成績が無効になった場合も同様にG Pは0となりますので、注意してください。(第9条を参照のこと)

履修放棄すると、G P Aが低くなりますので、計画的な履修を心がけてください。

続いて、

平成20年度後学期に下記のとおり成績が評価されたと仮定し、実際にG P Aの計算をします。

授業科目名	単位	成績評価	G P	年度・学期
英語	1	秀	4	H20年度・後学期
スポーツ実習	1	優	3	H20年度・後学期
情報基礎演習1	1	優	3	H20年度・後学期
現代の法と社会(日本国憲法)	2	可	1	H20年度・後学期

(注記)上記の授業科目については、説明用のため、実際に開講されるとは限りません。

前学期と同様に、G P A規程の第5条1号イの「学期ごとG P A」の計算方法にあてはめると、

平成20年度後学期の「学期ごとG P A」は、

$$\frac{(4 \times 1) + (3 \times 1) + (3 \times 1) + (1 \times 2)}{1 + 1 + 1 + 2} = \frac{12}{5} = 2.4 \text{ となります。}$$

次に、平成20年度後学期までの「通算GPA」を計算します。

GPA規程の第5条1号口の「通算GPA」の計算方法にあてはめると、

$$\frac{(4 \times 1) + (3 \times 2) + (0 \times 1) + (1 \times 2) + (0 \times 2) + (4 \times 1) + (3 \times 1) + (3 \times 1) + (1 \times 2)}{1 + 2 + 1 + 2 + 2 + 1 + 1 + 1 + 2} = \frac{24}{13}$$

= 1.846・・・= 1.8 (小数点以下第2位四捨五入) になるところですが、特例により、別途計算が必要です。

GPA規程の第10条を見てください。不可と評価され、GPAが0とされたものについては、再履修で合格することにより、以前のGP及び単位は計算式から除外されます。

従って、前学期に不可と評価された「現代の法と社会(日本国憲法)」については、後学期に「可」で合格したことにより、前学期のGP及び単位は計算式から除外されます。【注記】を参照のこと。

従って、再計算すると、

$$\frac{(4 \times 1) + (3 \times 2) + (0 \times 1) + (1 \times 2) + (-0 \times 2) + (4 \times 1) + (3 \times 1) + (3 \times 1) + (1 \times 2)}{1 + 2 + 1 + 2 + -2 + 1 + 1 + 1 + 2} = \frac{24}{11}$$

= 2.1818・・・= 2.2 (小数点以下第2位四捨五入) となります。

言わば、再チャレンジの制度です。このことは、放棄及び不正行為によりGPAが0とされた場合についても、再履修で合格することにより、以前のGPは計算式から除外されます。

以上で説明を終わりますが、分からないことがあれば、指導の先生や教務課、学生サービス課で気軽に質問してください。

【注記】 同一授業科目において、不合格、放棄等を1度、2度、3度と繰り返しても通算GPA上は、不合格、放棄等は1回分しかカウントしません。合格すれば、不合格、放棄等は計算から除外されます。

なお、スポーツ実習、英語等の累積科目(同一科目名の授業を複数修得する必要があるか又は複数修得が可能な授業科目)では、「可」以上の成績のみを算出対象とし、直近の成績が「不可」の場合のみ、その「不可」の評価も算出対象とします。

(累積科目の計算例)

英語	2008年度 前学期	2008年度 後学期	2009年度 前学期	2009年度 後学期	2009年度後学期の時点における通算GPA
学 生 A	合格	合格	不合格	不合格	合格2回カウント, 不合格1回カウント
学 生 B	不合格	合格	不合格	合格	合格のみ2回カウント
学 生 C	合格	不合格	合格	不合格	合格2回カウント, 不合格1回カウント

## 成績評価の異議申立てに関する要項

(平成19年1月30日制定)

- 1 全授業科目において、担当教員は、成績評価に用いた答案、レポート等を成績通知後から3か月間保存するものとする。
- 2 学生は、成績通知後、1か月以内(やむを得ない事情がある場合は、2か月以内)に担当教員に申し出て、自己の提出した答案、レポート等を確認するため、閲覧することができる。
- 3 学生は、成績評価に質問又は異議がある場合は、成績通知後1か月以内(やむを得ない事情がある場合は、2か月以内)に担当教員に申し出ることができる。担当教員との協議によっても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議ができない場合には、学生は学部長(教養教育科目にあつては、教養教育運営機構長、大学院の授業科目にあつては研究科長とする。以下同じ。)に異議を申し立てることができる。
- 4 前項後段の異議の申立てがあつた場合は、学部、教養教育運営機構及び研究科の教育に関する委員会において申立て内容等を調査・検討する。その結果を踏まえ、学部長は、教授会(教養教育科目にあつては、教養教育運営機構協議会、大学院の授業科目にあつては、研究科委員会。以下「教授会等」という。)の議を経て、対応を決定する。
- 5 前項教授会等の審議結果は、当該学生に通知する。また、該当科目の評価に要する情報、答案、レポート等は、教授会等の議が終了するまで保存するものとする。

### 附 則

この要項は、平成19年2月1日から実施する。

## 定期試験受験心得

- 1 試験室について  
試験室の出入口は、1か所に限定し、他の出入口は閉鎖する。
- 2 試験室の出入りについて  
試験室には、前の時間の監督教員が退室した後に入室すること。
- 3 答案紙について
  - (1) 学籍番号、入学年度、学部・研究科名、学科・課程・専攻名及び氏名を必ず記入すること。
  - (2) 答案紙は退室に際し、本人が持参のうえ監督教員に提出し、室外に持ち出すことを厳禁する。
- 4 遅刻及び退室について
  - (1) 遅刻 試験開始時刻から10分間は、監督教員において入室受験を許可することがある。
  - (2) 退室 試験開始時刻から30分間を経過しなければ、退室は許可しない。
- 5 学生証
  - (1) 学生証は、受験中必ず机上に置くこと。
  - (2) 学生証不持参者は、定期試験実施キャンパスの学務部教務課(本庄キャンパス)又は医学部学生サービス課(鍋島キャンパス)で定期試験受験許可証の交付を受けること。
- 6 試験中の物品の貸借は、原則として許可しない。

### 附 則

この心得は、平成19年4月1日から実施する。

# 佐賀大学成績判定等に関する規程

(平成16年4月1日規定)

(趣旨)

第1条 成績判定及び試験等に関する事項は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(成績の判定)

第2条 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、100点満点中90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(試験)

第3条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 定期試験の時間割は、少なくとも1週間前に公示する。

(成績の取消し)

第4条 一度判定された成績は、取り消すことができない。

(合格科目の再履修)

第5条 学生は、一度合格と判定された授業科目については、再履修をすることができない。

(定期試験における不正行為)

第6条 学生が定期試験において不正行為をしたときは、当該学生がその定期試験期間中に受験したすべての試験科目の成績を無効とする。

(実験等における不正行為)

第7条 学生が実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等において不正行為をしたときは、当該実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等に係る科目の成績を無効とする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、各学部等において特段の定めがある場合においては、当分の間、その定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

# 佐賀大学学生表彰規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定)第38条第2項の規定に基づき、佐賀大学の学生及び学生団体(学生が任意に組織したサークル等のグループを含む。以下同じ。)の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体について行うことができる。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア 国際的又は全国的規模の学会から賞を受けた場合

イ その他これに準じた学会等において高い評価を受けた場合

(2) 課外活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア 国際的規模の競技会、展覧会又は公演会等(以下「競技会等」という。)に出場、出展又は出演(以下「出場等」という。)した場合

イ 全国的規模の競技会等に出場等をし、第3位までに入賞(これに相当する賞を含む。)した場合

ウ 九州地区又は九州地区を含む複数の地区が合同で行う競技会等に出場等をし、優勝(これに相当する賞を含む。)した場合

(3) 社会活動において、次のいずれかの場合に該当したと認められるとき。

ア ボランティア活動等において、公共団体等から表彰を受け顕著な活動が認められる場合

イ 人命救助、犯罪防止又は災害防止等で国内外の公的機関等において表彰された場合

(4) その他前各号に掲げる基準と同等以上の表彰に値する行為があったと認められるとき。

(表彰対象者の推薦)

第3条 学部長、研究科長又は課外活動の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、別記様式1の推薦書により学長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、その都度速やかに行うものとする。

(表彰対象者の決定)

第4条 学長は、前条第1項により推薦があった場合には、佐賀大学学生委員会の議を経て、表彰する学生又は学生団体を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長賞として、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰対象者が決定された後、速やかに行うものとする。

(表彰状の様式)

第7条 表彰状は、別記様式2のとおりとする。

(事務)

第8条 表彰に関する事務は、学務部学生生活課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

推 薦 書

平成 年 月 日

学 長 殿

推 薦 者 名 \_\_\_\_\_  
(学部長, 研究科長, 顧問教員等)

下記の学生・学生団体は, 佐賀大学学生表彰規程第2条第 号 に該当すると認められるので, 推薦します。

記

1 推薦対象者	学 生	所 属	学 部	学 科	第 年次
			研究科	課 程	専 攻
	氏名 _____				
	学生団体	団体名	佐賀大学	部 人数	人
		代表者所属	学 部	学 科	第 年次
			研究科	課 程	専 攻
	代表者氏名 _____				

2 推薦理由

表彰状の写し, 新聞記事等を添付して下さい。

学 長 賞

氏名又は学生団体名 殿

あなたは \_\_\_\_\_ に

おいて \_\_\_\_\_ ました

ここに日頃の努力に対して敬意を  
表するとともに本学の名誉を高め  
た功績を称え表彰します

平成 年 月 日

佐賀大学長

印

備考 表彰の事由によって表彰状の本文を変更することができ、規格は、B4版とする。

## 佐賀大学授業料の督促及び指導要領

[ 目的 ]

- 1 授業料収納及び学生指導の見地からこの要領を定め、授業料の円滑なる納入を図ることを目的とする。

[ 督促要領 ]

- 2 所定の納入期間内に納入しない学生に対しては、下記により督促を行うものとする。

区 分	期 日		事 項
	前 期	後 期	
納入期間	自 4月1日 至 4月30日	自 10月1日 至 10月31日	掲示をもって納入の請求をする。
督促	第1回	6月1日 12月1日	保証人又は本人あて
	第2回	7月10日 1月10日	保証人又は本人あて
除 籍	7月31日	1月31日	該当者は教授会又は研究科委員会の議を経て、学長に申達する。
延納期限	9月10日	2月20日	延納を許可された者で、許可期限までに納入しなかった場合は、その日付けで除籍する。

[ 学生の指導 ]

- 3 学務部教務課は指導計画を立て、財務部と緊密な連絡のもとに、事前指導及び未納者の指導を行うものとする。  
督促期間及び学務部教務課において必要と認める期間中、財務部は納入者の氏名を学務部教務課に通知するものとする。

附 則 (抄)

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

# 国立大学法人佐賀大学本庄地区構内交通規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)の本庄地区構内(南部バイパス南地区を除く。以下「構内」という。)における自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車(以下「車両」という。)の交通規制を実施し、もって構内の交通安全、交通秩序の維持及び教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

(車両運転の心得)

第2条 役員、職員、臨時職員等(以下「職員」という。)及び学生で車両を運転して構内に入構する者は、この規程の目的に従い、歩行者の安全を守り、構内の交通規制を遵守しなければならない。

2 学外者で車両を運転して構内に入構する者は、前項の規定を準用する。

(最高速度)

第3条 構内における最高速度は、毎時20キロメートルとする。

(駐車義務)

第4条 車両(自転車を除く。)を運転して入構した者は、直ちに所定の駐車場に駐車しなければならない。

2 前項の規定により駐車した車両は、退出するまで移動させてはならない。

3 駐車場の位置、駐車区分及び駐車場への通行経路は、車両の種類及び使用する者の所属に従って、別表1のとおりとする。

(自動車の登録及び登録票)

第5条 自動車で通勤又は通学しようとする者は、別紙1に定める自動車登録申込書に必要事項を記入し、別表2に指定する所属部局(学生にあっては学務部学生生活課とする。)の担当係に提出し、別紙2に指定する佐賀大学自動車登録票(以下「登録票」という。)の交付を受けるものとする。

2 登録票は、自動車登録申込書を受理した部局の長が交付する。

3 登録票の交付基準は、別表3のとおりとする。ただし、学生にあっては当該年度の佐賀大学交通安全講習会の受講者に限るものとする。

4 登録票は、必ず運転席のダッシュボードの上に提示しなければならない。

(構内臨時駐車証等)

第6条 深夜又は早朝にわたる勤務の職員及び卒業研究等により通常の勉学時間を著しく超える学生並びに本学に用務をもって常時入構する業者は、別紙3に定める自動車臨時駐車証申込書に必要事項を記入し、別表2に定める関係部局の担当係に申し出て、別紙4に定める佐賀大学構内臨時駐車証の交付を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

2 学外者で自動車で臨時に構内に入構しようとする者(当日限りの入構者)は、別紙5に定める入構届書に許可を受け、運転席前のダッシュボードの上に提示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第7条 各部長は、この規程に違反した者に対し、違反の内容に応じ、次の各号に掲げる必要な措置を講じるものとする。

(1) 不正の手段により登録票の交付を受けたことが判明したときは、直ちに登録票を没収し、以後の交付は一切行わない。

(2) 通行、駐車その他の違反者に対しては警告を行う。

(3) 度重なる警告を受けた者及び悪質な違反者については、登録票を没収し、以後の交付は一切行わない。

(適用の特例)

第8条 次の各号に掲げる車両にあっては、この規程中それぞれ当該各号に掲げる規定又は事項は、適用しない。

(1) 本学の所有する車両 第4条

(2) 緊急用自動車 第3条、第4条及び第6条

(3) 郵便業務用車両及び旅客の用に供する営業車 第4条及び第6条

(4) 工事の施工又は物品の運搬をする車両 第4条

(5) その他特別の事情により各部長が許可した車両 許可した事項

(構内で発生した事故の責任)

第9条 構内での車両に関する事故及び駐車中における破損・盗難等の事故については、本学はその責を負わない。

2 入構者の車両の事故により、本学の施設等に損害を与えたときは、入構者の責任において原状に回復しなければならない。ただし、本人の責を負わない不慮の事故の場合は、例外とする。

(雑則)

第10条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則



この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月23日改正）

この規程は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表1及び別表2のうち総合情報基盤センターに関する部分は、平成18年2月1日から適用し、改正後の別表2のうち総務部総務課に関する部分は、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成19年2月28日改正）

この規程は、平成19年2月28日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年6月15日改正）

この規程は、平成19年6月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表1

駐 車 場	駐 車 区 分	通 行 経 路
正門西側駐車場	学生の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車	正門から入構し、直ちに右折すること。
経済・文化教育学部棟西側駐車場	経済学部及び学務部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
経済学部2号館西側駐車場及び経済学部講義棟北側駐車場	学生、学務部及び経済学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
文化教育学部2号館南側駐車場	文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
文化教育学部3号館南側駐車場	学生及び文化教育学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	正門から入構し、最短距離によること。
事務局西側駐車場	事務局，附属図書館，保健管理センター及び総合情報基盤センター職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，最短距離によること。
附属図書館南側駐車場	自動二輪車 原動機付自転車	南部バイパス沿い入口から入構し，最短距離によること。
理工学部2号館・3号館東側駐車場，3号館南側及び7号館西側駐車場	学生及び理工学部職員の使用する自動車 修学のため来学する者の使用する自動車 福利厚生施設職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，直進又は，農学部横から左折し，かさざぎホールから左折すること。
農学部中庭駐車場及び農学部北棟北側駐車場	農学部職員の使用する自動車 外来者の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部横から左折すること。
農学部2号館南側駐車場及び農学部2号館西側駐車場	学生の使用する自動車	南部バイパス沿い入口から入構し，農学部横から左折すること。
正門西側二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	正門から入構し，直ちに右折すること。
文化教育学部9号館東側二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	文化教育学部東門から入構し直ちに右折すること。
理工学部実習工場西側二輪車置場	自動二輪車 原動機付自転車	南部バイパス沿い入口から入構すること。
各部局の自転車置場	自転車	

別表3

対 象 者	交 付 基 準
職員・大学院生	1 通勤又は通学距離が片道4キロメートル以上の者 2 身体障害・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者
学部学生	1 公共交通機関を利用し片道通学時間が2時間以上の者 2 身体障害・疾病等により必要な者 3 その他特別の理由により必要な者

## 佐賀大学医学部構内交通規制要項

(目的)

第1 この要項は、佐賀大学医学部(以下「本学部」という。)の構内における自動車等の交通規制に関し、必要な事項を定め、もって学内環境の保全及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項において「自動車等」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号及び第10号に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。

(遵守事項)

第3 本学部の構内において自動車等を運転する者は、道路交通関係法令及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 構内では、歩行者の安全を第一とすること。
- (2) 構内の道路標識及び標示に従うこと。
- (3) 構内は、時速20km以下で走行すること。
- (4) 警音器は、真に必要な場合を除き使用しないこと。また、始動時及び走行時における騒音の防止に努めること。
- (5) 緊急事態又は本学部の行事等により臨時的規制を行うときは、これに従うこと。

(入構規制)

第4 次の各号に掲げる者で、自動車(自動二輪車を除く。以下同じ。)により、本学部の構内への入構及び駐車場の利用ができる者は、第6及び第7に定める駐車許可証又は臨時駐車許可証の交付を受けた者とする。

- (1) 職員(看護師宿舎・医学部宿舎の入居者を除く。以下同じ。)関係
  - (2) 学生, 研究生等関係
  - (3) 業務委託業者等関係
- 2 物品納入業者等で、自動車により本学部へ臨時的用務のため入構する者については、第14に定めるとおりとする。
- 3 前2項に掲げる者以外の者の自動車による入構については、別に定める。

(駐車許可)

第5 駐車許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に、本人の申請に基づき医学部長が行う。

- (1) 通勤・通学等の距離が片道2km以上であり、自動車を使用しなければ通勤・通学等が困難である場合。ただし、職員関係にあつては、公共の交通機関による通勤手当を受給していない者に限る。
- (2) 通勤・通学等の距離が片道2km未満の者で、身体に障害があるため、自動車によらなければ、通勤・通学等が困難である場合。
- (3) その他学部長が特に必要と認めた場合。

(駐車許可証の交付申請等)

第6 駐車許可を受けようとする者は、駐車許可証交付申請書(別紙様式第1)に車両検査証の写しを添えて、別表第1の区分により担当課に申請し、駐車許可証(別紙様式第2)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、車両検査証に記載された住所と現住所とが異なるときは、自宅又は公務員宿舎並びに役職員宿舎居住者を除き、現住所に自動車の保管場所を有することを証明する書類を添付しなければならない。
- 3 駐車許可証は、他人に譲渡若しくは貸与し、又はその記載事項を変更してはならない。

(臨時駐車許可証)

第7 臨時駐車許可証(別紙様式第3)は、次の各号のいずれかに該当する場合に交付するものとし、交付に当たっては、臨時駐車許可証使用記録簿(別紙様式第4)を作成し、各講座等ごとに行うものとする。

- (1) 勤務等の都合により、自動車を利用して通勤・通学することが真にやむを得ないと認められる場合(原則として、片道2km以上の者に限る。)
- (2) 第14の(2)により、臨時駐車許可証を必要とする場合

(駐車区域)

第8 自動車の駐車場及び当該駐車場において駐車できる自動車の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 自動二輪車及び原動機付自転車は、構内の駐輪場に駐車しなければならない。

(有効期限)

第9 駐車許可証の有効期限は、交付の日の属する年度の3月31日までとする。

(更新及び再交付)

第10 次の各号のいずれかに該当するときは、第6の規定に準じて速やかに駐車許可証の更新又は再交付を受けなければならない。

- (1) 駐車許可証の有効期限が到来したとき。
- (2) 自動車の更新(登録番号の変更を含む)をしたとき。

(3) 駐車許可証を紛失又は汚損したとき。

( 駐車許可証の返還 )

第11 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに駐車許可証を担当課に返還しなければならない。

- (1) 自動車による入構を必要としなくなったとき。
- (2) 第5に規定する交付の条件を欠くに至ったとき。

( 違反者に対する措置 )

第12 この要項に違反した者については、違反の内容に応じ、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 不正の手段により駐車許可証の交付を受けたことが判明したときは、直ちに駐車許可証を没収し、以後の交付は行わない。
- (2) 通行、駐車その他の違反者に対しては警告を行う。この場合、警告書（別紙様式第5）を運転席窓ガラスに貼付することができる。
- (3) 度重なる警告を受けた者及び悪質な違反者については、駐車許可証を没収し、以後の交付は行わない。
- (4) 第4の1の(1)及び(2)関係者の違反者については、学部長が必要と認めた場合は、掲示等の方法により、学部内へ周知することができるものとする。

( 駐車の際の義務 )

第13 駐車許可証又は臨時駐車許可証の交付を受けた者は、駐車に際し、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 駐車許可証又は臨時駐車許可証は、自動車のフロント面の車外から確認できる位置に置くこと。
- (2) 指定された駐車場の白線内に駐車すること。
- (3) 自動車を駐車場に長期間放置しないこと。

( 物品納入業者等関係 )

第14 本学部に臨時の用務で入構し、構内に駐車を必要とする者については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自動車は、専用駐車場に駐車すること。
- (2) 長時間の駐車を必要とする場合及び専用駐車場に駐車できない場合は、第7に定める臨時駐車許可証の交付を受け、指定の駐車場に駐車すること。

( 構内で発生した事故の責任 )

第15 本学部の構内における自動車等に関する事故及び駐車中における破損・盗難等の事故については、本学部はその責を負わない。

2 入構者の自動車等の事故により、本学部の施設等に損害を与えたときは、入構者の責任において原状に回復しなければならない。

( 適用除外 )

第16 緊急自動車については、この要項は適用しない。

2 公用車、郵便車、タクシーその他の特別な自動車については、第4から第14までの規定は適用しない。

( 事務 )

第17 この要項の実施に関する事務は、経営管理課において処理する。

( その他 )

第18 この要項に定めるもののほか、交通規制の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から適用する。

別紙様式第1から第5まで省略

別表第1（第6関係）

駐車許可証の発行担当課及び対象者

交付対象者	担当課
○要項第4の1の(1) ○要項第4の1の(3)	経営管理課
○要項第4の1の(2)	学生サービス課

別表第2（第8関係）

各駐車場に駐車できる自動車の範囲

駐車場 番号	駐 車 場 名	駐車できる自動車の範囲	備 考
1	南駐車場 (470台)	職員関係 診療等のため入構する者	
2	西駐車場 (292台)	職員関係 学生，研究生等関係	
3	北駐車場 (252台)	職員関係 業務委託業者等関係	
4	大学会館 南側駐車場 (15台)	職員関係 学生関係	
5	グラウンド 南側駐車場 (120台)	職員関係	
6	臨床講堂 東側駐車場 (12台)	業務委託業者等関係	
7	体育館前 駐車場 (25台)	学生関係	
8	課外活動施設前 駐車場 (30台)	学生関係	
9	思誠館横 駐車場 (268台)	職員関係 学生関係	

## 気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

- 1 この申合せは、台風等の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報発表時等における授業等(実習等を除く。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この申合せにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 気象警報 佐賀地方気象台が佐賀県南部又は佐賀多久地区について発表する警報(暴風雪警報, 暴風警報, 大雨警報及び洪水警報に限る。)をいう。
  - (2) 授業等 授業(定期試験期間における試験を含む。)をいう。
  - (3) 実習等 教育実習, 病院実習, 介護等体験実習及びインターンシップ等をいう。

(休講措置)

- 3 次に掲げる場合, その日の授業等は休講とする。
  - (1) 午前6時に気象警報が発表されている場合
  - (2) 午前6時から午前8時40分までの間に気象警報が発表された場合
- 4 前項以外の休講措置は, 学長があらかじめ指名した副学長, 各学部長及び教養教育運営機構長の協議により決定し, 速やかに学長に報告するものとする。

(周知方法)

- 5 前項に係る休講措置の周知は, 次に掲げるところによる。
  - (1) 学生センターは, 学生に対して掲示等により速やかに周知する。ただし, 授業等実施中の場合は, 担当教員を通じて周知を図る。
  - (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については, 学生センターから電話等により速やかに周知を図る。
  - (3) 佐賀大学学生センターのホームページに掲載する。
  - (4) テレビ・ラジオ等を通じて周知を図る。

(警報の確認)

- 6 警報の発表及び解除の確認は, テレビ・ラジオ等の発表によるものとする。

(実習等)

- 7 実習等においては, 各実習先の判断によるものとする。

(休講措置の補充)

- 8 休講措置の補充については, あらかじめ学長が指名した副学長, 各学部長及び教養教育運営機構長が協議の上, 決定する。

(その他)

- 9 前各項に定めるもののほか, 津波, 地震その他不測の事態が生じた場合についても, 前項までの定めを準用する。

この申合せは, 平成16年4月1日から実施する。

この申合せは, 平成18年9月12日から実施する。

気象情報の問い合わせ先

- ・ 佐賀地方気象台のテレフォンサービス Tel 0952 177
- ・ 気象庁の HP [http://www.jma.go.jp/jp/warn/109\\_table.html](http://www.jma.go.jp/jp/warn/109_table.html)

## 佐賀大学医学部における気象警報発表時における授業等の実施に関する申合せ

(平成19年9月12日 医学部教育委員会決定)

医学部においては、「気象警報発表時における授業等の取扱いに関する申合せ(平成16年4月1日制定)」にかかわらず、以下によるものとする。

1. 医学部においては、学生及び教職員の安全を図ることを大前提とするが、気象警報の発表にかかわらず、可能な限り授業時間割に沿って医学部専門科目の授業を実施するものとする。
2. 気象状況の悪化により、公共交通機関が不通の場合や、通学に危険性がある場合には、個々の学生の判断により通学を見合わせ、欠席するものとする。
3. 前記により授業を欠席した者については、出欠の取り扱いで学生の不利にならぬようにし、担当教員が次回の授業の前までに補講や個別指導等により学生の学習に対応することとする。
4. 気象状況等による授業の休講措置は、原則として各担当教員の判断により行うものとし、その際には迅速に学生サービス課に連絡し、学生及び関係者への周知等の対応を図るものとする。

## 19. 佐賀大学学歌

# 佐賀大学学歌

作詞 保岡 直樹  
作曲 橋本 正昭

Moderato con brio (♩108)

*mf*

そらへ はばたく カ  
ササギの はねは きぼうの し  
るしなり けんさん やくしん いきたかく  
こころは せかいの かけはしに ああ さがだい がくにーほ  
こり あれ

*rit.* **Andantino** (♩96)

*Poco rit.* *mp dolce* *a tempo*

めく み ゆたかな ありあけ  
に ひらく よくやの さがへい  
や このちをか なめとくすのほに れきしとぶんかの  
かぜかおる ああ さがだい がくにーさ かえあ  
れ

**Moderato con brio** (♩108)

**Moderato grandioso** (♩104)

を かたらう まなびやに きらめ  
く せいしゅん ともの かお  
*marcato*  
むすぶきずなは とこしえに あすのじだいを きりひらくあ  
*ff*  
あさがだい がくにー みらい ありみ  
*Poco rit.* *a tempo*

ら い あーり

## 佐賀大学学歌

作詞 保岡 直樹  
作曲 橋本 正昭

一、空へはばたくカササギの羽は希望の学章なり  
研鑽躍進意気高く  
志は世界の懸け橋に  
あゝ佐賀大学に誇りあれ

二、恵み豊かな有明に  
拓く沃野の佐賀平野  
この地を要と楠の葉に  
歴史と文化の風薫る  
あゝ佐賀大学に栄えあれ

三、夢を語らう学び舎に  
燦めく青春友の顔  
結び絆は永遠に  
明日の時代をきり開く  
あゝ佐賀大学に未来あり



部局等所在地及び電話番号

部局等	所在地	電話番号	備考	
法人本部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿164	教務課	
		095㉿ 28 ㉿113	総務課	
095㉿ 28 ㉿400		研究協力課		
095㉿ 28 ㉿177				
095㉿ 28 ㉿497				
095㉿ 28 ㉿181				
保健管理センター(鍋島キャンパス)分室		〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095㉿ 34 ㉿215	
附属図書館		〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿902	
附属図書館医学分館		〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095㉿ 34 ㉿172	
教養教育運営機構		〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿815	教務課
文化教育学部	095㉿ 28 ㉿213			
附属教育実践総合センター	095㉿ 28 ㉿209		FAX095㉿ 28 ㉿305	
附属幼稚園	〒840 0054 佐賀市水ヶ江1丁目4 45	095㉿ 24 ㉿745	FAX095㉿ 28 ㉿842	
附属小学校	〒840 0041 佐賀市城内2丁目17 3	095㉿ 26 ㉿1005	FAX095㉿ 26 ㉿049	
附属中学校	〒840 0041 佐賀市城内1丁目14 4	095㉿ 26 ㉿1001	FAX095㉿ 26 ㉿1003	
附属特別支援学校	〒840 0026 佐賀市本庄町正里46 2	095㉿ 29 ㉿676	FAX095㉿ 28 ㉿850	
経済学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿413		
医学部	〒849 8501 佐賀市鍋島5丁目1 1	095㉿ 34 ㉿132	学生サービス課	
附属病院		095㉿ 31 ㉿511		
附属地域医療科学教育研究センター		095㉿ 31 ㉿180		
附属先端医学研究推進支援センター		095㉿ 34 ㉿314		
理工学部	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿513		
農学部	〒849 0903 佐賀市久保泉町下和泉1841	095㉿ 28 ㉿713		
附属資源循環フィールド科学教育研究センター		095㉿ 98 ㉿245	FAX095㉿ 98 ㉿230	
海洋エネルギー研究センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿624		
海洋エネルギー研究センター伊万里サテライト	〒849 4256 伊万里市山代町久原字平尾1 48	095㉿ 20 ㉿190	FAX095㉿ 20 ㉿191	
総合分析実験センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿896		
総合情報基盤センター		095㉿ 28 ㉿592		
留学生センター		095㉿ 28 ㉿168	国際課	
低平地研究センター		095㉿ 28 ㉿582	FAX095㉿ 28 ㉿189	
海浜台地生物環境研究センター	〒847 0021 唐津市松南町152 1	095㉿ 77 ㉿484		
シンクロトン光応用研究センター	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿854		
高等教育開発センター		095㉿ 28 ㉿990		
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー		095㉿ 28 ㉿853		
地域学歴史文化研究センター		095㉿ 28 ㉿416	研究協力課	
有明海総合研究プロジェクト		095㉿ 28 ㉿846		
スポーツセンター		095㉿ 28 ㉿897		
学生会館		095㉿ 28 ㉿175	学生生活課	
かささぎホール		095㉿ 28 ㉿175	学生生活課	
楠葉寮		〒840 0027 佐賀市本庄町本庄425	095㉿ 24 ㉿812	
国際交流会館		〒840 0027 佐賀市本庄町本庄489 1	095㉿ 28 ㉿804	
合宿研修所	〒847 0131 唐津市神集島コウソ辻1430	095㉿ 79 ㉿986		
守衛室	〒840 8502 佐賀市本庄町1	095㉿ 28 ㉿193		

表紙の題字は教育学研究科山下優子さんの作品です。  
表紙の作品「蝶の花」は文化教育学部美術・工芸課程(西洋画専攻)鶴友那さんの作品です。

裏表紙の作品「から」は文化教育学部美術・工芸課程(窯芸専攻)小島美桜さんの作品です。

平成21年度  
**学 生 便 覧**  
平成21年3月25日印刷  
平成21年3月31日発行  
編集 佐賀市本庄町1  
佐賀大学学務部  
印刷 株式会社昭和堂

09

平成21年度

# 学生便覧

履修・学生生活の手引き

佐賀大学

佐賀大学

2009  
平成21年度

# 学生便覧

履修・学生生活の手引き



## 授業時間

8:40	↓	I 校時
10:10	↓	II 校時
10:20	↓	III 校時
11:50	↓	IV 校時
Lunch Time		
12:50	↓	V 校時
14:20	↓	VI 校時
14:30	↓	VII 校時
16:00	↓	
16:10	↓	
17:40	↓	
18:00	↓	
19:30	↓	
19:40	↓	
21:10	↓	



学部 研究科 学科 課程 専攻

学籍番号 09

氏名